# 平成24年度

地方税に関する参考計数資料

平成24年1月

総務省自治税務局

# 地方税に関する参考計数資料

### 目 次

1	平成24年度地方棿及び地方譲与棿収入見込額
2	平成24年度税制改正による事項別増減収見込額
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移 (
4	国税及び地方税の累年比較
5	国(一般会計)と地方(普通会計)の歳出規模の比較
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移 22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移 36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移 38
13	平成24年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調 40
14	超過課税の状況
15	平成23年度法定外税の実施状況 46
16	平成22年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合 54
17	地方税の税率等の推移
18	平成22年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合 138
19	平成22年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況140
20	平成22年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況142
21	平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況150
(参	3考)超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況(平成22年度)160
22	県民経済計算162
23	主要経済指標の推移

### 1 平成24年度地方税及び地方譲与税収入見込額

#### 1 地 方 税

#### (1) 総 括 表

(単位:億円)

					7	元 成 2	24 年	度			
		平成23年度	平成23年度	現行法によ	税制改正に	よる増減(△	)収見込額	改正法によ	平成23年度	(G)	(G) Ø
区	分	当初見込額	行法による	地方税制の 改正による もの		計 (D)+(E)	る収入見込 額 (C)+(F)	当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	—×100 (A)	構成割合	
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)		(%)	(%)
1.道	府 県 税	134, 952	3, 036	137, 988	484	7	491	138, 479	3, 527	102. 6	41. 1
2.市「	町 村 税	199, 085	△ 1,257	197, 828	258	4	262	198, 090	△ 995	99. 5	58. 9
3. 合	計	334, 037	1, 779	335, 816	742	11	753	336, 569	2, 532	100.8	100. 0
地方法人	特別譲与税	15, 641	919	16, 560	Δ 1	5	4	16, 564	923	105. 9	4. 7
再	計	349, 678	2, 698	352, 376	741	16	757	353, 133	3, 455	101. 0	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金 及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位:億円)

_												
						1	龙 成 2	24 年	度			
			平成23年度	平成23年度	現行法によ	税制改正に	よる増減(△	.) 収見込額	改正法によ	平成23年度	(G)	(G) の
区	区	分	当初見込額		る収入見込 額	地方税制の改正によるもの		計 (D)+(E)	る収入見込 額 (C)+(F)	当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(A) ×100	構成割合
			(A)	見込額 (B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)		(%)	(%)
	1.道 府	- 県 税	118, 157	2, 904	121, 061	134	7	141	121, 202	3, 045	102. 6	36. 0
	2.市 町	村 税	215, 880	△ 1, 125	214, 755	608	4	612	215, 367	△ 513	99.8	64. 0
	3. 合	計	334, 037	1, 779	335, 816	742	11	753	336, 569	2, 532	100.8	100. 0
	地方法人特	別譲与税	15, 641	919	16, 560	Δ 1	5	4	16, 564	923	105. 9	4. 7
	再	計	349, 678	2, 698	352, 376	741	16	757	353, 133	3, 455	101.0	100. 0

### (2) 税 目 別 内 訳

(単位:億円)

平成23年度	年 度			
平成23年度				
平成23年度 現行法によ 祝制改正による増加	咸(△)収見込額	改正法によ	平成23年度	(G)
当初見込額 る収入見込	u 31	る収入見込	当初見込額	×100
区 分     当初見込額 に対する現 額     地方税制の 国税の ひ正による に伴うる		額 (C)+(F)	に対する増 減(△)収額	(A)
増減(△)収 (A)+(B) もの	, , , , , , , , , ,		(G) – (A)	
見込額   (A) (B) (C) (D) (E)	(F)	(G)		(%)
A 道 府 県 税	(1')	(0)		(70)
(I) 普 通 税				
33,004 1,314 34,310	2 2	54, 520	1, 516	102. 9
350 🖂 - 2 354		594	$\triangle$ 2	99. 7
所 得 割 43,985 1,120 45,105	1 1	45, 106	1, 121	102. 5
法 人 均 等 割 1,398 △ 38 1,360		1, 360	△ 38	97. 3
法 人 税 割 4,839 575 5,414	1 1	5, 415	576	111.9
利 子 割 1,432 △ 186 1,246		1, 246	△ 186	87. 0
配 当 割 544 58 602		602	58	110. 7
株式等譲渡所得割 210 △ 13 197		197	△ 13	93. 8
2.事 業 税 23,356 1,172 24,528 △ 6	5 🛆 1	24, 527	1, 171	105.0
		1, 629	△ 257	86. 4
法 人 21,470 1,429 22,899 △ 6	5 △ 1	22, 898		106. 7
3. 地 方 消 費 税 25,691 775 26,466		26, 466	775	103. 0
演		19, 356		99. 1
貨物割6,1689427,110		7, 110	942	115. 3
4. 不 動 産 取 得 税 3,345 △ 83 3,262 3	3			97. 6
5. 道府県たばこ税 2,362 330 2,692	3	2, 692	330	114. 0
6 ブルフ 提 利 田 税				
7.自動車取得税 1,020 A 238 1,589 496	402	2 069		89. 5
1, 920 🛆 556 1, 562 460	486	2, 068	148	107. 7
0,742 109 0,901 1	1			101.8
9.日		15, 677	△ 270	98. 3
4 0 4		4	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等) 30 △ 10 20		20	△ 10	66. 7
普 通 税 計 134,934 3,193 138,127 484	7 491	138, 618	3, 684	102. 7
(Ⅱ)目的税				
1. 狩 猟 税 18 △ 1 17		17	Δ 1	94. 4
目 的 税 計 18 △ 1 17		17	△ 1	94. 4
(Ⅲ) 道 府 県 税 小 計 134,952 3,192 138,144 484	7 491	138, 635	3, 683	102. 7
(IV) 東日本大震災による減免等 - △ 156 △ 156		△ 156		-
(V) 道 府 県 税 計 134,952 3,036 137,988 484	7 491	138, 479	3, 527	102. 6
		· · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
地方法人特別讓与税 15,641 919 16,560 △ 1	5 4	16, 564	923	105.9
再 計 150,593 3,955 154,548 483	12 495	155, 043	4, 450	103.0

				平 成	24 年	<b>度</b>			
	平成23年度	平成23年度	現行法によ	税制改正に		2)収見込額	改正法によ	平成23年度	(G)
区分	当初見込額	当初見込額	る収入見込額	地方税制の	国税の改正	計	る収入見込額	当初見込額に対する増	$(A)$ $\times 100$
四 刀	コル丸心似	行法による		改正による	医性の気圧		(C)+(F)	減(△)収額	(A)
		増減(△)収 見込額	(A)+(B)	もの				(G) – (A)	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)		(%)
B市町村税									
(I) 普 通 税									
1.市 町 村 民 税	84, 258	3, 040	87, 298		4	4	87, 302	3, 044	103. 6
個人均等割	1, 788	△ 7	1, 781				1, 781	△ 7	99. 6
所 得 割	66, 023	1, 636	67, 659		2	2	67, 661	1, 638	102. 5
法人均等割	4, 052	△ 50	4,002				4,002	△ 50	98. 8
法 人 税 割	12, 395	1, 461	13, 856		2	2	13, 858	1, 463	111.8
2.固定資産税	89, 753	△ 4, 396	85, 357	197		197	85, 554	△ 4, 199	95. 3
土地	34, 230	△ 750	33, 480	197		197	33, 677	△ 553	98. 4
家屋	38, 658	△ 3,380	35, 278				35, 278	△ 3,380	91. 3
償 却 資 産	15, 904	△ 224	15, 680				15, 680	△ 224	98. 6
純固定資産税小計	88, 792	△ 4, 354	84, 438	197		197	84, 635	△ 4, 157	95. 3
交 付 金	961	△ 42	919				919	△ 42	95. 6
3.軽 自 動 車 税	1, 808	2	1,810				1, 810	2	100. 1
4. 市町村たばこ税	7, 252	1, 015	8, 267				8, 267	1, 015	114.0
5. 鉱 産 税	23	△ 5	18				18		78. 3
6. 特別土地保有税	19	1	20				20	1	105. 3
普 通 税 計	183, 113	△ 343	182, 770	197	4	201	182, 971	△ 142	99. 9
(Ⅱ) 目 的 税									
1. 入 湯 税	228	△ 20	208				208	△ 20	91. 2
2.事 業 所 税	3, 377		3, 479				3, 479	102	103. 0
3. 都 市 計 画 税	12, 367			61		61	11, 851		95. 8
4.水 利 地 益 税 等	0	0					0	0	0.0
目 的 税 計	15, 972					61	15, 538		97. 3
(Ⅲ) 市町村税小計	199, 085		198, 247	258	4	262	198, 509		99. 7
(IV) 東日本大震災による減免等		△ 419					△ 419	_	-
(V) 市 町 村 税 計	199, 085				4	262			99. 5

### 2 地方譲与税

(単位:億円)

				平历	文 24 年	F 度		
区	分	平成23年度当初見込額	平成23年度 当初見込額 に対するよう 行法に(△) 増減(△) 見込額	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D)	平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	$\frac{\text{(E)}}{\text{(A)}} \times 100$
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E) (II)	(%)
1.地方揮	発油譲与税	2, 778	25	2, 803		2, 803	25	100.9
2.石油ガ	ス譲与税	119	Δ 6	113		113	Δ 6	95.0
3.自動車	重量譲与税	2, 968	165	3, 133	△ 249	2, 884	△ 84	97. 2
4.航空機り	燃料譲与税	131	Δ 4	127		127	Δ 4	96. 9
5.特別と	ん譲与税	112	12	124		124	12	110.7
6.地方法人	、特別譲与税	15, 641	919	16, 560	4	16, 564	923	105. 9
合	計	21, 749	1, 111	22, 860	△ 245	22, 615	866	104. 0

<sup>※</sup> 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

### 2 平成24年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位:億円)

	初 年 度 平				(. 平 年 度	単位:億円)
改正事項	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 認定省エネ住宅(仮称)に係る住宅ローン減税制度 の創設				0	· ·	Δ 1 Δ 1
2 法人住民税 地方公共団体情報処理機構(仮称)に係る非課税措置 の創設				0	l —	Δ 1 Δ 1
3 法人事業税 (1) 新関西国際空港株式会社及び指定会社に係る資本割 の特例措置の創設	△ 6 △ 10		△ 6 △ 10	△ 31 △ 10		△ 31 △ 10
(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に 関する特別措置法施行に伴う措置 (3) その他	Δ 2 5		Δ 2 5	△ 26 5		△ 26 5
4 不動産取得税 (1) 都市再生緊急整備地域等において取得する一定の 新築家屋に係る特例措置の廃止	3 4		3 4	3 4		3 4
(2) その他 5 自動車取得税	△ 1 486		486	△ 1 369		△ 1 369
(1) エコカー減税の特例の見直し 「参考 ・自動車取得税交付金を加味した増収見込額	490 (140)	(350)	490 (490)	380 (110)	(270)	(380)
・自動車重量税の見直し(地方譲与分) (2) 低公害車・低燃費車特例の見直し (3) 先進安全自動車の取得に係る特例措置の創設 (4) バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る 特例措置の創設	8 \( \triangle \) 6 \( \triangle \) 6	(△ 320)	(\( \triangle \) 320)  8 \( \triangle \) 6 \( \triangle \) 6		(△ 380)	(△ 380) 8 △ 13 △ 6
6 軽油引取税 課税免除措置の見直し	1 1		1 1	1 1		1 1
7 固定資産税 (1) 住宅用地に係る据置特例の見直し等 (2) 原子力発電所の事故に伴う避難等指示区域内の土地 及び家屋に係る課税免除等		197 196	197 196		358 425 △ 55	358 425 △ 55
(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の創設 (4) 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した 一定の償却資産等に係る特例措置の創設					Δ 3 Δ 9	
<ul><li>(5) 新関西国際空港株式会社等の業務用固定資産に係る 特例措置の拡充</li><li>(6) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産</li></ul>		2	2		△ 11 2	Δ 11 2
に係る特例措置の縮減 (7) 指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る特例 措置の廃止					3	3
(8) 鉄道・運輸機構がJR貨物に無償で貸し付けている 土地に係る非課税措置の廃止 (9) その他		0	0		5	5 1
8 都市計画税 (1) 住宅用地に係る据置特例の見直し等 (2) その他		61 61 0	61 61 0		131 132 △ 1	131 132 △ 1
숌 計	484	258	742	342	487	829
国税の税制改正に伴うもの	7	4	11	127	156	283
個人住民税 法人住民税 法人事業税	1 1 5	2	3 3 5	101 2 24	152 4	253 6 24
再 計	491	262	753	469	643	1, 112

地方譲与税

地方法人特別讓与税	4		4	3		3
再 々 計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	495	262	757	472	643	1, 115

<sup>(</sup>注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

#### 3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分	国内総生産	金 (名目)	国 民	所 得
年 度	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	=	52, 159	117.6
28	=	=	60, 015	115. 1
29	-	-	65, 917	109.8
30	85, 979	-	69, 733	105. 8
31 32	96, 477	112. 2	78, 962	113. 2
33	110, 641 118, 451	114. 7 107. 1	88, 681 93, 829	112. 3 105. 8
34	138, 970	117. 3	110, 421	117. 7
35	166, 806	120. 0	134, 967	122. 2
36	201, 708	120. 9	160, 819	119. 2
37	223, 288	110. 7	178, 933	111.3
38	262, 286	117. 5	210, 993	117. 9
39	303, 997	115. 9	240, 514	114. 0
40	337, 653	111. 1	268, 270	111.5
41	396, 989	117. 6	316, 448	118.0
42	464, 454	117. 0	375, 477	118.7
43	549, 470	118. 3	437, 209	116. 4
44	650, 614	118. 4	521, 178	119. 2
45 46	752, 985 828, 993	115. 7 110. 1	610, 297 659, 105	117. 1 108. 0
46	964, 863	110. 1	779, 369	108.0
48	1, 167, 150	121. 0	958, 396	123. 0
49	1, 384, 511	118.6	1, 124, 716	117. 4
50	1, 523, 616	110.0	1, 239, 907	110. 2
51	1, 712, 934	112. 4	1, 403, 972	113. 2
52	1, 900, 945	111.0	1, 557, 032	110. 9
53	2, 086, 022	109. 7	1, 717, 785	110. 3
54	2, 252, 372	108. 0	1, 822, 066	106. 1
55	2, 483, 759	109. 0	2, 038, 787	109. 5
56 57	2, 646, 417 2, 761, 628	106. 5	2, 116, 151 2, 201, 314	103. 8 104. 0
58	2, 761, 628	104. 4 104. 6	2, 312, 900	104. 0
59	3, 082, 384	104. 0	2, 431, 172	105. 1
60	3, 303, 968	107. 2	2, 605, 599	107. 2
61	3, 422, 664	103. 6	2, 679, 415	102. 8
62	3, 622, 967	105. 9	2, 810, 998	104. 9
63	3, 876, 856	107. 0	3, 027, 101	107. 7
平成 元 年度	4, 158, 852	107. 3	3, 208, 020	106. 0
2	4, 516, 830	108. 6	3, 468, 929	108. 1
3	4, 736, 076	104. 9	3, 689, 316	106. 4
4	4, 832, 556	102. 0	3, 660, 072	99. 2
5 6	4, 826, 076 4, 956, 122	99. 9 101. 4	3, 653, 760 3, 700, 109	99. 8 101. 3
7	5, 045, 943	101. 4	3, 689, 367	99. 7
8	5, 159, 439	102. 2	3, 801, 609	103. 0
9	5, 212, 954	101. 0	3, 822, 945	100.6
10	5, 109, 192	98. 0	3, 689, 757	96. 5
11	5, 065, 992	99. 2	3, 643, 409	98.7
12	5, 108, 347	100.8	3, 718, 039	102.0
13	5, 017, 106	98. 2	3, 667, 838	97. 2
14	4, 980, 088	99. 3	3, 638, 901	99. 2
15 16	5, 018, 891	100.8	3, 681, 009	101. 2
16	5, 027, 608 5, 052, 404	100. 2	3, 700, 883	100. 5
17 18	5, 053, 494 5, 091, 063	100. 5 100. 7	3, 740, 848 3, 781, 051	101. 1 101. 1
19	5, 130, 233	100. 7	3, 810, 615	101.1
20	4, 895, 201	95. 4	3, 547, 672	93. 1
21	4, 738, 592	96. 8	3, 425, 189	96. 5
22	4, 792, 046	101.1	3, 492, 777	102.0
23 実 績 見 込	4, 701, 000	98. 1	3, 423, 000	98.0
24 見 込	4, 796, 000	102.0	3, 494, 000	102. 1
(注) 1 国内総生産(名目	l) は 要は99年度まるは「国民	  経済計算  による実績、平成23	左连字纬月77.75平式04左连月	はは「東書の4年度のタオ

<sup>(</sup>注) 1 国内総生産(名目)は、平成22年度までは「国民経済計算」による実績、平成23年度実績見込及び平成24年度見込は「平成24年度の経済 見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成24年1月24日閣議決定)における額である。

<sup>2</sup> 国民所得は、平成22年度までは実績、平成23年度実績見込及び平成24年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

<sup>3</sup> 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成17年=100を基準とした年度の指数(総合)である、なお、平成22年度までは実績、平成23年度 実績見込及び平成24年度見込は(注) 1 と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

鉱工業生	生産指数	地方財政	歳 出 総 額	地方税」	以入総額	区分
指数17年=100	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	年度
_	-	8, 289	126. 4	3, 078	113.0	昭和 27 年度
5. 4	-	10, 362	125.0	3, 361	109. 2	28
5. 6	103.7	11, 290	109.0	3, 659	108.9	29
6.2	110.7	11, 369	100.7	3, 815	104. 3	30
7. 6	122.6	12, 061	106. 1	4, 499	117.9	31
8.6	113. 2	13, 425	111.3	5, 272	117. 2	32
8.6	100.0	14, 556	108.4	5, 439	103. 2	33
10.8	125.6	16, 239	111.6	6, 109	112.3	34
13. 2	122. 2	19, 249	118.5	7, 442	121.8	35
15. 7	118.9	23, 911	124. 2	9, 065	121.8	36
16. 4	104. 5	28, 874	120.8	10, 567	116. 6	37
19. 0	115. 9	33, 088	114.6	12, 129	114. 8	38
21. 4	112. 6	38, 220	115.5	13, 996	115. 4	39
22. 1	103. 3	43, 651	114. 2	15, 494	110. 7	40
25. 9	117. 2	50, 262	115. 1	17, 686	114. 1	41
30. 6	118. 1	57, 255	113. 9	21, 495	121. 5	42
35. 2	115. 0	67, 296	117. 5	25, 801	120. 0	43
41. 1	116.8	80, 339	119. 4	30, 902	119. 8	44
45. 6	110. 9	98, 149	122. 2	37, 507	121. 4	45
46. 4	101. 8	119, 095	121. 3	42, 358	112. 9	46
51. 2	110. 3	146, 183	122. 7	50, 044	118. 1	47
57. 6	112. 5	174, 739	119. 5	64, 913	129. 7	48
52. 0	90. 3	228, 879	131. 0	82, 375	126. 9	49
49.6	95. 4	256, 545	112. 1	81, 548	99. 0	50
55. 0	110. 9	289, 070 333, 621	112.7	95, 641	117.3	51 52
56. 8 60. 7	103. 3	383, 470	115. 4	110, 052 122, 371	115. 1 111. 2	52 53
65. 6	106. 9 108. 1	420, 779	114. 9 109. 7	140, 315	111. 2	53 54
67. 0	108. 1	457, 808	109. 7	158, 938	114. 7	55 55
68. 3	102. 1	491, 653	103. 3	173, 255	109. 0	56
68. 0	99. 6	511, 333	104. 0	186, 286	107. 5	57
71. 8	105. 6	523, 069	102. 3	198, 413	106. 5	58
77. 8	108. 4	538, 700	103. 0	214, 939	108. 3	59
79. 7	102. 4	562, 935	104. 5	233, 165	108. 5	60
79. 6	99. 9	587, 171	104. 3	246, 282	105. 6	61
84. 4	106. 0	632, 201	107. 7	272, 040	110. 5	62
91. 7	108. 6	664, 016	105.0	301, 169	110.7	63
95. 7	104. 4	727, 290	109. 5	317, 951	105.6	平成 元 年度
100. 4	104. 9	784, 732	107. 9	334, 504	105. 2	2
99.7	99. 3	838, 065	106.8	350, 727	104.8	3
93. 8	94. 1	895, 597	106. 9	345, 683	98. 6	4
90. 4	96. 4	930, 764	103.9	335, 913	97. 2	5
93. 2	103. 1	938, 178	100.8	325, 391	96. 9	6
95. 2	102. 1	989, 445	105. 5	336, 750	103. 5	7
98. 4	103. 4	990, 261	100.1	350, 937	104. 2	8
99. 5	101. 1	976, 738	98.6	361, 555	103. 0	9
92. 7	93. 2	1,001,975	102.6	359, 222	99. 4	10
95. 1	102. 6	1, 016, 291	101.4	350, 261	97. 5	11
99. 2	104. 3	976, 164	96. 1	355, 464	101. 5	12
90. 1	90.8	974, 317	99.8	355, 488	100.0	13
92. 7	102. 9	948, 394	97.3	333, 785	93. 9	14
95. 4	102. 9	925, 818	97.6	326, 657	97. 9	15
99. 1	103. 9	912, 479	98.6	335, 388	102. 7	16
100. 7	101. 6	906, 973	99. 4	348, 044	103.8	17
105. 3	104. 6	892, 106	98. 4	365, 062	104. 9	18
108. 1	102. 7	891, 476	99. 9	402, 668	110. 3	19
94. 4	87. 3	896, 915	100.6	395, 585	98. 2	20
86. 1	91. 2	961, 064	107. 2	351, 830	88. 9	21
				(358, 234)	(90.6)	
93. 8	108. 9	947, 750	98.6	343, 163	97. 5	22
1				(357, 323)	(99. 7)	
-	98. 1	825, 054	87. 1	339, 890	99. 0	23 実績見込
				(355, 547)	(99. 5)	
_	106. 1	818, 647	99. 2	341, 282	100. 4	24 見 込
				(357, 846)	(100.6)	

<sup>4</sup> 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成22年度までは純計決算額 (平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。)、平成23年度実績見込は地方財政計画額、平成24年 度見込は地方財政計画額(通常収支分)である。

<sup>5</sup> 地方税収入総額は、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成24年度見込は地方財政計画額に 計画外税収見込額を加えた額である。また、( )内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

#### 国税及び地方税の累年比較

区分		国	税		
Į	税額	A	租税総額に対する	割合A/C(%)	
昭和5年度	1,103 百万円		64.7		
8	1,002		64.3		
10	1,202		65.5		
14	2,933		79.5		
16	4,931	(4,508) 百万円	84.9	(77.6)	
20	11,541	(10,693)	92.1	(85.4)	
25	5,702 億円	(4,617) 億円	75.2	(60.9)	
30	9,363	(7,542)	71.1	(57.2)	
31	10,862	(8,975)	70.7	(58.4)	
32	12,015	(9,690)	69.5	(56.1)	
33	11,904	(9,340)	68.6	(53.9)	
34	13,714	(10,796)	69.2	(54.5)	
35	18,010	(14,538)	70.8	(57.1)	
36	22,269	(17,797)	71.1	(56.8)	
37	23,897	(18,714)	69.3	(54.3)	
38	27,306	(21,143)	69.2	(53.6)	
39	31,592	(24,646)	69.3	(54.1)	
40	32,785	(25,123)	67.9	(52.0)	
41	36,630	(27,740)	67.4	(51.1)	
42	43,946	(33,404)	67.2	(51.0)	
43	53,220	(41,359)	67.3	(52.3)	
44	64,532	(48,868)	67.6	(51.2)	
45	77,732	(58,548)	67.5	(50.8)	
46	84,426	(63,370)	66.6	(50.0)	
47	103,977	(78,313)	67.5	(50.8)	
48	140,473	(106,237)	68.4	(51.7)	
49	157,544	(113,332)	65.7	(47.2)	
50	145,043	(109,051)	64.0	(48.1)	
51	168,020	(126,260)	63.7	(47.9)	
52	184,341	(134,090)	62.6	(45.5)	
53	232,239	(173,275)	65.5	(48.9)	
54	249,566	(188,325)	64.0	(48.3)	
55	283,688	(203,478)	64.1	(46.0)	
56	304,551	(214,685)	63.7	(44.9)	
57	320,031	(241,185)	63.2	(47.6)	
58	341,621	(263,473)	63.3	(48.8)	
59	367,748	(274,004)	63.1	(47.0)	
60	391,502	(288,694)	62.7	(46.2)	
61	428,510	(326,334)	63.5	(48.4)	
62	478,068	(362,080)	63.7	(48.3)	
63	521,938	(389,953)	63.4	(47.4)	
平成元年度	571,361	(403,288)	64.2	(45.3)	
2	627,798	(451,860)	65.2	(47.0)	
3	632,110	(456,915)	64.3	(46.5)	
4	573,964	(413,149)	62.4	(44.9)	
5	571,142	(411,418)	63.0	(45.4)	
6	540,007	(400,270)	62.4	(46.3)	
7	549,630	(407,207)	62.0	(45.9)	
8	552,261	(395,767)	61.1	(43.8)	
9	556,007	(387,457)	60.6	(42.2)	
10	511,977	(362,975)	58.8	(41.7)	
	*				[49 9]
11	492,139 (367,165)	(361,605) [355,206]			[42.2]
12	527,209 <379,358>	(377,145) [368,005]		<43.0> (42.7)	[41.7]
13	499,684 <356,149>	(330,078) [321,060]		<41.6> (38.6)	[37.5]
14	458,442 <334,172>	(296,345) [287,309]		(42.2) (37.4)	[36.3]
15	453,694 <340,612>	(282,827) [272,765]		(43.6) (36.2)	[35.0]
16	481,029 <343,833>	(314,162) [303,113]		(42.1) (38.5)	[37.1]
17	522,905 <364,797>	(347,749) $[332,569]$		(41.9) (39.9)	[38.2]
18	541,169 <357,191>	(347,332) $[339,172]$	59.7	<39.4> (38.3)	[37.4]
19	526,558 <376,208>	(363,874) $[360,754]$	56.7	<40.5> (39.2)	[38.8]
20	458,309 <329,594>	(294,249) [288,858]		(38.6) (34.5)	[33.8]
21	402,433 <300,653>	(228,354) [223,734]	53.4		[29.7]
	[ 395,693 ]	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	[ 52.5 ]	(2)	23
22	437,074 <308,602>	(232,311) [228,479]	56.0	(39.6) (29.8)	[29.3]
	[ 422,875 ]	(200,011) [220,110]	[ 54.2 ]	(20.0)	[20.0]
23 実 績 見 込	443,614 <307,700>	(247,634) [243,757]	56.6	(30.3) (31.6)	[31.1]
		(247,634) $[243,757]$	I	(39.3) (31.6)	[31.1]
l l	1 497 057				
24 見 込	【 427,957 】 452,830 〈324,162〉	(265,550) [264,275]	[ 54.6 ] 57.0	<40.8> (33.4)	[33.3]

<sup>(</sup>注)1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は補正(第4号)後予算額、

平成24年度見込は当初予算額である。 2 地方税は、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成24年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。 3 国税欄の< >内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の< >内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政

		 税	租税総額	区分
—————————————————————————————————————	額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C	年度
601 百万円		35.3	1,704 百万円	昭和5年度
557		35.7	1,559	8
632		34.5	1,834	10
757		20.5	3,690	14
879	(1,302) 百万円	15.1 (22.4)	5,810	16
986	(1,834)	7.9 (14.6)	12,527	20
1,883 億円	(2,968) 億円 (5,636)	24.8 (39.1) 28.9 (42.8)	7,585 億円	25 30
3,815 4,499	(6,386)	28.9 (42.8) 29.3 (41.6)	13,178 15,361	31
5,272	(7,597)	30.5 (43.9)	17,287	32
5,439	(8,003)	31.4 (46.1)	17,343	33
6,109	(9,027)	30.8 (45.5)	19,823	34
7,442	(10,914)	29.2 (42.9)	25,452	35
9,065	(13,537)	28.9 (43.2)	31,334	36
10,567	(15,750)	30.7 (45.7)	34,464	37
12,129	(18,292)	30.8 (46.4)	39,435	38
13,996	(20,942)	30.7 (45.9)	45,588	39
15,494	(23,156)	32.1 (48.0)	48,279	40
17,686	(26,576)	32.6 (48.9)	54,316	41
21,495	(32,037)	32.8 (49.0)	65,441	42
25,801	(37,662)	32.7 (47.7)	79,021	43
30,902	(46,566)	32.4 (48.8)	95,434	44
37,507	(56,691)	32.5 (49.2)	115,239	45 46
42,358 50,044	(63,414) (75,708)	33.4 (50.0) 32.5 (49.2)	126,784 154,021	47
64,913	(99,149)	31.6 (48.3)	205,386	48
82,375	(126,587)	34.3 (52.8)	239,919	49
81,548	(117,540)	36.0 (51.9)	226,591	50
95,641	(137,401)	36.3 (52.1)	263,661	51
110,052	(160,303)	37.4 (54.5)	294,393	52
122,371	(181,335)	34.5 (51.1)	354,610	53
140,315	(201,556)	36.0 (51.7)	389,881	54
158,938	(239,148)	35.9 (54.0)	442,626	55
173,255	(263,121)	36.3 (55.1)	477,806	56
186,286	(265,132)	36.8 (52.4)	506,317	57
198,413	(276,561)	36.7 (51.2)	540,034	58
214,939	(308,683)	36.9 (53.0)	582,687	59
233,165	(335,973)	37.3 (53.8)	624,667	60 61
246,282 272,040	(348,458) (388,028)	36.5 (51.6) 36.3 (51.7)	674,792 750,108	62
301,169	(433,154)	36.6 (52.6)	823,107	63
317,951	(486,024)	35.8 (54.7)	889,312	平成元年度
334,504	(510,442)	34.8 (53.0)	962,302	2
350,727	(525,922)	35.7 (53.5)	982,837	3
345,683	(506,498)	37.6 (55.1)	919,647	4
335,913	(495,637)	37.0 (54.6)	907,055	5
325,391	(465,128)	37.6 (53.7)	865,398	6
336,750	(479,173)	38.0 (54.1)	886,380	7
350,937	(507,431)	38.9 (56.2)	903,198	8
361,555	(530,105)	39.4 (57.8)	917,562	9
359,222	(508,224)	41.2 (58.3)	871,199	10
350,261 <475,235 355,464 <503,315		41.6 <56.4> (57.1) [57.8 40.3 <57.0> (57.3) [58.3	□   '	11 12
355,464 <503,315 355,488 <499,023		40.3 <57.0> (57.3) [58.3 41.6 <58.4> (61.4) [62.5		13
333,785 <458,055		42.1 <57.8> (62.6) [63.7		14
326,657 <439,739		41.9 <56.4> (63.8) [65.0]	_	15
335,388 <472,584		41.1 <57.9> (61.5) [62.9]		16
348,044 <506,152		40.0 <58.1> (60.1) [61.8		17
365,062 <549,040		40.3 <60.6> (61.7) [62.6		18
402,668 <553,018	> (565,352) [568,472]	43.3 〈59.5〉 (60.8) [61.2	929,226	19
395,585 <524,300		46.3 <61.4> (65.5) [66.2	_	20
351,830 <453,609	> (525,908) [530,528]	46.6 <60.1> (69.7) [70.3		21
[ 358,234 ]	(-1-00)	[ 47.5 ]	[ 753,928 ]	
343,163 <471,635	> (547,926) [551,758]	44.0 <60.4> (70.2) [70.7		22
[ 357,323 ]	\ (E9E 070\	[ 45.8 ]	[ 780,198 ]	00 安 缍 日 >寸
339,890 <475,804 [ 355,547 ]	> (535,870) [539,747]	43.4 <60.7> (68.4) [68.9] [45.4]	783,504 [ 783,504 ]	23 実 績 見 込
341,282 <469,950	> (528,562) [529,837]	43.0 <59.2> (66.6) [66.7]		24 見 込
[ 357,846 ]	. (020,002) [020,001]	[ 45.1 ]	[ 794,089 ]	
		什么五式地士蕊上说效(沙弗兹上说扣业		1

交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税 父付金、特別事業價價還交付金、臨時沖縄特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債價還交付金、臨時沖縄特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剩余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。
5 国税欄、地方税欄の[]内は、()内の金額からさらに当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を国税については控除、地方税については加算した場合の金額である。
6 国税欄の[]内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の[]内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

### 5 国 (一般会計) と地方 (普通会計) の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62. 3
30	224	91	40.6
31	220	99	45. 0
32	254	116	45. 7
33	293	136	46. 4
34	267	149	55. 8
35	289	160	55. 4
36	250	166	66. 4
37	277	134	48. 4
38	421	137	32. 5
39	464	175	37. 7
40	602	209	34. 7
41	636	238	37. 4
42	553	272	49. 2
43	569	288	50. 6
44	585	397	67. 9
大正元年度	594	329	55. 4
2	574	313	54. 5
3	648	300	46. 3
4	583	296	50. 8
5	591	315	53. 3
6	735	344	46. 8
7	1, 017	469	46. 1
8	1, 172	611	52. 1
9	1, 360	883	64. 9
10	1, 490	999	67. 0
11	1, 430	1, 191	83. 3
12	1, 521	1, 135	74. 6
13	1, 625	1, 198	73. 7
14	1, 525	1, 300	85. 2
昭和元年度	1, 579	1, 491	94. 4
2	1, 766	1, 961	111.0
3	1, 700	1, 773	97. 7
4	1, 736	1, 597	92. 0
5	1, 758	1, 647	105. 7
6	1, 477	1, 594	107. 9
7	1, 950	1, 819	93. 3
8	2, 255	2, 543	112.8
9	2, 163	2, 163	100. 0
10	2, 103	2, 103 2, 117	96. 0
11	2, 282	2, 717	119. 1
12	2, 709		75. 7
13	3, 288	2, 050 2, 130	64. 8
13	3, 200 4, 494	2, 130	52. 6
15	5, 860	2, 786	47. 5
16	8, 123	3, 089	38. 0
17	8, 123 8, 276	3, 089	41. 4
18	12, 552		
19	12, 552	4, 318	34. 4
		3, 802	19. 1
20	21, 496	4,996	23. 2
0.1	億円	億円 278	0.4 1
21	1, 152	278	24. 1
22	2, 058	935	45. 4
23	4, 620	2, 591	56. 1
24	6, 994	3, 795	54. 3
25	6, 333	5, 098	80. 5
26	7, 498	6, 559	87. 5
27	8, 739	8, 289	94. 9
28	10, 172	10, 362	101. 9
29	10, 408	11, 290	108. 5
30	10, 182	11, 369	111. 7
31	10, 692	12, 061	112. 8
32	11, 877	13, 425	113. 0
33	13, 316	14, 556	109. 3

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和34年度	14, 950	16, 239	108.6
35	17, 431	19, 249	110. 4
36	20, 635	23, 911	115. 9
37	25, 566	28, 874	112. 9
38	30, 443	33, 088	108. 7
39	33, 110	38, 220	115. 4
40	37, 230	43, 651	117. 2
41	44, 592	50, 262	112. 7
42	51, 130	57, 255	112. 0
43	59, 371	67, 296	113. 3
44	69, 178	80, 339	116. 1
45	81, 877	98, 149	119. 9
46	95, 611	119, 095	124. 6
47	119, 322	146, 183	122. 5
48	147, 783	174, 739	118. 2
49	190, 998	228, 879	119. 8
50	208, 609	256, 545	123. 0
50	244, 676	289, 070	123. 0
52	290, 598	333, 621	114. 8
53		383, 470	112.5
54	340, 960		108. 5
55 55	387, 898 434, 050	420, 779	105. 5
	· ·	457, 808	103. 5
56 57	469, 212	491, 653	
57	472, 451	511, 333	108. 2
58	506, 353	523, 069	103. 3
59	514, 806	538, 700	104. 6
60	530, 045	562, 935	106. 2
61	536, 404	587, 171	109. 5
62	577, 311	632, 201	109. 5
63	614, 711	664, 016	108. 0
平成元年度	658, 589	727, 290	110. 4
2	692, 687	784, 732	113. 3
3	705, 472	838, 065	118. 8
4	704, 974	895, 597	127. 0
5	751, 025	930, 764	123. 9
6	736, 136	938, 178	127. 4
7	759, 385	989, 445	130. 3
8	788, 479	990, 261	125. 6
9	784, 703	976, 738	124. 5
10	843, 918	1, 001, 975	118. 7
11	890, 374	1, 016, 291	114. 1
12	893, 210	976, 164	109. 3
13	848, 111	974, 317	114. 9
14	836, 743	948, 394	113. 3
15	824, 160	925, 818	112. 3
16	848, 968	912, 479	107. 5
17	855, 196	906, 973	106. 1
18	814, 455	892, 106	109. 5
19	818, 426	891, 476	108. 9
20	846, 974	896, 915	105. 9
21	1, 009, 734	961, 064	95. 2
22	953, 123	947, 750	99. 4
23実績見込	1, 075, 105	825, 054	76. 7
24見 込	903, 339	818, 647	90. 6

<sup>(</sup>注) 1 国の歳出は平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は補正(第4号)後予算額、平成24年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。

明治25年度~大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計

大正2年度~昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計

昭和6年度〜昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計 昭和22年度〜昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度〜平成24年度 普通会計の純計

3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

<sup>2</sup> 地方の歳出は、平成22年度までは決算額 (ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額)、平成23年度実績見込は地方財政計画額、平成24年度見込は地方財政計画額(通常収支分)であり、その会計区分は次のとおりである。

#### 6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

		5	租税負担额	1	7	租税負担率	3
年 度	国民所得	国 税	地方税	租税総額	国 税	地方税	租税総額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9~11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937 億円	12,715 億円	862 億円	13,577 億円	22.3	1.5	23.8
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
26	44,346	7,228	2,723	9,951	16.3	6.1	22.4
27	52,159	8,422	3,078	11,500	16.1	5.9	22.0
28	60,015	9,420	3,361	12,781	15.7	5.6	21.3
29	65,917	9,333	3,659	12,992	14.2	5.6	19.7
30 31	69,733 78,962	9,363 10,862	3,815 4,499	13,178 15,361	13.4 13.8	5.5 5.7	18.9 19.5
32	88,681	12,015	5,272	17,287	13.5	5.9	19.5
33	93,829	11,904	5,439	17,343	12.7	5.8	18.5
34	110,421	13,714	6,109	19,823	12.4	5.5	18.0
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
36	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	5.6	19.5
37	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	5.9	19.3
38 39	210,993	27,306	12,129 13,996	39,435 45,588	12.9	5.7 5.8	18.7
39 40	240,514 268,270	31,592 32,785	13,996 15,494	45,588 48,279	13.1 12.2	5.8 5.8	19.0 18.0
41	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	5.6	17.2
42	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	5.7	17.4
43	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	5.9	18.1
44	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	5.9	18.3
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46 47	659,105 779,369	84,426 103,977	42,358 50,044	126,784 154,021	12.8 13.3	6.4 6.4	19.2 19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
50	1 717 705	(208,721)	100.071	(331,092)	(12.2)	7.1	(19.3)
53 54	1,717,785 1,822,066	232,239 249,566	122,371 140,315	354,610 389,881	13.5 13.7	7.1 7.7	20.6 21.4
55 55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.7	7.8	21.4
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60 61	2,605,599 2,679,415	391,502 428,510	233,165 246,282	624,667 674,792	15.0 16.0	8.9 9.2	24.0 25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4 5	3,660,072 3,653,760	573,964 571,142	345,683 335,913	919,647 907,055	15.7 15.6	9.4 9.2	25.1 24.8
6	3,700,109	540,007	335,913 325,391	907,055 865,398	14.6	9.2 8.8	24.8 23.4
7	3,689,367	549,630	336,750	886,380	14.9	9.1	24.0
8	3,801,609	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.8
9	3,822,945	556,007	361,555	917,562	14.5	9.5	24.0
10	3,689,757	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11 12	3,643,409 3,718,039	492,139 527,209	350,261 355,464	842,400 882,673	13.5 14.2	9.6 9.6	23.1 23.7
13	3,613,335	499,684	355,488	855,172	13.8	9.8 9.8	23.7
14	3,557,610	458,442	333,785	792,227	12.9	9.4	22.3
15	3,580,792	453,694	326,657	780,351	12.7	9.1	21.8
16	3,638,976	481,029	335,388	816,417	13.2	9.2	22.4
17	3,658,783	522,905	348,044	870,949	14.3	9.5	23.8
18	3,752,258	541,169	365,062	906,231	14.4	9.7	24.2
19 20	3,787,290 3,518,834	526,558 458,309	402,668 395,585	929,226 853,894	13.9 13.0	10.6 11.2	24.5 24.3
20	3,392,234	402,433	351,830	754,262	13.0	10.4	24.3 22.2
	5,500,001	(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.7)	(10.6)	(22.2)
22	3,492,777	437,074	343,163	780,237	12.5	9.8	22.3
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(12.1)	(10.2)	(22.3)
23 実績見込	3,423,000	443,614	339,890	783,504	13.0	9.9	22.9
24 見 込	3,494,000	( 427,957 ) 452,830	( 355,547 ) 341,282	( 783,504 ) 794,112	( 12.5 ) 13.0	( 10.4 ) 9.8	( 22.9 ) 22.7
2 T 7 L	0,101,000	(436,243)	(357,846)	(794,089)	(12.5)	(10.2)	(22.7)
()))					₹24年度の経済見通		

<sup>(</sup>注) 1 国民所得は、平成22年度までは実績、平成23年度実績見込額及び平成24年度見込は「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」 (平成24年1月24日閣議決定)における額である。

<sup>(</sup>下) (1747年17月27日 日間成人だ) (1747年17月27日 日間成人だ) (1747年17月27日 日間は、1747年17月27日 日間は、1747年17日 日間は、1747年17日 日間は、1747年17日 日間は、1747年17日 日間は、1747年17日 日間は、1747年17日 日間は、1747年17日 日間は、1747年17日 日間は、1747年17月17日 日間は、1747年17日 日間は、1747年17日は、17

見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

<sup>4</sup> 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

<sup>5</sup> 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
21	516	51	567	709
22	2,422	259	2,681	3,351
23	5,710	995	6,705	8,381
24	7,929	1,776	9,705	12,131
25	6,854	2,263	9,117	11,396
26	8,688	3,272	11,960	14,950
27	10,122	3,699	13,821	17,276
28	10,630	3,792	14,422	18,028
29	10,387	4,072	14,459	18,074
30	10,311	4,201	14,512	18,140
31		4,900		
32	11,830		16,730	20,913
	12,924	5,671	18,595	23,244
33	12,657	5,784	18,441	23,051
34	14,421	6,425	20,846	26,058
35	18,772	7,757	26,529	33,161
36	23,035	9,377	32,412	40,515
37	24,543	10,852	35,395	44,244
38	27,760	12,330	40,090	50,113
39	31,756	14,068	45,824	57,280
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
46	79,756	40,015	119,771	149,714
47	96,095	46,251	142,346	177,933
48	128,200	59,241	187,441	234,301
49	141,997	74,246	216,243	270,304
50	129,334	72,717		
			202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平成元年度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	
	-			835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
==	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23 実績見込	349,482	267,767	617,249	771,561
	(337,147)	(280,102)	(617,249)	(771,561)
24 目 ≒7	356,742	268,864		782,008
24 見 込	*		625,606 ( 625,588 )	782,008 (781,985)
ı	(343,675)	(281,913)		

<sup>(</sup>注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。
2 人口の使用区分は、次のとおりである。
2 人口の使用区分は、次のとおりである。
(ア)昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口
(イ)昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口
(ヴ)昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口
(エ)昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口
(オ)昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口
(カ)昭和28年度から昭和41年度までは、名年度の3月31日現在住民登録人口
(カ)昭和42年度以降は、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口。ただし、平成23年度及び平成24年度は、平成23年3月31日現在住民基本台帳人口、そのうち、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口

# 8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

			X	分		租	税	総	額	
					総	額	直接	税	間接	锐 等
年	度				金額	比率	金額	比 率	金額	比 率
					百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭	和	10	年	度	1,834	100.0	1,008	55.0	826	45.0
		15			5,003	100.0	3, 417	68. 3	1, 586	31.7
					億円		億円		億円	
		25			7, 585	100.0	4, 737	62. 5	2, 848	37. 5
		30			13, 178	100.0	7,872	59. 7	5, 306	40.3
		35			25, 452	100.0	15, 562	61. 1	9, 890	38. 9
		40			48, 279	100.0	31, 429	65. 1	16, 850	34. 9
		45			115, 239	100.0	80, 706	70.0	34, 533	30.0
		50			226, 591	100.0	167, 958	74. 1	58, 633	25. 9
		55			442, 626	100.0	335, 391	75.8	107, 235	24. 2
		60			624, 667	100.0	484, 690	77.6	139, 977	22.4
		61			674, 792	100.0	523, 391	77.6	151, 401	22.4
		62			750, 108	100.0	583, 967	77. 9	166, 141	22. 1
		63			823, 107	100.0	642, 804	78. 1	180, 303	21.9
亚	成	元	年	度	889, 312	100.0	708,060	79.6	181, 252	20.4
		2			962, 302	100.0	763, 578	79. 3	198, 724	20.7
		3			982, 837	100.0	779, 385	79. 3	203, 452	20.7
		4			919, 647	100.0	716, 420	77. 9	203, 227	22. 1
		5			907, 055	100.0	697, 936	76. 9	209, 119	23. 1
		6			865, 398	100.0	646, 375	74. 7	219, 023	25. 3
		7			886, 380	100.0	659, 746	74. 4	226, 634	25.6
		8			903, 198	100.0	669, 958	74. 2	233, 240	25.8
		9			917, 562	100.0	666, 444	72.6	251, 118	27.4
		10			871, 199	100.0	600, 022	68. 9	271, 177	31.1
		11			842, 400	100.0	569, 906	67.7	272, 494	32.3
		12			882, 673	100.0	618, 121	70.0	264, 552	30.0
		13			855, 172	100.0	593, 753	69. 4	261, 419	30.6
		14			792, 227	100.0	534, 216	67.4	258, 011	32.6
		15			780, 351	100.0	524, 493	67. 2	255, 858	32.8
		16			816, 417	100.0	556, 131	68. 1	260, 286	31.9
		17			870, 949	100.0	605, 181	69. 5	265, 769	30.5
		18			906, 231	100.0	640, 997	70.7	265, 233	29. 3
		19			929, 226	100.0	668, 234	71.9	260, 992	28. 1
		20			853, 894	100.0	606, 048	71.0	247, 845	29.0
		21			754, 262	100.0	513, 769	68. 1	240, 492	31.9
					(753, 928)	(100.0)	(513, 435)	(68.1)	(240, 492)	(31.9)
		22			780, 237	100.0	536, 362	68. 7	243, 875	31.3
					(780, 198)	(100.0)	(536, 321)	(68.7)	(243, 875)	(31.3)
23	実	績	見	込	783, 504	100.0	539, 141	68.8	244, 363	31. 2
					(783, 504)	(100.0)	(539, 141)	(68.8)	( 244, 363 )	(31.2)
24	見			込	794, 112	100.0	547, 813	69. 0	246, 299	31.0
					(794, 089)	(100.0)	(547,790)	(69.0)	(246, 299)	(31.0)

			区	分		国				
					総	額	直接	税	間接	税 等
年	度			_	金額	比 率	金額	比 率	金額	比 率
	~		_	ŀ	百万円		百万円	%	百万円	
昭	和	10	年	度	1, 202	100.0	421	35. 0	781	65. 0
		15			4, 219	100.0	2, 696	63. 9	1,523 億円	36. 1
		25			億円 5, 702	100.0	億円 3,136	55. 0	2,566	45. 0
		30			9, 363	100.0	3, 136 4, 811	55. 0 51. 4	4, 552	48.6
		35			18, 010	100.0	9, 784	54. 3	8, 226	45. 7
		40			32, 785	100.0	19, 416	59. 2	13, 369	40.8
		45			77, 732	100.0	51, 344	66. 1	26, 388	33. 9
		50			145, 043	100.0	100, 583	69. 3	44, 460	30. 7
		55			283, 688	100.0	201, 628	71. 1	82,060	28.9
		60			391, 502	100.0	285, 170	72.8	106, 332	27. 2
		61			428, 510	100.0	313, 144	73. 1	115, 366	26. 9
		62			478, 068	100.0	350, 270	73. 3	127, 798	26. 7
_	ь	63	_		521, 938	100.0	382, 228	73. 2	139, 710	26.8
平	成	元	年	度	571, 361	100.0	423, 926	74. 2	147, 435	25.8
		2			627, 798	100.0	462, 971	73. 7	164, 827	26. 3
		3			632, 110	100.0	463, 073	73. 3	169, 037	26. 7
		4 5			573, 964 571, 142	100. 0 100. 0	405, 520 396, 582	70. 7 69. 4	168, 444 174, 560	29. 3 30. 6
		6			540, 007	100.0	359, 567	66. 6	180, 440	33. 4
		7			549, 630	100.0	363, 519	66. 1	186, 111	33. 9
		8			552, 261	100.0	360, 476	65. 3	191, 785	34. 7
		9			556, 007	100.0	352, 325	63. 4	203, 682	36. 6
		10			511, 977	100.0	303, 397	59. 3	208, 580	40. 7
		11			492, 139	100.0	281, 293	57. 2	210, 846	42.8
		12			527, 209	100.0	323, 193	61.3	204, 016	38. 7
		13			499, 684	100.0	297, 393	59. 5	202, 291	40.5
		14			458, 442	100.0	257, 891	56. 3	200, 551	43. 7
		15			453, 694	100.0	254, 727	56. 1	198, 967	43. 9
		16			481, 029	100.0	279, 858	58. 2	201, 171	41.8
		17			522, 905	100.0	315, 413	60. 3	207, 492	39. 7
		18			541, 169	100.0	335, 007	61. 9	206, 162	38. 1
		19 20			526, 558 458, 309	100. 0 100. 0	323, 272 264, 507	61. 4 57. 7	203, 286 193, 802	38. 6 42. 3
		21			402, 433	100.0	212, 940	57. 7 52. 9	189, 492	42. 3 47. 1
		41			( 395, 693 )	( 100.0	( 206, 201 )	(52.1)	( 189, 492 )	(47.9)
		22			437, 074	100.0	246, 225	56. 3	190, 849	43. 7
					(422, 875)	( 100.0 )	( 232, 025 )	(54.9)	( 190, 849 )	(45.1)
23	実	績	見	込	443, 614	100.0	251, 957	56.8	191, 657	43. 2
			-		( 427, 957 )	( 100.0 )	( 236, 300 )	(55.2)	( 191, 657 )	(44.8)
24	見			込	452, 830	100.0	259, 182	57. 2	193, 648	42.8
					(436, 243)	( 100.0 )	(242, 595)	(55.6)	(193,648)	(44.4)

	地	方		税		区分		
総	額	直接	税	間 接	锐 等			
金額	比 率	金額	比 率	金額	比 率			年 度
百万円	%	百万円	%	百万円	%			
632	100.0	587	92. 9	45	7. 1	昭 和	10 4	年 度
784	100.0	721	92.0	63	8. 0		15	
億円		億円		億円				
1,883	100.0	1,601	85.0	282	15.0		25	
3, 815	100.0	3,061	80. 2	754	19.8		30	
7, 442	100.0	5, 778	77.6	1,664	22. 4		35	
15, 494	100.0	12,013	77. 5	3, 481	22. 5		40	
37, 507	100.0	29, 362	78. 3	8, 145	21. 7		45	
81, 548	100.0	67, 375	82.6	14, 173	17.4		50	
158, 938	100.0	133, 763	84. 2	25, 175	15.8		55	
233, 165	100.0	199, 520	85.6	33, 645	14. 4		60	
246, 282	100.0	210, 247	85.4	36, 035	14.6		61	
272, 040	100.0	233, 697	85. 9	38, 343	14. 1		62	
301, 169	100.0	260, 576	86. 5	40, 593	13.5		63	
317, 951	100.0	284, 134	89. 4	33, 817	10.6	平 成	元	年 度
334, 504	100.0	300, 607	89. 9	33, 897	10.1		2	
350, 727	100.0	316, 312	90. 2	34, 415	9.8		3	
345, 683	100.0	310, 900	89. 9	34, 783	10.1		4	
335, 913	100.0	301, 354	89. 7	34, 559	10.3		5 6	
325, 391	100.0	286, 808	88. 1	38, 583	11.9			
336, 750	100.0	296, 227	88. 0	40, 523	12.0		7	
350, 937	100.0	309, 482	88. 2	41, 455	11.8		8	
361, 555	100.0	314, 119	86. 9	47, 436	13. 1		9	
359, 222	100.0	296, 625	82.6	62, 597	17.4		10	
350, 261	100.0	288, 613	82.4	61, 648	17.6		11	
355, 464	100.0	294, 928	83. 0	60, 536	17.0		12	
355, 488	100.0	296, 360	83. 4	59, 128	16.6		13	
333, 785	100.0	276, 325	82.8	57, 460	17.2		14	
326, 657	100.0	269, 766	82.6	56, 891	17.4		15	
335, 388	100.0	276, 273	82. 4	59, 115	17.6		16	
348, 044	100.0	289, 768	83. 3	58, 277	16. 7		17	
365, 062	100.0	305, 990	83. 8	59,071	16. 2		18	
402, 668	100.0	344, 962	85. 7	57, 706	14. 3		19	
395, 585	100.0	341, 542	86. 3	54, 043	13.7		20	
351, 830	100.0	300, 829	85. 5	51,000	14. 5		21	
( 358, 234 )	(100.0)	(307, 234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)			
343, 163	100.0	290, 137	84. 5	53, 026	15. 5		22	
( 357, 323 )	(100.0)	( 304, 296 )	(85.2)	(53,026)	(14.8)			
339, 890	100.0	287, 184	84. 5	52, 706	15. 5	23 実	績	見 込
( 355, 547 )	(100.0)	( 302, 841 )	(85.2)	(52,706)	(14.8)		-	
341, 282	100.0	288, 631	84.6	52, 651	15.4	24 見		込
( 357, 846 )	(100.0)	( 305, 195 )	(85.3)	(52,651)	(14.7)			

- (注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は補正(第4号)後予算額、平成24年 度見込は当初予算額である。
  - 2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直 接 税:所得税、法人税、法人特别税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営 業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利 子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び 琉球政府諸税

間接税等:直接税以外のもの

- 3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相 当額を含む。)を含まず、平成22年度までは決算額、平成23年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成24年度見込は地方財政 計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。 直接税: 道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税(平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税) 入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、維種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、 自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等:直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の( )内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

#### 9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移 (その1)

	E-		^		昭利	口2年度		昭和	15年度		昭和	10年度		昭和	15年度	
	区		分		金額	比	率 %									
都道府	県															
地		方		税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地	方	譲	与	税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		·税(地 女平		与税、 †金)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	251	15.1	20.8
玉	庫	支	出	金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ		の		他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小				計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地		方		債	77	14.1	_	83	15.4	_	159	21.3	_	199	12.0	_
繰		越		金	73	13.4	_	55	10.2	_	102	13.7	_	252	15.2	_
都	道	府	県	計	546	100.0	_	540	100.0	_	747	100.0	_	1,659	100.0	_
市町村	t															
地		方		税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地	方	譲	与	税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		·税(地 女平 衡		与税、 †金)	_	_	_	-	_	_	_	_	_	100	6.0	8.3
国	県	支	出	金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ		Ø		他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小				計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地		方		債	556	30.7	_	388	28.6	_	510	32.1	_	210	11.1	_
繰		越		金	243	13.4	_	178	13.1	_	195	12.3	_	418	22.0	_
市	町	r :	村	計	1,813	100.0	_	1,355	100.0	_	1,591	100.0	_	1,900	100.0	_
合計																
地		方		税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地	方	譲	与	税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		·税(地 女平		与税、 †金)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	351	21.2	29.1
玉	庫	支 出	金	等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ		の		他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小				計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地		方		債	633	26.8	_	471	24.9	_	669	28.6	_	409	11.5	_
繰		越		金	316	13.4	_	233	12.3	_	297	12.7	_	670	18.8	_
合				計	2,359	100.0	_	1,895	100.0	_	2,338	100.0	_	3,559	100.0	_

<sup>(</sup>注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。

<sup>2</sup> 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して 掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。

<sup>3</sup> 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場(娯楽施設)利用税、特別地方消費税、自動車 取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場(娯楽施設)利用 税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

<sup>4</sup> 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県 税相当分はそのまま市町村の収入とした。

					129年度	昭和		128年度	昭和		126年度	昭和		25年度	昭和
	分	区		率 %	比:	金額	率 %	比:	金額	率 %	比	金額	率 %	比	金 額
		f県	都道序												
税	方		地	27.9	25.0	167,456	28.3	24.7	151,340	38.6	34.2	133,359	29.6	26.3	78,158
- 税	譲与	方	地	3.8	3.4	23,061	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	总(地方分 平衡交付			14.4	12.9	86,234	15.7	13.7	84,130	23.5	20.8	81,069	27.0	24.0	71,162
金	支 出	庫	国	39.2	35.0	234,621	41.5	36.2	221,929	25.2	22.3	87,036	29.8	26.5	78,803
他	の		そ	14.7	13.1	87,891	14.5	12.6	77,419	12.7	11.3	43,935	13.6	12.1	35,895
計			小	100.0	89.3	599,263	100.0	87.2	534,818	100.0	88.5	345,399	100.0	88.9	264,018
債	方		地	_	8.4	56,334	_	10.3	63,030	_	8.1	31,662	_	6.0	17,811
金	越		繰	_	2.3	15,191	_	2.5	15,254	_	3.4	13,399	_	5.1	15,099
、計	府 県	道	都	_	100.0	670,788	_	100.0	613,102	_	100.0	390,460	_	100.0	296,928
		ţ	市町村												
税	方		地	48.1	42.4	200,432	46.2	40.2	184,865	52.0	45.8	138,904	49.4	44.4	110,123
- 税	譲与	方	地	0.1	0.1	411	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	紀地方名 平衡交付			9.6	8.5	40,146	13.4	11.7	53,800	14.6	12.8	38,936	16.7	15.0	37,289
金	支 出	県	玉	20.7	18.3	86,481	22.1	19.3	88,515	19.4	17.1	51,904	21.5	19.3	47,832
他	の		そ	21.5	18.9	89,567	18.2	15.8	72,849	14.1	12.4	37,601	12.3	11.1	27,464
計			小	100.0	88.2	417,037	100.0	87.0	400,029	100.0	88.2	267,345	100.0	89.8	222,708
債	方		地	_	8.1	38,256	_	9.5	43,817	_	7.1	21,638	_	6.1	15,015
金	越		繰	_	3.7	17,540	_	3.5	15,863	_	4.7	14,214	_	4.2	10,298
計	村	町	市	_	100.0	472,833	_	100.0	459,709	_	100.0	303,197	_	100.0	248,021
			合計												
税	方		地	36.2	32.2	367,888	36.0	31.3	336,205	44.4	39.3	272,263	38.7	34.6	188,281
・税	譲与	方	地	2.3	2.1	23,472	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	紀(地方分 平衡交付			12.4	11.1	126,380	14.8	12.9	137,930	19.6	17.3	120,005	22.3	19.9	108,451
<b>主</b> 等	出金	庫 ラ	国	31.6	28.1	321,102	33.2	28.9	310,444	22.7	20.0	138,940	26.0	23.2	126,635
他	の		そ	17.5	15.5	177,458	16.1	14.0	150,268	13.3	11.8	81,537	13.0	11.6	63,359
計			小	100.0	88.9	1,016,300	100.0	87.1	934,847	100.0	88.3	612,744	100.0	89.3	486,726
債	方		地	_	8.3	94,590	_	10.0	106,847	_	7.7	53,300	_	6.0	32,826
金	越		繰	_	2.9	32,731	_	2.9	31,117	_	4.0	27,613	_	4.7	25,397
計			合	_	100.0	1,143,621	_	100.0	1,072,811	_	100.0	693,657	_	100.0	544,949

<sup>5 「</sup>その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

<sup>6</sup> 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

<sup>7</sup> 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

<sup>8</sup> 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国県支出金」に含めた。

<sup>9</sup> 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

<sup>10</sup> 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

<sup>11</sup> 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

# 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移(その2)

	区		分		昭和	30年度		昭和	35年度		昭和	40年度		昭和	45年度	
			73		金額	比	率 %	金額	比	率 %	金額	比	率 %	金額	比	率 %
都道府	牙県															
地		方		税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地	方	譲	与	税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地	方	交	付	税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国	庫	支	出	金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ		の		他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小				計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地		方		債	57,029	8.3	_	49,657	3.9	_	150,352	5.4	_	252,518	4.2	_
繰		越		金	12,081	1.8	_	43,134	3.4	_	46,745	1.7	_	130,290	2.2	_
都	道	府	県	計	687,835	100.0	_	1,277,346	100.0	_	2,766,069	100.0	_	6,053,912	100.0	_
市町木	ţ															
地		方		税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地	方	譲	与	税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地	方	交	付	税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国	県	支	出	金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ		の		他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小				計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地		方		債	39,899	8.4	_	46,618	5.7	_	170,586	9.1	_	431,169	9.5	_
繰		越		金	9,309	2.0	_	31,300	3.8	_	58,919	3.1	_	141,332	3.1	_
市	田	Ţ	村	計	475,355	100.0	_	816,355	100.0	_	1,883,449	100.0	_	4,535,219	100.0	_
純計																
地		方		税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地	方	譲	与	税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地	方	交	付	税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国	庫	支占	出金	等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ		の		他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小				計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地		方		債	96,740	8.6	_	96,007	4.7	_	313,917	7.0	_	642,932	6.4	_
繰		越		金	21,390	1.9	-	74,434	3.7	_	105,664	2.4	_	271,622	2.7	_
合				計	1,123,864	100.0	_	2,025,802	100.0	_	4,478,035	100.0	_	10,103,998	100.0	_

昭和	150年度		昭和	155年度		昭和	160年度		平成	2年度				単位		(円)
金額	比	率 %		<u> </u>		分										
												都道府	県			
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地		方		税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地	方	譲	与	税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地	方	交	付	税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	玉	庫	支	出	金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ		の		他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小				計
1,617,748	11.2	_	2,084,906	8.4	_	2,185,640	7.1	_	3,156,054	7.3	_	地		方		債
218,707	1.5	_	349,564	1.4	_	334,256	1.1	_	544,616	1.3	_	繰		越		金
14,476,153	100.0	_	24,908,965	100.0	_	30,780,295	100.0	_	43,454,751	100.0	_	都	道	府	県	計
												市町村				
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地		方		税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地	方	譲	与	税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地	方	交	付	税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国	県	支	出	金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ		の		他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小				計
1,642,115	12.7	_	2,753,424	11.3	_	2,422,280	8.2	_	3,260,156	7.8	_	地		方		債
373,871	2.9	_	657,027	2.7	_	717,416	2.4	_	1,185,823	2.9	_	繰		越		金
12,890,391	100.0	_	24,366,831	100.0	_	29,537,388	100.0	_	41,581,910	100.0	_	市	町	· †	寸	計
												純計				
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地		方		税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地	方	譲	与	税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地	方	交	付	税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国」	車	支 出	金	等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ		の		他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小				計
3,179,896	12.2	_	4,731,907	10.1	_	4,499,125	7.8	_	6,257,893	7.8	_	地		方		債
592,578	2.3	_	1,006,591	2.2	_	1,051,673	1.8	_	1,730,440	2.2	_	繰		越		金
26,044,417	100.0	_	46,803,074	100.0	_	57,472,555	100.0	_	80,410,014	100.0	_	合				計

# 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移(その3)

E A	平成	7年度		平成	12年度		平成	17年度		平成	18年度	
区 分	金額	比率	£ %	金 額	比	率 %	金額	比	率 %	金額	比	率 %
都道府県												
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	18,345,200	37.9	43.4
地方譲与税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	2,358,589	4.9	5.6
地方特例交付金	_	-	-	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	280,920	0.6	0.7
地方交付税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,622,328	17.8	20.4
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	5,520,083	11.4	13.1
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	7,130,797	14.7	16.9
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	42,257,917	87.2	100.0
地 方 債	9,061,181	16.9	_	6,268,159	11.5	_	5,709,473	11.7	_	5,367,442	11.1	_
繰 越 金	782,254	1.5	-	877,931	1.6	_	794,318	1.6	-	812,842	1.7	_
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	-	54,414,878	100.0	_	48,694,518	100.0	-	48,438,201	100.0	_
市町村												
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,160,960	36.8	41.5
地方譲与税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	1,369,946	2.8	3.1
地方特例交付金	_	-	-	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	535,040	1.1	1.2
地方交付税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	7,373,022	14.9	16.8
国県支出金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	7,110,662	14.4	16.2
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	9,236,267	18.7	21.1
小計	44,013,712		100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	43,785,897	88.7	100.0
地方债	8,056,396	15.1	-	4,905,348	9.3	_	4,718,975	9.3	1	4,297,209	8.7	_
繰 越 金	1,295,281	2.4	_	1,375,171	2.6	_	1,299,494	2.6		1,278,824	2.6	_
市町村計	53,365,389	100.0	_	52,804,183	100.0	_	50,478,606	100.0		49,361,930	100.0	_
純計	22 674 677	22.0	40.0	25 546 424	95.4	40.0	24.004.400	07.4	40.0	20 500 100	20.0	45.7
地方税地方譲与税	33,674,977 1,939,341	33.2	40.9 2.4	35,546,434 620,177	35.4	40.9	34,804,409	37.4 2.0	43.3	36,506,160	39.9	45.7 4.7
地 方 譲 与 税 地方特例交付金	, ,	-	2.4	914,014	0.9	1.1	1,848,962 1,518,006	1.6	1.9	3,728,536 815,960	0.9	1.0
地方交付税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	15,995,350	17.5	20.0
国庫支出金等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	10,447,116	11.4	13.1
日 単 又 山 並 寺 一 そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	12,321,272	13.5	15.4
か 計	82,259,828		100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	79,814,394	87.2	100.0
地方債	16,978,240	16.8	_	11,116,145	11.1	-	10,376,345	11.2	-	9,622,265	10.5	-
操越金	2,077,535	2.1	_	2,253,102	2.2	_	2,093,812	2.3		2,091,666	2.3	_
R	101,315,603	100.0	_	100,275,101	100.0	_	92,936,469	100.0		91,528,325	100.0	_
LI HI	101,010,000	100.0		100,410,101	100.0		24,230,403	100.0		J1,U4U,U4U	100.0	

		平成	19年度		平成	20年度		平成	21年度		平成	22年度		(単位	百万円)
177.488   187.4	金	額	比	率 %	金額	比	率 %	金額	比	率 %	金額	比	率 %	区	分
177.488   187.4														都道府県	
177.448   17	20,79	93,974	43.1	49.9	20,012,065	41.7	48.4	16,508,841	32.4	38.8	15,932,318	31.8	38.3		税
178.317   178.41   18.41			0.4	0.4		0.3	0.4		1.6	1.9		3.2	3.8		与 税
5,137,245   10.6   12.3   5,760,978   12.0   13.9   8,516,968   16.7   20.0   6,233,231   12.5   13.0   日本 東 田 全	1'	78,317	0.4	0.4	292,888	0.6	0.7	216,047	0.4	0.5	156,631	0.3	0.4	地方特例	交 付 金
1.   1.   1.   1.   1.   1.   1.   1.	8,1	76,235	16.9	19.6	8,119,540	16.9	19.7	8,184,136	16.1	19.2	8,766,464	17.5	21.1	地方交	付 税
Al, 700,807   86.4   10.0   41,313,824   86.0   10.0   42,528,358   83.4   10.0   41,555,850   83.0   10.0   小 大 体 体 体 体 体 体 体 体 体 体 体 体 体 体 体 体 体 体	5,13	37,245	10.6	12.3	5,750,978	12.0	13.9	8,516,808	16.7	20.0	6,253,231	12.5	15.0	国 庫 支	出 金
5,646,869   11.7	7,23	37,568	15.0	17.4	6,976,023	14.5	16.9	8,292,243	16.3	19.5	8,853,942	17.7	21.3	そ の	他
898,198   1.9   1.9   1.0   750,317   1.6   1.0   50,968,200   10.0   10.0   10.0   50,066,112   10.0   1.0   2.0	41,70	00,807	86.4	100.0	41,313,824	86.0	100.0	42,528,358	83.4	100.0	41,555,850	83.0	100.0	小	計
19,472,842   19,00   19,546,461   19,546,461   18,99   18,99   18,99   19,472,842   19,39   11   12   11,99   19,546,461   18,99   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   18,99   19,546,461   19,546,462   19	5,6	46,869	11.7	_	5,981,676	12.4	_	7,755,661	15.2	_	7,809,867	15.6	_	地方	債
19,472,842   39.3   44.0   19,546,461   38.9   43.4   18,674,113   34.9   39.6   18,384,012   34.1   38.9   地 方 段 日本	89	98,198	1.9	_	750,317	1.6	_	684,181	1.3	_	700,395	1.4	_	繰越	金
19,472,842   39.3   44.0   19,546,461   38.9   43.4   18,674,113   34.9   39.6   18,384,012   34.1   38.9   地 方 談 も 花 1337,095   1.1   1.2   516,496   1.0   1.1   486,267   0.9   1.0   475,925   0.9   1.0   地 方 談 与 花 133,666   0.3   0.3   246,220   0.5   0.5   245,964   0.5   0.5   226,534   0.4   0.5   地 方 談 与 校 校 元 7,026,510   14.2   15.9   7,286,542   14.5   16.2   7,636,101   14.3   16.2   8,427,087   15.6   17.8   地 方 交 付 校 任 万 135,034   15.2   17.0   8,257,723   16.4   18.3   10,861,001   20.3   23.0   10,973,476   20.4   23.2   国 男 文 出 全 9,527,154   19.2   21.5   9,213,110   18.3   20.4   9,269,697   17.3   19.7   8,815,047   16.4   18.6   元 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   45,065,552   89.7   10.0   47,173,143   88.1   100.0   47,302,081   87.8   100.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   45,065,552   89.7   10.0   47,173,143   88.1   100.0   47,302,081   87.8   100.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   47,066,857   8.7   10.0   47,173,143   88.1   10.0   47,302,081   87.8   10.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   47,066,857   8.7   10.0   47,302,081   87.8   10.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   47,066,857   8.7   10.0   47,302,081   87.8   10.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   47,066,857   8.7   10.0   47,302,081   87.8   10.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   47,302,081   87.8   10.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   47,302,081   87.8   10.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   47,302,081   87.8   10.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   47,302,081   87.8   10.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0   47,302,081   87.8   10.0   小 万 万 位 任 44,212,301   89.3   10.0	48,24	45,874	100.0	_	48,045,817	100.0	_	50,968,200	100.0	_	50,066,112	100.0	_	都 道 府	県 計
1														市町村	
133,666   0.3   0.3   246,220   0.5   0.5   245,964   0.5   0.5   226,534   0.4   0.5   地方特例交付金   1.02   1.02   1.02   1.03   1.02   1.03	19,4	72,842	39.3	44.0	19,546,461	38.9	43.4	18,674,113	34.9	39.6	18,384,012	34.1	38.9	地方	税
7,026,510 14.2 15.9 7,286,542 14.5 16.2 7,636,101 14.3 16.2 8,427,087 15.6 17.8 地方交付税   7,515,034 15.2 17.0 8,257,723 16.4 18.3 10,861,001 20.3 23.0 10,973,476 20.4 23.2 国 県文田全   9,527,154 19.2 21.5 9,213,110 18.3 20.4 9,269,667 17.3 19.7 8,815,047 16.4 18.6 そ の 他   44,212,301 89.3 100.0 45,066,552 89.7 100.0 47,173,143 88.1 100.0 47,302,081 87.8 100.0 小 万 億   1,312,604 2.7 ー 1,176,303 2.3 ー 1,714,707 3.2 ー 1,366,884 2.5 ー 線	5	37,095	1.1	1.2	516,496	1.0	1.1	486,267	0.9	1.0	475,925	0.9	1.0	地方譲	与 税
1.	13	33,666	0.3	0.3	246,220	0.5	0.5	245,964	0.5	0.5	226,534	0.4	0.5	地方特例	交付金
19.527,154   19.2   21.5   9,213,110   18.3   20.4   9,269,697   17.3   19.7   8,815,047   16.4   18.6   そ の 他 4人4,212,301   88.3   100.0   45,066,552   89.7   100.0   47,173,143   88.1   100.0   47,302,081   87.8   100.0   か	7,0	26,510	14.2	15.9	7,286,542	14.5	16.2	7,636,101	14.3	16.2	8,427,087	15.6	17.8	地方交	付 税
Hand   Hand			15.2	17.0	8,257,723	16.4	18.3	10,861,001	20.3	23.0	10,973,476	20.4	23.2	国 県 支	出 金
1,312,604   2.7   7.9   7.	9,5	27,154	19.2	21.5	9,213,110	18.3	20.4	9,269,697	17.3	19.7	8,815,047	16.4	18.6	そ の	他
1,312,604   2.7   7   1,176,303   2.3   7   1,714,707   3.2   7   1,366,984   2.5   7   繰   越 全 49,499,476   100.0   7   50,213,527   100.0   7   53,554,717   100.0   7   53,854,025   100.0   7				100.0			100.0			100.0			100.0		
Hand Hand Hand Hand Hand Hand Hand Hand															
Au															
44,266,817   44.2   50.7   39,558,526   42.9   49.2   35,182,954   35.8   42.1   34,316,330   35.2   41.6   地 方 税	49,49	99,476	100.0	_	50,213,527	100.0	_	53,554,717	100.0	_	53,854,025	100.0	_		村 計
714,562       0.8       0.9       678,826       0.7       0.8       1,296,551       1.3       1.6       2,069,189       2.1       2.5       地方譲与税       税         311,983       0.3       0.4       539,108       0.6       0.7       462,011       0.5       0.6       383,165       0.4       0.5       地方特例交付金         15,202,745       16.7       19.2       15,820,237       16.1       18.9       17,193,551       17.6       20.8       地方交付税         10,254,113       11.2       12.9       11,615,285       12.6       14.5       16,765,312       17.0       20.1       14,234,558       14.6       17.3       国庫支出金等         12,635,930       13.9       15.9       12,566,944       13.6       15.6       14,043,706       14.3       16.8       14,277,809       14.6       17.3       その他         79,386,150       87.1       100.0       80,364,771       87.2       100.0       83,570,771       85.0       100.0       82,474,602       84.6       100.0       小       力       青         9,584,445       10.5       -       9,922,067       10.8       -       12,396,036       12.6       -       12,969,520       13.3       -	40.0	CC 017	44.0	50.7	20 550 500	40.0	40.0	25 100 054	25.0	40.1	04.016.000	25.0	41.0		YY.
311,983   0.3   0.4   539,108   0.6   0.7   462,011   0.5   0.6   383,165   0.4   0.5   地方特例交付金   15,202,745   16.7   19.2   15,406,082   16.7   19.2   15,820,237   16.1   18.9   17,193,551   17.6   20.8   地方交付税   10,254,113   11.2   12.9   11,615,285   12.6   14.5   16,765,312   17.0   20.1   14,234,558   14.6   17.3   国庫支出金等   12,635,930   13.9   15.9   12,566,944   13.6   15.6   14,043,706   14.3   16.8   14,277,809   14.6   17.3   そ の 他   79,386,150   87.1   100.0   80,364,771   87.2   100.0   83,570,771   85.0   100.0   82,474,602   84.6   100.0   小 計															
15,202,745   16.7   19.2   15,406,082   16.7   19.2   15,820,237   16.1   18.9   17,193,551   17.6   20.8   地方交付税     10,254,113   11.2   12.9   11,615,285   12.6   14.5   16,765,312   17.0   20.1   14,234,558   14.6   17.3   国庫支出金等     12,635,930   13.9   15.9   12,566,944   13.6   15.6   14,043,706   14.3   16.8   14,277,809   14.6   17.3   そ の 他     79,386,150   87.1   100.0   80,364,771   87.2   100.0   83,570,771   85.0   100.0   82,474,602   84.6   100.0   小 計     9,584,445   10.5   - 9,922,067   10.8   - 12,396,036   12.6   - 12,969,520   13.3   - 地方 債     2,210,802   2.4   - 1,926,621   2.1   - 2,398,888   2.4   - 2,067,379   2.1   - 操 越 金															
10,254,113															
12,635,930     13.9     15.9     12,566,944     13.6     15.6     14,043,706     14.3     16.8     14,277,809     14.6     17.3     そ の 他       79,386,150     87.1     100.0     80,364,771     87.2     100.0     83,570,771     85.0     100.0     82,474,602     84.6     100.0     小     計       9,584,445     10.5     -     9,922,067     10.8     -     12,396,036     12.6     -     12,969,520     13.3     -     地 方 債       2,210,802     2.4     -     1,926,621     2.1     -     2,398,888     2.4     -     2,067,379     2.1     -     繰     越     金															
79,386,150     87.1     100.0     80,364,771     87.2     100.0     83,570,771     85.0     100.0     82,474,602     84.6     100.0     小     計       9,584,445     10.5     —     9,922,067     10.8     —     12,396,036     12.6     —     12,969,520     13.3     —     地     方     債       2,210,802     2.4     —     1,926,621     2.1     —     2,398,888     2.4     —     2,067,379     2.1     —     繰     越     金															
9,584,445     10.5     -     9,922,067     10.8     -     12,396,036     12.6     -     12,969,520     13.3     -     地 方 債       2,210,802     2.4     -     1,926,621     2.1     -     2,398,888     2.4     -     2,067,379     2.1     -     繰     越     金															
2,210,802   2.4   -   1,926,621   2.1   -   2,398,888   2.4   -   2,067,379   2.1   -   繰 越 金															
			2.4	_	1,926,621	2.1	_	2,398,888	2.4	_	2,067,379	2.1	_		
			100.0	_			_		100.0	_			_		

#### 10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移(その1)

道解 財 経	F ()	昭和25年	变	昭和26年	变	昭和27年	度	昭和28年	度	昭和29年	度
道所県 民 税 ( 個人 分 )	区分	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道所県 民 税	* 中 II 型		0/		0/		0/		0/		0/
(			%		%		%		%	10 766	
(法人分)				_		_		_			
# 業 税 36,569 82.5 84,641 70.0 86,848 88.8 91,142 69.3 88,060 60.4 ( 個人分 ) ( 11.544 16.3 57,603 47.6 57,976 45.9 59,642 45.3 63,991 43.5 67 9		_	_	_		_		_	_		
( 個人 分 )		26 560	E2 E	94 641	70.0	96 949	60 0	01 149	60.2		
(法人分)						-					
特別所得 税											
不動産取得税										03, 691	43. 3
道府県たぼニ清教化		1, 500		1,075	- 1.0	1, 545	- 1. 2	- 1, 131		2 096	1 4
入場 税。		_		_	_	_	_	_	_		
照整施設利用税		13 290		18 331	15.2	20,600	16.3	18 980	14 4	3,002	-
料理飲食等消費税   (変換)		10, 230	-	10,001	- 10. 2	20,000	- 10.0	- 10, 300	-	1. 704	1. 2
(送興飲食税)											
自 數 車 稅。		8, 257	11.8	11, 240	9. 3	13, 178	10. 4	14, 264	10.8	14, 085	9. 6
無		1. 778	2. 6	1. 984	1.6	2, 433	1. 9	4, 201	3. 2	6, 283	4. 3
<ul> <li>漁業権税契</li></ul>			)	*	1		ار آ	· ·	)		ار آ
辞 瀬 者 段 294 と 11.8 206 と 3.36 と 2.3 339 と 1.3 251 と 0.9 261 と 2.6 注 度外 普通 税 220 と 1.7 82 23 と 5 2 2 4 4.580 と 672 と 5 2 4 4.580 と 672 と 5 2 5 2 4 4.580 と 672 と 672 と 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 5 2 2 5 5 2 2 5 5 2 2 5 5 5 2 2 5 5 2 5 2 5 5 2 5 2 5 5 2 5 2 5 5 2 5 2 5 5 2 5 2 5 5 2 5 2 5 5 2 5 5 2 5 5 2 5 5 2 5 5 2 5 5 5 2 5 5 2 5 5 5 2 5 5 2 5 5 5 5 2 5						-					
法定外書通税 220 計1.8 264 2.3 339 1.3 251 0.9 261 が 所属 258 258 258 4.580 233 23 25 22 258 4.580 233 23 25 22 258 4.580 233 23 25 22 258 258 258 258 258 258 258 258 2						308		351		315	
道府県固定資産税			11.8		2.3	339	1.3		> 0.9		3.8
旧 法 に よ る 税	道府県固定資産税	_		_		_		_		_	
軽 油 引 取 税	旧法による税	7, 331	1	1,782		672		258		4, 580	)
計 町 村 税	水利地益税	50	)	23	J	5	)	2	J	_	_
市町村税 税	軽 油 引 取 税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
市 町 村 民 税	計	69, 697	100.0	120, 891	100.0	126, 261	100.0	131, 569	100.0	146, 731	100.0
市 町 村 民 税	m 44 724										
個人均等割       8,510       7.2       8,343       5.5       8,110       4.5       8,738       4.3       7,106       3.2         所得割       37,942       32.0       38,607       25.5       47,452       26.1       54,524       26.7       46,696       21.3         法人稅割       不明       -       不明       -       719       0.4       754       0.4       789       0.4         法人稅割       -       -       16,555       10.9       19,846       10.9       23,930       11.7       18,836       8.6         土地       18,670       15.7       23,341       15.4       27,659       15.2       30,751       15.0       34,489       15.7         家超量       20,019       16.9       29,768       19.7       36,412       20.1       40,302       19.7       44,282       20.2         機超定資産税小計       47,604       40.1       65,190       43.1       80,690       44.5       90,183       44.1       99,372       45.3         交付金       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -		40, 450	00.0	20 505	40.0	50 105	41.0	07.040	40.0	50 405	00.5
所得割								· ·			
法 人 均 等割								· ·			
法 人 税 割								· ·			
土     地     18,670     15.7     23,341     15.4     27,659     15.2     30,751     15.0     34,489     15.7       家     屋     8,915     7.5     12,081     8.0     16,619     9.2     19,130     9.4     20,601     9.4       経間定資産税小計     47,604     40.1     65,190     43.1     80,690     44.5     90,183     44.1     99,372     45.3       交付金     - <td< td=""><td></td><td></td><td>40.1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>· ·</td><td></td><td></td><td></td></td<>			40.1					· ·			
家 屋 僧 知 資 産 網								· ·			
償 却 資 産											
純固定資産税小計						-					
交付金納付金											
納 付 金		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
自 転 車 荷 車 税		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
自 転 車 税     1,685   1,175   2.4   1,189   1,189   2.0   2.0   2.		_	_	_	_	_	_	_	_	4,010	1.8
横 車 税 目動車税	自 転 車 税	1,685	) , ,	1,887	) , ,	2, 126	10	2, 400	1 0	_	_
市町村たばこ消費税 5,917 5.0 10,348 6.8 14,900 8.2 17,001 8.3 18,644 8.5 鉱 産 税 684 0.6 1,576 1.0 1,824 1.0 1,670 0.8 1,629 0.7 木 材 引 取 税 386 0.3 849 0.6 1,013 0.6 1,392 0.7 1,305 0.6 入 湯 税 62 0.1 111 0.1 132 0.1 192 0.1 240 0.1 広 告 税 166 0.1 218 0.1 84 0.0			J 2.4		J 2.0		∫ 1.8		∫ 1.8	_	-
電気ガス税 鉱産税 木材引取税 ス 湯税 (684 0.6 1,576 1.0 1,824 1.0 1,670 0.8 1,629 0.7 1,305 0.6 1,013 0.6 1,392 0.7 1,013 0.7 1,013 0.6 1,013 0.7 1,013 0.7 1,013 0.7 1,013 0.7 1,013 0.7 1,013 0.7 1,01	軽 自 動 車 税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
<ul> <li>鉱 産 税</li> <li>木 材 引 取 税</li> <li>入 湯 税</li> <li>広 告 税</li> <li>技 定 外 普 通 税</li> <li>入 湯税 (目的税)</li> <li>市 計 画 税</li> <li>共 同 施 設 税</li> <li>1,576</li> <li>1.0</li> <li>1,824</li> <li>1.0</li> <li>1,670</li> <li>0.8</li> <li>1,629</li> <li>0.7</li> <li>1,305</li> <li>0.6</li> <li>1,392</li> <li>0.1</li> <li>192</li> <li>0.1</li> <li>192</li> <li>0.1</li> <li>240</li> <li>0.1</li> <li>34</li> <li>0.0</li> <li></li></ul>			_	_	_	_	_	_	_	18, 643	8. 5
木 材 引 取 税     386     0.3     849     0.6     1,013     0.6     1,392     0.7     1,305     0.6       入 湯 税     62     0.1     111     0.1     132     0.1     192     0.1     240     0.1       広 告 税     166     0.1     218     0.1     84     0.0     -			5.0								
入 湯 税 広 告 税					1.0						0.7
広 告 税			0.3	849	0.6		0.6	· ·	0.7		0.6
接客人税									0.1		0.1
法 定 外 普 通 税									_	_	
旧 法 に よ る 税			0.1		0.1		0.0			_	_
13,820			11. 9		$\left.\right\}$ 4.0		1.6		1.0		0.7
都 市 計 画 税		13, 820	J	5, 556	)	2, 652	]	1, 281	)	722	]
		_	_	_	_	_	_	_	_	_	
共同施設税 $8 \int_{0.2}^{0.2} 17 \int_{0.2}^{0.2} 22 \int_{0.0}^{0.2} 21 \int_{0.0}^{0.2} 18 \int_{0.0}^{0.1} 181,505 \int_{0.0}^{0.2} 100.0 \int_{0.0}^{0.1} 181,505 \int_{0.0}^{0.2} 181 \int_{0.0}^{0.1} 181 \int_{0.0}^{0.1}$		-	) -		) -	- 0.40	) –	-	, -	-	-
計 118, 584 100. 0 151, 372 100. 0 181, 505 100. 0 204, 484 100. 0 219, 158 100. 0			0.2		0.2		0.2		0.2		0.1
			100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
地 方 税 188, 281 - 272, 263 - 307, 766 - 336, 053 - 365, 889 -	βİ	118, 584	100.0	151, 372	100.0	181, 505	100.0	204, 484	100.0	219, 158	100.0
	地方税	188, 281	_	272, 263	_	307, 766	_	336, 053	_	365, 889	_
		ŕ		,		,		,			

<sup>(</sup>注) 1 各年度とも決算額である。

<sup>2</sup> 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。

<sup>3</sup> 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。

<sup>4</sup> 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する 市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。

<sup>5</sup> 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場(娯楽施設)利用税、特別地方消費税、自動車 取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場(娯 楽施設)利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

n :		n= :		n= :		n= :		n= :		(単位 百万円)
昭和30年		昭和31年		昭和32年		昭和33年		昭和34年		区分
税 額	比率	税額	比率	税額	比率	税額	比率	税額	比率	2,7
	%		%		%		%		%	道府県税
23, 692	16. 1	28, 577	15. 4	36, 921	16.0	35, 864	15.8	40,866	15. 5	
13, 957	9.5	15, 097	8.2	17, 750	7.7	18, 796	8.3	19, 085	7.2	(個人分)
9, 735	6.6	13, 480	7.3	19, 171	8.3	17, 068	7. 5	21, 781	8.3	(法人分)
80, 573	54.8	96, 953	52. 4	124, 544	54. 1	115, 236	50. 7	134, 652	51.0	事 業 税
20, 181		17, 755	9.6	16, 122	7. 0	17, 900	7. 9	12, 922	4.9	(個人分)
60, 392		79, 198	42. 8	108, 422	47. 1	97, 336	42. 8	121, 730	46. 1	(法人分)
			-	-		-		-	-	特別所得税
5, 216	3.5	6, 663	3.6	8, 411	3. 7	10, 241	4. 5	10, 741	4. 1	不動産取得税
9, 596		18, 936	10. 2	19, 950	8. 7	21, 032	9. 2	22, 429	8. 5	
9, 590	0.5	10, 930	10. 2	19, 950	0. 1	21, 032	9. 4	22, 429	- 0. 0	入 場 税
1 479	1.0	1 402	0.8	1 020	0.8	2 200	1.0	2 755	1.0	
1, 478	1.0	1, 483	0.0	1, 832	0.0	2, 280	1.0	2, 755	1.0	
15, 111	10.3	17, 210	9.3	18, 170	7. 9	19,053	8.4	22, 638	8.6	料理飲食等消費税
								10 100		(遊興飲食税)
7, 852		8, 614	4.7	10, 184	4.4	10, 606	4.7	12, 139	4.6	
474	1)	542	l )	605	)	694	l )	810	1)	鉱区税
_	11	_		_		_		_		漁業権税
331	1 × 2 4	341	$\rangle_{2.3}$	351	1.9	373	2.2	387	1.8	狩 猟 者 税
321	- [	408	[ [ 2.3	730	1. 3	690	( 2.2	387	1.0	法 足 外 晋 逋 柷
2, 155		2, 819		2, 373		3, 087		3, 099		道府県固定資産税
260	I)	141	J	361	J	62	J	51	J	旧法による税
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	水利地益税
_	_	2, 430	1.3	5, 763	2.5	8, 164	3.6	12, 909	4.9	軽油 引取税
147, 059	100.0	185, 117	100.0	230, 195	100.0	227, 382	100.0	263, 863	100.0	計
										市町村税
73, 956	31. 5	83, 892	31. 7	94, 657	31.9	93, 871	29. 7	104, 862	30. 2	
7, 692		7, 731	2.9	8, 389	2.8	8, 565	2. 7	8, 900	2.6	個 人 均 等 割
49, 841		54, 492	20.6	56, 404	19.0	58, 616	18. 5	61, 240	17. 6	
916		638	0. 2	1, 052	0. 4	1, 156	0. 4	1, 249	0.4	法人均等割
15, 507		21, 031	7. 9	28, 812	9. 7	25, 534	8. 1	33, 473	9.6	法人税割
110, 401		122, 510	46. 3	134, 690	45. 4	148, 420	46. 9	160, 123	46. 1	固定資産税
43, 305		45, 324	17. 1	46, 003	15. 5	49, 873	15.8	50, 756	14. 6	
46, 463		49, 618	18. 7	52, 957	17.8	57, 259	18. 1	62, 104	17. 9	家屋
						-		· ·		
20, 633		22, 210	8.4	25, 409	8. 6	30, 366	9.6	35, 660	10. 3	償 却 資 産
110, 401	47. 1	117, 152	44. 2	124, 369	41. 9	137, 498	43. 4	148, 520	42.8	純固定資産税小計
_	_	1, 047	0.4	1, 259	0. 4	1, 470	0.5	1, 456	0.4	交 付 金
	1 -	4, 311	1.6	9, 062	3. 1	9, 452	3.0	10, 147	2. 9	納付金
4, 564	1.9	4, 992	1. 9	5, 344	1.8	_	_	_	_	自転車荷車税
_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	自転車税
_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	荷車税
_	-	_	_	_	_	2, 042	0.6	2, 744		
19, 225		21, 090	8.0	22, 401	7. 5	28, 699	9. 1	30, 776	8.9	市町村たばこ消費税
21, 518	9. 2	23, 760	9.0	27, 123	9. 1	29, 684	9.4	33, 935	9.8	
1,731	0.7	2, 040	0.8	2, 305	0.8	2, 099	0.7	2, 150	0.6	鉱 産 税
1, 488	0.6	1, 981	0.7	2, 231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	_	_	_	_	入 湯 税
_		_	_	_	_	_	_	_	_	広 告 税
-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	接客人税
504	0.2	526	0.2	539	0. 2	535	0.2	542	0.2	法定外普通税
428		221	0. 1	148	0. 0	400	0. 1	232	0. 1	旧法による税
	"-			350	\ 0.0	441	, 0.1	547	, 0.1	入湯税(目的税)
	1 _	3, 149	[, ]	6, 858		8, 179	)	9, 053	l )	都市計画税
	2		1 0		2. 5		> 2.8		2.9	水利地益税
318	$1 \geq 0.1$	284	1.3	279		267		280		
19	/	17	100.0	33	100.0	17	100.0	16	100.0	
234, 432	100.0	264, 808	100.0	296, 995	100.0	316, 550	100.0	347, 075	100.0	計
201 401		440 005		E07 100		E49 099		610 000		#h + #4
381, 491	-	449, 925	_	527, 190	_	543, 932	_	610, 938	_	地 方 税
	1									

<sup>6</sup> 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

<sup>7</sup> 昭和54年度において狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

<sup>8</sup> 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

<sup>9</sup> 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。

<sup>10</sup> 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

<sup>11</sup> 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移(その2)

F ()	昭和35年	度	昭和36年	度	昭和37年	度	昭和38年	 度	昭和39年	度
区 分	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52, 182	15.0	66, 634	15.0	99, 065	19.0	124, 670	20.6	151, 338	21.3
個人均等割	00.000	C 0	97 945	C 1	FF 400	10 C	75 770	10.5	00.000	10.0
所 得 割	20, 893	6. 0	27, 245	6. 1	55, 488	10. 6	75, 778	12. 5	98, 388	13. 9
法人均等割	01 000	0.0	00.000	0.0	40 555	0.0	40.000	0.1	50.050	
法人税割	31, 289	9. 0	39, 389	8. 9	43, 577	8. 3	48, 892	8. 1	52, 950	7. 5
事 業 税	188, 707	54. 1	240, 789	54. 2	265, 888	50. 9	297, 503	49. 1	326, 656	46.0
(個人分)	15, 183	4. 4	19, 251	4. 3	17, 703	3. 4	20, 412	3.4	22, 231	3. 1
(法人分)	173, 524	49. 7	221, 538	49. 9	248, 185	47. 5	277, 091	45.8	304, 425	42. 9
不動産取得税	13, 671	3. 9	17, 080	3.8	19, 869	3.8	20, 576	3. 4	32, 878	4. 6
道府県たばこ消費税	24, 906	7. 1	28, 137	6. 3	33, 670	6. 4	36, 477	6. 0	39, 811	5. 6
娯楽施設利用税	3, 332	1. 0	4, 410	1. 0	5, 511	1. 1	6, 578	1. 1	7, 998	1. 1
料理飲食等消費税							•			
(遊興飲食税)	28, 326	8. 1	34, 290	7. 7	34, 847	6. 7	43, 107	7. 1	50, 344	7. 1
自 動 車 税	14,665	4. 2	18, 903	4. 3	22, 404	4. 3	28, 157	4.7	35, 806	5. 0
鉱 区 税	928	)	935	)	909	)	874	)	829	)
狩 猟 者 登 録 税 \										
(狩猟免許税)	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422	1.7	474	1.6	558	1.5	561	1.0	586	0.9
道府県固定資産税	4, 105		4, 926		5, 824		4, 545		4, 441	
旧法による税	33	)	77	J	40	J	18	J	20	J
自動車取得税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
軽 油 引 取 税	17, 241	4. 9	26, 984	6. 1	33, 400	6. 4	41, 737	)	58, 293	)
入 猟 税	_	_	_	_	, _	_	299	6.9	305	8.3
計	348, 948	100. 0	444, 178	100.0	522, 585	100.0	605, 443	100.0	709, 660	100.0
	,		,		,		,		,	
市町村税										
市町村民税	128, 033	32. 4	160, 645	34. 7	199, 736	37. 4	234, 394	38. 6	271, 871	39. 4
個 人 均 等 割	9, 106	2. 3	9, 429	2. 0	9, 950	1. 9	10, 470	1.7	10, 795	1. 6
所 得 割	69, 648	17. 6	89, 825	19. 4	122, 284	22. 9	147, 887	24. 3	177, 928	25. 8
法人均等割	1, 369	0. 3	1, 470	0. 3	1, 584	0.3	1, 740	0. 3	1, 924	0.3
法人税割	47, 910	12. 1	59, 921	13. 0	65, 918	12. 3	74, 297	12. 2	81, 224	11.8
固定資産税	172, 264	43. 6	192, 567	41. 7	213, 615	40. 0	239, 196	39. 4	267, 841	38. 8
土地	51, 571	13. 0	56, 143	12. 1	56, 734	10. 6	57, 502	9. 5	64, 436	9. 3
家屋	68, 038	17. 2	75, 567	16. 3	84, 253	15. 8	94, 684	9. 5 15. 6	-	9. 3 15. 3
質 却 資 産	40, 413	10. 2	47, 967	10. 3	58, 534	11. 0	71, 589	11.8	80, 653	
純固定資産税小計	160, 022	40. 5	47, 967 179, 677	38. 9		37. 4	223, 775	36.8	250, 589	11. 7 36. 3
	1, 564				199, 521					
		0.4	1, 782	0.4	2, 105	0.4	2, 113	0.3	2, 468	0.4
納付金	10,678	2. 7	11, 108	2. 4	11, 989	2. 2	13, 308	2. 2	14, 784	2. 1
軽 自 動 車 税	3, 764	1.0	5, 353	1. 2	6, 995	1. 3	8, 788	1.4	10, 531	1. 5
市町村たばこ消費税	34, 290	8. 7	38, 697	8. 4	45, 088	8. 4	53, 941	8. 9	65, 926	9. 6
電気ガス税	40, 933	10. 4	46, 919	10. 1	49, 227	9. 2	49, 900	8. 2	49, 947	7. 2
鉱 産 税	2, 298	0.6	2, 430	0. 5	2, 326	0.4	2, 316	0.4	2, 363	0.7
木 材 引 取 税	1, 963	0. 5	2, 113	0.5	2, 084	0.4	2, 176	0.4	2, 325	J
法定外普通税	556	0. 1	621	0. 1	637	0. 1	748	0.1	785	0. 1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635		745	)	886	)	1, 028		1, 197	
都 市 計 画 税	10, 108	2.8	11, 793	2.8	13, 123	$\rightarrow 2.7$	14, 573	2.6	16, 799	2.7
水 利 地 益 税	283	2.0	312	2.0	308	2.1	312	2.0	309	2. 1
共 同 施 設 税	16	J	18	J	20	J	21	)	26	J
計	395, 288	100.0	462, 297	100.0	534, 098	100.0	607, 417	100.0	689, 937	100.0
地 方 税	744, 236	_	906, 475	_	1, 056, 683	_	1, 212, 860	_	1, 399, 597	_

										(単位 百万円)
昭和40年		昭和41年		昭和42年		昭和43年		昭和44年		区 分
税額	比率	税額	比率	税額	比率	税額	比率	税額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
175, 775	22. 5	201, 930	22. 2	247, 073	21.8	285, 124	20. 2	326, 116	18.9	道府県民税
100 014	15.7	140.000	15 4	167,000	14.0	105 000	10.0	3, 215	0.2	∫ 個人均等割
122, 914	15. 7	140, 380	15. 4	167, 899	14.8	185, 392	13. 2	197, 116	11.4	所 得 割
								673	0.0	法人均等割
52, 861	6.8	61, 550	6.8	79, 174	7.0	99, 732	7. 1	125, 112	7. 2	法人税割
329, 851	42. 2	386, 679	42. 4	493, 495	43. 6	621, 925	44. 1	779, 486	45. 1	事業税
	3. 2	,	3. 2			-		-		(個人分)
25, 284		29, 405		34, 717	3. 1	42, 205	3. 0	47, 923	2.8	
304, 567	38. 9	357, 274	39. 2	458, 778	40.6	579, 720	41. 1	731, 563	42. 3	(法人分)
41, 374	5. 3	42, 350	4. 6	50, 240	4. 4	57, 132	4. 1	68, 751	4. 0	不動産取得税
43, 966	5. 6	48, 320	5. 3	61, 044	5. 4	65, 223	4. 6	79, 909	4. 6	
9, 483	1.2	13, 097	1.4	16, 185	1.4	18, 810	1. 3	22, 090	1.3	娯楽施設利用税
55, 917	7. 1	65, 263	7. 2	77, 575	6. 9	92, 674	6. 6	107, 411	6. 2	∫料理飲食等消費税
00, 511	'1	00, 200	1.2	11,010	0.0	<i>52</i> , 011	0.0	101, 111	0.2	(遊興飲食税)
54, 905	7. 0	69, 078	7. 6	87, 815	7.8	111, 622	7. 9	141, 096	8. 2	自 動 車 税
825	)	802	)	846	)	878	)	861	)	鉱 区 税
393		435		491		546		604		∫狩猟者登録税
393	l i	450	0.7	491		540		604		(狩猟免許税)
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	法 定 外 普 通 税
3, 944		4, 436		2,613		2, 555		2, 815		道府県固定資産税
15	)	2	J	1	J	1	J	15	J	旧法による税
_	_	_	_	_	_	43, 176	3. 1	71, 337	4. 1	自動車取得税
64, 890	)	77, 954	)	92, 603	8. 2	108, 522	7. 7	126, 601	7. 3	
	8.3		8.6			-		-		
327	,,,,,,	357	,	393	0.0	431	0.0	473	0.0	
782, 300	100.0	911, 223	100.0	1, 131, 019	100.0	1, 408, 936	100.0	1, 727, 613	100.0	計
										the man lit to
										市町村税
304, 648	39. 7	341, 118	39.8	418, 568	41. 1	486, 949	41.6	562, 199	41.3	市町村民税
11, 306	1. 5	11, 445	1.3	11, 784	1.2	12, 104	1.0	12, 469	0.9	個 人 均 等 割
208, 737	27. 2	229, 096	26. 7	277, 944	27. 3	312, 657	26. 7	345, 715	25. 4	所 得 割
1, 755	0.2	2,052	0.2	2, 735	0.3	3, 280	0.3	3, 511	0.3	法 人 均 等 割
82, 850	10.8	98, 525	11.5	126, 105	12. 4	158, 908	13.6	200, 504	14. 7	法 人 税 割
296, 385	38. 6	329, 870	38. 5	369, 420	36. 3	423, 819	36. 2	491, 882	36. 1	固定資産税
65, 484	8. 5	72, 519	8. 5	84, 508	8. 3	100, 105	8. 5	119, 634	8.8	土地
121, 038		136, 402	15. 9	151, 861	14. 9	174, 501	14. 9	200, 838	14. 7	
90, 803		97, 910		,						•
	11.8	-	11.4	106, 810	10. 5	120, 124	10. 3	141, 975	10. 4	
277, 325	36. 2	306, 831	35. 8	343, 179	33. 7	394, 730	33. 7	462, 447	33. 9	純固定資産税小計
2, 696		3, 301	0.4	4, 482	0.4	5, 194	0.4	5, 555	0. 4	交 付 金
16, 364	2. 1	19, 738	2. 3	21, 759	2. 1	23, 895	2.0	23, 880	1.8	
12, 516	1.6	14, 073	1.6	15, 946	1.6	18, 262	1.6	20, 887	1.5	
73, 169	9. 5	80, 516	9.4	107, 338	10.5	114, 950	9.8	140, 121	10.3	市町村たばこ消費税
53, 966	7. 0	59, 804	7.0	67, 319	6.6	75, 104	6.4	85, 755	6. 3	電気ガス税
2, 420	)	2, 506	)	2, 551	0.3	2, 522	0.2	2, 566	0. 2	鉱 産 税
2, 497	0.6	2, 628	0.6	2, 709	0. 3	2, 711	0. 2	2, 595	0. 2	
812	0.1	852	0.1	945	0. 1	1, 234	0. 1	1, 424	0. 1	
			0. 1							
12		19	0.0	10	0.0	1 000	0.0	2	0.0	
1, 356		1, 469		1,646		1, 869		2, 047		入 湯 税
19, 012	2.7	24, 208	3.0	31, 759	3.3	43, 457	3.9	52, 785	4.0	都 市 計 画 税
302		297		290		306		300		水利地益税
26	J	4	)	3	J	3	J	3	J	共 同 施 設 税
767, 121	100.0	857, 364	100.0	1, 018, 504	100.0	1, 171, 192	100.0	1, 362, 566	100.0	計
1, 549, 421	_	1, 768, 587	_	2, 149, 523	_	2, 580, 128	_	3, 090, 179	_	地 方 税
			_		_					

	昭和45年	度	昭和46年	度	昭和47年	度	昭和48年	度	昭和49年	度
区 分	税額	比率	税額	比率	税額	比率	税額	比率	税 額	比率
		- ,		- 1		- /				
道府県税	400 100	%	400.000	%	F01 F00	%	<b>550</b> 001	%	1 010 001	%
道府県民税	409, 139	19. 4	482, 603	21. 1	591, 539	22. 3	776, 021	22. 1	1, 018, 001	23. 8
個人均等割	3, 483	0. 2	3, 580	0. 2	3, 683	0. 1	3, 770	0. 1	3, 766	0. 1
所得割	249, 095	11.8	323, 677	14. 2	406, 009	15. 3	504, 255	14. 4	686, 321	16. 1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法 人 税 割 事 業 税	155, 847	7. 4	154, 576	6.8	181, 022	6.8	267, 093	7. 6	326, 963	7. 7
(個人分)	969, 688	45. 9	972, 902	42.6	1, 108, 630	41. 7	1, 601, 267	45. 7	1, 972, 052	46. 2 1. 2
	58, 238	2.8	70, 842	3. 1	60, 899	2. 3	60, 901	1.7	50, 387	1
(法人分)	911, 450	43. 2	902, 060	39. 5	1, 047, 731	39. 4	1, 540, 366	43. 9	1, 921, 665	45. 0
不 動 産 取 得 税 道府県たばこ消費税	94, 915	4. 5	106, 523	4.7	112, 372	4. 2	154, 111	4.4	174, 563	4. 1
	88, 054	4. 2	96, 271	4. 2	106, 812	4.0	115, 911	3.3	128, 509	3. 0
娯 楽 施 設 利 用 税 料理飲食等消費税	28, 461	1. 3	41, 637	1.8	51, 495	1. 9	48, 081	1.4	47, 224	1. 1
自動 車税	123, 299	5.8	140, 165	6.1	166, 195 243, 709	6.3	209, 145	6. 0 8. 3	247, 343	5. 8 7. 7
鉱 区 税	171, 388	8. 1	202, 613	8.9		9. 2	291, 155 660		330, 591	\ \ \ \ \ \
狩猟者登録税\	822		792		731		660		621	
(狩猟免許税)	667		1, 724		1, 719		1, 819		1, 977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	> 0.1
道府県固定資産税	3, 542		2, 946		1,853		1, 815		2, 582	
旧法による税	6	)	4	)	101		110	)	33	J
自動車取得税	76, 396	3. 6	77, 990	3. 4	93, 916	3. 5	102, 932	2. 9	153, 983	3. 6
軽 油 引 取 税	144, 188	6.8	155, 631	6.8	176, 616	6.6	202, 279	5.8	192, 362	4. 5
入 猟 税	515	0.0	1, 361	0. 1	1, 352	0. 1	1, 407	0.0	1, 503	0.0
計	2, 111, 136	100.0	2, 283, 164	100.0	2, 657, 147	100.0	3, 506, 884	100.0	4, 271, 515	100.0
			, ,				, ,			
市町村税										
市町村民税	706, 766	43. 1	850, 240	43.5	1, 062, 157	45. 2	1, 361, 262	45.6	1, 973, 295	49.8
個 人 均 等 割	12, 721	0.8	13, 503	0.7	14, 409	0.6	14, 493	0.5	14, 595	0.4
所 得 割	431, 563	26. 3	571, 548	29.3	733, 762	31. 3	883, 300	29.6	1, 252, 622	31.6
法人均等割	3, 773	0.2	4, 055	0.2	4, 319	0.2	4, 687	0.2	5, 081	0. 1
法 人 税 割	258, 709	15.8	261, 134	13.4	309, 667	13. 2	458, 782	15. 4	700, 997	17.7
固定資産税	576, 702	35. 2	694, 899	35.6	827, 523	35. 3	1, 056, 386	35. 4	1, 269, 686	32.0
土 地	150, 947	9. 2	192, 996	9.9	249, 564	10.6	398, 804	13. 4	500, 916	12.6
家屋	225, 514	13.8	264, 439	13.5	306, 542	13. 1	359, 395	12.0	428, 525	10.8
償 却 資 産	167, 904	10.2	202, 104	10.4	231, 971	9.9	253, 500	8. 5	288, 915	7. 3
純固定資産税小計	544, 365	33. 2	659, 539	33.8	788, 077	33. 6	1, 011, 699	33. 9	1, 218, 356	30.7
交 付 金	6, 432	0.4	7, 231	0.4	8, 404	0.4	9, 927	0.3	12, 149	0.3
納 付 金	25, 905	1.6	28, 129	1.4	31, 042	1.3	34, 760	1.2	39, 181	1.0
軽 自 動 車 税	23, 849	1. 5	26, 207	1. 3	27, 800	1. 2	28, 519	1.0	27, 892	0.7
市町村たばこ消費税	154, 850	9. 4	169, 154	8.7	187, 497	8.0	203, 758	6.8	225, 698	5. 7
電 気 税	_	_	_	_	_	_	_	_	147, 039	3. 7
(電気ガス税)	97, 828	6.0	108, 440	5. 6	122, 106	5. 2	130, 154	4.4	_	_
ガス税	_	_	_	_	_	_	_	_	16, 416	0.4
鉱 産 税	2, 425	0.1	2, 219	0.1	1,980	0.1	2, 063	0.1	2, 409	0.1
木 材 引 取 税	2, 518	0.2	2, 405	0.1	2, 545	0.1	2, 811	0.1	2,814	0. 1
特別土地保有税	_	_	_	_	_	_	17, 456	0.6	107, 595	2. 7
法定外普通税	1, 787	0.1	2, 161	0.1	2, 881	0.1	3,666	0.1	4, 066	0. 1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2, 173	)	3,651	)	4, 263	)	4, 513		4, 504	)
事 業 所 税	_		_		_		_		_	
都 市 計 画 税	70, 309	4.4	92, 901	5.0	107, 329	4.8	173, 398	> 6.0	184, 204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共 同 施 設 税	3	)	2	J	0		0	J	_	/
計	1, 639, 532	100.0	1, 952, 582	100.0	2, 347, 335	100.0	2, 984, 403	100.0	3, 965, 989	100.0
地 方 税	3, 750, 668	_	4, 235, 746	_	5, 004, 482	_	6, 491, 287	_	8, 237, 504	-

										(単位 百万円)
昭和50年	度	昭和51年	度	昭和52年	度	昭和53年	度	昭和54年	度	□ /\
税 額	比率	税 額	比率	税額	比率	税額	比率	税額	比率	区 分
	%		%		%		%		%	道府県税
000 000		1 177 500		1 000 400		1 501 000		1 740 650		
989, 039	25. 6	1, 177, 522	26. 2	1, 336, 493	26. 0	1, 521, 326	27. 0	1, 740, 659	26. 4	道府県民税
3, 835	0.1	9, 859	0.2	10, 532	0.2	10, 740	0. 2	10, 855	0.2	個 人 均 等 割
735, 450	19.0	850, 039	18. 9	951, 133	18. 5	1, 109, 548	19.7	1, 247, 574	18. 9	所 得 割
968	0.0	2, 618	0. 1	4, 653	0.1	7, 246	0. 1	8, 672	0. 1	法人均等割
				_						
248, 786	6. 4	315, 006	7. 0	370, 175	7. 2	393, 791	7. 0	473, 528	7. 2	法 人 税 割
1, 501, 517	38.8	1, 691, 578	37. 6	1, 944, 507	37. 9	2, 065, 839	36.6	2, 493, 292	37.8	事 業 税
47, 994	1. 2	44, 608	1.0	46, 191	0.9	52, 474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1, 453, 523	37. 6	1, 646, 970	36. 6	1, 898, 316	37. 0	2, 013, 365	35. 7	2, 429, 663	36.8	(法人分)
181, 365	4. 7	174, 463	3. 9	201, 088	3. 9	209, 361	3. 7	243, 794	3. 7	不動産取得税
135, 590	3. 5	138, 527	3. 1	209, 668	4. 1	214, 193	3.8	221, 407	3. 4	道府県たばこ消費税
50, 043	1.3	52, 590	1.2	59, 740	1.2	65, 624	1.2	68, 132	1.0	娯楽施設利用税
267, 453	6. 9	290, 557	6. 5	317, 908	6.2	338, 668	6. 0	366, 920	5. 6	料理飲食等消費税
		517, 893		-		625, 644		739, 260		自動車税
368, 893	9.5	-	11. 5	551, 567	10. 7		11.1	*	11. 2	
592	[ ]	530		993	)	961	)	1, 029	] ]	鉱区税
1, 993		2,067		3, 686		3, 997		3, 577		∫狩猟者登録税
1, 993	1	2,007		5,000		5, 991		3, 311		(狩猟免許税)
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3, 401	0.2	4, 589	0.2	法定外普通税
2,072		3, 461		5, 549		5, 457		4, 790		道府県固定資産税
	1)		)	_						
6	'	4	1	1	1	3	7	0	/	旧法による税
174, 990	4. 5	188, 018	4. 2	210, 076	4. 1	254, 268	4. 5	281, 635	4. 3	自動車取得税
193, 967	5.0	263, 793	5. 9	291, 771	5. 7	326, 676	5. 8	428, 312	6. 5	軽 油 引 取 税
1, 521	0.0	1, 560	0.0	2, 810	0.1	3, 004	0. 1	2, 678	0.0	入 猟 税
				_						
3, 869, 224	100.0	4, 502, 918	100.0	5, 136, 678	100.0	5, 638, 421	100.0	6, 600, 075	100.0	計
										市町村税
1, 980, 353	46. 2	2, 362, 592	46. 7	2, 707, 475	46. 1	3, 112, 088	47. 2	3, 588, 366	48.3	市町村民税
			0.8		0. 7		0.6			個人均等割
14, 098	0. 3	38, 300		40, 756		41, 403		42, 038	0. 6	
1, 345, 536	31. 4	1, 574, 035	31. 1	1, 795, 773	30. 6	2, 125, 260	32. 2	2, 417, 565	32. 5	所 得 割
5, 074	0.1	13, 585	0.3	22, 527	0.4	31, 228	0.5	36, 862	0.5	法 人 均 等 割
615, 645	14. 4	736, 672	14. 6	848, 419	14. 5	914, 196	13. 9	1,091,901	14. 7	法 人 税 割
1, 547, 437		1, 795, 123	35. 5	2, 053, 930	35. 0	2, 256, 804		2, 522, 602	33. 9	固定資産税
	36. 1						34. 2			
653, 862	15. 3	780, 352	15. 4	913, 543	15. 6	983, 608	14. 9	1, 102, 052	14.8	土 地
506, 780	11.8	592, 621	11.7	680, 019	11.6	774, 090	11.7	877,670	11.8	家屋
329, 281	7. 7	354, 183	7.0	383, 738	6.5	415, 804	6.3	452, 726	6. 1	償 却 資 産
1, 489, 923		1, 727, 156		1, 977, 300	33. 7	2, 173, 502	32. 9	2, 432, 448	32. 7	純固定資産税小計
	34. 8		34. 1							
13, 630	0.3	16, 295	0.3	19, 322	0.3	21, 168	0.3	22, 475	0. 3	交 付 金
43, 884	1.0	51, 672	1.0	57, 308	1.0	62, 135	0.9	67, 679	0.9	納 付 金
27, 517	0.6	35, 167	0.7	34, 944	0.6	36, 115	0.5	40, 691	0. 5	軽自動車税
238, 127	5. 6		4.8	368, 328	6. 3	376, 337	5. 7	388, 961	5. 2	市町村たばこ消費税
148, 164	3. 5	182, 836	3. 6	217, 130	3. 7	229, 395	3. 5	251, 012	3. 4	電 気 税
_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	(電気ガス税)
13, 164	0.3	13, 160	0.3	10, 681	0.2	9, 757	0.1	9, 223	0.1	ガス税
2, 779	0. 1	3, 508	0. 1	3, 818	0. 1	3, 689	0.1	3, 967	0. 1	鉱産税
				-						
2, 876	0. 1	2, 996	0. 1	3, 033	0. 1	2, 971	0.0	3, 243	0.0	
102, 792	2. 4	102, 848	2. 0	99, 360	1. 7	71, 632	1.1	65, 478	0. 9	特別土地保有税
4, 228	0.1	4, 925	0.1	5, 450	0.1	6, 103	0.1	6, 625	0.1	法定外普通税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧法による税
					\ \ \ \ \				\ \ \ \ \	
7, 153	[ ]	8, 790		9, 318		12, 677		13, 172		入 湯 税
15, 206		80, 149		102, 311		108, 304		113, 084		事 業 所 税
195, 498	5.1	224, 990	6.2	252, 487	6.2	372, 479	7.5	424, 715	7.4	都市計画税
265		257		267		282		294		水利地益税
200	IJ	201	IJ	201	IJ	202	IJ	234	IJ	
_	1.					_				共同施設税
4, 285, 617	100.0	5, 061, 173	100.0	5, 868, 537	100.0	6, 598, 632	100.0	7, 431, 436	100.0	計
	1									
8, 154, 841	_	9, 564, 091	_	11, 005, 216	_	12, 237, 054	_	14, 031, 511	_	地 方 税
				, , ,		. , -				
	1									<u> </u>

	昭和55年	变	昭和56年	度	昭和57年	度	昭和58年	度	昭和59年	度
区 分	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
* # 12 00				- /		۰,				
道府県税	1 071 477	%	0.010.550	%	0 907 100	%	0 500 040	%	0 700 500	%
道府県民税	1, 971, 477	26. 7	2, 212, 558	28. 0	2, 387, 182	28. 6	2, 568, 046	29. 6	2, 732, 529	28. 8
個人均等割     所得割	17, 411	0. 2	18, 610	0. 2	19, 148	0. 2	19, 486	0. 2	19,097	0. 2
	1, 397, 222	18. 9	1, 585, 517	20.0	1, 751, 807	21. 0	1, 916, 505	22. 1	1, 952, 455	20. 5
	9, 116	0. 1	9, 871 598, 560	0.1	10, 638	0. 1	17, 620	0. 2	43, 537	0. 5
法 人 税 割 利 子 割	547, 729 —	7. 4	598, 560	7. 6	605, 589	7.3	614, 435	7. 1	717, 440	7. 5
事業税	2, 918, 072	20.5	3, 054, 073	20 6	3, 176, 304	20 1	3, 215, 462	97 1	3, 610, 407	38. 0
(個人分)	74, 702	39. 5	82, 913	38.6	104, 947	38. 1 1. 3	114, 771	37. 1	125, 759	1. 3
(法人分)	2, 843, 370	1. 0 38. 5	2, 971, 160	1. 0 37. 6	3, 071, 357	36. 9	3, 100, 691	1. 3 35. 7	3, 484, 648	36. 7
不動産取得税	282, 137	3.8	299, 456	3.8	335, 627	4. 0	374, 486	4. 3	398, 212	4. 2
道府県たばこ消費税	282, 137	3. 1	261, 089	3. 3	277, 680	3. 3	282, 203	3. 3	395, 212	3. 2
娯楽施設利用税	74, 402	1. 0	81, 697	1. 0	89, 816	1. 1	96, 464	1. 1	104, 886	1. 1
料理飲食等消費税	397, 632	5. 4	424, 033	5. 4	439, 940	5. 3	427, 773	4. 9	448, 773	4. 7
自動車税	780, 615	10.6	814, 678	10. 3	844, 560	10. 1	867, 046	10.0	1, 014, 364	10. 7
鉱区税	1,009	10.0	967	)	910	)	958	10.0	935	10.1
狩猟者登録税	3, 398		3, 204		2, 961		3, 048		2, 865	
法定外普通税	5, 398 5, 140	0.2	5, 204 5, 111	0.2	2, 961 8, 661	0.3	11, 575	0.3	2, 800 14, 700	→ 0. 3
道府県固定資産税	7, 938	0.2	6, 410	0.2	8, 477	0.3	8, 351		8, 419	0.3
旧法による税	1, 330		0,410	J	0, 411		0, 331	1 1	0, 413	
自動車取得税	270, 340	3. 7	282, 971	3. 6	293, 215	3. 5	317, 336		330, 806	3. 5
軽油引取税	447, 047	6. 0	459, 483	5.8	465, 384	5. 6	500, 837		528, 780	5. 6
入猟税	2, 536	0. 0	2, 387	0.0	2, 203	0. 0	2, 198	0.0	2, 070	0. 0
計	7, 390, 272		7, 908, 117		8, 332, 920		8, 675, 783		7	100. 0
HI.	1, 550, 212	100.0	1, 300, 111	100.0	0, 332, 320	100.0	0, 010, 100	100.0	3, 505, 145	100.0
市町村税										
市町村民税	4, 187, 071	49. 2	4, 757, 452	50. 5	5, 184, 651	50. 4	5, 593, 497	50. 1	6, 012, 801	50. 1
個人均等割	52, 936	0.6	55, 033	0.6	56, 492	0.5	57, 695	0.5	56, 501	0. 5
所 得 割	2, 837, 147	33. 4	3, 258, 730	34. 6	3, 612, 301	35. 1	3, 964, 997	35. 5	4, 047, 309	33. 8
法人均等割	37, 852	0.4	40, 260	0.4	42, 012	0.4	77, 647	0.7	181, 969	1. 5
法人税割	1, 259, 136	14.8	1, 403, 429	14. 9	1, 473, 846	14. 3	1, 493, 158	13. 4	1, 727, 022	14. 4
固定資産税	2, 784, 082	32. 7	2, 982, 085	31. 7	3, 320, 395	32. 3	3, 668, 053	32. 9	3, 941, 716	32. 9
土 地	1, 191, 484	14. 0	1, 220, 582	13. 0	1, 372, 254	13. 3	1, 530, 870	13. 7	1, 606, 295	13. 4
家屋	994, 187	11.7	1, 105, 063	11.7	1, 230, 947	12. 0	1, 354, 907	12. 1	1, 485, 354	12. 4
償 却 資 産	498, 391	5. 9	549, 029	5.8	601, 536	5.8	658, 285	5. 9	714, 156	6.0
純固定資産税小計	2, 684, 062	31. 6	2, 874, 674	30. 5	3, 204, 737	31. 1	3, 544, 062	31. 7	3, 805, 805	31. 7
交 付 金	25, 082	0.3	26, 827	0.3	30, 087	0.3	32, 692	0.3	34, 665	0.3
納 付 金	74, 938	0.9	80, 585	0.9	85, 571	0.8	91, 299	0.8	101, 246	0.8
軽 自 動 車 税	43, 224	0.5	44, 541	0.5	48, 224	0.5	52, 624	0.5	65, 271	0. 5
市町村たばこ消費税	402, 018	4. 7	458, 785	4. 9	487, 785	4. 7	495, 838	4. 4	536, 575	4. 5
電 気 税	372, 231	4. 4	410, 411	4. 4	422, 441	4. 1	457, 569	4. 1	489, 383	4. 1
ガス税	14, 154	0.2	13, 030	0.1	10, 962	0.1	11, 789	0.1	12, 780	0. 1
鉱 産 税	4, 512	0.1	4, 212	0.0	4, 544	0.0	4, 556	0.0	4, 698	0.0
木 材 引 取 税	3, 247	0.0	2, 901	0.0	2, 793	0.0	2, 578	0.0	2, 304	0.0
特別土地保有税	64, 762	0.8	64, 991	0.7	61, 163	0.6	60, 260	0.5	58, 494	0.5
法 定 外 普 通 税	7, 254	0.1	7, 769	0.1	7, 964	0.1	8, 540	0.1	9, 360	0. 1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	13, 024	)	13, 021	)	13, 232	)	13,001	1	13, 533	)
事 業 所 税	138, 557		162, 656		176, 859		180, 556		188, 230	
都 市 計 画 税	469, 084	7.3	495, 211	7.1	554, 396	7.2	616, 356	7.3	655, 370	7.2
水 利 地 益 税	315		315		316		303		280	
共 同 施 設 税	_	J	_	)	_	)	_		_	)
計	8, 503, 536	100.0	9, 417, 381	100.0	10, 295, 725	100.0	11, 165, 520	100.0	11, 990, 795	100.0
地 方 税	15, 893, 807	_	17, 325, 498	_	18, 628, 645	_	19, 841, 303	_	21, 493, 940	_

		1				•		(単位 百万円)
昭和60年	度	昭和61年	度	昭和62年	度	昭和63年	度	区 分
税 額	比率	税額	比率	税額	比率	税額	比率	2
	%		%		%		%	道府県税
2, 951, 256	28. 9	3, 093, 448	29. 2	3, 448, 532	28.8	4,020,859	29.0	道府県民税
26, 634	0.3	27, 371	0.3	27, 784	0.2	28, 435	0. 2	個 人 均 等 割
2, 073, 605	20. 3		21. 1	2, 409, 502	20. 1	2, 477, 100	17.8	所 得 割
54, 399	0. 5	55, 732	0. 5	57, 985	0.5	61, 522	0. 4	法人均等割
796, 618	7.8	781, 630	7. 4	953, 261	8.0	1, 100, 125	7. 9	法 人 税 割
_	_	_	_	_	_	353, 677	2. 5	利 子 割
3, 937, 043	38. 6	3, 936, 037	37. 2	4, 726, 382	39. 4	5, 779, 715	41.6	事 業 税
129, 797	1. 3	137, 971	1.3	152, 034	1.3	179, 244	1. 3	(個人分)
3, 807, 246	37.3	3, 798, 066	35. 9	4, 574, 348	38. 2	5, 600, 471	40. 4	(法人分)
434, 597	4. 3		4.6	545, 024	4. 5	569, 362	4. 1	不動産取得税
312, 987	3. 1	356, 004	3. 4	355, 829	3. 0	359, 933	2. 6	道府県たばこ消費税
108, 261	1. 1	115, 382	1. 1	124, 893	1.0	133, 495	1. 0	娯楽施設利用税
475, 679	4. 7	511, 317	4.8	557, 750	4. 7	608, 442	4. 4	料理飲食等消費税
1, 038, 021	10. 2	1, 072, 547	10. 1	1, 105, 384	9.2	1, 158, 741	8. 3	自 動 車 税
892		855		758	)	719	)	鉱 区 税
2, 741		2, 583		2, 502		2, 418		狩 猟 者 登 録 税
25, 348	> 0.4	·	> 0.4	23, 055	0.4	20, 880	0.3	法定外普通税
12, 290		20, 533	V. 1	20, 235	"	20, 712		道府県固定資産税
12, 230		20, 555		20, 233		20, 112		
_	· .			_				旧法による税
347, 139	3. 4	377, 096	3. 6	439, 420	3. 7	508, 685	3. 7	自動車取得税
555, 760	5. 4	588, 367	5. 6	634, 811	5. 3	691, 827	5. 0	軽 油 引 取 税
1, 967	0.0	1,852	0.0	1, 785	0.0	1, 732	0.0	入 猟 税
10, 203, 981	100.0	10, 576, 392	100.0	11, 986, 360	100.0	13, 877, 520	100.0	計
								市町村税
6, 645, 401	50. 7	7, 015, 739	49. 9	7, 843, 195	51. 5	8, 514, 328	52. 4	市町村民税
74, 944	0. 6	77, 354	0. 6	78, 927	0.5	80, 819	0. 5	個人均等割
4, 427, 855	33.8	4, 786, 551	34. 1	5, 201, 976	34. 2	5, 451, 849	33. 6	所 得 割
226, 473	1. 7	235, 759	1. 7	242, 579	1.6	256, 741	1. 6	法 人 均 等 割
1, 916, 129	14.6	1, 916, 075	13.6	2, 319, 713	15. 2	2, 724, 919	16.8	法 人 税 割
4, 315, 206	32. 9	4, 729, 254	33. 7	4, 996, 135	32.8	5, 297, 530	32.6	固定資産税
1, 789, 771	13.6	1, 971, 257	14.0	2, 034, 961	13. 4	2, 183, 672	13. 4	土 地
1, 602, 858	12. 2	1, 757, 075	12.5	1, 907, 246	12. 5	1, 994, 763	12. 3	家屋
								ble to the to
782, 110			6. 6	972, 732	6. 4	1, 035, 611	6. 4	
4, 174, 739	31.8	4, 650, 529	33. 1	4, 914, 939	32. 3	5, 214, 046	32. 1	純固定資産税小計
36, 780	0.3	·	0.3	41, 365	0.3	42, 840	0.3	交 付 金
103, 687	0.8	39, 695	0.3	39, 831	0.3	40, 644	0.3	
69, 844	0.5	74, 028	0.5	77, 813	0.5	81, 466	0.5	軽 自 動 車 税
551, 470	4. 2	629, 005	4. 5	629, 952	4. 1	636, 734	3. 9	市町村たばこ消費税
514, 459	3. 9	486, 866	3. 5	483, 653	3. 2	489, 652	3. 0	電 気 税
12, 608	0. 1	11, 284	0. 1	9, 363	0. 1	8, 983		ガス税
						· ·		
4, 598	0.0	· ·	0.0	3, 397	0.0	3, 100	0.0	
2, 089	0.0		0.0	1, 851	0.0	1, 756	0.0	木 材 引 取 税
55, 198	0.4	65, 582	0.5	74, 282	0.5	77, 808	0.5	特別土地保有税
10, 099	0. 1	11, 076	0.1	12, 976	0.1	13, 332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	_	_	_	_	_	_	旧法による税
13, 957	1	14, 886	1	15, 699	)	16, 217	)	入 湯 税
197, 194		216, 890		240, 273		253, 905		事業所税
	, ,		7.0		, ,			
720, 084	7.1	791, 002	7.3	828, 762	7.1	844, 335	6.9	都市計画税
285	] )	278		275		258		水利地益税
_	'	_	1	_		_		共 同 施 設 税
13, 112, 492	100.0	14, 051, 841	100.0	15, 217, 626	100.0	16, 239, 404	100.0	計
23, 316, 473	-	24, 628, 233	_	27, 230, 986	_	30, 116, 924	_	地 方 税
	ļ	<del></del>		-				

	平成元年	变	平成2年月	使	平成3年月	使	平成4年月	É	平成5年月	<del></del>
区 分	税 額	比率	税 額	比率	税額	比率	税 額	比率	税額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4, 336, 936	29. 4	5, 088, 713	32. 5	5, 312, 281	32. 8	4, 912, 415	33. 1	4, 799, 720	34. 6
個人均等割	28, 778	0. 2	29, 172	0.2	30, 269	0.2	30, 676	0.2	31, 293	0. 2
所 得 割	2, 286, 545	15. 5	2, 428, 447	15. 5	2, 711, 412	16.8	2, 912, 205	19.6	2, 852, 930	20.6
法人均等割	65, 125	0.4	70, 076	0.4	74, 251	0.5	77, 526	0.5	79, 407	0.6
法 人 税 割	1, 081, 372	7. 3	937, 300	6.0	865, 031	5. 3	741, 102	5. 0	682, 756	4. 9
利 子 割	875, 116	5. 9	1, 623, 718	10.4	1, 631, 318	10. 1	1, 143, 906	7. 7	1, 153, 334	8. 3
事 業 税	6, 547, 997	44. 4	6, 541, 307	41.8	6, 752, 859	41. 7	5, 693, 658	38. 4	4, 823, 888	34. 8
(個人分)	211, 118	1. 4	248, 700	1.6	276, 510	1. 7	286, 151	1. 9	255, 931	1.8
(法人分)	6, 336, 879	42.9	6, 292, 607	40.2	6, 476, 349	40.0	5, 407, 507	36. 5	4, 567, 957	32. 9
地方消費税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
譲 渡 割	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
貨 物 割	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
不動産取得税	630, 942	4. 3	596, 190	3.8	604, 373	3. 7	669, 506	4. 5	613, 964	4. 4
道府県たばこ税	317, 508	2. 2	360, 547	2. 3	365, 382	2.3	366, 384	2. 5	371, 282	2. 7
ゴルフ場利用税	76, 273	0. 5	90, 398	0.6	97, 554	0.6	103, 485	0. 7	101, 074	0.7
特別地方消費税	149, 373	1. 0	194, 521	1. 2	173, 396	1. 1	151, 855	1. 0	143, 677	1.0
自動車税	1, 196, 259	8. 1	1, 276, 176	8.2	1, 342, 868	8.3	1, 412, 277	9. 5	1, 466, 725	10.6
鉱区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2, 337		2, 281		2, 255		2, 194		2, 133	
法 定 外 普 通 税	16, 176	1.0	21, 512	0.3	19, 551	0.2	17, 976	0.3	21, 429	> 0.2
道府県固定資産税	11, 880		15, 054		10, 434		15, 443		7, 748	
旧法による税	122, 048	)	10, 694	)	4, 688	)	2, 159	J	1, 208	)
自動車取得税	577, 688	3. 9	613, 065	3. 9	623, 944	3. 9	582, 373	3. 9	542, 021	3. 9
軽油引取税	766, 341	5. 2	833, 542	5. 3	871, 657	5. 4	901, 062	6. 1	980, 860	7. 1
入 猟 税	1, 668	0.0	1, 630	0.0	1, 601	0.0	1, 552	0.0	1, 504	0.0
計	14, 754, 130	100.0	15, 646, 324	100.0	16, 183, 541	100.0	14, 833, 048	100.0	13, 877, 876	100.0
de me la tal										
市町村税						=0.4		= .	. =	40.0
市町村民税	9, 275, 035	54. 4	9, 672, 418	54. 3	10, 092, 653	53. 4	10, 179, 092	51. 6	9, 702, 381	49. 2
個人均等割	81, 363	0. 5	82, 823	0.5	85, 264	0.5	87, 113	0.4	89, 153	0. 5
所 得 割	5, 841, 764	34. 3	6, 391, 632	35. 9	6, 797, 603	36. 0	7, 352, 258	37. 3	7, 242, 398	36. 7
法人均等割	268, 529	1. 6	285, 143	1.6	301, 018	1.6	310, 142	1.6	317, 306	1.6
法人税割	3, 083, 379	18. 1	2, 912, 820	16. 4	2, 908, 768	15. 4	2, 429, 579	12. 3	2, 053, 524	10. 4
固定資産税	5, 687, 661		6, 022, 454			34. 7		36. 4	7, 580, 690	38. 5
土地	2, 320, 870	13. 6	2, 370, 985	13. 3	2, 602, 823	13. 8	2, 863, 943	14. 5	2, 976, 732	15. 1
家屋	2, 170, 764	12. 7	2, 350, 328	13. 2	2, 529, 258	13. 4	2, 738, 827	13. 9	2, 952, 917	15. 0
償 却 資 産	1, 151, 735	6. 8	1, 253, 245	7. 0	1, 382, 321	7. 3	1, 519, 338	7. 7	1, 592, 085	8. 1
純固定資産税小計	5, 643, 369	33. 1	5, 974, 558	33. 6	6, 514, 402	34. 5	7, 122, 108	36. 1	7, 521, 734	38. 2
交 付 金	44, 292	0. 3	47, 896	0.3	49, 472	0. 3	56, 544	0.3	58, 956	0.3
軽自動車税	84, 899	0. 5	88, 113	0. 5	92, 466	0. 5	95, 864	0.5	98, 652	0. 5
市町村たばこ税	564, 965	3. 3	635, 831	3. 6	645, 305	3. 4	648, 067	3. 3	656, 732	3. 3
鉱産税	2, 939	0.0	2,677	0.0	2, 691	0.0	2, 496	0.0	2, 383	0.0
特別土地保有税	96, 168	0.6	118, 407	0.7	134, 354	0. 7	163, 456	0.8	147, 215	0.7
法定外普通税	13, 296	0. 1	15, 103	0. 1	16, 318	0. 1	15, 838	0. 1	4, 181	0.0
旧法による税	129, 851	0.8	23	0.0	10 212	0.0	10.000	0	10.445	0
入 湯 税	17, 220		18, 420		19, 313		19, 388		19, 445	
事業所税	264, 634		288, 090		309, 565		322, 543		331, 759	
都市計画税	904, 045	7.0	942, 317	7.0	1, 012, 450	7.1	1, 109, 676	7.4	1, 169, 826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	17,040,027	100.0	17 004 040	100.0	10,000,004	100.0	10 705 004	100.0	10 710 447	100.0
計	17, 040, 967	100. 0	17, 804, 049	100.0	18, 889, 204	100.0	19, 735, 264	100.0	19, 713, 447	100.0
地方税	31, 795, 097	_	33, 450, 373	_	35, 072, 745	_	34, 568, 312	_	33, 591, 323	_
20 23 17E	01, 190, 091		00, 100, 010		00, 012, 140		01, 000, 014		00, 001, 020	
	ı			1						

										(単位 百万円)
平成6年月		平成7年月		平成8年月		平成9年月		平成10年		区 分
税額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	L 23
	%		%		%		%		%	道府県税
4, 440, 498	32.6	4, 460, 352	32. 1	4, 140, 438	28. 4	4, 209, 060	28. 2	3, 651, 605	23.8	道府県民税
31,609	0.2	32, 331	0.2	45, 589	0.3	46, 904	0.3	47, 387	0.3	個 人 均 等 割
2, 435, 454	17. 9	2, 630, 606	18. 9	2, 563, 889	17. 6	2, 760, 580	18. 5	2, 386, 699	15. 6	所 得 割
108, 338	0.8	120, 442	0.9	124, 423	0.9	126, 519	0.8	126, 822	0.8	法人均等割
641, 247	4. 7	685, 049	4. 9	868, 637	6. 0	827, 328	5. 5	730, 764	4. 8	法人税割
1, 223, 850	9. 0	991, 924	7. 1	537, 900	3. 7	447, 729	3. 0	359, 933	2. 3	利子割
4, 449, 398	32. 7	4, 485, 616	32. 2	5, 339, 580	36. 6	5, 100, 342	34. 1	4, 482, 464	29. 3	事業税
246, 508	1.8	250, 446	1.8	255, 567	1.8	270, 865	1.8	271, 130	1.8	(個人分)
4, 202, 890	30. 9	4, 235, 170	30. 4	5, 084, 013	34. 8	4, 829, 477	32. 3	4, 211, 334	27. 5	(法人分)
_	_	_	_	_	_	806, 973	5. 4	2, 550, 425	16. 6	地方消費税
_	_	_	_	_	_	566, 971	3. 8	2, 200, 602	14. 4	譲 渡 割
_	_	_	_	_	_	240, 002	1. 6	349, 823	2. 3	貨 物 割
661, 112	4. 9	787, 602	5. 7	807, 315	5. 5	731, 058	4. 9	634, 762	4. 1	不動産取得税
374, 154	2. 7	378, 292	2. 7	379, 967	2.6	247, 666	1.7	231, 312	1. 5	道府県たばこ税
98, 926	0.7	97, 674	0.7	98, 701	0.7	98, 012	0.7	92, 283	0.6	ゴルフ場利用税
136, 434	1.0	132, 951	1.0	131, 015	0.9	124, 529	0.8	112, 517	0.7	特別地方消費税
1, 525, 167	11. 2	1, 587, 312	11.4	1, 649, 465	11. 3	1, 704, 572	11. 4	1, 736, 856	11. 3	自 動 車 税
613	)	594		580	η	537	)	492	)	鉱区税
2,098		2,021		1, 962		1, 932		1,805		狩 猟 者 登 録 税
23, 903	$\downarrow$ 0.3	21, 256	> 0.2	21, 980	$\downarrow$ 0. 2	20, 467	> 0.2	20, 211	$\downarrow$ 0.3	法定外普通税
13, 401	0.0	9, 966	0.2	7, 097	0.2	8, 327	( 0.2	21, 883	0.0	道府県固定資産税
679		515	J	398	J	207		110	IJ	旧法による税
	1.9				4 5				2.0	
579, 657	4. 3	611, 213	4. 4	656, 321	4. 5	562, 131	3.8	497, 308	3. 2	
1, 300, 421	9. 6	1, 332, 173	9. 6	1, 355, 331	9. 3	1, 330, 669	8. 9	1, 284, 124	8. 4	軽油引取税
1, 479	0.0	1, 419	0.0	1, 381	0.0	1, 358	0.0	1, 295	0.0	入 猟 税
13, 607, 940	100.0	13, 908, 956	100.0	14, 591, 531	100.0	14, 947, 840	100.0	15, 319, 452	100.0	計
										1 1. 2.
										市町村税
8, 499, 913	44. 9	8, 806, 143	44. 6	9, 097, 968	44. 4	9, 704, 190	45.8	8, 815, 753	42.8	市町村民税
89, 496	0. 5	91, 541	0. 5	114, 288	0.6	117, 114	0.6	117, 376	0.6	個人均等割
6, 200, 032	32.8	6, 440, 856	32.6	6, 293, 220	30. 7	7, 055, 180	33. 3	6, 406, 904	31. 1	所 得 割
346, 891	1.8	362, 176	1.8	375, 017	1.8	378, 124	1.8	380, 073	1.8	法 人 均 等 割
1, 863, 494	9.8	1, 911, 570	9. 7	2, 315, 443	11. 3	2, 153, 772	10. 2	1, 911, 400	9. 3	法 人 税 割
7, 980, 212	42. 2	8, 429, 521	42.6	8, 812, 318	43.0	8, 822, 014	41.6	9, 095, 248	44. 1	固定資産税
3, 262, 743	17. 2	3, 489, 239	17.7	3, 642, 990	17.8	3, 705, 233	17. 5	3, 754, 319	18. 2	土 地
3, 028, 776	16. 0	3, 221, 754	16. 3	3, 433, 043	16. 7	3, 324, 224	15. 7	3, 511, 245	17. 0	家屋
1, 626, 236	8. 6	1, 651, 721	8. 4	1, 666, 048	8. 1	1, 723, 012	8. 1	1, 754, 233	8. 5	償 却 資 産
7, 917, 755	41. 8	8, 362, 714	42. 3	8, 742, 081	42. 6	8, 752, 469	41. 3	9, 019, 797	43. 8	純固定資産税小計
62, 457	0. 3	66, 807	0. 3	70, 237	0. 3	69, 545	0.3	75, 451	0. 4	交 付 金
101, 859	0. 5	105, 471	0. 5	109, 451	0. 5	113, 132	0. 5	115, 888	0. 6	軽自動車税
661, 767	3. 5	669, 078	3. 4	672, 293	3. 3	799, 004	3.8	813, 561	3.9	市町村たばこ税
					0.0	,				鉱 産 税
2, 272	0.0	2, 205	0.0	2, 156		1, 855	0.0	1,671	0.0	
124, 506	0. 7	120, 759	0.6	104, 984	0.5	94, 081	0.4	61, 866	0.3	特別土地保有税
1, 185	0. 0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0		0	0	_	_	_	_	旧法による税
20,006		20, 823		21, 733		22, 207		22, 612		入 湯 税
311, 717		306, 759		311, 399		324, 774		323, 193		事 業 所 税
1, 227, 515	8.2	1, 304, 476	8.3	1, 369, 145	8.3	1, 325, 671	7.9	1, 352, 233	8.2	都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
_	J	_	J	_	J	_	J	_	J	共 同 施 設 税
18, 931, 136	100.0	19, 766, 021	100.0	20, 502, 204	100.0	21, 207, 670	100.0	20, 602, 731	100.0	計
32, 539, 076	_	33, 674, 977	_	35, 093, 735	_	36, 155, 510	_	35, 922, 183	_	地 方 税
L									•	

	平成11年	度	平成12年	度	平成13年	度	平成14年	度	平成15年	度
区分	税額	比率								
W # 15 00		- /		- /		- /		- /		
道府県税道府県民税	9 611 004	%	4 E00 400	%	4 200 400	%	9 450 000	%	9 070 407	%
型 府 県 氏 祝 個 人 均 等 割	3, 611, 004 47, 389	24. 8 0. 3	4, 500, 408 46, 943	28. 9 0. 3	4, 382, 432 46, 776	28. 2 0. 3	3, 452, 836 46, 605	25. 0 0. 3	3, 273, 427 46, 433	23. 9 0. 3
所 得 割	2, 417, 161	16.6	2, 339, 384	15. 0	2, 322, 523	15. 0	2, 277, 050	16. 5	2, 182, 210	15. 9
法人均等割	127, 679	0. 9	131, 556	0.8	133, 847	0. 9	136, 442	1.0	138, 461	1. 0
法人税割	636, 998	4. 4	692, 987	4. 4	702, 898	4. 5	590, 115	4. 3	640, 524	4. 7
利 子 割	381, 777	2.6	1, 289, 538	8.3	1, 176, 388	7. 6	402, 624	2. 9	263, 336	1.9
配 当 割	_	_	_	_	_	_	_	_	2, 454	0.0
株式等譲渡所得割	_	_	_	_	_	_	_	_	9	0.0
事業税	3, 932, 736	27.0	4, 140, 982	26.6	4, 328, 217	27. 9	3, 675, 109	26. 6	3, 845, 825	28. 1
(個人分)	229, 068	1.6	222, 974	1. 4	226, 404	1. 5	222, 363	1.6	216, 531	1.6
(法人分)	3, 703, 668	25. 4	3, 918, 008	25. 1	4, 101, 813	26. 4	3, 452, 746	25. 0	3, 629, 295	26. 5
地方消費税	2, 479, 319	17. 0	2, 528, 247	16. 2	2, 474, 477	15. 9	2, 424, 524	17. 6	2, 393, 582	17. 5
譲渡割	2, 142, 627	14. 7	2, 167, 065	13. 9	2, 080, 731	13. 4	2, 030, 174	14. 7	1, 993, 244	14. 6
貨物割	336, 692	2.3	361, 182	2. 3	393, 746	2. 5	394, 350	2. 9	400, 338	2.9
不動産取得税 道府県たばこ税	579, 572 276, 440	4.0	566, 720 281, 501	3.6	537, 460	3.5	523, 991 270, 530	3. 8 2. 0	480, 500	3. 5 2. 0
ゴルフ場利用税	276, 440 87, 569	1. 9 0. 6	281, 501 81, 445	1. 8 0. 5	276, 792 78, 909	1. 8 0. 5	270, 530 74, 386	2. 0 0. 5	277, 815 69, 076	0.5
特別地方消費税	103, 991	0.6	81, 445 11, 613	0. 5	1, 097	0. 0	74, 386 437	0. 0	228	0. 0
自動車税	1, 751, 485	12. 0	1, 764, 449	11. 3	1, 771, 359	11. 4	1, 773, 706	12. 8	1, 746, 275	
鉱区税	478	12.0	474	)	467	) 11. 4	441	12.0	418	
狩猟者登録税	1, 771		1, 743		1, 672		1, 627		1, 587	
法定外普通税	20, 647	0.3	23, 329	) 0.2	28, 179	0.2	23, 157	0.3	35, 076	0.4
道府県固定資産税	13, 552		11, 155		7, 857		9, 459		15, 488	
旧法による税	88	)	49	J	76	)	48	)	46	J
自動車取得税	463, 727	3. 2	464, 101	3.0	449, 599	2.9	419, 094	3. 0	447, 269	3. 3
軽 油 引 取 税	1, 262, 618	8.7	1, 207, 564	7. 7	1, 190, 483	7. 7	1, 152, 458	8. 3	1, 102, 487	8. 1
入 猟 税	1, 257	0.0	1, 242	0.0	1, 198	0.0	1, 174	0.0	1, 154	0.0
狩 猟 税	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
法 定 外 目 的 税	_	_	_	_	_	_	496	0.0	2, 891	0.0
<del>  </del>	14, 586, 254	100.0	15, 585, 022	100.0	15, 530, 274	100.0	13, 803, 473	100.0	13, 693, 144	100.0
市町村税										
市町村民税	8, 362, 688	40.9	8, 220, 590	41.2	8, 184, 593	40.9	7, 770, 867	39. 7	7, 636, 615	40.3
個 人 均 等 割	118, 221	0.6	117, 322	0.6	117, 136	0.6	117, 130	0.6	116, 627	0.6
所 得 割	6, 184, 354	30.3	5, 927, 096	29. 7	5, 879, 071	29. 4	5, 772, 458	29. 5	5, 519, 171	29. 1
法人均等割	382, 426	1. 9	393, 632	2. 0	394, 054	2.0	386, 702	2.0	390, 927	2. 1
法 人 税 割	1, 677, 687	8.2	1, 782, 540	8.9	1, 794, 332	9.0	1, 494, 577	7. 6	1, 609, 890	8. 5
固定資産税	9, 323, 417	45.6	9, 040, 850	45. 3	9, 153, 238	45. 7	9, 155, 086	46.8	8, 766, 857	46. 2
土地	3, 798, 653	18. 6	3, 746, 875	18.8	3, 726, 651	18. 6	3, 615, 709	18. 5	3, 553, 872	18. 7
家屋	3, 680, 768	18. 0	3, 468, 588	17. 4	3, 620, 551	18. 1	3, 758, 692	19. 2	3, 475, 829	18. 3
償 却 資 産	1, 764, 280	8.6	1, 739, 629	8. 7	1, 717, 929	8.6	1, 694, 083	8. 7	1, 648, 933	8.7
純固定資産税小計	9, 243, 701	45. 2	8, 955, 092	44. 9	9, 065, 131	45. 3	9, 068, 484	46. 3	8, 678, 635	
交     付     金       納     付     金	79, 716 —	0.4	85, 758 —	0.4	88, 107 —	0.4	86, 602	0.4	88, 222 —	0.5
軽 自 動 車 税	119, 521	0.6	124, 957	0.6	130, 153	0.7	135, 229	0.7	140, 523	0.7
市町村たばこ税	867, 078	4. 2	865, 220	4.3	850, 866	4. 3	831, 369	4. 2	853, 752	4. 5
鉱産税	1,606	0.0	1, 566	0.0	1, 512	0.0	1, 377	0.0	1, 430	0.0
特別土地保有税	47, 529	0. 2	42, 471	0. 2	35, 084	0. 2	26, 341	0. 1	9, 123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	_	_	_	_	_	_	_	_
入 湯 税	23, 134	)	23, 379		24, 067	)	24, 797	)	25, 209	)
事 業 所 税	319, 463		323, 779		318, 091		324, 260		298, 607	
都市計画税	1, 374, 736	8.4	1, 317, 968	8.3	1, 320, 154	8.3	1, 304, 975	8.5	1, 239, 211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	_	J	_	,	_	)	_	]	_	,
法定外目的税	-	_	-	_	31	0.0	64		551	0.0
計	20, 439, 865	100.0	19, 961, 412	100.0	20, 018, 509	100.0	19, 575, 045	100.0	18, 972, 584	100.0
地方税	35, 026, 119	_	35, 546, 434	_	35, 548, 783	_	33, 378, 518	_	32, 665, 727	_
_ ,, ,,	,, 110		25, 510, 101		,, 100		, 5.5, 510		-=, 000, 121	

										(単位 百万円)
平成16年	度	平成17年	度	平成18年	度	平成19年	度	平成20年	度	区 分
税 額	比率	税額	比率	税額	比率	税額	比率	税額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
3, 398, 623		3, 585, 419	23. 5	3, 989, 226	24. 4	6, 214, 038	33. 3	6, 238, 656	34. 8	道府県民税
46, 843		53, 595	0.4	64, 868	0.4	69, 534	0.4	75, 912	0.4	個 人 均 等 割
2, 125, 519	14. 7	2, 200, 737	14. 5	2, 439, 565	14. 9	4, 531, 799	24. 3	4, 824, 598	26. 9	所 得 割
141, 032	1.0	143, 455	0.9	145, 079	0.9	147, 606	0.8	146, 586	0.8	法 人 均 等 割
722, 152	5. 0	822, 655	5. 4	972, 089	6.0	1, 035, 572	5. 5	916, 931	5. 1	法 人 税 割
273, 552		177, 356	1. 2	159, 489	1.0	208, 437	1. 1	197, 696	1. 1	利 子 割
		*		·		·				
43, 729		78, 552	0.5	112, 050	0.7	130, 972	0.7	55, 759	0.3	
45, 795	0.3	109, 068	0. 7	96, 086	0.6	90, 117	0.5	21, 174	0. 1	株式等譲渡所得割
4, 338, 874	30.0	4, 914, 186	32. 3	5, 579, 132	34. 2	5, 826, 107	31. 2	5, 419, 356	30. 2	事 業 税
215, 565	1.5	215, 817	1. 4	216, 455	1.3	218, 373	1.2	216, 734	1.2	(個人分)
4, 123, 309	28. 5	4, 698, 368	30. 9	5, 362, 677	32. 9	5, 607, 734	30. 0	5, 202, 621	29. 0	(法人分)
2, 613, 934		2, 551, 190	16. 8	2, 628, 938		2, 569, 208		2, 474, 083		地方消費税
					16. 1		13. 8		13. 8	
2, 153, 452		2, 046, 635	13. 4	2, 028, 071	12. 4	1, 942, 196	10. 4	1, 812, 520	10. 1	譲 渡 割
460, 483	3. 2	504, 555	3. 3	600, 867	3. 7	627, 012	3. 4	661, 563	3. 7	貨 物 割
456, 402	3. 2	476, 669	3. 1	485, 030	3.0	484, 479	2.6	445, 315	2.5	不動産取得税
282, 555		275, 163	1.8	280, 669	1.7	277, 793	1. 5	263, 246	1. 5	道府県たばこ税
63, 837		62, 032	0. 4	61,700	0.4	60, 303	0. 3	59, 839	0. 3	ゴルフ場利用税
				· ·		· ·				
118		75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特別地方消費税
1, 713, 074	11.8	1, 752, 750	11.5	1, 725, 484	10.6	1, 717, 417	9. 2	1, 680, 767	9. 4	自 動 車 税
409	)	407	)	407	)	401	)	396	)	鉱 区 税
_		_		_		_		_		狩 猟 者 登 録 税
4F 101		4E 969		4F C10		20 477		20.075		
45, 101		45, 262	> 0.4	45, 612	> 0.3	30, 477	> 0.2	32, 875	> 0.3	
16, 494		16, 426		10, 019		14, 252		17, 595		道府県固定資産税
22	ノ	15	)	4	J	5	J	3	J	旧法による税
450, 883	3. 1	452, 839	3. 0	457, 034	2.8	424, 748	2. 3	366, 261	2.0	自動車取得税
1, 099, 912		1, 085, 926	7. 1	1, 050, 651	6. 4	1, 033, 873	5. 5	918, 784	5. 1	軽 油 引 取 税
1, 033, 312		1,000,520	1.1	1, 000, 001	0.4	1, 000, 010	0.0		0. 1	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
2, 583	0.0	2, 529	0.0	2, 467	0.0	2, 174	0.0	2, 067	0.0	
4, 185	0.0	6,037	0.0	7, 859	0.0	8, 879	0.0	8, 790	0.0	法 定 外 目 的 税
14, 487, 006	100.0	15, 226, 925	100.0	16, 324, 289	100.0	18, 664, 187	100.0	17, 928, 048	100.0	計
										市町村税
7 000 550	40.0	0 155 500	41 7	0 074 400	45.0	10 000 010	47 7	10 100 050	477 1	
7, 668, 558		8, 155, 530	41. 7	9, 074, 403	45. 0	10, 308, 910	47. 7	10, 196, 859	47. 1	
137, 468	0. 7	152, 561	0.8	171, 699	0.9	175, 604	0.8	179, 432	0.8	個 人 均 等 割
5, 328, 853	28. 0	5, 545, 961	28. 3	6, 066, 695	30.1	7, 118, 252	33.0	7, 265, 579	33.6	所 得 割
397, 030	2. 1	403, 024	2. 1	405, 109	2.0	411, 746	1.9	413, 217	1.9	法 人 均 等 割
1, 805, 207		2, 053, 984	10. 5	2, 430, 901	12.0	2, 603, 307	12. 1	2, 338, 631	10.8	法 人 税 割
			45. 3		42. 5					固定資産税
8, 806, 106		8, 862, 096		8, 571, 941		8, 728, 895	40. 4	8, 876, 295	41. 0	
3, 484, 481		3, 405, 760	17. 4	3, 394, 740	16.8	3, 404, 150	15. 8	3, 411, 000	15. 8	土地
3, 623, 049	19. 0	3, 765, 085	19. 2	3, 466, 444	17. 2	3, 596, 858	16. 7	3, 726, 087	17. 2	家屋
1, 600, 274	8.4	1, 583, 881	8. 1	1, 603, 869	7.9	1, 623, 469	7. 5	1, 644, 344	7.6	償 却 資 産
8, 707, 805		8, 754, 726	44. 7	8, 465, 053	41.9	8, 624, 477	39. 9	8, 781, 430	40.6	純固定資産税小計
88, 658		96, 257	0. 5	96, 779	0. 5	94, 615	0. 4	94, 865	0. 4	交 付 金
				,		,			0.4	
9, 643		11, 113	0. 1	10, 109	0.1	9, 803	0.0	_	_	納付金
145, 857	0.8	151, 460	0.8	157, 347	0.8	163, 593	0.8	168, 746	0.8	軽 自 動 車 税
868, 038	4.6	845, 291	4. 3	861, 979	4.3	853, 018	3. 9	808, 350	3. 7	市町村たばこ税
1, 420		1, 566	0.0	1, 684	0.0	1, 881	0.0	1, 942	0.0	鉱 産 税
7, 462		4, 274	0. 0	3, 300		3, 945	0. 0	3, 821	0. 0	特別土地保有税
					0.0					
983	0.0	1, 359	0.0	1, 258	0.0	1, 227	0.0	1, 307	0.0	法定外普通税
_	_	_	_	_	_	_	_	13	0.0	旧法による税
24, 195	[ ]	24, 366	Ι )	25,011	)	24, 686	η	23, 704	)	入 湯 税
291, 603		297, 020		301, 794		312, 968		322, 686		事 業 所 税
	V.		> 7.0		) 7 F	,	\ , , .		> 7.0	
1, 236, 129		1, 233, 035	7.9	1, 181, 786	7.5	1, 201, 564	7.1	1, 224, 964	7.3	
94		53		51		47		42		水利地益税
_		_	7	_	7	_	7	_	1	共 同 施 設 税
1, 354	0.0	1, 435	0.0	1, 316	0.0	1, 896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19, 051, 799		19, 577, 483	100. 0	20, 181, 871	100.0	21, 602, 629	100. 0	21, 630, 478		計
13,001,133	100.0	10,011,400	100.0	20, 101, 071	100.0	21, 002, 029	100.0	21,000,410	100.0	н
22 520 005		24 004 400		26 EAC 1CA		40 96C 917		20 EE0 E00		事 4 我
33, 538, 805	_	34, 804, 409	_	36, 506, 160	_	40, 266, 817	_	39, 558, 526	_	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移(その7)

	平成21年	·万円)		
区 分	税 額	比率	平成22年 税 額	<sup>支</sup> 比率
	17년 15只	九千	171 119	九十
道府県税		%		%
道府県民税	5, 766, 272	39. 3	5, 476, 739	39.0
個 人 均 等 割	78, 067	0.5	77, 056	0.5
所 得 割	4, 767, 910	32.5	4, 413, 481	31.5
法 人 均 等 割	143, 319	1.0	146, 424	1.0
法 人 税 割	543, 516	3. 7	611, 452	4.4
利 子 割	165, 147	1.1	150, 245	1.1
配当割	46, 174	0.3	58, 118	0.4
株式等譲渡所得割	22, 140	0.2	19, 962	0.1
事 業 税	2, 904, 803	19.8	2, 437, 057	17.4
(個人分)	203, 747	1.4	184, 014	1.3
(法人分)	2, 701, 056	18.4	2, 253, 043	16. 1
地方消費税	2, 413, 077	16.5	2, 641, 903	18.8
譲 渡 割	1, 904, 111	13.0	2, 075, 281	14.8
貨物割	508, 966	3.5	566, 622	4.0
不動産取得税	404, 183	2.8	378, 892	2. 7
道府県たばこ税	249, 666	1.7	256, 123	1.8
ゴルフ場利用税	58, 355	0.4	54, 648	0.4
自動車取得税 軽油引取税	231, 032	1.6	191, 582	1.4
軽 畑 切 取 祝     自 動 車 税	908, 336	6. 2	917, 958	6.5
b	1, 654, 390 394	11. 3	1, 615, 469 393	11.5
法定外普通税	36, 222	0.4	40, 412	0.3
道府県固定資産税	18, 551	> 0.4	5, 193	0.5
旧法による税	10, 331		7	
新 猟 税	1, 993	0.0	1,871	0.0
法定外目的税	7, 253	0.0	7, 988	0. 1
計	14, 654, 541	100.0	14, 026, 237	100.0
市町村税				
市町村民税	9, 124, 144	44. 4	8, 748, 480	43.1
個 人 均 等 割	181, 583	0.9	179, 354	0.9
所 得 割	7, 167, 340	34. 9	6, 615, 627	32.6
法 人 均 等 割	401, 725	2.0	412, 633	2.0
法人税割	1, 373, 495	6. 7	1, 540, 867	7.6
固定資産税	8, 874, 438	43. 2	8, 961, 250	44. 2
土地	3, 467, 441	16. 9	3, 476, 159	17. 1
家屋	3, 664, 150	17.8	3, 781, 568	18.6
質 却 資 産	1,647,317	8.0	1, 607, 212	7.9
純固定資産税小計	8, 778, 908	42.8	8, 864, 938	43. 7
交     付     金       軽     自     動     車     税	95, 530	0.5	96, 311	0.5
	173, 939 766, 630	0.8	177, 577 787, 615	0.9
市町村たばこ税   鉱 産 税	766, 630 1, 950	3.7	787, 615 1, 754	3. 9 0. 0
特別土地保有税	2, 017	0.0	1, 754 2, 923	0.0
法定外普通税	1, 218	0.0	2, 923 1, 407	0.0
旧法による税	1, 216	0.0	1, 407	0.0
入 湯 税	22, 790	١ ، ، ،	22, 349	)
事業所税	327, 465		329, 464	
都市計画税	1, 232, 527	7.7	1, 255, 486	7.9
水利地益税	37		34	
共 同 施 設 税	_	)	_	)
法 定 外 目 的 税	1, 253	0.0	1,751	0.0
計	20, 528, 413	100.0	20, 290, 093	100.0
地 方 税	35, 182, 954	_	34, 316, 330	_

<sup>(</sup>注) 平成21年度及び平成22年度の自動車取得税及び軽油引取税の税額には、平成21年度改正前の目的税分を含む。

#### 11 地方税収入の税目別伸長率の推移

	昭和35	5年度	昭和40	年度	昭和45	5年度	昭和50	0年度	昭和5	5年度	昭和60	)年度	平成2	年度	平成7	年度
区分	指 数	前 年度 比	指 数	前年	指 数	前年比	指 数	前 年 皮	指数	前年皮比	指 数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
道府県税		%		%		%		%		%		%		%		%
道府県民税	220	128	742	116	1, 727	125	4, 175		8, 321			108	21, 479	117	18, 826	
個   人   均   等   割     所   得   割	150	109	881	125	108 126	108 126	11 373	102 107	542 709		828 1, 052	139 106	907 1, 232	101 106	1, 006 1, 335	102 108
法人均等割					106	106	144		1, 355		8, 083	125	10, 412			
法 人 税 割	321	144	543	100	125	125	199		438			111	749		548	
利 子 割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	186	113	81
配 当 割 株式等譲渡所得割	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_		_	_
事 業 税	234	140	409	101	1, 203	124	1, 864	76	3, 622	117	4, 886	109	8, 118	100	5, 567	101
(個人分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370		643	103	1, 232	118	-	102
(法人分)	287	143	504	100	1,509	125	2, 407	76	4, 708	117	6, 304	109	10, 420	99	7, 013	101
地方消費税	_	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
譲   渡   割     貨   物   割	-	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3, 477	104	5, 409	116	8, 332	109	11, 430	94	15, 100	119
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1, 413	106	2, 385		3, 262	102	3, 757		3, 942	101
ゴルフ場利用税特別地方消費税	225 187	121 125	642 370	119	1, 926	129	3, 386 1770	106 108	5, 034 2631			103	6, 116 1287	119 130	6, 609 880	
自動車取得税	187	125	370	111	816 107	115 107	245	108	2631 379			106 105	1287 859	106		105
軽 油 引 取 税	299	134	1, 126	111	2, 502	114	3, 366	101	7, 757			105	14, 464	109		
自動車税	187	121	699	153	2, 183	121	4, 698	112	9, 942			102	16, 253	107	20, 215	
鉱 区 税 狩 猟 者 登 録 税	196	115	174	100	173 196	95	125	95	213 996		188 804	95	146		125 593	97
法定外税及び	-	-	115	111		111	584	101				96	669			96
旧法による税	78	104	112	107	11	98	33	93	885			172	5, 543	23	3, 747	89
道 府 県 固 定 資 産 税 一 入 猟 税	190	132	183 109	89 107	164 172	126 109	96 509	80 101	354 848			146 95	699 545		462 475	
狩 猟 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	237	132	532	110	1, 436	122	2,631	91	5, 025	112	6, 939	107	10, 639	106	9, 458	102
市町村税																
市町村民税	173 118	122 102	412 147	112 105	956 165	126 102	2, 678 183	100 97	5, 662 688			111 133	13, 079 1, 077		-	104 102
所得割	140	114	419	117	866	125	2, 700		5, 692		8, 884	109	12, 824	102	-	102
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4, 132	103	24, 724	124	31, 129	106		104
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3, 970	88	8, 120			111	18, 784	94	-	103
固 定 資 産 税 土 地	156 119	108 102	268 151	111 102	522 349	117 126	1, 402 1, 510	122 131	2, 522 2, 751	110 108		109 111	5, 455 5, 475		-	106 107
家屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2, 140			108			-	
償 却 資 産	196	113	440	113	814	118	1, 596	114	2, 416	110	3, 791	110	6, 074	109	8, 005	102
交 付 金	149	107	257	109	614	116	1, 302	112	2, 396			106	4, 575	108	6, 381	107
納   付   金     軽   自   動   車   税	248 184	105 137	380 613	111 119	601 1, 168	108 114	1, 018 1, 348	112 99	1, 738 2, 117		2, 405 3, 420	102 107	4, 315	104	5, 165	104
市町村たばこ税	178	111	381	111	805	111	1, 239		2, 091			103	3, 307		-	
電 気 税	_	_	_	_	-	_		101		148		105		_	_	_
(電気ガス税)	190	121	251	108	455	114	750	99	1, 796			105	_	_	_	_
ガ ス 税 鉱 産 税	133	107	140	102	140	95	161	80 115	261	153 114		99 98	155	91	127	97
木材引取税	132	108	168	102	169	97	193		218			91	-	-	_	_
特別土地保有税	_	_	_	_	-	_	96	96	60	99	51	94	110	123	112	97
法定外税及び旧法による税	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1, 084	108	1, 623	11	65	51
入 湯 税	181	116	387	113	621	106	2, 044	159	3, 721	99	3, 988	103	5, 263	107	5, 949	104
事業所税	_	_	_	_	_	_	_	_	173			105	359			98
都 市 計 画 税 水 利 地 益 税	321	112	604	113	2, 233	133	6, 208	106	14, 896			110		104	-	
水利地益税	89 84	101 100	95 137	98 100	101 16	107 100	83	102	99	107	90	102	62	77 —	58 —	100
計	169	114	327	111	699	120	1,828		3, 627		5, 593	109	7, 595	104		104
地 方 税	195	122	406	111	983	121	2, 138	99	4, 166	113	6, 112	108	8, 768	105	8, 827	103

<sup>(</sup>注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

<sup>2</sup> 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、外猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については、昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。 また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成1	2年度	平成16	6年度	平成17	7年度	平成18	年度	平成19	9年度	平成20	0年度	平成21	年度	平成2	2年度	
指 数	前 年度 比	指 数	前 年度 比	指 数	前 年度 比	指 数	前 年度 比	指 数	前 年度 比	指数	前 年度 比	指数	前 年度 比	指数	前 年度 比	区 分
	%		%		%		%		%		%		%		%	道府県税
18, 995	125	14, 345	104	15, 133	105	16, 838	111	26, 228	156	26, 332	100	24, 338	92	23, 116	95	道府県民税
1, 460		1, 457	101	1,667	114	2,018	121	2, 163	107	2, 361	109	2, 428	103	2, 397		個 人 均 等 割
1, 187		1, 078	97	1, 116	104	1, 238	111	2, 299	186	2, 448	106	2, 419	99	2, 239		所 得 割
19, 548 554		20, 956 577	102 113	21, 316 658	102 114	21, 557 777	101 118	21, 933 828	102 107	21, 781 733	99 89	21, 295 434	98 59	21, 757 489		法 人 均 等 割 法 人 税 割
147		31	103	20	65	18	90	24	133	23	96	19	83	17		日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
-	-	100	1667	180	180	256	142	300	117	128	43	106	83	133		配当割
-	-	100	皆増	238	238	210	88	197	94	46	23	48	104	44	92	
5, 139	105	5, 385	113	6, 099	113	6, 924	114	7, 231	104	6, 726	93	3,605	54	3,025	84	事 業 税
1, 105		1, 068	100	1,069	100	1,073	100	1,082	101	1,074	99	1,010	94	912		
6, 488		6, 828	114	7, 780	114	8, 880	114	9, 286	105	8, 615	93	4, 473	52	3, 731	83	(法人分) 地方消費税
99		102 98	109 108	100 93	98 95	103 92	103 99	101 88	98 96	97 82	96 93	95 87	98 106	104 94	109 108	地 方 消 費 税 譲 渡 割
103		132	116	93 144	109	172	119	179	104	189	106	145	77	162		貨物割
10, 865		8, 750	95	9, 139	104	9, 299	102	9, 288	100	8, 537	92	7, 749	91	7, 264	94	不動産取得税
2, 934	102	2, 945	102	2, 867	97	2, 925	102	2, 895	99	2, 743	95	2, 602	95	2, 669	103	
5, 510		4, 319	92	4, 197	97	4, 175	99	4, 080	98	4, 049	99	3, 948	98	3, 697		
77		1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		特別地方消費税
651		632	101 100	635 18, 843	100 99	641 18, 231	101 97	595	93 98	513	86 89	324 15, 762	63 99	269		自動車取得税軽油引取税
20, 954 22, 471	96	19, 086 21, 817	98	22, 322	102	21, 975	98	17, 940 21, 872	100	15, 943 21, 406	98	21, 070	98	15, 928 20, 574		自動車税
100		86	98	86	100	86	100	85	99	84	99	83	99	83		
511		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	狩 猟 者 登 録 税
4, 024	113	8, 487	130	8, 832	104	9, 204	104	6, 775	74	7, 172	106	7, 483	104	8, 331	111	法定外税及び
518		765	106	762	100	465	61	661	142	816	123	861	106	241	28	旧 法 に よ る 税 道府県固定資産税
415		- 103	-	- 102	-	403	-	-	142	- 010	123		-	241		入 猟 税
-	-	404	94	385	98	385	97	340	88	323	95	311	96	292	94	狩 猟 税
10, 598	107	9,851	106	10, 354	105	11, 101	107	12, 692	114	12, 191	96	9, 965	82	9, 538	96	計
																市町村税
11, 116	98	10, 369	100	11,028	106	12, 270	111	13, 939	114	13, 788	99	12, 337	89	11,829	96	
1, 525		1, 787	118	1, 983	111	2, 232	113	2, 283	102	2, 333	102	2, 361	101	2, 332	99	個人均等割
11, 892		10, 692	97	11, 127	104	12, 172	109	14, 282	117	14, 578	102	14, 380	99	13, 273		
42, 973 11, 495		43, 344 11, 641	102 112	43, 998 13, 246	102 114	44, 226 15, 676	101 118	44, 950 16, 788	102 107	45, 111 15, 081	100 90	43, 856 8, 857	97 59	45, 047 9, 937		法 人 均 等 割 法 人 税 割
8, 189		7, 976	100	8, 027	101	7, 764	97	7, 907	102	8, 040	102	8, 038	100	8, 117		固定資産税
8, 652		8, 046	98	7, 865	98	7, 839	100	7, 861	100	7, 877	100	8,007	102	8,027		土 地
7, 465	94	7, 798	104	8, 103	104	7, 461	92	7, 741	104	8,019	104	7, 886	98	8, 139	103	家屋
8, 431			97	7, 676	99	7, 773	101	7, 868	101	7, 969		7, 984	100	7, 790		
8, 191	108	8, 468	100	9, 194	109	9, 243	101	9, 037	98	9, 061	100	9, 124	101	9, 199	101	
6, 119	105	100 7, 143	皆増 104	115 7, 417	115 104	105 7, 706	91 104	102 8, 011	97 104	8, 264	103	8, 518	103	8, 696	102	納     付     金       軽     自     動     車     税
4, 500		4, 515	104	4, 397	97	4, 484	104	4, 437	99	4, 205	95	3, 988	95	4, 097		
_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	電 気 税
-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	(電気ガス税)
_	_	_	_	-	_	-	-	-	_	-	_	-	_	-	_	ガ ス 税
90	97	82	99	90	110	97	108	109	112	112	103	113	101	101	89	鉱産税
39	89	7	- 88	4	- 57	3	- 75	4	- 133	- 4	100	2	- 50	3	150	木 材 引 取 税 特別土地保有税
51			201	300	120	276	92	335	121	329		266	81	339		旧法による税
6, 680		6, 913	96	6, 962	101	7, 146	103	7, 053	99	6, 773		6, 511	96	6, 385		
404		364	98	371	102	377	102	390	103	403		409	101	20 960		
41, 854		39, 255 30	100 100	39, 156 17	100 58	37, 529 16	96 94	38, 157 15	102 94	38, 900 13	102 87	39, 140 12	101 92	39, 869 11		
-	_	_	-	_	_	_	-	_	-	-	-	_	-	-	-	共同施設税
8, 515		8, 127	100	8, 351	103	8, 609	103	9, 215	107	9, 227	100	8, 757	95	8, 655		
9, 318		8, 792	103	9, 123	104	9, 569	105	10, 555	110	10, 369	98	9, 222	89	8, 995	98	地 方 税
L	<u> </u>								<u> </u>		1				<u> </u>	<u>I</u>

<sup>3</sup> 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

<sup>4</sup> 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。

<sup>5</sup> 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

<sup>6</sup> 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度及び22年度における自動車取得税と軽油引取税の 前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。

### 12 地方主要税目の納税義務者数の推移

#### (1) 個人住民税

年 度 区 分	昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度
均 等 割	, , , , ,	30, 098, 726 人	34, 047, 436 人	36, 014, 253 人	36, 086, 421 人	38, 092, 169 人	41, 047, 866 人
所 得 割		22, 577, 251	27, 900, 479	33, 420, 613	39, 363, 965	42, 974, 337	45, 691, 945

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成23年度は東日本大震災 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条例で定める 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加(約927万人増)したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の非課税措置所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18年度までの

#### (2) 個人事業税

区 分	<u> </u>	_	_	4	¥ .	度	昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度
Ante		得	税	課	税	者	837, 247 人	1,118,007 人	1,536,370 人	501, 105 人	646,873 人	924, 940 人	1,464,048 人
事一	所	得	税	失	格	者	217, 123	320, 144	331, 176	2, 851	2, 637	4, 546	13, 187
業種			計	ŀ			1, 054, 370	1, 438, 151	1, 867, 546	503, 956	649, 510	929, 486	1, 477, 235
第	所	得	税	課	税	者	4,838 人	6,716 人	5,930 人	2,023 人	1,728 人	1,683 人	2,119 人
事二	所	得	税	失	格	者	1,656	1, 926	1,815	28	7	9	26
業種			計	ŀ			6, 494	8, 642	7, 745	2, 051	1, 735	1, 692	2, 145
第	所	得	税	課	税	者	83,549 人	109,529 人	166,452 人	72,232 人	116,766 人	163,550 人	227, 493 人
事三	所	得	税	失	格	者	22, 817	38, 661	43, 664	263	200	575	2, 377
業種			計	ŀ			106, 366	148, 190	210, 116	72, 495	116, 966	164, 125	229, 870
	総			計			1, 167, 230	1, 594, 983	2, 085, 407	578, 502	768, 211	1, 095, 303	1, 709, 250

<sup>(</sup>注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

#### (3) 法人事業税

(0)	<i></i>	174							
区 分	年	度	昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度
普分	割法	人	19,375 人	31,545 人	46,799 人	65,385 人	78,290 人	87,319 人	102,099 人
法通 県	内 法	人	457, 349	651, 590	875, 860	1, 183, 678	1, 426, 519	1, 623, 395	2, 002, 180
人口	計		476, 724	683, 135	922, 659	1, 249, 063	1, 504, 809	1, 710, 714	2, 104, 279
特 別	法	人	19,816 人	43,775 人	48,534 人	55,356 人	61,581 人	64, 283 人	69,397 人
公 益	法 人	等	1,069	2, 797	6, 072	12, 119	14, 714	21, 764	24, 730
人格な	き 社 団	等	407	974	1, 407	2, 506	2, 665	3, 887	4, 384
清 算	法	人	1,000	2, 608	4, 473	5, 585	7, 333	12, 884	11, 553
特 定	信	託							
課収分	割法	人	93 人	103 人	113 人	115 人	119 人	118 人	116 人
税入法金県	内 法	人	91	140	154	209	243	264	282
人額	計		184	243	267	324	362	382	398
総	計		499, 200	733, 532	983, 412	1, 324, 953	1, 591, 464	1, 813, 914	2, 214, 741

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。 2 6カ月事業年度の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

#### (4) その他の市町村税

区	 分		年	度	昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度
法	人	均	等	割	616, 259 人	903, 732 人	1,218,772 人	1,671,957 人	2,054,770 人	2, 389, 564 人	2,810,888 人
法	人		税	割	585, 828	832, 743	1, 139, 143	1, 579, 053	1, 977, 199	2, 334, 708	2, 737, 275
固	定	資	産	税	18, 040, 074	19, 983, 783	20, 873, 839	24, 403, 431	30, 514, 604	34, 810, 147	38, 154, 255

<sup>(</sup>注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成23年度においては東日本大震災の影響

7	12	17	19	20	21	22	23
45, 441, 915 人	46, 570, 162 人	55, 400, 971 人	59,846,597 人	60, 381, 477 人	60, 456, 903 人	59, 359, 667 人	59, 302, 671 人
51, 050, 417	51, 634, 930	51, 361, 677	55, 627, 624	56, 094, 654	56, 108, 704	54, 773, 740	54, 688, 010

所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

7	12	17	18	19	20	21	22
1, 319, 743 人	1,030,237 人	909, 915 人	891, 468 人	874, 348 人	854,812 人	779,828 人	684, 352 人
11, 115	32, 695	21, 033	18, 788	19, 313	21, 478	23, 368	20, 950
1, 330, 858	1, 062, 932	930, 948	910, 256	893, 661	876, 290	803, 196	705, 302
1,601 人	1,355 人	1,021 人	1,062 人	1,031 人	1,076 人	892 人	898 人
59	81	34	30	15	17	23	20
1,660	1, 436	1, 055	1, 092	1, 046	1, 093	915	918
218,623 人	194,654 人	181,613 人	179,029 人	179,366 人	180,536 人	172,763 人	159,715 人
2, 429	6, 450	4, 406	4, 713	4, 814	5, 128	5, 535	5, 151
221, 052	201, 104	186, 019	183, 742	184, 180	185, 664	178, 298	164, 866
1, 553, 570	1, 265, 472	1, 118, 022	1, 095, 090	1, 078, 887	1, 063, 047	982, 409	871, 086

7	12	17	18	19	20	21	22
114,527 人	122, 128 人	126, 662 人	128, 503 人	129, 904 人	130,603 人	129,918 人	126, 795 人
2, 298, 605	2, 354, 731	2, 381, 754	2, 402, 347	2, 413, 968	2, 404, 461	2, 387, 255	2, 341, 336
2, 413, 132	2, 476, 859	2, 508, 416	2, 530, 850	2, 543, 872	2, 535, 064	2, 517, 173	2, 468, 131
77,022 人	87, 289 人	89,462 人	91,134 人	96,378 人	93, 528 人	92,793 人	91,628 人
28, 114	31, 792	43, 080	45, 696	48, 134	48, 933	50, 357	51, 812
5, 565	7, 158	12, 151	12, 406	12, 999	13, 074	12, 875	12, 686
18, 003	30, 692	34, 111	35, 718	36, 282	38, 106	39, 729	36, 985
		416	1, 107				
116 人	149 人	143 人	153 人	159 人	173 人	172 人	189 人
269	950	1, 221	1, 208	1, 317	1, 550	1, 585	1,632
385	1, 099	1, 364	1, 361	1, 476	1, 723	1, 757	1,821
2, 542, 221	2, 634, 889	2, 689, 000	2, 718, 272	2, 739, 141	2, 730, 428	2, 714, 684	2, 663, 063

7	12	17	19	20	21	22	23
3, 339, 390 人	3, 563, 841 人	3,670,576 人	3,714,524 人	3,760,852 人	3,688,980 人	3,741,322 人	3,691,665 人
3, 238, 327	3, 412, 841	3, 508, 610	3, 562, 851	3, 590, 826	3, 611, 162	3, 586, 740	3, 574, 429
39, 469, 959	43, 096, 333	45, 551, 292	46, 163, 101	46, 794, 056	47, 266, 179	47, 530, 329	47, 405, 271

により把握できていないため、宮城県女川町及び福島県南相馬市等20団体については前年度調査の数値を用いている。

の影響により把握できていないため、宮城県女川町及び福島県南相馬市等20団体については前年度調査の数値を用いている。 一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。 が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度以前と同様、

#### 13 平成23年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

#### (1) 市町村民税所得割

	区	分		標 準 未	税 率 満	標準税率 (6%)	超過税率	合	111 <u>1</u>	ほか不均一 課 税 団 体
市	町	村	数		2	1, 743	2		1,747	_
構	万	戈	比		0.1%	99.8%	0.1%		100.0%	_

- (注) 1 「市町村税の税率等に関する調」(平成23年4月1日現在)による。
  - 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。
  - 3 平成23年4月1日現在の所得割超過税率採用団体 夕張市6.5% (平成19年度から) 豊岡市6.1% (平成21年度から)
  - 4 平成23年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体 北本市5.4%(平成23年度分) 大治町5.6%(平成23年度分)

#### (2) 市町村民税個人均等割

Þ	₹	分		標 準 未	生税 率 満	標準税率 (3,000円)	超過税率	合	計	ほか不均一 課 税 団 体
市	町	村	数		2	1, 743	2		1, 747	_
構	成	ţ	比		0.1%	99.8%	0.1%		100.0%	_

- (注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。
  - 2 平成23年4月1日現在の均等割超過税率採用団体

夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から)

3 平成23年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体 北本市2,700円(平成23年度分) 大治町100円(平成23年度分)

#### (3) 市町村民税法人税割

	区 分	標準税率		超	過 税	率			ほか不均一
団体区分		(12. 3%)	12.6% ~13.1%	13. 2% ~13. 9%	14.0% ~14.6%	14.7%	小計	合 計	課税団体
人口 50	万以上の市	2	_	_	_	4	4	6	22
	万以上 未満の市	98	2	10	9	235	256	354	150
人口 5 7	万未満の市	74	5	6	7	145	163	237	17
町	村	546	10	19	27	305	361	907	31
合	計	720	17	35	43	689	784	1, 504	220
構	成 比	47.9%	1.1%	2.3%	2.9%	45.8%	52.1%	100.0%	_

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
  - 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

### (4) 市町村民税法人均等割

#### (イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

	区分	標準税率	標準税率		超	過 税	率			ほか不
		未満	(50,000円)	50,100 円~	55,000 円~	58,000 円~	60,000円	小 計	合 計	均一課
団体区	幼	<b>小</b> 何	(50,000 円)	54,900 円	57,900 円	59,900 円	00,000 🖂	小 即		税団体
人口 5	50 万以上の市	_	22	1	_	_	4	5	27	1
	5 万以上 万未満の市	_	376	_	1	_	127	128	504	_
人口:	5 万未満の市	_	182	_	1	_	71	72	254	_
町丁	村	_	753	_	2	1	182	185	938	_
合	計	_	1, 333	1	4	1	384	390	1,723	1
構	成 比	_	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.3%	22.6%	100.0%	_

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
  - 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

# (ロ) 法第312条第1項第2号の法人

	区 分	標準税率	標準税率		超	過 税	率			ほか不
		未満	(120,000円)	120, 100 円~	132,000 円~	139,000 円~	144,000 円	小 計	合 計	均一課
団体区	分	/ 個	(120, 000 円)	131,900 円	138, 900 円	143, 900 円	144,000	\1\ =I		税団体
人口 5	50 万以上の市	_	22	1	_	_	4	5	27	1
	5 万以上 万未満の市	_	369	_	2	_	133	135	504	_
人口:	5 万未満の市	_	182	_	1	_	71	72	254	_
囲丁	村	_	753	_	2	1	182	185	938	_
合	計	_	1, 326	1	5	1	390	397	1,723	1
構	成 比	_	77.0%	0.1%	0.3%	0.1%	22.6%	23.0%	100.0%	_

<sup>(</sup>注) (イ)の(注)に同じ。

### (ハ) 法第312条第1項第3号の法人

	区分	標準税率	標準税率		超	過 税	率			ほか不
		未満	(130,000円)	130, 100 円~	143,000 円~	150,000 円~	156,000 円	小 計	合 計	均一課
団体区	-JT			142,900 円	149, 900 円	155, 900 円				税団体
人口 5	50 万以上の市	_	21	1	_	_	5	6	27	1
	5 万以上 万未満の市	_	368	_	1	_	135	136	504	_
人口:	5 万未満の市	_	182	_	1	_	71	72	254	_
町	村	_	753	_	2	1	182	185	938	_
合	計	_	1, 324	1	4	1	393	399	1,723	1
構	成 比	_	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23. 2%	100.0%	_

<sup>(</sup>注) (イ)の(注)に同じ。

# (二) 法第312条第1項第4号の法人

区分	標準税率未満	標準税率 (150,000円)	150, 100 円~ 164, 900 円	超 165,000 円~ 173,900 円	過 税 174,000円~ 179,900円	率 180,000円	小 計	合 計	ほか不 均一課 税団体
人口 50 万以上の7	ī —	21	1	_	_	5	6	27	1
人口 5 万以 <sub>-</sub> 50 万未満のi	_	368	_	1	_	135	136	504	_
人口 5 万未満の下	ī —	182	_	1	_	71	72	254	_
町	t	753	_	2	1	182	185	938	_
合言	+ -	1, 324	1	4	1	393	399	1,723	1
構成	Ł –	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22. 8%	23. 2%	100.0%	_

<sup>(</sup>注) (イ)の(注)に同じ。

### (ホ) 法第312条第1項第5号の法人

	区 分	標準税率	標準税率		超	過 税	率			ほか不
団体区	分	未満	(160,000円)	160, 100 円~ 175, 900 円	176, 000 円~ 184, 900 円	185, 000 円~ 191, 900 円	192,000円	小計	合 計	均一課 税団体
人口 5	50 万以上の市	_	21	1	_	_	5	6	27	1
	5 万以上 5未満の市	_	366	_	1	_	137	138	504	_
人口 5	5 万未満の市	_	182	_	1	_	71	72	254	_
町	村	_	753	_	2	1	182	185	938	_
合	計	_	1, 322	1	4	1	395	401	1,723	1
構	成 比	_	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22. 9%	23.3%	100.0%	_

<sup>(</sup>注) (イ)の(注)に同じ。

# (へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

	区 分	標準税率	標準税率		超	過 税	率			ほか不
`		未 満	係 準 烷 拳 (400,000 円)	400, 100 円~	440,000 円~	464,000 円~	480,000円	小 計	合 計	均一課
団体区	:分	<b>小</b> 個	(400, 000 円)	439, 900 円	463, 900 円	479, 900 円	400,000	小 即		税団体
人口 5	60 万以上の市	_	21	1	_	_	5	6	27	1
	5 万以上 5未満の市	_	366	_	1	_	137	138	504	_
人口 5	5 万未満の市	_	182	_	1	_	71	72	254	_
町	村	_	753	_	2	1	182	185	938	_
合	計	_	1, 322	1	4	1	395	401	1,723	1
構	成 比	_	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	_

<sup>(</sup>注) (イ)の(注)に同じ。

# (ト) 法第312条第1項第7号の法人

	区分	標準税率	標準税率		超	過 税	率			ほか不
団体区	功	未満	(410,000円)	410, 100 円~ 450, 900 円	451,000 円~ 474,900 円	475, 000 円~ 491, 900 円	492,000円	小計	合 計	均一課 税団体
人口 5	50 万以上の市	_	21	1	_	_	5	6	27	1
	5 万以上 万未満の市	_	366	_	1	_	137	138	504	_
人口:	5 万未満の市	_	182	_	1	_	71	72	254	_
町	村	_	753	_	2	1	182	185	938	_
合	計	_	1, 322	1	4	1	395	401	1,723	1
構	成 比	_	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	=

<sup>(</sup>注) (イ)の(注)に同じ。

# (チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

EL EL	区分	標準税率未満	標準税率 (1,750,000円)	1,750,100 円~	超 1,925,000円~	過 税 2,030,000円~	率 2, 100, 000 円	小 計	合 計	お一課
団体区分				1,924,900円	2,029,900円	2,099,900円				税団体
人口 50 万	が以上の市	_	21	1	_	_	5	6	27	1
人口 5 50 万未		_	366	-	1	-	137	138	504	_
人口 5 万	未満の市	_	182	_	1	_	71	72	254	_
町	村	_	753	_	2	1	182	185	938	-
合	計	_	1, 322	1	4	1	395	401	1,723	1
構成	<b></b> 比	_	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	_

<sup>(</sup>注) (イ)の(注)に同じ。

# (リ) 法第312条第1項第9号の法人

	区分	標準税率	標準税率	0.000.100.00	超	過 税	率		A =1	はか不
団体区分	77	未 満	(3,000,000円)	3, 000, 100 円~ 3, 299, 900 円	3, 300, 000 円~ 3, 479, 900 円	3, 480, 000 円~ 3, 599, 900 円	3,600,000 円	小 計	合 計	均一課 税団体
人口 50	万以上の市	_	21	1	_	_	5	6	27	1
	5 万以上 未満の市	_	366	_	1	_	137	138	504	_
人口 5	万未満の市	_	182	_	1	_	71	72	254	-
田丁	村	_	753	_	2	1	182	185	938	_
合	計	_	1, 322	1	4	1	395	401	1,723	1
構	成 比	_	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	_

<sup>(</sup>注) (イ)の(注)に同じ。

# (5) 固定資産税

区分		1	標準税率未満	ti		<i>1</i>	票準	说 率	i	į	超過課税		iii F	H	不均一
団体区分	税	率	市町村数	比	率 移	<b></b>	市町	村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	市町村数	比 率	課税団体 等
人口 50 万以上の市				9	6				%			%		%	
X1 30 70 LVIII		_	_	_		$\frac{1.4}{100}$		29	100.0	l	_	l	29	100.0	16
										超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下	38	7. 5			
人口 5 万以上 50万未満の市										$\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下	_	_			
										$\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	_	_			
		_	_	_		$\frac{1.4}{100}$	4	169	92. 5	小計	38	7. 5	507	100.0	259
										超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	47	18. 7			
人口 5 万未満の市										超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下	3	1.2			
										$\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	_	_			
		_	_	_		$\frac{1.4}{100}$	2	201	80. 1	小計	50	19. 9	251	100. 0	182
										超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下	55	5. 9			
町村										$\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	17	1.8			
										超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	_	_			
		_	_	_		$\frac{1.4}{100}$	8	866	92. 3	小計	72	7. 7	938	100.0	436
										超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下	140	8. 1			
合 計										$\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下	20	1.2			
						1. 4				$\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	_	_			
(計) 1 (1) の (		1 / = 5	_	_		100	1,	565	90. 7	小計	160	9.3	1, 725	100.0	893

- (注) 1 (1)の(注) 1に同じ。
  - 2 東京都特別区は、1団体として計上している。
  - 3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

### 14 超過課税の状況

### (1) 道府県税

(単位 百万円)

税目	昭 決	和40年度	昭決	和49年度 算	昭決	和50年度 算	昭決	和51年度 算	昭決	和52年度 : 算	昭 決	7和53年度 : 算	距 決	和54年度 : 算	昭 決	3和55年度 : 算	昭 決	和56年度 : 算	昭決	和57年度 : 算
忧日	昭決	和48年度	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額
道府県民税																				
法 人 税 割 事 業 税		該 当	1	(-)	20	4,616	42	37,900	44	53,841	44	56,575	44	68,294	44	79,876	45	89,712	45	93,873
法人			1	11,335	2	38,453	4	53,670	5	71,994	5	88,504	6	107,545	7	129,712	7	141,934	7	148,568
自動車税		なし	()	亥当なし)	1	796	1	1,109	1	1,003	1	1,274	1	1,311	1	1,180	1	1,051	1	928
合 計			-	11,335	-	43,865	-	92,679	-	126,838	-	146,353	-	177,150	-	210,768	-	232,697	-	243,369
	077	和58年度	077	和59年度	077	和60年度	077	和61年度	073	和62年度	07.	和63年度	W.	成元年度	77/	成2年度	VI.	成3年度	π	成4年度
税目	決		決		決		決		決		決		決		決		決		決	
176 🗆	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超 過課税額
道府県民税																				
法人税割	45	95,294	46	111,826	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428	45	121,606	45	100,328
事業税法人	7	140 400	7	100 770	7	105 510	7	107 909	7	000.040	7	000 110	7	046 474	7	999 009	7	170 714	7	140,000
法 人自動車税	-	148,499	7	168,770	7	185,518	-	187,363	7	236,646	7	268,113	-	246,474	7	232,968	-	172,714	-	142,982
合計	_	243,793	_	280,596	_	310,387	_	307,831	_	384,042	_	438,558	_	413,310	_	374,396	_	294,320	_	243,310
11 #1			_		_	•		•		·				-				-	_	
税目	決	成5年度 算	決	成 6 年度 算	決	成7年度 算	決	成8年度	決	. 成 9 年度 . 算	決	成10年度 第	決	·成11年度 : 算	決	成12年度 第	決	成13年度 : 算	決	·成14年度 : 算
7C I	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超 過課税額
道府県民税																				
法人均等割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,117	1	4,776
法人税割	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	46	92,688	46	76,537
事 業 税 法 人	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	7	94,314	7	77,492
自動車税	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 52,110	1		1	-
合 計	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805
	平決	成15年度 算	平決	成16年度 算	平決	成17年度 算	平決	成18年度 算	平決	成19年度 算	平決	成20年度 第	平決	成21年度 第	平決	成22年度		成23年度 算 見 込		
税目	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超 過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額		
道府県民税	<i></i> ,						.,,,								371					
個人均等割	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472	31	18,498		
所 得 割	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472	1	2,471	l	
法人均等割	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985	31	9,177		
法人税割	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400	46	83,890		
事業税		0.4.05-		00.04-			_	400.5:-		405.455		400.05-				05.5		00.4:-	l	
法人	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702	8	88,442	l	
自動車税合計	1	172,992	1	53 199,306	1	27 232,286	1	13 275,518	1	5 299,527	1	5 283,376	1	4 179,360	1	209,040	1	11 202,489		
		172,992	-	199,506	-	232,286	-	210,018	-	299,527	-	283,376	_	179,300	1	209,040	_	202,489		

- (注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13~15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

### (2) 市町村税

(単位 百万円)

_																			
ŧ	兑	Ħ	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成12年 度決算	平成15年 度決算	平成16年 度決算	平成17年 度決算	平成18年 度決算	平成19年 度決算	平成20年 度決算	平成21年 度決算	平成22年 度決算	平成23年 度決算 見込
市	町村月	民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	239,376	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	202,011	220,749	192,301
	個人	均等割	387	273	189	139	131	127	127	22	20	-	-	-	2	2	1,498	1,690	1,623
	所	得 割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	75	70	68
	法人	均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	13,990	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	14,601	15,314	14,737
	法 人	、税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	225,364	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	185,836	203,675	175,873
固	定資産	<b></b>	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,858	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	37,706	37,189	36,872
	土	地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,733	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	12,339	12,071	11,844
	家	屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,067	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	15,813	16,068	16,308
	償 刦	〕資 産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,058	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	9,554	9,051	8,720
轁	自動車	車税	54	67	77	187	290	324	383	443	483	501	528	497	509	564	666	715	702
釖	産	税	48	96	144	217	190	88	51	11	9	9	9	9	9	7	8	9	9
ス	、湯	税	4	141	35	24	61	30	30	22	25	21	24	23	23	24	23	23	23
ı	合	計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	280,710	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	240,413	258,685	229,907

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

#### 計 (3) 合

(単位 百万円)

税	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成12年 度決算	平成15年 度決算	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年 度決算	平成20年 度決算	平成21年 度決算	平成22年 度決算	平成23年 度決算 見込
合 計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	462,972	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	419,773	467,725	432,396

# 15 平成23年度法定外税の実施状況

# (1) 道府県法定外普通税

平成24年1月現在

						1 /4/	(24年1月現任
団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
沖縄県	石油価格 調整税	揮発油の販売		揮発油の精製業者 又は 精製業者 又は に類する者をした見発 に事務所を設けてするも に事務所を業とするも ので知事が指定する の(元売業者)	申告納付	1,500円/k1	S47. 6. 1施行 (H19. 4. 1) 1,001
		①発電用原子炉への 核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入 した核燃料の価額			①核燃料価額の 100分の8.5	S51.11.10施行
福 井 県	核燃料税	②発電用原子炉を設置 して行う発電事業	②発電用原子炉の 熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	②45,750円/千kW (3ヶ月)	(H23. 11. 10) 7, 449
福島県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額(福島県については価額及び重量)	発電用原子炉の設置者	申告納付	従価割:100分の10 重量割:8,000円/kg	S52. 11. 10施行 (H19. 12. 31) 4, 645
愛 媛 県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S54. 1. 16施行 (H21. 1. 16) 2, 430
佐 賀 県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S54. 4. 1施行 (H21. 4. 1) 1, 740
島根県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55. 4. 1施行 (H22. 4. 1) 723
静岡県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の13	S55. 4. 1施行 (H22. 4. 1) 944
鹿児島県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58. 6. 1施行 (H20. 6. 1) 1, 612
宮城県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58. 6. 21施行 (H20. 6. 21) 618
新潟県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の14.5	S59. 11. 15施行 (H21. 11. 15) 1, 275
北海道	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S63. 9. 1施行 (H20. 9. 1) 735
石川県	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入し た核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	H4. 10. 8施行 (H19. 10. 8) 1, 002

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
		①原子炉への核燃料の挿入	①原子炉に挿入した 核燃料の価額	①原子炉設置者		①核燃料価額の 100分の13	S53. 10. 18施行
		②使用済燃料の受入れ	②使用済燃料の原子核 分裂前のウランの重量	②再処理事業者		②46, 000円/kg	(H21. 4. 1)
茨 城 県	核燃料等	③高放射性廃液の保管	③高放射性廃液の数量	③再処理事業者	·申告納付	③1,219,000円/m³	1, 157
次 城 乐	取扱税	④ガラス固化体の保管	④ガラス固化体の 容器の数量	④再処理事業者	中日秋刊	④1,219,000円/本	
		⑤放射性廃棄物の発生	⑤放射性廃棄物の 容器の容量			⑤81,100円/m³	
		⑥放射性廃棄物の保管	⑥放射性廃棄物の 容器の容量	⑥原子力事業者		⑥3, 900円/m³	
		①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者		①16, 500円/kg	H3. 9. 28施行
		②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した 核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の 100分の10 (当面の間 100分の12)	(H18. 9. 28)
青森県	核燃料物 質等取扱	③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂 をさせる前のウラン の重量	③再処理事業者	申告納付	③19, 400円/kg	15, 064
H 1/4 /1	税	④使用済燃料の貯蔵	④使用済燃料の貯蔵に 係る原子核分裂をさ せる前のウランの重 量	④再処理事業者	. 11. 11 M 31 J	④1,300円/kg (当面の間 8,300円/kg)	
		⑤廃棄物の埋設	⑤廃棄物埋設に係る廃 棄体に係る容器の容量	⑤廃棄物埋設事業者		⑤23,700円/m³	
		⑥廃棄物の管理	⑥ガラス固化体の 容器の数量	⑥廃棄物管理事業者		⑥728,700円/本	
神奈川県	臨時特例 企業税	法人の事業活動	所得の計算上繰越欠損 金と相殺される当期利 益の金額	資本金額又は出資金額が5億円以上の法人で、当期利益が発生しているもの	申告納付	2%	H13. 8. 1施行 (H21. 3. 31失効) 18

<sup>(</sup>注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

<sup>○</sup> 神奈川県臨時特例企業税は、平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の臨時特例企業税については、同日後も効力を有しているため、記載している。

# (2) 市町村法定外普通税

平成24年1月現在

							· · · · · · · ·
団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
神奈川県中 井 町	砂利採取税	砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	洗浄した 砂利 1 m <sup>3</sup> …30円 その他 1 m <sup>3</sup> …15円	S47. 6. 1施行 (H19. 6. 1) 5
神奈川県山 北 町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1 m <sup>3</sup> ···10円 砂利 1 m <sup>3</sup> ···15円	S57. 4. 1施行 (H19. 4. 1) 7
静岡県熱海市	別荘等所 有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1 m²…年 650円	S51. 4. 1施行 (H23. 4. 1) 560
福 岡 県太宰府市	歴史と文 化の環境 税		有料駐車場に駐車する 台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人 以下の自動車…300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15. 5. 23施行 61
鹿児島県 薩摩川内 市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済 核燃料(使用済核燃料 集合体)の数量(1発 電用原子炉につき157体 を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15. 11. 1施行 (H21. 1. 5) 354
東京都豊島区	狭小住戸 集合住宅 税	豊島区内における狭小 住戸(専用面積30m <sup>2</sup> 未満 の住戸)を有する集合 住宅の建築等	区内に新たに生ずる集 合住宅の狭小住戸の戸 数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 403

<sup>(</sup>注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

# (3) 道府県法定外目的税

平成24年1月現在

							7)	成24年1月現任
団体名	名 税 目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
三重!	農 産業廃棄 物税	産業廃棄物の中 間処理施設又は 最終処分場への 搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入: 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬 入: 当該産業廃棄物の 重量に処理係数を乗じ て得た重量	間処理施設へ搬入	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は 免税	H14. 4. 1施行 183
滋賀!	農 産業廃棄 物税	産業廃棄物の中 間処理施設又は 最終処分場への 搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再利 用その他適正な 処理に係る施策 に要する費用	①最終処分場への搬入: 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬 入:当該産業廃棄物の 重量に処理係数を乗じ て得た重量	間処理施設へ搬入 される産業廃棄物	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン未満は 免税	H16. 1. 1施行 45
岡山!	是業廃棄 物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策 促進費用	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン	H15. 4. 1施行 451
						特別徴収		
広島!	是業廃棄 物埋立税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業がいたののでは、大学を表している。 アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者 ※自社処分は原則 課税免除	服人なな を発棄物 を単性のおい で処理する	1,000円/トン	H15. 4. 1施行 (H20. 4. 1)
			安りの賃用			場合は申告納付		581
鳥取!	産業廃棄 場物処分場 税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入		最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃物の中 排出事業者 ※自社処分は原則 課税対象外 ※下水処理に伴う	※他者れた 搬入を 業業社れ物 を り場に が が が が が が が が が が り り り り り り り り り	1,000円/トン	H15. 4. 1施行 (H20. 4. 1)
青森!	展 産業廃棄 制 物税		産業廃棄物の発生の減量との減量との減量との必要を担い、他適量とののにでいる。 たいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	(本)	納付	1,000円/トン	H16. 1. 1施行
					る汚泥を自社処理 する場合は非課税			200
岩 手!	是業廃棄 物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入		最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン	H16. 1. 1施行 69
秋 田 !	産業廃棄 物税		産業廃棄物の発量その他産業を発生のの他産業を発生を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン (公有水面埋立 区域内に県が設 置する最終処分 場への指定副産 物の搬入につい ては250円/トン)	H16. 1. 1施行 211
		<u> </u>	<u> </u>	I.	1	<u> </u>	L	

								施行年月日
団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	(直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
奈 良 県	産業廃棄 物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業廃事物の再を 選別用、の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン	H16. 4. 1施行 134
山口県	産業廃棄 物税		産業廃棄物の排出利用等による減量 利用等等を制しまる減量 業産の他の進に関す を理り を関する を関する を関する を関する を関する を関する を関する を関する	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者 ※自社処分は原則 課税免除	職人された 産業廃棄物 を自社の処	1,000円/トン	H16. 4. 1施行 219
新潟県	産業廃棄 物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入		最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者	特別徴収	1,000円/トン	H16. 4. 1施行 146
京都府	産業廃棄 物税		産業廃棄物の再生物の再生が明年生物の再生が明年生の一般進するためのを使そのを受ける。	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン	H17. 4. 1施行 61
宮城県	産業廃棄 物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業廃棄物の減量を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン	H17. 4. 1施行 (H22. 4. 1) 340
島根県	産業廃棄 物減量税	最終処分場への	産業廃棄物の再る場所を実施を実施を実施を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン	H17. 4. 1施行 (H22. 4. 1) 492
熊本県	産業廃棄 物税		循環型社会の産出 環に乗物及 発制、 で が の が が が が が が の が の が の が の が の が の	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン	H17. 4. 1施行 152
福島県	産業廃棄 物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業の抑制になる。 産業 原 一 の 排生 利	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者	※自社処分	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン 超の部分は1/2	H18. 4. 1施行 581
愛 知 県	産業廃棄 物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産業のない。 産業の知の主要を発生の主要を関する。 主要を表する。	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン (自社処分の場 合は500円/トン)	H18. 4. 1施行 753

団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
沖縄県	産業廃棄 物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	循環型社会の産業の 環型向のが排出再 で変制、他進度 がの促進に要する では進いである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン	H18. 4. 1施行 74
北海道		最終処分場への 産業廃棄物の搬 入		最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1,000円/トン (平成18年度及 び平成19年度に おいては、暫定 税率を適用)	H18. 10. 1施行 794
山形県	産業廃棄 物税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	産出利業をの再発した。 産品 は 一般 では かい の 再を 乗 が い ま の の 再 を かい の の 再 を かい の の 理 の 値 に 要 で と で かい で ま で ま で ま で かい	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン	H18. 10. 1施行 159
愛 媛 県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産出量の 乗物及び資和 乗物のでは 乗物のでの でのの でのの でのの でのの でのの でのの でのの	最終処分場へ搬入される 産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入 される産業廃棄物 の排出事業者及び 中間処理業者		1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19~21年度においては、 暫定税率を適用)	H19. 4. 1施行 263
福岡県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最 終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出等の促進その他進を図る施策を関するのでは必要のが推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場 へ搬入される産業廃棄物 の重量		特別徴収 ※自社処分 は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17. 4. 1施行 225
佐 賀 県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最 終処分場への産 業廃棄物の搬入	循環型は 環型 はた 変 で で が の が が が が が が が が が が が が が が が が	焼却施設又は最終処分場 へ搬入される産業廃棄物 の重量	焼却施設又は最終 処分場へ搬入され る産業廃棄物の排 出事業者及び中間 処理業者	特別徴収	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17. 4. 1施行 91
長崎県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循成東地大の 環型向けけ排出へ 原産物のサイク で で で で で で で で で で で で で で で で で で の		焼却施設又は最終 処分場へ搬入され る産業廃棄物の排 出事業者及び中間 処理業者	₩白牡机公	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17. 4. 1施行 104
大分県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最 終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排利用その理の推動の事態を 開発を理のがのでは を必要のでは といるでは といるでは といるで といるで といるで といるで といるで といるで といるで といるで	焼却施設又は最終処分場 へ搬入される産業廃棄物 の重量	焼却施設又は最終 処分場へ搬入され る産業廃棄物の排 出事業者及び中間 処理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17. 4. 1施行 234
鹿児島県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最 終処分場への産 業廃棄物の搬入	循環型向けが 環境に乗り 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で	焼却施設又は最終処分場 へ搬入される産業廃棄物 の重量	焼却施設又は最終 処分場へ搬入され る産業廃棄物の排 出事業者及び中間 処理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17. 4. 1施行 91
宮崎県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最 終処分場への産 業廃棄物の搬入	循環型は大変を 環型はた変に で変に で変に で変に で変に で変に で変に で変に で変した で変した で変した で変した で変した で変した で変した で変した	焼却施設又は最終処分場 へ搬入される産業廃棄物 の重量	焼却施設又は最終 処分場へ搬入され る産業廃棄物の排 出事業者及び中間 処理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	焼却施設 …800円/トン 最終処分場 …1,000円/トン	H17. 4. 1施行 265

	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
	東京都	宿泊税	ホテル又は旅館 への宿泊	国際都市東京の 魅力を高めるとの ともに、観る施策 振興を図う費用 に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊 数	ホテル又は旅館の 宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が10 千円以上15千円 未満 …100円 15千円以上 …200円	
1	皮 阜 県	乗鞍環境 保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ上を 動車を入り を を を は を を を を を を を を を を を を を を を	乗鞍地域の自然 環境の保全に係 る施策に要する 費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動 車で進入する回数		特別徴収 ※シャ、メバス ※シス、等に が が が が が が り と り と り と り と り と り と り と	○乗車定員が30 人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 ・一般乗合用バス ス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	H15. 4. 1加e行

<sup>(</sup>注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

### (4) 市町村法定外目的税

平成24年1月現在

団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 22年度決算額 (百万円)
京都府城陽市	· 山砂利採 · 取税	山砂利の採取	山砂利採取に起 因する環境整備 に要する経費	採取量	採取業者	申告納付	1 m³…40円	S43. 12. 1施行 (H23. 6. 1) 17
山 梨 県富士河口湖町		河口湖での遊漁行為	河口湖及びその 周辺地域になくの る環境の美化及び 競設の整備の 開	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1 施行 10
福 岡 県北九州市		いて行われる産	廃処棄の 乗理物の進生 の進生 が推再に 支援する で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	最終処分場において埋 立処分される産業廃棄 物の重量		申告納付	1,000円/トン	H15. 10. 1施行 1, 161
新 潟 県柏 崎 市		使用済核燃料の 保管	原対策策となった。所に対対策策を安安を全を実施を表す。本のでは、、及策策をを安定を全要を発展にいる。 大き できる かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいが	保管する使用済核燃料 の重量(使用済核燃料に 係る原子核分裂をさせ る前の核燃料物質の重 量)	使用済核燃料を保 管する原子炉設置	申告納付	480円/kg	H15. 9. 30施行 573
沖 縄 県伊是名村	: 環境協力 ·税	旅客船、飛行機 等により伊是名 村へ入域する行 為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等によ り伊是名村へ入域する 回数	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ 入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円 (障害者、高校生 以下は課税免除)	H17. 4. 25施行 4
沖 縄 県伊平屋村	· 環境協力 · 税	旅客船等により 伊平屋村へ入域 する行為		旅客船等により伊平屋 村へ入域する回数	旅客船等により伊 平屋村へ入域する 者		1回の入域につき100 円(障害者、高校生 以下は課税免除)	H20. 7. 1施行 3
沖 縄 県渡嘉敷村	· 環境協力 · 税	旅客船等により 渡嘉敷村へ入域 する行為		旅客船等により渡嘉敷 村へ入域する回数	旅客船等により渡 嘉敷村へ入域する 者		1回の入城につき100 円(障害者、中学生 以下は課税免除)	H23. 4. 1施行 平年度見込額 10

る、直近の施行日を記載している。
 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日より法定外目的税として施行。(従前は法定外普通税であり、平成22年度決算額は法定外普通税としての税収)

<sup>○</sup> 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

<sup>○</sup> 沖縄県渡嘉敷村の環境協力税の税収額は、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

# 16 平成22年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合

(単位 百万円、%)

	区	分	歳入総額	税収	入	地方交付	<b></b> / 税	国県支	出金	地方	債	その	他
団体	5名		金額 A	金額 B	<u>B</u> A	金額 C	<u>C</u> A	金額 D	<u>D</u> A	金額 E	<u>E</u> A	金額 F	F A
札		幌	843, 071	275, 077	32. 6	102, 727	12. 2	197, 388	23. 4	77, 269	9. 2	190, 611	22. 6
仙		台	410, 827	172, 525	42.0	24, 609	6.0	74, 733	18. 2	57, 884	14. 1	81,075	19. 7
さり	ハた	ま	438, 285	216, 551	49. 4	5, 252	1.2	79, 729	18. 2	53, 641	12. 2	83, 113	19. 0
千		葉	371, 566	169, 515	45. 6	5, 026	1.4	61, 331	16. 5	57, 011	15. 3	78, 684	21. 2
横		浜	1, 399, 135	700, 675	50. 1	16, 032	1. 1	262, 751	18.8	134, 541	9. 6	285, 135	20. 4
ЛТ		崎	607, 607	281, 991	46. 4	650	0. 1	112, 533	18. 5	72, 740	12. 0	139, 693	23. 0
相	模	原	235, 975	106, 913	45. 3	3, 972	1. 7	48, 233	20. 4	28, 786	12. 2	48, 073	20. 4
新		潟	354, 109	117, 664	33. 2	47, 665	13. 5	66, 337	18. 7	49, 688	14. 0	72, 754	20. 5
静		岡	277, 309	125, 008	45. 1	14, 976	5. 4	52, 359	18. 9	40, 456	14. 6	44, 511	16. 1
浜		松	286, 068	123, 762	43. 3	23, 232	8. 1	58, 518	20. 5	30, 522	10. 7	50, 035	17. 5
名	古	屋	1, 034, 736	476, 220	46. 0	4, 648	0.4	176, 765	17. 1	122, 584	11.8	254, 518	24. 6
京		都	781, 733	245, 235	31. 4	65, 397	8. 4	148, 125	18. 9	106, 150	13. 6	216, 827	27. 7
大		阪	1, 642, 643	626, 018	38. 1	47, 970	2. 9	382, 254	23. 3	147, 369	9. 0	439, 033	26. 7
	堺		326, 925	131, 589	40.3	24, 432	7. 5	88, 575	27. 1	34, 315	10. 5	48, 014	14. 7
神		戸	794, 584	267, 135	33. 6	78, 647	9. 9	159, 027	20.0	98, 692	12. 4	191, 084	24. 0
岡		Щ	261, 039	108, 777	41.7	34, 990	13. 4	52, 878	20. 3	27, 040	10. 4	37, 355	14. 3
広		島	589, 240	201, 142	34. 1	42, 345	7. 2	128, 166	21.8	76, 153	12. 9	141, 435	24. 0
北	九	州	537, 939	157, 588	29. 3	59, 057	11. 0	103, 346	19. 2	68, 398	12. 7	149, 550	27.8
福		岡	769, 396	265, 394	34. 5	43, 353	5. 6	142, 116	18. 5	77, 722	10. 1	240, 810	31. 3
	計		11, 962, 188	4, 768, 778	39. 9	644, 977	5. 4	2, 395, 163	20.0	1, 360, 960	11. 4	2, 792, 309	23. 3

<sup>(</sup>注) 1 普通会計における決算額である。

<sup>2</sup> 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

<sup>3</sup> 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

### 17 地方税の税率等の推移

# I 道府県税

# 1. 道府県民税

① 個 人

年度項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目     7 万円       2 人目以降 3 万円       前年の合計所得金額       が 5 万円を超える配       偶者がある場合       1 人目     5 万円
税率		(創 設) 年 均等割 100円 所得割 所得税の5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標準とする 13 段階の標準税率 37 年度 2 日本では、13 段間である。 13 段間である。 13 日本では、15 日本では	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%

<sup>(</sup>注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、 鉱区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税に あっては昭和39年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10 万円		11 万円	12 万円	13 万円	14 万円
(新 設) 8万円		9 万円	10 万円	11 万円	13 万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創設 (昭和42年1月1日 以後に支払を受ける べき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47 年度 1.3% (□) 48、49 年度 1.6% (ハ) 50、51 年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(□)のいずれ か多い金額 (イ) 4% (□) 総合課税で計 算した場譲する税 額の 110%相当 額	

年度項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円	
配偶者控除	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がない場 合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12 万円 配偶者がない場 合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がない場合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がない場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、(イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (3) みなし法人所得みなし法人税額相当所得税額の5.2%(ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300 円

<sup>(</sup>注) 1 昭和 52 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和 50 年度改正、(2)については昭和 51 年度改正によるものである。

52	54	55	56
20 万円	21 万円	22 万円	
20 万円	21 万円	22 万円	(新 設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がない場 合 21万円	扶養親族 1人 22 万円 老人扶養親族 1人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26 万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52~56年度) (イ) 課税長期譲渡所得(52~56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下ある場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所の名之る場合 40万円と課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 10分合計額との合計である場合(2) 長期譲渡所得のうち特定市街側の方円を超表の方円を担害である場合(2) 長期譲渡所得の方の高速である場合(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円を超える場合 32万円を超える場合 32万円を超える場合 32万円を超れた金額との方円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (4) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み 税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得(55~57 年度) (4) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相 当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の外の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円と超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

- (注) 2 昭和 55 年度欄における所得割の税率は、昭和 54 年度改正によるものである。
  - 3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

年度	50	
項目	58	59
基礎控除		25 万 3 千円
配偶者控除	(新 設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25 万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者であ る控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新 設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族       1人 25万3千円       老人扶養親族       1人 26万3千円       同居の特別障害者である扶養親族       1人 29万3千円       同居老親等扶養親族       1人 30万3千円
税率	工地建物等の譲渡所得に対する税率   (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得   (4) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%   (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合   80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額   (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡に係るものである場合   (4) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合   (5) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%   (5) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%   (6) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%   (7) 長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%   (8) 原民生宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額   (7) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合   (8) 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率   (9) 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合   80 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が54,000万円を超える場合   80 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が54,000万円を超れるの5円の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額   (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度)   (4) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円と超える場合 1.6%   (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 1.6%   (6) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 1.6%   (7) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 1.6%   (7) 課税長期譲渡所得金額が54,000万円を超える場合 1.6%   (8) 課税長期譲渡所得金額が564,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
  - 2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
  - 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26 万円		28 万円
控除対象配偶者 26 万円 老人控除対象配偶者 27 万円 同居の特別障害者であ る控除対象配偶者 30 万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 36 万円 (新設)配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は 調整される。)
扶養親族       1人 26万円       老人扶養親族       1人 27万円       同居の特別障害者である扶養親族       1人 30万円       同居老親等扶養親族       1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族
均等割 標準税率 年 額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (4) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円と配える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (I) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ④ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ⑤ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ⑤ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が64,000万円を控除した金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額がら優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額がら優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度)(4) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円と超える場合80万円と課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合80万円と課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合80万円と課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合	所得割 (1) 130 万円以下の金額 2% 130 万円を超える金額 3% 260 万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る 事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ)4% (ロ)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

- 4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。
- 5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

年度		
項目	平成元年度	2
基礎控除		30 万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円 (A) 35万円 (A) 35万円 (A B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円 (B) 配偶者特別控除 30万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族       1人 30万円 (A)         老人扶養親族 (障害者を含む。)       1人 35万円 (A、B)         同居の特別障害者である扶養親族       1人 51万円 (B)         (新設) 同居の特別障害者である老人扶養親族       1人 56万円 (B)         同居老親等扶養親族 (障害者を含む。)       1人 42万円 (A、B)         (新設) 同居の特別障害者である老親等扶養親族       1人 63万円 (B)         (新設) 特定扶養親族       1人 35万円 (A)         (新設) 同居の特別障害者である特定扶養親族       1人 56万円 (A、B)
税率	所得割 (1) 500 万円以下の金額 500 万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から4,000 万円を超える場合 2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち傷良住宅地等の譲渡所得(平成元年~3 年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年~3 年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得金額が4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額が4,000 万円を超える場合 2%に相当する金額との合計額 (こ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円以下である場合 1.3% ⑤ 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円と超える場合 1.3% ⑥ 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円を超える場合 1.3%	(1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (〜平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (〜平成4年度) (ロ)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (〜平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正。 (2)( $^{\circ}$ D)、( $^{\circ}$ C)については昭和 63 年度(昭和 63 年 3 月)改正によるものである。
  - 2 平成 2 年度欄において、(A) とあるのは昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正によるものであり、(B) とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B) とあるのは、昭和 63 年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)	
扶養親族     1人 31 万円       老人扶養親族(障害者を含む。)     1人 36 万円       同居の特別障害者である扶養親族     1人 52 万円       同居の特別障害者である老人扶養親族     1人 57 万円       同居老親等扶養親族(障害者を含む。)     1人 43 万円       同居の特別障害者である老親等扶養親族     1人 64 万円       特定扶養親族     1人 36 万円       同居の特別障害者である特定扶養親族     1人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (~平成 10 年度) (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (〜平成9年度) 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止(経過措置として平成3年12月31日までの譲渡 に係る分は従前の税率適用)

は昭和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成4年度欄は、平成3年度改正によるものである。

年度			
項目	5	6	7
基礎控除			33 万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33 万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59 万円 配偶者特別控除 33 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者 である特定扶養親 族 1人 60万円	扶養親族     1 人 33 万円       老人扶養親族(障害者を含む。)     1 人 38 万円       同居の特別障害者である扶養親族     1 人 54 万円       同居の特別障害者である老人扶養親族     1 人 59 万円       同居老親等扶養親族(障害者を含む。)     1 人 45 万円       同居の特別障害者である老親等扶養親族     1 人 66 万円       特定扶養親族     1 人 41 万円       同居の特別障害者である特定扶養親族     1 人 62 万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (□) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を超える場合 13% (□) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 13%	所得割 みなし法人課税制 度廃止	所得割 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
  - 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
  - 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
  - 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
均等割標準税率 年額 1,000円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得 (1)課税長期譲渡所得金額が4,000万円 以下である場合 2% (2)課税長期譲渡所得金額が4,000万円 を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の3%に相 当する金額との合計額	所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (4) ①又は⑩のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等(~平成15 年度) ② 又は⑪のいずれか多い金額 ② 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円と超え8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から4,000 万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 ② 課税長期譲渡所得金額が8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から8,000 万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ④ 又は⑩のいずれか多い金額 ④ 3% ③ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額

- 5 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その15%相当額(15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除した。
- 6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。
- 7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(4)については、平成8年度改正によるものである。

年度	10	11
基礎控除		
塞诞		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1 人 56 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1 人 61 万円
配偶者控除		
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成14年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成 11 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 120 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用 (~平成 13 年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止

- (注) 1 平成 10 年度欄については、平成 8 年度改正によるものである。
  - 2 平成 10 年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人 17,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族 1 人につき 8,500 円の合計額。ただし、平成 10 年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
  - 3 平成 11 年度欄については、所得割の税率のうち (1) の適用期限に係る部分は、平成 11 年度改正によるものであり、その他は平成 10 年度 改正によるものである。
  - 4 平成 11 年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 15%相当額(15%相当額が 4万円を超える場合は 4万円を限度とする。)を控除する(平成 17 年度改正により平成 18 年度分から 2 分の 1 に縮減、平成 18 年度改正により平成 19 年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45 万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (~平成13年度) 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(~平成16年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得(~平成16年度) 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(~平成16年度) (1)課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%  (2)課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額  (創設(平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率3%)  株式等譲渡所得割源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率5%(平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率3%)

- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

年度		
項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除 に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月~) (4) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 (1.6% (1) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15~17 年) ※ (4) について、税率 1%の特例を創設 (~平成 20 年度) (1) について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(~平成 21 年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1.6% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成 21 年度) ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ④ 国等に対する譲渡以外である場合 ③ 財等に対する譲渡である場合 (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
  - 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。
  - 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5% 相当額 (7.5% 相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。) を控除する (平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する (平成 18 年度改正による。)。
  - 4 平成19年度欄において、所得割については平成18年度改正、それ以外については平成19年度改正によるものである。
  - 5 平成20年度欄において、配当割(※を除く。)については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正によるものである。

19	20
所得割 (1) 一律 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得 2% (□) 長期譲渡所得 2% (□) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成 21 年度) ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% ③ 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ④ 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円とである場合 1.6% ⑤ 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円とである場合 1.6% ⑥ 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円とである場合 1.6% ⑥ 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円とである場合 96 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (こ)短期譲渡所得 ④ 国等に対する譲渡である場合 3.6% ⑥ 国等に対する譲渡である場合 2% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 2% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 2% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 3% (本 4.8%) ⑥ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)	配当制 上場株式等の配当に係る税率 (平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成 22 年 12 月 31 日まで延長。 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

年度項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	所得割上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(~平成21年度) 1.2%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成 26 年度) (4) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円 以下である場合 1.6% (□) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円 を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当 する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (~平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度~平成 24 年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る 配当所得に対する税率 (平成 22 年度~平成 24 年度) 1.2% 配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日ま での間に支払を受けるべき上場株式等の配当等 に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択し た特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る 税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日ま での間に支払を受ける源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日ま での間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株 式等の譲渡所得等に係る税率 3%)	配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年 12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年 12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- (注) 1 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。
  - 2 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたもの、その他の記載 については、平成21年度改正によるものである。
  - 3 平成23年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。
  - 4 平成24年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成22年度改正によるもの、その他の記載については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。
  - 5 平成25年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。
  - 6 平成26年度欄については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に 改組		
扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満 の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶 養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特 別障害者控除の額に加算する控除に改組		
所得割 退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以後に支払を受ける べき退職手当等)	所得割     上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率     (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率     (平成 25 年度~平成 26 年度)	均等割 標準税率 (平成 26 年度~平成 35 年度) 年額 1,500 円 本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額

# ② 法 人

年度項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42	45
税率		(創設) 均等割 年 600円 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29年5月 13 日施行、昭和 29年4月1日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和30年7月1 日から同年9月30 日までの間に終了 する事業年度分に あっては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 資本の金額又は出 資金額が1,000万円を超える法人 年1,000円 上記法人以外の法 人等 年600円	法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%

年度項目	昭和 53 年度	56
税率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円 以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円 以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円 以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	年額 100,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円

49	51	52
法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人年額6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人年額3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等年額1,800円	均等割標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人年額20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人年額6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等年額2,000円

58	59	平成6年度		
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える 法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円	均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える 法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円		

# (道府県民税「法人」つづき)

年度項目	平成 14 年度	18	20
税率	均等割 資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法 人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法 人税額とする等	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が1千万円以下 の法人 年額 20,000円 (2) 資本金等の額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 50,000円 (3) 資本金等の額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本金等の額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 540,000円 (5) 資本金等の額が50億円を超える 法人

### ③ 利 子 割

項	年度		昭和 63 年度	平成 19 年度
税	李 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行	(交付金) 都道府県間の精算をした後の 額に95%を乗じて得た額の5分の3を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の 額に 99%を乗じて得た額の 5 分 の3を市町村に交付

(注) 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。

### 2. 事業税

### ① 個 人

年度項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32
事業主控除等	免税点 年 25,000円	基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円	
税率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%		第1種業務のう ち助産婦業等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及 び第3種事業 6% 第3種事業の うち助産婦業 等			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%
事業専従者 控 除 等				特別所得税が 事業税の第3 種事業とされた。			

年度項目	昭和 43 年度	44	45	46	47	48	49	50
事業主控除等			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円
税率								制限税率が設けら れた。 (標準税率の 1.1倍)
事 業 専 従 者 控 除 等	事業専従者控除 (青色) 年170,000円 (白色) 年110,000円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年150,000円			事業専従者控除 (白色) 年165,000円	事業専従者控除 (白色) 年170,000円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、 本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、 本則は 年 300,000 円)

33	34	37	39	40	41	42
	基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称が変更された。	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円
		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等				
事業専従者控除 (青色) 年 80,000円		事業専従者控除 (白色) 年 50,000円 (青色の年80,000円 (市のいても法律 に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円

51	52	60	63	平成2年度	5	8	11
事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2, 200, 000 円	事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年 2,700,000円		事業主控除 年 2,900,000円
事業専従者控除 (白色) 年 400,000円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 600,000 円 その他の事業専 従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年800,000円 その他の事業専 従者 年470,000円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 860,000 円 その他の事業専 従者 年 500,000 円	

<sup>(</sup>注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。(注) 2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

# ② 法 人

年度	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
項目							
税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額 課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普 のに等る資 50以人及所通 3 道事を法本0 上のび得法以府務有人金万の所清 12%人上県所すで等円法得算	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上 の道府県でる法人で 資本金等 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法 7% 年 100 万 7% 年 100 万 7% 年 100 万 7% 年 100 万 75 8% 年 200 万 75 10% 日 200 万 75	普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円以下 9% 年200万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上の道 府県に事務で資本金等 1,000万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年100万円超及び 清算所得 8% ただし、3以上の道 府県に事務で資本金等 1,000万円以上の法人 の所得
その他		申告納付 制度が採 用 さ れ た。	生命保険事業が収 入金額課税とさ れ、運送業(地方 鉄軌道事業を除 く。)が所得課税 とされた。	損害保険 事業が収 入金額課 税とされ た。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

		I			T
39	49	50	平成元年度	10	11
普通法人 年 150 万円以下 6% 年 300 万円以下 9% 年 300 万円超及び 清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 150 万円以下 6% 年 150 万円超及び 清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%	普通法人 年350 万円以下 6% 年350 万円超 700 万円以下 9% 年700 万円超 9% 年700 万円昭	制 (限 (記 (記 (記 (記 (記 (記 (記 (記 (記 (記	特別法人 年350 万円以下 6% 年350 万円超 及び清算所得 8% 一協同程 9% 一協同社 9% 一 ただ組合等を全法人の所得 8% 一ただに事人で以上のがよの所得 8% 一協同社 9% 一位のいでは 一には 1,000 万円以上ののがでは 一には 9% 一位のいでは 一位のでは 9% 一位のいでは 一位のでは 9% 一位のいでは 年10 億円超 9% 一	普通法人 年400 万円以下 5.6% 年400 万円超 800 万円以下 8.4% 年800 万円以 8.4% 年800 万円超 及び清算所得 11% ただし事務所資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 11% 特別法人 年400 万円超 及び清算し、事務所資本 年400 万円超 及び清算し、事務所資本 ただし事務資 ただし事務所資本 年400 万円超 及び清算し、事務資 大きでし、事務資 不,5% たがよ人の所得 7.5%	普通法人 年400 万円以下 5% 年400 万円以下 7.3% 年800 万円以居 9.6% た 800 万円以居 9.6% た 800 万円以 9.6% た 800 万円以 9.6% た 800 万円以 9.6% 特別法人 9.6% 特別法人 70所法人 9.6% 特別法人 70所法人 800 万円 70所表 800 万円 800

### (事業税「法人」つづき)

1	6
右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 3.8% 年400万円以下 5.5% 年800万円超 及び清算所得 7.2% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%	年400万円以下 5% 年400万円超800万円超800万円超 及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 所 得 割 年400万円以下 5% 年400万円起及び清算所得 6.6% ただし、一定の協同組合等に ついては年10億円超7.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% ただし、一定の協同組合等に ついては年10億円超7.9% 収入金額課税法人 収 入 割 1.3%
	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 3.8% 年400万円起800万円以下 5.5% 年800万円超 及び清算所得 7.2% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%

- (注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。
- (注) 2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

	2	0	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)		所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下 の法人、公益法人等及び投資法人等	
付加価値割	0.48%	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
資本割	0.48%	:	2.7%
所得割	0. 270	年 400 万円以下 年 400 万円超 800 万円以下	4.0%
年 400 万円以下	1.5%	年 800 万円超 800 万円以下 年 800 万円超	4.070
年 400 万円超 800 万円以下	2. 2%	サージのグロ地 及び清算所得	F 20/
	2. 2%		5.3%
年800万円超	0.00/	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	F 20/
及び清算所得	2.9%	資本金等 1,000 万円以上の法人の所得	5.3%
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	0.00/	4±010+ 1	
資本金等 1,000 万円以上の法人の所得	2.9%	特別法人 所 得 割	
			0.70/
			2.7%
		年400万円超	0.00/
		及び清算所得	3.6%
		「ただし、一定の協同組合等に 」	
		しついては年10億円超 4.3%	
		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	0.00/
		資本金等 1,000 万円以上の法人の所得	3.6%
		ただし、一定の協同組合等に     ついては年10億円超4.3%	
		収入金額課税法人	
		収入割	0.7%
			0.770

※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用

### (事業税「法人」つづき)

年度		
	2	22
項目		:
税率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等 1 億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超 800万円以下 2.2% 年800万円超 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000万円以上の法人の所得 2.9%	年400万円以下       2.7%         年400万円超800万円以下       4.0%         年800万円超       5.3%         ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資
	※平成22年10月1日以後に解散(合併による解散及び破産手 われる場合に適用	: - 続開始の決定による解散を除く。)又は破産手続開始の決定が行
その他		

#### 法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)		1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数			資本金が 1 億円以上の
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等	従業者の数			各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数 とした。	法人の本社管理部門の 従業者数については 1/2
製造業			資本金 1 億円以上の法 人の本社管理部門の従業 者数については 1/2		1/2
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価	軌道の延長キロメート ル数			
ガス供給業倉庫業	額 他の 1/2 を従業者の数	固定資産の価額			
電気供給業		四ル貝性ツノ川切り			

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年	17
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				※本社管理部門の従業 者数 1/2 措置は廃止
製造業			資本金 1 億円以上の法 人の工場の従業者数につ いては1.5倍	本社管理部門の従業者 数 1/2 措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業倉庫業				
電気供給業	1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額	3/4 を発電所の固定資 産の価額 他の 1/4 を固定資産の 価額		

<sup>(</sup>注) 電気供給業については経過措置あり。

# 3. 地方消費税

#### ① 譲渡割

年度項目	平成9年度
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

#### ② 貨物割

年度項目	平成9年度
税率等	(創設) 一定税率 消費税の 100 分の 25 国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
  - 2 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付。

### 4. 不動産取得税

年度項目	昭和 25 年度	29	30	39	48	56	61
税率等		(創 設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10 万円 家屋(建築) 23 万円 家屋(その他) 12 万円	税率 4%  ただし、昭和 56 年 7 月 1 一日から昭和 61 年 6 月 30 日までに行われた住宅の取得については3%とされた。 昭和 56 年 7 月 1 日から昭和61 年 6 月 30 日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から 4 分の1 に相当する額を減額することとされた。	住宅及び住 宅用土税率等 の特例状で で成功で で成功で で成功で 日 30 年間で 長された。

年度項目	平成 12 年度	13	15	18
税率等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日 から平成14年12 月31日までに行 われた場合におい ては課税標準を価 格の2分の1とす る特例措置が講じ られた。	住宅及び住宅用地 に係る税率等の特 例措置について平 成16年6月30日 まで3年間延長さ れた。	税率4%  ただし、平成15年4月1日から平 成18年3月31日までに行われた不動産の取得については課税標準を3%とする特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率 4%  ただし、住宅及び土地に係る税率の

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成4年6月 30日まで3年間 延長された。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成7年6月 30日まで3年間 延長された。	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成6年中に行われ た場合については 課税標準を価格の 2分の1、平成7 年及び平成8年中 に行われた場合に ついては課税標準 を価格の3分の2 とする特例措置が 講じられた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成 10 年 6 月 30 日まで 3 年 間延長された。	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成8年中に行われ た場合において は、課税標準を価 格の2分の1とす る特例措置が講じ られた。	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成9年1月1日か ら平成11年12月 31日までに行わ れた場合において は課税標準を価格 の2分の1とする 特例措置が講じら れた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率の特 例措置について、 平成13年6月30 日まで3年間延長 された。

21	24 (改正案による)
税率4%  ただし、住宅及び土地に係る税率の一特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。	税率 4%  ただし、住宅及び土地に係る税率の - 特例措置については平成 27 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成 27 年 3 月 31 日まで延長する。

#### 5. 道府県たばこ税(道府県たばこ消費税)

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の売渡 し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割8.1% 従量割1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月か ら昭和62年3月までの間に 行われた売渡し等分について は、特例措置として、1,000 本につき160円を加算。

年度項目	平成 15 年度	18	22	25
税率等	平成 15 年 7 月 1 日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 969 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円	平成 18 年 7 月 1 日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,074 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円	平成 22 年 10 月 1 日以降の売渡し等分税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成 25 年 4 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 860 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
  - 2 昭和 62 年度欄のうち、上段については昭和 62 年法律第 15 号による改正、下段については昭和 62 年法律第 94 号による改正に係るものである。

#### 6. ゴルフ場利用税(娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。)

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の 2分の1に引 き下げられ た。	入場税が国税に移譲され、第3種の施設の利用に対し、第3種の施設の利用に対し、とされた。ととされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額) 税率 ぱちんこ場 1 右 150円まあじゃん場 1 卓 500円たまつき場 1 台 1,000円	ゴルフ場に対 し定額課税が 採用された。 1人1日 200円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額 課税の税率 1人1日 400円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課税 の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場 所在市町村 に対して6 分の1を交付

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等	従量制の税率の引	名称が道府県たばこ税に変更	平成9年4月1日以降の売	平成 11 年 5 月 1 日以降の売
の特例措置が、昭和 62 年	上げ等の特例措置	された。	渡し等分	渡し等分
12 月 31 日まで延長され	が、平成元年3月	平成元年 4 月 1 日以降の売渡	税率	税率
た。	31 日まで延長さ	し等分	紙巻たばこ等	紙巻たばこ等
従量制の税率の引上げ等	れた。	従価割 廃止	1,000 本につき 692 円	1,000 本につき 868 円
の特例措置が、昭和 63 年		税率	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ
3 月 31 日まで延長され		紙巻たばこ等	1,000 本につき 329円	1,000 本につき 413 円
た。		1,000 本につき 1,129 円		
		旧3級品の紙巻たばこ		
		1,000 本につき 536 円		

46	47	48	52	58	平成元年度
ゴルフ場所在市町村に対して3分の1を交付	ゴルフ場 (ゴルフ場 に類する施設を含 む。) に対する課税が 定額課税に統一され た。 1人1日 600円	<ul> <li>(1) ゴルフ場 (ゴルフ場に類する施設を含む。)の税率 1人1日 800円</li> <li>(2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付</li> </ul>	(1) ゴルフ場 (ゴルフ場に類する施設を含む。)の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場 (ゴルフ場に類する施設を含む。)の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場 利用税に変更された。 (2) 課税対象施設が ゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付

### 7. 特別地方消費税(料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。)

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	30
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非 課 税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非 課 税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回500円以下 5% 1人1回500円超 10% 宿泊 1人1泊1,000円以下 5% 1人1泊1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度 が免税点制度に改められた。)

年度項目	昭和 46 年度	48	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控 除) 1,000円	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊3,400円 飲食店等 1人1回1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

32	36	37	41	44	
芸者の花代及びカフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下	名称が料理飲食等消費税 に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊1,000円以下	10%	飲食店等 1人1回 600円	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変 更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行 為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除)廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免 税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村 に対して5分の1の範囲内 で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1 の範囲内で交付	4月1日廃止

### 8. 自動車税

年度	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
項	普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及びバス 10,000円 小型自動車 四輪車	普通 第 30,000 円 営業 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 25,000 円 で 25,000 円 で 3 4,200 円 で 3 4,200 円 三輪 2,800 円 三輪 1,400 円 軽 1 1,400 円 軽 1 1,400 円 軽 1 1,400 円 軽 1 1,400 円 円 軽 1 1,400 円 円 軽 1 1,400 円 円 1 1,400 円 1 1,4	普自120 7 36,000 円 120 7 36,000 円 120 7 36,000 円 120 7 30,000 円 21,000 円 21,000 円 円 21,000 円 円 21,000 車 16,000 車 16,000 車 16,000 車 16,000 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	トバ「料車率を自準きた。	二年をおいて、一年ののでは、これでは、日本ののでは、これでは、日本ののでは、これでは、日本ののでは、これでは、日本のでは 日本のでは、日本のでは	普通自動車 自家用 3.048 メートル 以下 36,000 円 3.048 メートル 超 60,000 円 営業用 3.048 メートル 以下	小型四輪車 乗用 1 リットル以下 12,000 円 1 リットル超 1.5 リットル 14,000 円 1.5 リットルル 16,000 円 営業用 1 リットルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルル

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車	バス	普通自動車	普通自動車	普通自動車	乗用車
自家用	一般乗合用	自家用	自家用	自家用	自家用
3.048 メートル	14,000 円	3.048 メートル以下	3 リットル以下	3 リットル以下	1リットル以下
以下	その他	70,000 円	71,000 円	81,500円	29, 500 円
54,000 円	30,000円	3.048 メートル超	3 リットル超	3 リットル超	1リットル超
3.048 メートル超		117,000円	6リットル以下	6リットル以下	1.5 リットル以下
90,000円		営業用	77,000 円	88,500円	34,500円
営業用		3.048 メートル以下	6 リットル超	6 リットル超	1.5 リットル超
3.048 メートル		26,000円	129,000円	148, 500 円	2 リットル以下
以下 22 F00 III		3.048メートル超	営業用 3 リットル以下	営業用	39, 500 円 2 リットル超
22,500円 3.048メートル超		52,000円 四輪以上の小型自動車	3 リットル以下 24,000円	3 リットル以下 25,000 円	2.5 リットル超 2.5 リットル以下
45,000円		自家用	3 リットル超	3 リットル超	45,000円
45,000 F3 小型自動車		1 リットル以下	6 リットル以下	6 リットル以下	2.5 リットル超
四輪車		23, 500 円	26,000円	27, 500 円	3リットル以下
自家用		1 リットル超	6 リットル超	6 リットル超	51,000円
1リットル以下		1.5 リットル以下	52,000円	54, 500 円	3リットル超
18,000円		27, 500 円	四輪以上の小型自動車	四輪以上の小型自動車	3.5リットル以下
1リットル超		1.5リットル超	自家用	自家用	58,000円
1.5 リットル以下		31,500円	1リットル以下	1リットル以下	3.5リットル超
21,000円		営業用	25, 500 円	29,500円	4リットル以下
1.5 リットル超		1リットル以下	1リットル超	1リットル超	66, 500 円
24,000 円		7,000 円	1.5 リットル以下	1.5 リットル以下	4リットル超
観光貸切用バス		1リットル超	30,000 円	34, 500 円	4.5 リットル以下
45,000 円		1.5 リットル以下	1.5 リットル超	1.5 リットル超	76, 500 円
		8,000円	34, 500 円	39, 500 円	4.5 リットル超
		1.5 リットル超	トラック	営業用	6リットル以下
		9,000円	自家用	1リットル以下	88,000円
		トラック	4 トン超 5 トン以下	7,500円	6 リットル超
		4 トン超 5 トン以下	22,000円	1リットル超	111,000円
		自家用 20,000円	バス	1.5 リットル以下	営業用
		営業用 17,500円	自家用 乗車定員 40 人超 50	8,500円 1.5リットル超	1 リットル以下 7,500 円
		自家用	人以下	9,500円	1,500円
		乗車定員 40 人超	42,500円	トラック	トル以下 8,500円
		50 人以下	営業用	4 トン超 5 トン以下	1.5 リットル超2 リッ
		39,000円	一般乗合用以外のも	自家用 25,500円	トル以下 9,500円
		営業用	の 乗車定員 40 人	営業用 18,500円	2リットル超2.5リッ
		一般乗合用 乗車	超 50 人以下	バス	トル以下 13,800円
		定員 30 人超 40 人以	36,000 円	自家用	2.5リットル超3リッ
		下	三輪の小型自動車	乗車定員 40 人超 50	トル以下 15,700円
		14,000 円	自家用	人以下 49,000円	3 リットル超 3.5 リッ
		一般乗合用以外のも	5,500円	営業用	トル以下 17,900円
		の 乗車定員 40人		一般乗合用 乗車	3.5 リットル超 4 リッ
		超50人以下		定員30人超40人以	トル以下 20,500円
		34, 500 円		下 14,500円	4リットル超4.5リッ
		三輪の小型自動車		一般乗合用以外のも	トル以下 23,600円
		自家用 5,000円		の 車定員 40 人	4.5 リットル超6 リッ
		営業用 4,400円 制限税率が設けられ		超 50 人以下 38,000 円	トル以下 27,200円 6リットル超
		耐感悦学が設けられ   た。(標準税率の 1.2		38,000円 三輪の小型自動車	6 リットル超 40,700円
		だ。(標準税率の 1.2 倍)		二輪の八室日動車   自家用	40, 700 円
		IH/		6,000円	普通自動車と小型自動車
				営業用	(三輪車を除く。) との
				4,500円	車種区分を廃止した。
				, , , , ,	
	]				

### (自動車税つづき)

#### 自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16		
税率等	軽 減 平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 # 25%軽減☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 # 25%軽減☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 # 13%軽減 # 13%軽減	軽 減 平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成		
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね10%重課	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車		

- (注) 1 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。2 平成16年度欄については、平成15年度改正によるものである。

  - 3 ☆☆☆は平成12年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車
  - 50%以上 4 ☆☆は " " 5 ☆は IJ 25%以上 IJ
  - 6 平成16年度については、平成16年度欄に掲げるほか、平成14年度欄における平成14年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成17年度	19		
税率等	軽減 平成16年度・17年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 メタノール自動車 ************************************	軽 減 平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 メ★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +20%以上達成 ************************************		
(%)	新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 1. 平成 17 年度増加のレンに、平成 16 年度改正によるよのできる	新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車		

- 1 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。 2 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。 (注)

  - 3 ★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車
  - 4 **★★★**は 50%以上 IJ

年度 項目	平成 21 年度	23		
税率等	軽減 平成20年度・21年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車・・車両総重量が3.5トン超の天然ガス自動車のうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上Nox低減しているもの・車両総重量3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より75%以上Nox低減 ★★★★かつ平成22年度燃費基準+25%以上達成 ************************************	軽 減 平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が3.5トン超の天然ガス自動車のうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上Nox 低減しているもの ・車両総重量3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より75%以上Nox 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +25%以上達成  重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車		

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。 3 ★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車

### (自動車税のグリーン化による特例措置つづき)

年度 項目	平成 25 年度(改正案による)
税率等	軽 減 平成 24 年度・25 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車・平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上NOX 低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 ************************************
	★★★★かつ平成 27 年度燃費基準達成 " 25%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 25 年度欄については、平成 24 年度改正によるものである。 2 ★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車

#### 9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に 相当する額を道 路面積等にあん 分して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2 年度間の 暫定税率)	暫定税率が2年度間延長された。

年度項目	平成 22 年度	23
税率等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円)を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2 年度間延 長された。	暫定税率が 3 年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年 11月30日まで延長され、平成5年12月1日から平成10年3月 31日までの間適用する暫定税率が1キロリットル当たり32,100円とされた。	暫定税率が 5 年度間延 長された。	暫定税率が 5 年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

### 10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	附加価値税が 創設され、実 施は昭和 27 年1月1日からとされた。 漁業権税 賃貸料の 10%	附加価値税の 実施は昭和 28年1月1 日からと延期 された。 漁業権税は廃 止された。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税の 実施は昭和 29年1月1 日からと延期 された。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税は廃止された。	大規模償却資 産に対する固 定資産税の特 例が創設され た。	狩猟者税の税 率が改正され た。	狩猟免許税と 目的税である 入 れ、これに 伴って狩猟者 税は廃止され た。	鉱区 で 大然 に で で で で で で で の で の で の で の で で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の

年度項目	昭和 58 年度	60	63	平成2年度
税率等	鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1 倍程度に改正された。 (鉱区税)  1. 砂鉱を目的としな 試掘鉱区 面積100 アールごとに 年額200 円 い鉱業権の鉱区 採掘鉱区 面積100 アールごとに 年額400 円 河床に存 鉱業権の鉱区 するもの 河床でな いもの 面積100 アールごとに 年額600 円 など (狩猟者登録税及び入猟税)  1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者 (狩) 10,000 円又は4,500 円	自動車取得税 の暫定措置が さらに3年度 間延長され た。	自動車取得税 の暫定措置が さらに5年度 間延長され た。	自動車取得税 の免税点 50万円 (3年度間の 暫定措置)
	の登録を受ける者 (入) 6,500円  2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を (狩) 3,300円 受ける者 (入) 2,200円  など 自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。			

年度 項目	平成 21 年度	22
税率等	自動車取得税 が目的税から 普通税に改め られた。	自動車取得税に係る平成 30年3月31日の10年間 の暫定税率は廃止された が、当分の間、平成21年 度の税率水準(3%。自 家用の自動車で軽自動車 以外のものは5%)を維 持することとされた。

43	44 46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が 自!	日動車取得 狩猟免許税 の免税点 の税率が改 15万円 正された。 入猟税の税 率が改正さ れた。	自動車取得税の 税率 自家用自動車で 軽自動車以外の もの 5% 自動車取得税の 免税点 30万円 (2年度間の暫 定措置)	自動車取得 税の暫定措 置が2年度 間延長され た。	鉱区税、狩 猟免許税及 び入猟税の 税率がそれ ぞれ現行の 2 倍に改正 された。	自動車取得 税の暫定措 置がさらに 2 年度間延 長された。	54 狩猟免許税 の名称が狩 猟者登録税 に改められ た。	自動車取得 税の暫定措 置がさらに 3 年度間延 長された。

5	10	14	15	16	19	20
自動車取得	自動車取得	鳥獣の保護及	自動車取得	目的税である狩猟税が	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関す	対象鳥獣捕獲
税の暫定措	税の暫定措	び狩猟の適正	税の暫定措	創設され、これに伴っ	る法律の改正により、網・わな猟免許	員に係る狩猟者
置がさらに	置がさらに	化に関する法	置がさらに	て狩猟者登録税と入猟	が網猟免許とわな猟免許に分割された	の登録が平成
5 年度間延	5 年度間延	律の改正によ	5 年度間延	税は廃止された。	ことに伴って、狩猟税の税率が改正さ	20年4月1日
長された。	長された。	り、甲種狩猟	長された。	1. 網・わな猟免許又	れた。	から平成 25 年
		免許が網・わ		は第一種銃猟免許に	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登	3 月 31 日まで
		な猟免許に、		係る狩猟者の登録を	録を受ける者	に行われた場合
		乙種狩猟免許		受ける者	<ul><li>都道府県民税の所得割の納付を要</li></ul>	においては、狩
		が第一種銃猟		都道府県民税の所	する者 16,500円	猟税の税率を 2
		免許に、丙種		得割の納付を要す	<ul><li>都道府県民税の所得割の納付を要</li></ul>	分の1とする特
		狩猟免許が第		る者 16,500円	しない者 11,000円	例措置を講じ
		二種銃猟免許		都道府県民税の所	2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩	た。
		に改正され		得割の納付を要し	猟者の登録を受ける者	自動車取得税
		た。		ない者 11,000円	<ul><li>都道府県民税の所得割の納付を要</li></ul>	の暫定措置がさ
		(平成 15 年 4		2. 第二種銃猟免許に	する者 8,200円	らに 10 年度間
		月 16 日施行)		係る狩猟者の登録を	<ul><li>都道府県民税の所得割の納付を要</li></ul>	延長された。
				受ける者 5,500円	しない者 5,500円	
				など	3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登	
					録を受ける者 5,500円	
					など	

### Ⅱ 市町村税

### 1. 市町村民税

# ① 個 人

年度項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	均等制標準人の 50 万以上 60 万以上 60 万以上 60 万以上 60 万万以上市 60 0 万 60 0 万 60 0 万 60 0 0 0 0 0 0 0 0	り	所得割 (1) 方式 開税 方式 課税総の 10% (2) 方式 制限 第式 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	均等標準(1) 上 600 円 (2) 上市 600 円 (3) 町 (4) 式 800 円 (2) 上市 (3) 町 (2) 式 (3) 式 制 第本第 400 の 円 に 200 円 (3) 町 (4) 式 第本第 400 の 円 に 200 円 (3) 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年	所得割 (1) 第一課税 方式 標準税率 15% 制限 18% (2) 同じ	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0% 8万円 " 4.5% 30万円 " 5.2% 50万円 " 6.0% 80万円 " 7.5% 200万円 " 7.5% 200万円 " 8.2% 300万円 " 9.0% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率法定 3万円と超える金額 3.7% 7万円 " 5.0% 12万円 " 6.4% 20万円 " 8.1% 35万円 " 10.0% 50万円 " 12.3% 80万円 " 15.0% 120万円 " 18.3% 160万円 " 22.5%

33	34	35	37	38	39
			9 万円		
			1人目 7万円		
			2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額が5 万円を超える配偶者があ		
所得割	所得割	所得割	る場合 1 人目 5 万円 所得割		所得割の不
(1) 第一課税方式	(1) 第一課税方式	(1) 第一課税方	(1) 本文方式 7 準		均衡是正
標準税率 18.5%	標準税率 20%	式	拠		1 40 年度適
制限税率 22 %	制限税率 24%	標準税率 20%	(2) 但書方式 分 率		用
(2) 第二課税方式 本文 \	(2) 第二課税方式 本文 7	制限税率 24%	10 万円以下の金額	15 万円以下の金額	(1) 本文方
(3) 第二課税方式 但書 5	(3) 第二課税方式 但書 5	(2) 第二課税 \	2%	2%	式へ統一
準拠税率	準拠税率	方式	10 万円を超える金	15 万円を超える金	(但書方式
3万円以下の金額 2.0%	5万円以下の金額 2%	本文	額 3%	額 3%	の廃止)
3 万円を超える金額 2.2%	5 万円を超える金額 3%	(3) 第二課税	20 万円 〃 4%	40 万円 〃 4%	(2) 標準税
5万円 " 3.0%	20 万円 〃 4%	方式	50 万円 〃 5%	70 万円 〃 5%	率の法定
8万円 " 3.1%	50 万円 〃 5%	但書	100 万円 〃 6%	以下左に同じ	(段階、税
15 万円 " 3.5%	100 万円 ″ 6%	準拠税率	150 万円 〃 7%		率は左に
20 万円 " 4.1%	150 万円 〃 7%	10 万円以下の金	250 万円 〃 8%		同じ)
30 万円 " 4.4%	250 万円 〃 8%	額 2%	400 万円 〃 9%		(3) 制限税
50 万円 " 5.4%	400 万円 〃 9%	10 万円を超える	600 万円 〃 10%		率の法定
80 万円 " 5.5%	600 万円 ″ 10%	金額 3%	1,000 万円 ″ 11%		(標準税率
100 万円 " 6.3%	(4) 第三課税方式 本文 7	以下左に同じ	2,000 万円 〃 12%		の 1.5 倍
120 万円 " 6.5%	(5) 第三課税方式 但書 5	(4) 第三課税	3,000 万円		の率)
150 万円 " 7.2%	準拠税率	方式	5,000 万円 〃 14%		2 39 年度適
200 万円 " 7.4%	3万円以下の金額 2%	本文			用但書方式
250 万円 " 8.1%	3万円を超える金額 3%	(5) 第三課税			(1) 扶養控
300 万円 " 8.3%	8万円 " 4%	方式			除を所得
400万円 " 9.1%	20万円 " 5%	但書			控除とし
500 万円	40 万円 " 6%	準拠税率			た。
(4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書	60万円 " 7% 80万円 " 8%	5 万円以下の金			(2) 専従者
(a) 第二昧代/J氏 (但音 ) 準拠税率		額2%5 万円を超える			の税額控 除の最低
3万円以下の金額 2.3%	110万円 " 9%   140万円 " 11%	金額 3%			限の法定
3万円を超える金額 2.5%	180 万円 " 13%	10 万円を超える			3 上記 1、2
4万円 " 3.5%	270 万円 " 16%	金額 4%			による減収
7万円 " 3.8%	380 万円 " 20%	以下左に同じ			については
13 万円 " 4.3%	580 万円 " 24%	N121010			市町村民税
17 万円 " 5.2%	21/0				臨時減税補
25 万円 " 5.8%					てん債によ
40 万円 " 7.5%					り元利とも
60 万円 " 7.9%					補てんする
75 万円 〃 9.5%					ことととさ
90 万円 " 10.0%					れた。
110万円 " 11.8%					
140 万円 ″ 12.3%					
170 万円 " 14.5%					
200 万円 ″ 15.1%					
250 万円 " 17.8%					
300 万円 ″ 18.5%					
350 万円 " 21.7%					

年度項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10 万円		11 万円	12 万円	13 万円
配偶者控除	(新設)8万円		9 万円	10 万円	11 万円
扶養控除	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者がない 場合1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者 がある場合 1人目 6万円	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者がない 場合1人目 7万円	扶養親族1人 5万円 控除対象配偶者がない 場合1人目 8万円	扶養親族1人 6万円 控除対象配偶者がない 場合1人目 8万円	扶養親族1人 8万円 配偶者がない場合 1 人目 9 万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設(昭和 42年1月1日以後に受 けるべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47 年度

46	47	48	49	50
14 万円	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円
13 万円	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円
扶養親族 1 人 10 万円 配偶者がない場合 1 人目 11 万円	扶養親族1人 11万円 配偶者がない場合 1人目 12万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者がない場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族1人 14万円 老人扶養親族1人 16万円 配偶者がない場合 16万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者がない場合 19 万円
		所得割 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 50 万円	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか多 い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場 合の課税事業所得等の金 額に対する税額の110%相 当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 長期譲渡所得のうち特定 市街化区域農地等の譲渡所 得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得 税額の12.1% (ただし49年 度は9.1%)	

年度項目	51	52	54	
基礎控除		20 万円	21 万円	
配偶者控除		20 万円	21 万円	
扶養控除		扶養親族 1 人19 万円老人扶養親族 1 人20 万円配偶者がない場合20 万円	扶養親族1人20万人老人扶養親族1人21万円配偶者がない場合21万円	
税率	均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 1,700 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,200 円 (3) その他の市町村 年額 700 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200 円 (2) 年額 1,600 円 (3) 年額 1,000 円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52~56 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 の 4 分の 3 を総合課税した場合の 当該 2,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52~54 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 68 万円と課税長期譲渡所得金額 から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額		

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度 改正によるものである。
  - 2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
  - 3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56	
22 万円		
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円	
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円		
均等割   標準税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(昭和56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える条額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止)	

年度	58	59	60
項目	00		
基礎控除		25 万 3 千円	26 万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25 万円	控除対象配偶者 25 万 3 千円 老人控除対象配偶者 26 万 3 千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29 万 3 千円	控除対象配偶者26 万円老人控除対象配偶者27 万円同居の特別障害者である27 万円控除対象配偶者30 万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 25 万円 所得割	扶養親族     1人25万3千円       老人扶養親族     1人26万3千円       同居の特別障害者である扶養親族     1人29万3千円       同居老親等扶養親族     1人30万3千円	扶養親族     1 人 26 万円       老人扶養親族     1 人 27 万円       同居の特別障害者で     ある扶養親族     1 人 30 万円       ある扶養親族     1 人 30 万円       同居老親等扶養親族     1 人 31 万円       均等割
税 率	土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額がらに係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡に係る上間のである場合 (58~60 年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 (4) (回) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 (個) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 (個) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 (回) 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を控除した場合の税額から 4,000 万円を控除した場合の税額を控除した金額と 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額と合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円と超える場合 3,4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5		「時報   標準税率

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
  - 2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28 万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設)配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族     1 人     28 万円       老人扶養親族     1 人     29 万円       同居の特別障害者である扶養親族     1 人     36 万円       同居老親等扶養親族     1 人     33 万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (4) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円と超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (1) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円と超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 (2) 長期譲渡所得のうち%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長力のうち%に相当する金額とか合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (4) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円と超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額が4,000万円を担える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額が54,000万円を担除した金額の5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60 万円以下の金額 3% 60 万円を超える金額 5% 130 万円 " 7% 260 万円 " 8% 460 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(昭和63~平成3年度) (イ)又は(ョ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

- 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。
- 4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。
- 5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

年度項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設) 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族     1人 30万円 (A)       老人扶養親族(障害者を含む。)     1人 35万円 (A、B)       同居の特別障害者である扶養親族     1人 51万円 (B)       (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族     1人 56万円 (B)       同居老親等扶養親族(障害者を含む。)     1人 42万円 (A、B)       (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族     1人 63万円 (B)       (新設)特定扶養親族     1人 35万円 (A)       (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族     1人 56万円 (A、B)
税率	所得割 (1) 120 万円以下の金額 3% 120 万円を超える金額 8% 500 万円 111% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ④ 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年~3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ④ 課税長期譲渡所得金額が4,000 万円と超える場合 108 万円と課税長期譲渡所得金額が4,000 万円を超える場合 108 万円と課税長期譲渡所得金額から4,000 万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率(A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止(A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(C) (~平成5年度) (イ)又は(□)のいずれか多い金額 (イ) 11% (□) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率(C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成4年度) (□) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (~平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
  - 2 平成 2 年度欄において、(A)とあるのは昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和 63 年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。) 扶養親族 1人 31 万円 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52 万円		
同居の特別障害者である老人扶養親族		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 "11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (~平成 10 年度) (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成9年度) 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得特例廃止(経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用)	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は5.8%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (4)課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2.7% (1)課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額が6,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額

を延長したものである。

3 平成4年度欄及び平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。

年度項目	6	7
基礎控除		33 万円
配偶者控除		控除対象配偶者 33 万円 老人控除対象配偶者 38 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 59 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59 万円 配偶者特別控除 33 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除	特定扶養親族 1人 39 万円 同居の特別障害者である特定 扶養親族 1人 60 万円	扶養親族       1 人 33 万円         老人扶養親族(障害者を含む。)       1 人 38 万円         同居の特別障害者である扶養親族       1 人 54 万円         同居の特別障害者である老人扶養親族       1 人 59 万円         同居老親等扶養親族(障害者を含む。)       1 人 45 万円         同居の特別障害者である老親等扶養親族       1 人 66 万円         特定扶養親族       1 人 41 万円         同居の特別障害者である特定扶養親族       1 人 62 万円
税率	所得割みなし法人課税制度廃止	所得割 200 万円以下の金額 3% 200 万円を超える金額 8% 700 万円を超える金額 11%

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
  - 2 平成 6 年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 20%相当額(20%相当額が 20 万円を超える場合は 20 万円を限度 とする。)を控除した。
  - 3 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
均等割	所得割 (1) 200 万円以下の金額 3% 200 万円を超える金額 8% 700 万円を超える金額 12% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ②又は②のいずれか多い金額 ② 9% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (~平成15 年度) ②又は③のいずれか多い金額 ③ 12% ③ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち侵良住宅地等以外の譲渡所得 ④ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額が8,000万円と下さる場合 380万円と課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額が8,000万円を担える場合 (2) 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額が68,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額 (1) 短期譲渡所得 ④ 又は④のいずれか多い金額 ② 9% ⑤ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額

- 4 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 15%相当額(15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。
- 5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。
- 6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(4)については、平成8年度改正によるものである。

年度	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1 人 56 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1 人 61 万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族
税率	均等割 制限税率の廃止 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成 14 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 の 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額 (2) 制限税率の廃止	所得割 (1) 200 万円以下の金額 3% 200 万円を超える金額 8% 700 万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成 11 年度) (4) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 240 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (4) 特例不適用(~平成 13 年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。
  - 2 平成 10 年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人 17,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族 1 人につき 8,500 円の合計額。ただし、平成 10 年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
  - 3 平成 11 年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成 11 年度改正によるものであり、その他は平成 10 年度改正によるものである。
  - 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45 万円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (〜平成 13 年度) 4%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 する税率 特例不適用 (~平成16年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以 外の譲渡所得 (~平成16年度) 4% (3) 商品先物取引による所得に対する税 率 (平成13年4月1日から平成15年3 月 31 日までの取引に係る分) 4%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所 得(~平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円 以下である場合 3.4% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円 を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を整える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に 相当する金額との合計額

- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

年度項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せ して適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	均等割 標準税率 年額 3,000 円 所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月~) (4) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4% (ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15~17 年) 2% ※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 (~平成 20 年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率特例不適用 (〜平成 21 年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (〜平成 21 年度) ④ 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円以下である場合 2.7% ⑤ 課税長期譲渡所得金額が5,000 万円と起える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から2,000 万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ④ 国等に対する譲渡以外である場合 6% ⑥ 国等に対する譲渡である場合 3.4% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%

- (注) 1 平成 16 年度欄おいて、均等割については平成 16 年度改正、(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
  - 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。
  - 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5% 相当額(7.5% 相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除する(平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する(平成 18 年度改正による。)。
  - 4 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
  - 5 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。

所得割 (1) 一律 6% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得 (中及 21 年度) (5) 乗期譲渡所得を頼が 2,000 万円以下である場合 (中及 21 年度) (6) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を担える場合 (本) 選税長規制譲渡所得金額が 2,000 万円を起える場合 (本) 別り、長期譲渡所得金額が 6,000 万円を担除した金額の3%に相当する金額との合計額 (6) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 (7) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を担える場合 (8) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を起える場合 (9) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を担える場合 (14) 万円と課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を担える場合	19	21
(1) 一律 6% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成 21 年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 (2) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 (2) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 (1) 果税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 (2) 建税長期譲渡所得金額が 6,000 万円とである場合 (1) 理税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 (2) 1.8%		
(1) 一律 6% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成 21 年度) (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成 21 年度) (5) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 (2.4%) (6) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 (48 万円と課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 (カ) 長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 (連税長期譲渡所得金額が 6,000 万円と超える場合 (担任 万円と課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を控除した金額		
(1) 一律 6% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成 21 年度) (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成 21 年度) (5) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 (2.4%) (6) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 (48 万円と課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 (カ) 長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 (連税長期譲渡所得金額が 6,000 万円と超える場合 (担任 万円と課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を控除した金額		
の3%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ② 国等に対する譲渡以外である場合 ③ 国等に対する譲渡である場合 ③ 3% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率	(1) 一律 6% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (4) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成 21 年度) ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4% ② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額がら 6,000 万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ③ 国等に対する譲渡のの計額 (ニ) 短期譲渡所得 ④ 国等に対する譲渡である場合 3% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (~平成 20 年度) 1.8% (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 ③ スは@のいずれか多い金額 ④ 7.2% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額	上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率

年度項目	22	24	25	26
基礎控除				
配偶者控除		同居の特別障害者である 控除対象配偶者について 配偶者控除に 23 万円を 加算する部分の控除を特 別障害者控除の額に加算 する控除に改組		
扶養控除		扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得(~平成 26 年度) (4) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万 円を超える場合 2.4% (p) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万 円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から2,000 万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(~平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度~平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度~平成 24 年度)	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以 後に支払を受けるべき退 職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡 所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲 渡所得等に対する税率 (平成 25 年度~平成 26 年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に 係る上場株式等に係る 配当所得に対する税率 (平成 25 年度~平成 26 年度) 1.8%	均等割標準税率 (平成 26 年度~平成 35 年度)年額 3,500円 本則税率年額 3,000円に 年額 500円を加算した額

- (注) 1 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたものである。 その他の記載については、平成21年度改正によるものである。
  - 2 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。
  - 3 平成25年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。
  - 4 平成26年度欄については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。

# ② 法 人

年度項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41	42
税率	均等割標準税率 (制限税率) 人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円) 人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円) 上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)	法人税率 標準税率 15.0% 制限税率 16.0%	法人税率 標準税率 12.5% 制限税率 15.0%	法人税割標準税率 7.5%制限税率 9.0% ※昭和29年 5月13和29年 6人4月1日の属年度 10月1日の 11月1日の	法標準税 8.1% 制限 9.7% ※月1年ま終業あ 7.60 第15年のす度でで 第15年のすりででで 第15年のでで 第15年の 第15年の 第15年 第15年 第15年 第15年 第15年 第15年 第15年 第15年	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割標準税率8.9%制限税率10.7%	均等割標準税率(制限税率) 1 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社年額4,000円(7,000円) 2 上記法人以外の法人等年額2,400円(4,000円)

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税率	切等割標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人年額 800,000 円 (1,000,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人年額 400,000 円 (560,000 円) (3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人年額 80,000 円 (134,000 円) (4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額が又は出資金額が 1 年万円を超え 1 億円以下の法人軍額 24,000 円 (40,000 円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等年額 8,000 円 (13,000 円)	切等割標準税率(制限税率) (1)資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人年額800,000円(1,000,000円) (2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人年額400,000円(560,000円) (3)資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人年額80,000円(134,000円) (4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人年額24,000円(40,000円) (5)上記に掲げる法人以外の法人等年額8,000円(13,000円) 法人税割標準税率12.3%制限税率14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額	切等割標準税率(制限税率) (1)資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 1,200,000円(1,500,000円) (2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 700,000円(1,000,000円) (3)資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 160,000円(270,000円) (4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 60,000円(100,000円) (5)資本等の金額が1千万円の大下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 48,000円(80,000円)

45	49	51	52
法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	り等割標準税率(制限税率) (1)資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人年額24,000円(40,000円) (2)資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人年額12,000円(20,000円) (3)(1)、(2)以外の法人等年額7,200円(12,000円)	切等割標準税率(制限税率) (1)資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人年額80,000円(134,000円) (2)資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人年額24,000円(40,000円) (3)(1)、(2)以外の法人等年額8,000円(13,000円)

59	亚古东东东	14	10
59	平成6年度	14	18
均等割標準税率 (制限税率は標準税率の 1.2倍) (1)資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 3,000,000円 (2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 1,750,000円 (3)資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の企業が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の企業者の数の合計が50人超の法人年額 400,000円 (4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人年額 400,000円 (4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であっ所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であっ所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であっ所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下の法人及び資本の合計数が50人超の法人年額 120,000円	均等割標準税率 (制限税率は標準税率の 1.2倍) (1)資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人年額 3,000,000円 (2)資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人年額 1,750,000円 (3)資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人年額 410,000円 (4)資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人年額 400,000円 (5)資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人年額 160,000円 (6)資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円すする事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人年額 150,000円 (7)資本等の金額が 1 千万円を超対内に有する事務所等の状業者の数が 1 千万円、市数が 50 人以下の法人年額 150,000円 (8)資本等の金額が 1 千万円以下であったが 130,000円 (8)資本等の金額が 1 千万円以下であった対対 50 人以下の法人年額 130,000円 (9)上記に掲げる法人以外の法人等額	均等割 資本金等の額…資本の金 額又は出 資金種式は連結個別 資本種との 合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準 を個別帰属法人税額とす る等	均等割 資本金等の額…法人税法に 規定する資 本金等の額 又は連結個 別資本金等 の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を 個別帰属法人税額とする等

対等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2 倍) (1) 資本金等の額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 50,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50 人超の法人 年額 120,000 円 (3) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かっ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かっ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かっ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かっ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 400,000 円 (7) 資本金等の額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 410,000 円 (8) 資本金等の額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (9) 資本金等の額が50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人		
項目 均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2 倍) (1) 資本金等の額が1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 50,000 円 (2) 資本金等の額が1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50 人超の法人 年額 120,000 円 (3) 資本金等の額が1 千万円を超え1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が1 千万円を超え1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本金等の額が1 億円を超え10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本金等の額が1 億円を超え10 億円以下であって、かっ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人財であって、かっ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 400,000 円 (7) 資本金等の額が10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人 年額 1,750,000 円 (8) 資本金等の額が10 億円を超え50 億円以下であって、かっ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人超の法人 年額 1,750,000 円		20
標準税率(制限税率は標準税率の1.2 倍) (1) 資本金等の額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額 50,000円 (2) 資本金等の額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人年額 120,000円 (3) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額 130,000円 (4) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 150,000円 (5) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額 160,000円 (6) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 400,000円 (7) 資本金等の額が10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額 410,000円 (8) 資本金等の額が10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 1,750,000円	項目	
標準税率(制限税率は標準税率の1.2 倍) (1) 資本金等の額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額 50,000円 (2) 資本金等の額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人年額 120,000円 (3) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額 130,000円 (4) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 150,000円 (5) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額 160,000円 (6) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 400,000円 (7) 資本金等の額が10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額 410,000円 (8) 資本金等の額が10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額 1,750,000円		
	税率	標準税率 (制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本金等の額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50 人以下の法人年額50,000円 (2) 資本金等の額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50 人超の法人年額120,000円 (3) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額130,000円 (4) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額150,000円 (5) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額160,000円 (6) 資本金等の額が1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額400,000円 (7) 資本金等の額が10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額410,000円 (8) 資本金等の額が10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人年額11,750,000円 (9) 資本金等の額が50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人年額1,750,000円

## 2. 固定資産税

項目	年度	昭和25年度	26	29	30	31	34	39
税	率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ (	の他	免税点 1万円	免税点 償却資産 3万円	免税点 償却資産 5万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有育産等所 在市町村を全 でがまるでする。 が、 前設された。	免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円	(1) 新評価制度の実施に 伴い土地について税額 の激変緩和の暫定措置 が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間(昭和 39 年度〜昭和 40 年度) 土地 2万4千円

年度項目	昭和 49 年度	51	54
税率			
その他	(1) 200 ㎡以下の住宅用地 (200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地) について、課税標準をその価格の4分の1の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和51年度から昭和53年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和39年度以来税額が据え置かれていたが、昭和51年度から昭和53年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地特定市街化区域農地となるべき額の算定に用いる調整率が1年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて新たな負担調整措率が設けられた。

<sup>(</sup>注) 昭和61年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 度伴新調講 た。 新のうた整ぜ。 免地 8 万 万 で 数 30 万 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7をでれるでは、	評価替えに伴い上昇率 25 倍以上のでは 以上のでは はついて が は が た。	市ので、次のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土 地 15万円家 屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から 昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものに ついて新たな負担調整率が設けられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 60 年度から 昭和 62 年度まで昭和 57 年度と同 様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農 地 評価替えに伴い昭和 60 年度から 昭和 62 年度まで昭和 57 年度と同 様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電 信電話公社の経営形態の 変更に伴い、これらの公 社に係る非課税措置及び 公社有資産所在市町村納 付金制度が廃止され、日 本国有鉄道有資産所在市 町村納付金制度とされ	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から 平成2年度まで昭和60年度と同様 の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のもの について、新たな負担調整率が設けられた。
707.2。 (2) 農 地 評価替えに伴い昭和57年度から 昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以 下のものについて新たな負担調整 率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街 化区域内に所在する単位評価額3 万円以上のC農地(新適用市街化 区域農地)について宅地等と同様 の負担調整措置が講ぜられた。	(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について は、宅地等と同様の負担調整措置 が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域 農地についても、新たに、既適用 市街化区域農地と同様の負担調整 措置が講ぜられた。	町村納付金制度とされた。 (注)	(2) 農 地 評価替えに伴い昭和63年度から 平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

## (固定資産税つづき)

年度項目	平成元年度	3	4
税率			
その他	日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)	(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。 (2) 農地評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (4) 免税点 土地 30万円家屋20万円償却資産150万円	三大都市圏の特定市の市街化区域 内に所在する農地について、都市 計画において保全する農地(生産 緑地地区内の農地等)と宅地化す る農地とに明確に区分されること と併せて、保全する農地について は農地としての課税を行い、宅地 化する農地については課税の適正 化を図ることとされた。(注2)

年度項目	平成9年度	10
税率		
その他	(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き 又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落 に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下 げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著し い地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられ た。 (3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負 担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあ っては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置 も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 11 年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。 (2) 100 分の 1.7 を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であって、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとすることとされた。

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和 61 年法律第 94 号による改正に係るものである。
  - 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
  - 3 平成 6 年度欄の 1(1) 及び(3) については、平成 5 年法律第 4 号による改正に係るものである。
  - 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
1 土 地 (1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置	地下の下落に対応するため、現行の各 種負担調整措置に加え平成7年度及び 平成8年度の2年度間に限り、評価の	_,,,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、 ③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)	上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	図る措置が講ぜられた。また、宅地等 との均衡から農地に係る負担調整率の 上限を 1.15 とする措置が講ぜられ た。
(2) 一般展地 評価替えに伴い、平成 6 年度から平成 8 年度まで平成 3 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標		
準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)		
2 家 屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る 3%減価の措置が講ぜられた。(注4)		

平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進していて、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする。 おして税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。 は定等産業税とした、固定資産課税会長の関覧制度、評価額等の下落に対して、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。 はでは関います。 は、前町村に対し、
めの措置が講ぜられた。 (2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の 3 分の 1 とする等の措置が講ぜ られた。

# (固定資産税つづき)

項目	年度	平成 16 年度	17
税	率	制限税率の廃止	
₹ (	の 他	(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が70%(法定されている上限)の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。 (2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後3年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。

年度 項目	平成 24 年度(改正案による)
税 率	
その他	(1)宅地等 ・負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2)農地 ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21

#### (1) 宅地等

- ①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。
  - ・前年度課税標準額に当該年度の評価額(住宅用地にあっては評価額×1/6 又は1/3。以下同じ。)の5%を加えた額を課税標準額とする。
  - ・ただし、当該額が、商業地等にあっては評価額の60%、住宅用地にあっては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。
- ②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続され た
- (2) 農地

一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。

特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。

(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された

#### (1) 宅地等

- ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。
- ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続 された。
- ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。

#### 9) 農棚

- ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。
- 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

# 3. 軽自動車税(自転車税、荷車税、自転車荷車税)

項目	年度	昭和 25 4	年度	29	30	33	36	
		自転車	200 円	原動機付自転車	原動機付自転車	自転車荷車税が廃止さ	軽自動車	
			_	500 円	50cc 以下	れ、原動機付自転車を	二輪のもの	1,500 円
		荷積牛馬車	800 円	その他の自転車	500 円	軽自動車及び二輪の小	三輪のもの	2,000 円
		荷積大車	400 円	200 円	50cc∼90cc	型自動車とあわせて軽	四輪のもの	
		内有人一	100   1		800 円	自動車税が創設され	乗 用	3,000 円
		荷積小車	200 円	自転車税及び荷車税が	90cc 超	た。	貨物用	2,500 円
				自転車荷車税に統合さ	1,000円	二輪の小型自動車		
		リヤカー	200 円	れた。		2,500円		
						軽自動車		
						1,500円		
-01								
税	率							

年度項目	平成 18 年度
税率	制限税率を引き上げる。 (標準税率の 1.5 倍)

40	51	54	59	60
四輪以上 のもの 乗 用 4,500円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 650 円 50cc~90cc 年額 1,000 円 90cc 超 年額 1,300 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000 円 三輪のもの 年額 2,600 円 四輪以上のもの 「営業用 年額 5,200 円 乗用  自家用 年額 2,900 円 貨物用  自家用 年額 3,300 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,300 円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2 倍)	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 750 円 50cc~90cc 年額 1,100 円 90cc 超 年額 1,450 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,200 円 三輪のもの 年額 2,850 円 四輪以上のもの 「営業用 年額 5,200 円 乗用  自家用 年額 2,900 円 貨物用  自家用 年額 3,650 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,650 円	標準税率 (1) 原動 以 1,000 円 50cc~90cc 年額 1,200 円 90cc 超 1,200 円 90cc 超 1,600 円 年自 報 1,600 円 里輪のものです。) 年のも 2,400 円 三輪のの 年のも 3,100 円 三輪のとでは、) 年のもの、100 円 年のもの、100 円 年のもの、100 円 年のもの、100 円 年のもの、100 円 年のもの、100 円 年のもの、100 円 年は、100 円 年は、100 円 年額 3,000 円 年額 3,000 円 年額 3,000 円 年額 4,000 円 年輪 4,000 円	標準税率 原動機付自転車 (イ) 50cc 以下 (に) に掲げるものを除く。) 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc~90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc 超年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc 超年額 2,500円

## 4. 市町村たばこ税(市町村たばこ消費税)

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	33	37	38
税率		(創 設) 税 率 115分の10	税 率 9%	税 率 11%	税 率 12%	税 率 13.4%

項目	年度	昭和63年度	平成元年度	9
税	率	従量割の税率の引上 げ等の特例措置が、 平成元年3月31日 まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円

<sup>(</sup>注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。

## 5. 電気税及びガス税 (電気ガス税)

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税 率 10%	免税点制度が創設 された。 月 300円	税 率 9%	税 率 8%	税 率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電 気 月 400円 ガ ス 月 500円	<ul><li>免税点</li><li>ガス</li><li>月700円</li><li>軽減税率</li><li>(紙) 5%</li></ul>

年度項目	昭和 49 年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6%  5% (1月以降)  免税点 1,200円  2,000円 (1月以降) 軽減税率  綿ねん糸等 2%  毛ねん糸 4% ガス税 税率 5%  4%(1月以降) 免税点 2,700円  4,000円 (1月以降)	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2% ガス税 税 率 3%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2% ガス税 税 率 2% (52年1月以降)	電気税 免税点 2,400円 (6月以降) ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

# 6. 木材引取税

年度 項目		昭和 25 年度		27		32			33	3	平成元年度
TM attacked	税	率		課税標準を容積とする	税	率		税	率		消費税の創設に伴い
税率等	価	格	5%	ことができることとさ れた。	価	格	4%	価	格	2%	4月1日廃止

<sup>2</sup> 昭和 62 年度欄のうち、上段については昭和 62 年法律第 15 号による改正、下段については昭和 62 年法律第 94 号による改正に係るものである

39	42	60	61	62
税率 15%	税率 18.1%	昭和 60 年 4 月 1 日以降の売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000 本につき350 円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000 本につき 350 円 ただし、昭和 61 年 5 月から昭和 62 年 3 月までの間に行われた売渡し等分 については、特例措置として、1,000 本につき 290 円を加算。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、 昭和62年12月31日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、 昭和63年3月31日まで延長された。

11	15	18	22	25
平成11年5月1日以降の	平成15年7月1日以降の	平成18年7月1日以降の	平成22年10月1日以降の	平成 25 年 4 月 1 日以降の
売渡し等分	売渡し等分	売渡し等分	売渡し等分	売渡し等分
税率	税率	税率	税率	税率
紙巻たばこ等	紙巻たばこ等	紙巻たばこ等	紙巻たばこ等	紙巻たばこ等
1,000 本につき 2,668 円	1,000 本につき 2,977 円	1,000 本につき 3,298 円	1,000 本につき 4,618 円	1,000 本につき 5,262 円
旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	旧3級品の紙巻たばこ
1,000 本につき 1,266 円	1,000 本につき 1,412 円	1,000 本につき 1,564 円	1,000 本につき 2,190 円	1,000 本につき 2,495 円

43	44	45	46	47	48
免税点	免税点	免税点	免税点	免税点	税率 6%
ガス	電 気	電 気	電 気	電 気	免税点
月 800円	月 500 円	月 600 円	月 700 円	月 800 円	電 気
	ガス	ガス	ガス	ガス	月 1,000 円
	月 1,000 円	月 1,200 円	月 1,400 円	月 1,600 円	ガス
	軽減税率	軽減税率			月 2,000 円
	(紙) 4%	(毛紡績糸等) 4%			

53	54	55	57	平成元年度
ガス税 免税点 6,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	電気税 免税点 3,600円 (5月以降) ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

# 7. 入湯税

年度項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1人1日 10円	税率 1人1日 20円	目的税とされた。	税率 1人1日 40円	税率 1人1日 100円	税率 1人1日 150円 (53年1月 以降)

## 8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45
税率等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定 措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負 担調整措置が講ぜられ た。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負 担調整措置が講ぜられ た。

年度 項目	昭和 57 年度	60	63	平成3年度	4
税率等	(1) 昭和57 年度から昭和59 年度まで自提の日本度まで自担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特区の都市街化区域内に額3万円以上市での機地(新産に対してのののでは、大きに、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには	(1) 昭和60 年度から昭 和62 年度 を は 日本度 を で は で り を まで り や まで り や まで も に い に の は か に い の また い と の また い と の また い の また い と の また い の また い の また い の が は と に し い が は と に し い が は と に し と が は と は まで い が は と が は で い が は と が は で い が は と が は と が は と が は で い が は と が は で い が は と が は で い が は と が は で い が は と が は で い が は と が は で い が は と が は で い が は と が は で い が は か ら い ら い が は は い が は は い が は い が は い が は は い が は い は い	(1) 昭和63 年度から平成2年度が高いでは、2年度様の自担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既には、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪で	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度を開放 5 年度を開放 5 年度を開放 7 年度で質 2 を開放 7 年度で質 2 特別 2 を開かる 2 を開かる 2 を開かる 3 年間 3 を開かる 3 年間 4 年間 4 年間 4 年間 5 年間 5 年間 6 年間 6 年間 6 年間 6 年間 6 年間 6	三大都市圏の特定市の 市街化区域内にでなる 農地について、都市 計画において保全する 農地(生産緑地地区内 の農地とに明確に区分 されることと明確に区分 されるとして、 保全する農地にの課税を 行い、では課税の適正 化を図ることとされ た。 (注1)

年度 項目	平成 10 年度	13	15	16
税率等	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。	住宅が震災等の事由により減失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に 据置減額又は引下げ減 額できる条例を定める ための措置について法 定化する措置が講ぜら れた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が70%(法定されている上限)の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
  - 2 平成 6 年度欄 ((3)の( )内を除く) については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

47	48	51	53	54
市街化区域内の農地について、税 負担の激変を緩和しつつ課税の適 正化を図るための措置が講ぜられ た。なお昭和 47 年分に限り特例 措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化 区域内に所在するA農地について 昭和 48 年度から、B農地について 昭和 49 年度からそれぞれ課税の適 正化を図るための措置が講ぜられ た。	昭和 51 年度から昭和 53 年度 まで、固定資産税と同様の負 担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3%に引き 上 げ ら れ た。	昭和54年度から昭 和56年度まで、固 定資産税と同様の 負担調整措置が講 ぜられた。

(1) 小規模住宅用地 (200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講でられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。(3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。(4) 特定市街化区域農地の税負担について、下成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする認識を非常であるための必要な措置が講でられた。(4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする報(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注 2) にかけてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注 2) にかけではかけではかけではかけではかけではかけではかけではかけではかけではかけでは	6	7	8	9
	では、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地)の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた(一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた)。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。	対応 現行の各 種負担調之での 2 年度 2 年度 評価のじた 臨時的の特別では 標準である。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	負し、1.025 既整 た設のを引担の 1.025 既整がである。 1.15 が 1	負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地(特例市街化区域農地を除く。)負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあっては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地

17	18	21	24 (改正案による)
住宅が震災等の事由により滅失・ 損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用 地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が 長期間に及ぶときは、震災等の発 生から避難指示等の解除後3年度 分までの都市計画税に限り当該土 地を住宅用地とみなす措置が講ぜ られた。	固定資産税と 同様の負担調 整措置が講ぜ られた。	固定資産税と 同様の負担調 整措置等が講 ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

## 9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和25年度	26	27	31	34	37
課税標準総額等		国民健康保険税が創設された。	課税限度額が 1 万 5 千円から 3 万円に引 き上げられた。	課税限度額が5万円 に引き上げられた。	標準課税総額が療養給付費の見込額から一部負担金の総額の見込額を控除した額の90%とされた。	標準課税総額が80%とされた。

年度 項目	昭和 55 年度	56	57	58	59
課税標準総額等	課税限度額が24 万円に引き上げられた。	課税限度額が26 万円に引き上げられた。	課税限度額が27万円に引き上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が35 万円に引き上げられた。

年度 項目	平成4年度	5	6	7	9	12
課税標準総額等	課税限度額が 46 万円に引 き上げられ た。	課税限度額が 50 万円に引 き上げられ た。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 52 万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53 万円に引き 上げられた。	国民健康保険 税の選課税額及 び飛税額の会 課税とされる が で で で で で で の の の の の の の の の の の の の

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。
  - 2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。
  - 3 平成 20 年度欄の前段の改正については、平成 18 年法律第 83 号による改正に係るものである。

38	43	46	49	51	52	53	54
標準課税総額が75%とされた。 低所得者に対して課する 国民健康保険税を減額す ることとされた。	標準課税総額 が 65%とさ れた。	課税限度額が 8 万円に引き 上げられた。	課税限度額が 12 万円に引 き上げられ た。	課税限度額が 15 万円に引 き上げられ た。	課税限度額が 17 万円に引 き上げられ た。	課税限度額が 19 万円に引 き上げられ た。	課税限度額が 22 万円に引 き上げられ た。

60	61	62	63	平成元年度	3
標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が	課税限度額が	課税限度額が	課税限度額が	課税限度額が
	37 万円に引	39 万円に引	40 万円に引	42 万円に引	44 万円に引
	き上げられ	き上げられ	き上げられ	き上げられ	き上げられ
	た。	た。	た。	た。	た。

15	18	19	20	21	22	23
介護納付金課税 額に係る課税限 度額が8万円に 引き上げられた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が9万円に 引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 56万円に引き上 げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、基礎課税額に係る課税限度額が47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が12万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が10万円に 引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎親税 度額き上げられた。 後金課税限度引き上げられた。 後金課税限度引き上げらり、 がある課税限度引き上げられた。 が14万円た。 かででは、 が12ができる。 が12ができる。 が12ができる。 が12ができる。 が12ができる。 が12ができる。 が12ができる。 が12ができる。 が12ができる。 が12ができる。 が12ができる。 が12ができる。 が13ができる。 が14ができる。 が15ができる。 をもる。 をもる をもる をもる をもる をもる をもる をもる をもる をもる をもる

# 10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44
税率等	<ul><li>鉱 産 税</li><li>税率 1%</li><li>水利地益税</li><li>共同施設税</li><li>広 告 税</li><li>税率 10%</li><li>10~50 円</li><li>接客人税</li><li>1 人 月額 100 円</li></ul>	広告税及び接客人税は廃止された。	鉱産税、軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。

年度 項目	昭和 57 年度	60	61	63
税率等	特別土地保有税 (1) 保有期間 10 年を超える土地(市 街化調整区域以外の区域で既に課税 されている土地を除く。) が課税対 象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化 区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間 に取得された 500 ㎡ (特別区及び指 定都市の区の区域にあっては 300 ㎡)以上の一団の土地について、取 得のあった年の翌年以降 2 年以内に 住宅等が建設された土地を除き、そ れ以後の保有について 10 年間特別 土地保有税を課すこととされた。	特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和63年3月31日まで3年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方 メートルにつき 600円	特別土地保有税 三大都市の特定 の特定の都市の市で取り 域内に一定規模以上の一頭税の中でで現代ででは現代ででは現代でではできる。 日本の一頭税のではできる。 日本のではできる。 日本のではできる。 日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、130 では、130 では、

48	50	55
特別土地保有税が創設された。	事業所税が創設された。	事業所税税率
税率	税率	新増設に係る事業所税
保有分 1.4%	新増設に係る事業所税	新増設事業所床面積 1 平方メートルにつき
取得分 3%	新増設事業所床面積 1 平方メートルにつき	6,000 円
	5,000 円	事業に係る事業所税
	事業に係る事業所税	資産割
	資産割	事業所床面積1平方メートルにつき 500円
	事業所床面積1平方メートルにつき 300円	
	従業者割	
	従業者給与総額の 100 分の 0.25	

平成2年度	3
特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成4年3月31日まで2年間に限り延長された。	特別土地保有税 (1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点(基準面積)を特別区及び指定都市の区の区域にあっては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあっては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。 (2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。 (1) 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。 (2) 課税標準は、時価(当該土地の取得のために通常要する費用)又は取得価額のいずれか高い方とする。 (3) 税率1.4%とし、固定資産税額(保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。)を控除する。

# (その他の税目つづき)

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税率等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の 市街化区域内において 取得される一定規模以 上の一団の土地に係る 課税の特例について、 平成5年3月31日まで 1年間に限り延長され た。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の 市街化区域内において 取得される一定規模以 上の一団の土地に係る 課税の特例について、 平成6年3月31日まで 1年間に限り延長され た。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の 市街化区域内において 取得される一定規模以 上の一団の土地に係る 課税の特例の対象とな る土地の取得期限が、 平成5年12月31日と された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、恒久的な 建物、構築物等の用に供する土地その他 の施設用地に係る免除制度の対象から、 青空駐車場、資材置場等の用に供する土 地を時限的に除外する措置については、 当該市の条例によりこれを適用しないこ ととすることができることとされた。

年度項目	平成 13 年度	14
税率等	特別土地保有税 (1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。 (2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2年間の時限措置)。	特別土地保有税 (1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成13年4月1日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。 (2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。

10

#### 特別土地保有税

- (1) 市街化区域内の土地で保有期間が 10 年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。
- (2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点 (基準面積) を 1,000 mに引き下げる特別措置を廃止することとされた。
- (3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の 課税の特例(ミニ保有税)を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を 引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。
- (4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額(取得価額)を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた
- (5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。

#### 特別土地保有税

- (1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。
- (2) 土地の所有者(取得者)以外の者(借地人等)が非課税 又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しよう とする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。
- (3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を 譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給 事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴 収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が 完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を 2 年間 に限り講ずることとされた。
- (4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間 (現行5年以内) について、やむを得ない場合には、1回に 限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。

15	17
特別土地保有税	特別土地保有税
平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。	<ul><li>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で10年間とされた(但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。)。</li><li>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除</li></ul>
事業所税 新増設に係る事業所税を、平成15年3月31日をもって廃止 した。	する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に 見直された。 (3) 1回に制限されていた計画変更が2回可能とされた。

18 平成22年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合

			歳入総額	税収入		地方譲与	税	地方交付税		
都	道府	県	金 額 A	金額B	B/A	金額C	C/A	金額D	D/A	
			(百万円)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	
北	海	道	2, 570, 659	544, 485	21. 2	76, 937	3. 0	698, 614	27. 2	
青	森	県	743, 010	137, 474	18. 5	18, 553	2. 5	220, 267	29. 7	
岩	手	県	731, 181	114, 788	15. 7	19, 439	2. 7	227, 554	31. 1	
宮	城	県	856, 381	237, 822	27. 8	28, 939	3. 4	180, 055	21. 0	
秋	田	県	659, 031	90, 996	13. 8	15, 867	2. 4	195, 814	29. 7	
山	形	県	591, 484	100, 503	17. 0	17, 070	2. 9	183, 407	31.0	
福	島	県	858, 468	195, 867	22. 8	28, 083	3. 3	220, 292	25. 7	
茨	城	県	1, 067, 310	324, 881	30. 4	36, 820	3. 5	179, 513	16. 8	
栃	木	県	797, 408	224, 951	28. 2	26, 139	3. 3	140, 841	17. 7	
群	馬	県	814, 043	211, 583	26. 0	26, 215	3. 2	141, 059	17. 3	
埼	玉	県	1, 659, 517	700, 317	42. 2	74, 934	4. 5	209, 274	12. 6	
千	葉	県	1, 611, 004	637, 723	39. 6	62, 944	3. 9	170, 479	10. 6	
東	京	都	6, 170, 701	4, 190, 132	67. 9	178, 264	2. 9	-	_	
神	奈 川		1, 879, 312	999, 548	53. 2	91, 308	4. 9	92, 517	4. 9	
新	潟	県	1, 103, 793	232, 917	21. 1	32, 721	3. 0	297, 776	27. 0	
富	山	県	575, 387	115, 938	20. 2	15, 701	2. 7	125, 206	21.8	
石	Ш	県	543, 309	123, 316	22. 7	16, 086	3. 0	130, 007	23. 9	
福	井	県	504, 267	95, 641	19. 0	11, 651	2. 3	123, 398	24. 5	
山	梨	県	499, 459	92, 117	18. 4	11, 575	2. 3	128, 304	25. 7	
長	野	県	883, 612	213, 527	24. 2	29, 389	3. 3	228, 758	25. 9	
岐	阜	県	768, 838	209, 899	27. 3	27, 634	3. 6	179, 023	23. 3	
静	岡	県	1, 141, 769	431, 959	37. 8	46, 242	4. 1	168, 277	14. 7	
愛	知	県	2, 166, 393	926, 685	42. 8	91, 712	4. 2	57, 782	2. 7	
≡	重	県	698, 747	205, 248	29. 4	24, 075	3. 5	145, 126	20. 8	
滋	賀	県	519, 174	148, 471	28. 6	17, 442	3. 4	110, 810	21. 3	
京	都	府	893, 582	264, 845	29. 6	31, 012	3. 5	158, 433	17. 7	
大	阪	府	3, 681, 931	985, 968	26. 8	107, 201	2. 9	299, 453	8. 1	
兵	庫	県	2, 235, 045	573, 906	25. 7	64, 077	2. 9	321, 893	14. 4	
奈	良	県	480, 976	119, 144	24. 8	15, 556	3. 2	143, 776	29. 9	
和	歌山		550, 916	85, 309	15. 5	13, 056	2. 4	157, 267	28. 6	
鳥	取	県	371, 512	51, 470	13. 9	8, 771	2. 4	125, 008	33. 7	
島	根	県	566, 854	62, 941	11. 1	11, 330	2. 0	175, 092	30. 9	
岡	山	県	728, 511	192, 772	26. 5	24, 545	3. 4	165, 430	22. 7	
広	島	県	961, 534	300, 081	31. 2	36, 359	3. 8	193, 158	20. 1	
山		県	707, 878	141, 449	20. 0	19, 783	2. 8	172, 126	24. 3	
徳	島	県	494, 704	75, 919	15. 4	10, 768	2. 2	145, 291	29. 4	
香	ЛI	県	440, 456	106, 102	24. 1	13, 205	3. 0	104, 715	23. 8	
愛	媛	県	630, 190	132, 132	21.0	19, 099	3. 0	170, 496	27. 1	
高	知	県	451, 258	61, 389	13. 6	11, 088	2. 5	166, 744	37. 0	
福	岡	県	1, 610, 614	492, 230	30. 6	59, 560	3. 7	283, 685	17. 6	
佐	賀	県	470, 394	79, 061	16. 8	11, 207	2. 4	137, 312	29. 2	
長	<b>崎</b>	県	717, 187	110, 775	15. 5	17, 801	2. 5	219, 669	30. 6	
熊	本	県	835, 842	151, 719	18. 2	23, 246	2. 8	224, 174	26. 8	
大	分	県	592, 458	106, 255	17. 9	16, 449	2. 8	169, 902	28. 7	
宮	- 崎 	県	762, 288	93, 895	12. 3	15, 422	2. 0	193, 589	25. 4	
鹿	児島		820, 406	136, 871	16. 7	22, 852	2. 8	281, 457	34. 3	
沖	縄	県	647, 317	101, 296	15. 7	15, 137	2. 3	203, 641	31. 5	
合	注) 1	計 人口	50, 066, 112 は、平成23年3月31日現在	15, 932, 318	31.8	1,593,264	3. 2	8, 766, 464	17.5	

<sup>(</sup>注) 1 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

<sup>2</sup> この調は決算額による。したがって東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分も含まれている。

国庫支出	金	地方(		その1		全国計に対	する千分比	基準財政需要額				
金 額 E	E/A	金額F	F/A	金 額 G	G/A	歳入	人口	算出額	全国計に対	都	道府	県
(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	総 額	40	(百万円)	する千分比	ال.	<b>-</b>	\ <del>*</del>
366, 880	14. 3	437, 348	17. 0	446, 396	17. 4	51	43	1, 104, 376	58	北	海	道
122, 437	16. 5	116, 830	15. 7	127, 448	17. 2	15	11	307, 172	16	青山	森	県
106, 095	14. 5	118, 310	16. 2	144, 995	19. 8	15	11	312, 076	16	岩	手	県
103, 971	12. 1	128, 048	15. 0	177, 546	20. 7	17	18	353, 184	19	宮	城	県
81, 518	12. 4	103, 437	15. 7	171, 399	26. 0	13	9	260, 878	14	秋	田	県
72, 707	12. 3	94, 770	16. 0	123, 026	20. 8	12	9	258, 347	14	山	形	県
124, 092	14. 5	131, 132	15. 3	159, 001	18. 5	17	16	369, 535	19	福	島	県
133, 269	12. 5	204, 981	19. 2	187, 846	17. 6	21	23	425, 436	22	茨	城	県
99, 221	12. 4	124, 454	15. 6	181, 801	22. 8	16	16	293, 049	15	栃	木	県
99, 880	12. 3	123, 739	15. 2	211, 567	26. 0	16	16	295, 783	16	群	馬	県
189, 237	11. 4	325, 716	19. 6	160, 039	9. 6	33	56	741, 790	39	埼	玉	県
188, 867	11. 7	258, 871	16. 1	292, 122	18. 1	32	49	651, 933	34	千	葉	県
452, 847	7. 3	352, 254	5. 7	997, 205	16. 2	123	100	1, 762, 337	93	東	京	都
204, 727	10. 9	327, 361	17. 4	163, 851	8. 7	38	70	831, 326	44	神	奈 川	県
153, 057	13. 9	184, 352	16. 7	202, 970	18. 4	22	19	467, 485	25	新	潟	県
66, 752	11. 6	126, 393	22. 0	125, 397	21. 8	11	9	210, 913	11	富	山	県
78, 193	14. 4	109, 432	20. 1	86, 274	15. 9	11	9	219, 699	12	石	Ш	県
71, 612	14. 2	89, 455	17. 7	112, 510	22. 3	10	6	187, 196	10	福	井	県
68, 210	13. 7	95, 955	19. 2	103, 298	20. 7	10	7	192, 051	10	山	梨	県
117, 935	13. 4	144, 624	16. 4	149, 379	16. 9	18	17	388, 186	20	長	野	県
104, 792	13. 6	122, 322	15. 9	125, 168	16. 3	15	16	333, 513	18	岐	阜	県
151, 488	13. 3	222, 054	19.5	121, 749	10. 7	23	30	467, 392	25	静	岡	県
225, 777	10. 4	477, 434	22. 0	387, 004	17. 9	43	57	694, 278	36	愛	知	県
91, 413	13. 1	147, 966	21. 2	84, 919	12. 2	14	15	291, 639	15	Ξ	重	県
64, 568	12. 4	93, 084	17. 9	84, 800	16. 3	10	11	213, 590	11	滋	賀	県
101, 920	11. 4	159, 390	17. 8	177, 981	19. 9	18	20	359, 613	19	京	都	府
287, 307	7. 8	405, 081	11.0	1, 596, 921	43. 4	74	68	995, 117	52	大	阪	府
228, 174	10. 2	352, 664	15. 8	694, 331	31. 1	45	44	740, 103	39	兵	庫	県
72, 789	15. 1	85, 708	17. 8	44, 002	9. 2	10	11	230, 456	12	奈	良	県
85, 841	15. 6	93, 942	17. 1	115, 501	21. 0	11	8	220, 659	12	和	歌山	県
63, 987	17. 2	69, 186	18. 6	53, 090	14. 3	7	5	162, 731	9	鳥	取	県
96, 180	17. 0	93, 947	16. 6	127, 365	22. 5	11	6	221, 871	12	島	根	県
88, 372	12. 1	122, 341	16.8	135, 052	18. 5	15	15	304, 030	16	岡	山	県
136, 373	14. 2	179, 234	18. 6	116, 328	12. 1	19	22	410, 911	22	広	島	県
98, 890	14. 0	126, 875	17. 9	148, 755	21. 0	14	11	277, 702	15	山		県
71, 347	14. 4	75, 571	15. 3	115, 808	23. 4	10	6	197, 821	10	徳	島	県
51, 755	11. 8	76, 131	17. 3	88, 548	20. 1	9	8	181, 326	10	香	Л	県
87, 258	13. 9	101, 339	16. 1	119, 865	19. 0	13	11	267, 864	14	愛	媛	県
74, 938	16. 6	81, 751	18. 1	55, 347	12. 3	9	6	212, 311	11	高	知	県
231, 047	14. 4	279, 458	17. 4	264, 634	16. 4	32	40	642, 466	34	福	岡	県
73, 699	15. 7	80, 607	17. 1	88, 508	18. 8	9	7	192, 138	10	佐	賀	県
128, 033	17. 9	112, 081	15. 6	128, 829	18. 0	14	11	304, 071	16	長	崎	県
185, 256	22. 2	130, 384	15. 6	121, 064	14. 5	17	14	334, 507	18	熊	本	県
94, 226	15. 9	97, 182	16. 4	108, 445	18. 3	12	9	248, 311	13	大	分	県
122, 302	16. 0	212, 667	27. 9	124, 413	16. 3	15	9	253, 388	13	宮	崎	県
156, 952	19. 1	137, 272	16. 7	85, 001	10. 3	16	14	381, 092	20	色鹿	児島	
												県
177, 016	27. 4	76, 733	11. 9	73, 493	11. 4	1 000	1 000	275, 785	1 000	沖	縄	県
6, 253, 207	12. 5	7, 809, 867	15. 6	9,710,992	19. 4	1, 000	1, 000	19, 047, 436	1, 000	ï		計

<sup>3</sup> 税収入は、都道府県間における地方消費税清算後の額である。 4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

19 平成22年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況

			道府県税	市町村税	地 方 税
	都道府	守 県	(百万円)	(百万円)	(百万円)
北	海		544, 485	684, 881	1, 229, 366
青	森	県	137, 474	146, 948	284, 423
岩	手	県	114, 788	141, 786	256, 574
宮	城	県	237, 822	313, 841	551, 663
秋	田	県	90, 996	112, 479	203, 476
山	形	県	100, 503	130, 730	231, 233
福	島	県	195, 867	256, 098	451, 965
茨	城	県	324, 881	425, 344	750, 226
栃	木	県	224, 951	304, 760	529, 711
群	馬	県	211, 583	289, 191	500, 774
埼	玉	県	700, 317	1, 060, 369	1, 760, 686
千	葉	県	637, 723	948, 868	1, 586, 591
東	京	都		3, 509, 567	5, 793, 618
神	奈	川県	999, 548	1, 616, 235	2, 615, 783
新	澙	県	232, 917	317, 111	550, 027
富	山	県	115, 938	160, 007	275, 945
石	JII	県	123, 316	173, 070	296, 387
福	井	県	95, 641	125, 444	221, 085
山	梨	県	92, 117	119, 940	212, 057
長	野	県	213, 527	291, 157	504, 685
岐	阜	県	209, 899	290, 083	499, 981
静	畄	県	431, 959	622, 820	1, 054, 779
愛	知	県	926, 685	1, 337, 512	2, 264, 196
Ξ	重	県	205, 248	275, 686	480, 934
滋	賀	県	148, 471	211, 235	359, 707
京	都	府	264, 845	396, 097	660, 942
大	阪	府	985, 968	1, 518, 768	2, 504, 736
兵	庫	県	573, 906	884, 436	1, 458, 342
奈	良	県	119, 144	170, 726	289, 870
和	歌	山 県	85, 309	127, 720	213, 030
鳥	取	県	51, 470	67, 031	118, 500
島	根	県	62, 941	82, 657	145, 597
岡	山	県	192, 772	276, 147	468, 919
広	島	県	300, 081	442, 059	742, 140
山		県	141, 449	200, 282	341, 731
徳	島	県	75, 919	104, 064	179, 983
香	JII	県	106, 102	134, 576	240, 679
愛	媛	県	132, 132	180, 619	312, 751
高	知	県	61, 389	84, 160	145, 549
福	岡	県	492, 230	706, 121	1, 198, 351
佐	賀	県	79, 061	97, 720	176, 781
長	崎	県	110, 775	155, 386	266, 161
熊	本	県	151, 719	197, 010	348, 729
大	分	県	106, 255	151, 949	258, 204
宮	崎	県	93, 895	121, 408	215, 303
鹿	児	島県	136, 871	185, 767	322, 639
沖	縄	県	101, 296	140, 227	241, 523
合		計	14, 026, 237	20, 290, 093	34, 316, 330

<sup>(</sup>注) 1 人口1人当たり指数は全国平均を100とした数値で、人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。 ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが地場できていないため、平成29年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

が把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。 また、都道府県間における地方消費税清算後の額を掲げてある。

	人	_			说 額				
道府			市町		地方			都 道 府	県
税額(円)	指数	•	税額(円)	<u>指数</u> 77.9	税額(円)	指数	الـ	<b>-</b>	\ <del>-\</del>
99, 017			124, 548 105, 272	65. 9	223, 565 203, 758	82. 7 75. 4		海	道 県
98, 485								森	県
85, 757			105, 928	66. 3	191, 685	70. 9		手	県
102, 286			134, 981	84. 4	237, 266 185, 384	87. 8		城	
82, 906			102, 479	64. 1	-	68. 6		田	県
85, 992			111, 855	70.0	197, 846	73. 2		形	県
96, 117			125, 674	78. 6	221, 792	82. 0		島	県
109, 271			143, 061	89. 5	252, 332	93. 3		城	県
112, 707			152, 693	95. 5	265, 399	98. 2		木	県
105, 868			144, 700	90. 5	250, 567	92. 7		馬	県
98, 071			148, 492	92. 9	246, 563	91. 2		玉	県
103, 494			153, 989	96. 3	257, 483			葉	県
180, 380			277, 163	173. 4	457, 543	169. 2		京	都
112, 226			181, 465	113. 5	293, 691	108. 6			川県
97, 911			133, 304	83. 4	231, 215	85. 5		澙	県
106, 084			146, 408	91.6	252, 492	93. 4		山	県
106, 288			149, 172	93. 3	255, 460	94. 5	石	Ш	県
118, 598	107.	. 3	155, 556	97. 3	274, 153	101.4		井	県
107, 043	96.	. 9	139, 375	87. 2	246, 418	91. 1	山	梨	県
99, 140	89.	. 7	135, 183	84. 6	234, 323	86. 7	長	野	県
101, 074	91.	. 5	139, 686	87. 4	240, 761	89. 1	岐	阜	県
114, 858	103.	. 9	165, 608	103. 6	280, 467	103. 7	静	岡	県
127, 825	115.	. 7	184, 494	115. 4	312, 319	115. 5	愛	知	県
111, 288	100.	. 7	149, 481	93. 5	260, 769	96. 5	Ξ	重	県
106, 743	96.	. 6	151, 867	95.0	258, 609	95. 7	滋	賀	県
103, 974	94.	. 1	155, 501	97. 3	259, 475	96. 0	京	都	府
113, 570			174, 941	109. 4	288, 510	106. 7		阪	府
102, 848			158, 497	99. 2	261, 345	96. 7		庫	県
84, 698			121, 366	75. 9	206, 064	76. 2		良	県
83, 179			124, 531	77. 9	207, 710	76. 8		歌	山 県
86, 910			113, 187	70.8	200, 097	74. 0		取	県
87, 635			115, 086	72. 0	202, 720	75. 0		根	·····································
99, 672			142, 781	89. 3	242, 454	89. 7		山	·····································
105, 191			154, 960	96. 9	260, 151	96. 2		島	·····································
97, 189			137, 613	86. 1	234, 802	86. 9			- 県
95, 949			131, 520	82. 3	227, 469	84. 1		島	県
105, 073			133, 271	83. 4	238, 344	88. 2		<u></u> Л	
91, 109			124, 542	77. 9	215, 652	79. 8		媛	。 県
80, 097			109, 809	68. 7	189, 906	70. 2		知	
97, 597			140, 006	87. 6	237, 603	87. 9		岡	
92, 365			114, 163	71. 4	206, 527				
76, 881			107, 843	71. <del>4</del> 67. 5	184, 724	76. 4 68. 3		賀崎	県 県
82, 976				67. 5 67. 4		70. 5			
			107, 746		190, 722			本	県
88, 406			126, 424	79. 1	214, 830	79. 5		分	県
81, 799			105, 768	66. 2	187, 568	69. 4		崎	県 e
79, 856			108, 383	67. 8 62. 1	188, 239	69. 6		児	島県
71, 659		_	99, 200	62. 1	170, 859	63. 2		縄	
110, 499	100.	. υ	159, 846	100. 0	270, 346	100. 0	台		計

<sup>3</sup> 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方 消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡 所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽 油引取税交付金は控除していない。

<sup>4</sup> 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

20 平成22年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況 (その1)

都道府県		道府県民税									
		個 人		法 人			計				
			税額	人口1人		税額	人口1人		税額	人口1人	
		124	(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数
北	海	道	155, 938	28, 358	76 50	20, 535	3, 734	62. 5	176, 474		
青	森	県	30, 842	22, 095	59	4, 217	3, 021	50. 6	35, 059	25, 116	
岩 ·	手	県	31, 212	23, 318	63	4, 570	3, 414	57. 2		26, 732	
宮	城	県	68, 577	29, 495	79	11, 731	5, 045	84. 5		34, 540	
秋	田	県	24, 228	22, 074	59	3, 541	3, 226	54. 0	27, 770	25, 301	
山	形	県	28, 523	24, 404	66	3, 905	3, 341	56. 0	32, 428	27, 746	
福	島	県	51, 985	25, 510	69	7, 353	3, 608	60. 4		29, 118	
茨	城	県	98, 961	33, 285	90	15, 089	5, 075	85. 0	114, 050	38, 360	
栃	木	県	65, 173	32, 653	88	10, 363	5, 192	87. 0	75, 536	37, 845	
群	馬	県	61, 939	30, 992	83	9, 992	4, 999	83. 7	71, 930	35, 991	
埼	玉	県	282, 867	39, 612	107	28, 625	4, 009	67. 1	311, 492	43, 621	
千	葉	県	259, 489	42, 112	113	23, 959	3, 888	65. 1	283, 448	46, 000	
東	京	都	795, 856	62, 852	169	201, 543	15, 917	266. 6	997, 398	78, 768	
神	奈 川	県	439, 275	49, 320	133	40, 750	4, 575	76. 6	480, 024	53, 895	
新	潟	県	66, 096	27, 785	75	10, 220	4, 296	72. 0	76, 317	32, 081	
富	山	県	35, 761	32, 722	88	5, 411	4, 951	82. 9	41, 172	37, 673	
石	Ш	県	37, 779	32, 562	88	6, 111	5, 267	88. 2	43, 890	37, 829	
福	井	県	25, 427	31, 530	85	4, 669	5, 790	97. 0	30, 096	37, 320	
山	梨	県	26, 046	30, 266	81	5, 370	6, 240	104. 5		36, 506	
長	野	県	63, 974	29, 703	80	9, 444	4, 385	73. 4		34, 088	
岐	阜	県	66, 855	32, 193	87	9, 159	4, 411	73. 9	76, 014	36, 604	
静	岡	県	138, 213	36, 751	99	18, 955	5, 040	84. 4		41, 791	
愛	知	県	315, 063	43, 459	117	47, 812	6, 595	110. 5	362, 875	50, 054	
Ξ	重	県	62, 995	34, 157	92	9, 200	4, 988	83. 5	72, 195	39, 145	
滋	賀	県	48, 499	34, 868	94	8, 710	6, 262	104. 9	57, 209	41, 130	
京	都	府	92, 732	36, 405	98	14, 127	5, 546	92. 9	106, 859	41, 951	
大	阪	府	316, 807	36, 492	98	69, 487	8, 004	134. 1	386, 293	44, 496	
兵	庫	県	212, 647	38, 108	103	25, 742	4, 613	77. 3		42, 721	99
奈	良	県	50, 794	36, 109	97	3, 915	2, 783	46. 6	54, 709	38, 892	
和	歌山	県	28, 629	27, 914	75	3, 895	3, 798				
鳥	取	県	14, 939	25, 226	68	2, 192	3, 701	62. 0			
島	根	県	18, 686	26, 018	70	2, 683	3, 736	62. 6		29, 754	
岡	山	県	59, 604	30, 818	83	9, 808	5, 071	84. 9			
広山	島	県	99, 720	34, 956	94	16, 747	5, 870	98. 3		40, 827	
山	白色	県	44, 568	30, 622	82 76	6, 546 4, 640	4, 498 5, 964	75. 3			
徳	島	県	22, 484	28, 416	76 85		5, 864 6, 574	98. 2		34, 280 39, 074	
香愛	恒	県県	31, 809 39, 092	31, 500 26, 955	73	6, 638 7, 553	6, 574 5, 208	110. 1 87. 2		38, 074 32, 163	
	媛	県		25, 536	69						
高福	知	県	19, 571		84	2, 337 25, 015	3, 050	51. 1 83. 1	21, 909 182, 138	28, 585	
	岡		157, 123	31, 154			4, 960			36, 113	
佐 長	賀崎	県	21, 325 35, 805	24, 914 24, 850	67 67	3, 656 4, 997	4, 271 3, 469	71. 5	24, 981 40, 802	29, 185 28, 318	
		県県	35, 805 44, 616	24, 850 24, 401	66	4, 997 6, 616	3, 468 3, 618	58. 1 60. 6		28, 318 28, 019	
能士	本			24, 401 25, 879	70	5, 021	3, 618 4, 178	70. 0		28, 019 30, 056	
大	分 崎	県	31, 104		62			70. 0 53. 9			
宮		県	26, 447 30, 665	23, 040	62	3, 694 6, 149	3, 218		30, 141 45, 912	26, 258 26, 720	
鹿油	児島	県	39, 665	23, 142	55	6, 148 5, 196	3, 587	60. 1	45, 813		
沖	縄	県計	29, 123	20, 602		5, 186	3, 668 5, 071	61. 4		24, 271	1
合		計	4, 718, 863	37, 175	100	757, 876	5, 971	100. 0		43, 146	100

<sup>1</sup> 人口1人当たり指数は全国平均を100とした数値で、人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。 3 個人道府県民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

			事	業	税						
	個 人			法人			計		者	阝道 府	県
税 額	人口1人		税 額	人口1人		税 額	人口1人				
(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数			
3, 818			62, 658	11, 395	64. 2	66, 476	12, 089	63. 0		海	道
802	574		14, 251	10, 209	57. 5	15, 052	10, 783	56. 2		森	県
838	626		12, 480		52. 5	13, 317	9, 949	51.8		手	県
2, 316	996		36, 112	15, 532	87. 5	38, 428	16, 528	86. 1		城	県
671	611		10, 339	9, 419	53. 1	11, 010	10, 031	52. 2		田	県
823	704		11, 428	9, 778	55. 1	12, 251	10, 482	54. 6		形	県
1, 326	651	44. 9	28, 251	13, 863	78. 1	29, 577	14, 514	75. 6	福	島	県
2, 535	853	58. 8	45, 878	15, 431	86. 9	48, 413	16, 283	84. 8	茨	城	県
1, 669	836	57. 7	32, 453	16, 260	91. 6	34, 122	17, 096	89. 0	栃	木	県
1, 562	781	53. 9	30, 711	15, 367	86. 6	32, 273	16, 148	84. 1	群	馬	県
11, 347	1, 589	109. 6	81, 881	11, 466	64. 6	93, 228	13, 055	68. 0	埼	玉	県
7, 296	1, 184	81.7	75, 618	12, 272	69. 1	82, 914	13, 456	70. 1	千	葉	県
51, 625	4, 077	281. 2	559, 007	44, 147	248. 7	610, 632	48, 224	251. 2	東	京	都
18, 328	2, 058	142. 0	140, 175	15, 738	88. 7	158, 504	17, 796	92. 7	神	奈 川	県
1, 870	786	54. 2	33, 300	13, 998	78. 9	35, 170	14, 784	77. 0	新	澙	県
891	815	56.3	16, 027	14, 665	82. 6	16, 918	15, 480	80. 6	富	山	県
1, 143	985	68. 0	17, 266	14, 882	83. 8	18, 409	15, 867	82. 6	石	Ш	県
710	880	60. 7	15, 442	19, 149	107. 9	16, 151	20, 028	104. 3	福	井	県
810	941	64. 9	15, 212	17, 676	99. 6	16, 022	18, 618	97. 0	山	梨	県
1, 421	660		27, 288		71. 4	28, 709	13, 330			野	県
2, 066			27, 849	13, 410	75. 6	29, 915	14, 405	75. 0		阜	県
5, 325	1, 416		70, 312		105. 3	75, 637	20, 112	104. 8		岡	県
12, 067	1, 665		159, 557		124. 0	171, 624	23, 673	123. 3		知	県
1, 843	999	68. 9	31, 122	16, 875	95. 1	32, 965	17, 874	93. 1		重	県
1, 241	892		25, 719		104. 2	26, 960	19, 383	101.0		賀	県
3, 491	1, 370		43, 301	16, 999	95. 8	46, 792	18, 370			都	府
14, 844	1, 710		193, 396		125. 5	208, 241	23, 986	124. 9		阪	府
6, 432	1, 153		82, 264		83. 1	88, 696	15, 895	82. 8		庫	県
1, 202	854		10, 963		43. 9	12, 165	8, 648			良	県
926	903		10, 831		59. 5	11, 757	11, 464	59. 7		歌山	
364	614		6, 426		61. 1	6, 790	11, 466	59. 7		取	県
572			8, 687		68. 1	9, 259	12, 892	67. 1		根	県
1, 412			27, 613		80. 4	29, 025	15, 007	78. 2		山	県
3, 291	1, 154		47, 949	16, 808	94. 7	51, 240	17, 962	93. 6		島	県
1, 297	891	1	20, 310		78. 6	21, 607	14, 846	77.3		口	県
473					88. 0	-	16, 224				
			12, 365			12, 837		84. 5		島	県
701	694		16, 769	16, 606	93. 6	17, 469	17, 300	90. 1		₩ <u>.</u>	県
1, 112			20, 543		79. 8	21, 656	14, 932	77.8		媛	県
624			6, 455		47. 4 76. 0	7, 079	9, 236	48. 1		知	県
5, 658		1	68, 856		76. 9	74, 513	14, 774	77. 0		岡	県
723	844		10, 665		70. 2	11, 387	13, 304	69. 3		賀	県
1, 122	779	53. 7	13, 248		51.8	14, 370	9, 973	51.9		崎	県
1, 368			17, 168		52. 9	18, 536	10, 138	52. 8		本	県
884			13, 887		65. 1	14, 771	12, 290			分	県
902	786		11, 171	9, 732	54. 8	12, 073	10, 518	54. 8		- 崎	県
1, 088	635		16, 105		52. 9	17, 193	10, 031	52. 2		児島	
1, 183			13, 740		54. 8	14, 924	10, 557	55. 0	-	縄	県
184, 014	1, 450	100. 0	2, 253, 043	17, 750	100. 0	2, 437, 057	19, 199	100.0	合		計

平成22年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況(その2)

	都道府県	1	地;	方 消 費 税		不 動	」産 取 得 税	
	A. ~	`	税 額	人口1人当	<b>áたり</b>	税額	人口1人当	当たり
			(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指数
北	海	道	115, 961	21, 088	101. 3	16, 964	3, 085	103. 4
青	森	県	27, 187	19, 477	93. 6	6, 737	4, 826	161.7
岩	手	県	25, 454	19, 017	91. 4	2, 452	1, 832	61.4
宮	城	県	48, 262	20, 757	99. 7	6, 453	2, 775	93. 0
秋	田	県	21, 189	19, 305	92. 8	2, 043	1, 861	62. 4
山	形	県	22, 261	19, 047	91. 5	2, 154	1, 843	61.7
福	島	県	39, 015	19, 146	92. 0	3, 745	1, 838	61.6
茨	城	県	56, 877	19, 130	91. 9	6, 891	2, 318	77.7
栃	木	県	40, 656	20, 370	97. 9	5, 211	2, 611	87. 5
群	馬	県	39, 660	19, 844	95. 3	4, 791	2, 397	80. 3
埼	玉	県	119, 730	16, 767	80. 6	16, 601	2, 325	77. 9
千	葉	県	113, 085	18, 352	88. 2	16, 569	2, 689	90. 1
東	京	都	392, 684	31, 012	149. 0	74, 884	5, 914	198. 1
神	奈 川	県	167, 244	18, 778	90. 2	25, 429	2, 855	95. 6
新	澙	県	47, 928	20, 147	96. 8	5, 020	2, 110	70. 7
富	山	県	21, 919	20, 056	96. 4	2, 246	2, 055	68. 9
石	Ш	県	23, 986	20, 674	99. 3	2, 242	1, 933	64. 8
福	井	県	16, 199	20, 087	96. 5	1, 898	2, 354	78. 9
山	梨	県	17, 458	20, 286	97. 5	1, 991	2, 314	77. 5
長	野	県	44, 990	20, 888	100. 4	4, 678	2, 172	72. 8
岐	阜	県	40, 089	19, 305	92. 8	4, 043	1, 947	65. 2
静	岡	県	79, 479	21, 133	101.5	10, 171	2, 705	90. 6
愛	知	県	163, 040	22, 489	108. 1	21, 081	2, 908	97. 4
Ξ	重	県	36, 263	19, 662	94. 5	4, 097	2, 221	74. 4
滋	賀	県	23, 692	17, 033	81.8	3, 819	2, 746	92. 0
京	都	府	54, 046	21, 217	101. 9	7, 659	3, 007	100. 7
大	阪	府	195, 401	22, 507	108. 1	37, 012	4, 263	142. 8
兵	庫	県	105, 733	18, 948	91.0	17, 428	3, 123	104. 6
奈	良	県	22, 252	15, 819	76. 0	2, 400	1, 706	57. 2
和	歌山	県	17, 547	17, 108	82. 2	2, 104	2, 051	68. 7
鳥	取	県	11, 635	19, 646	94. 4	1, 143	1, 929	64. 6
島	根	県	13, 314	18, 537	89. 1	985	1, 371	45. 9
岡	山	県	37, 416	19, 346	92. 9	4, 150	2, 146	71. 9
広	島	県	57, 415	20, 127	96. 7	6, 890	2, 415	80. 9
山		県	27, 578	18, 949	91.0	2, 324	1, 597	53. 5
徳	島	県	14, 440	18, 250	87. 7	1, 727	2, 183	73. 1
香	Ш	県	20, 867	20, 664	99. 3	2, 582	2, 557	85. 6
愛	媛	県	26, 120	18, 010	86. 5	3, 120	2, 152	72. 1
高	知	県	14, 610	19, 063	91.6	1, 396	1, 821	61.0
福	岡	県	102, 776	20, 378	97. 9	14, 988	2, 972	99. 6
佐	賀	県	15, 910	18, 587	89. 3	1, 726	2, 016	67. 5
長	崎	県	26, 674	18, 513	88. 9	3, 071	2, 131	71. 4
熊	本	県	35, 194	19, 248	92. 5	3, 710	2, 029	68. 0
大	分	県	24, 140	20, 085	96. 5	2, 481	2, 064	69. 1
宮	崎	県	21, 556	18, 779	90. 2	2, 150	1, 873	62. 8
鹿	児 島	県	30, 915	18, 037	86. 7	3, 497	2, 040	68. 3
沖	縄	県	22, 060	15, 605	75. 0	4, 140	2, 929	98. 1
合		計	2, 641, 903	20, 813	100.0	378, 892	2, 985	100.0

道府	県たばこ	税	ゴルフ	'場利用	税	自 重	力 車 移	Ź		都道府県	1
税 額	人口 1 人	、当たり	税 額	人口1人	.当たり	税額	人口1人	.当たり		H- ~ // //	
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数			
13, 27	2, 414	119.6	2, 009	365	84. 9	80, 858	14, 704	115. 5	北	海	道
3, 07	2, 200	109.0	164	118	27. 4	17, 534	12, 561	98. 7	青	森	県
2, 47	77 1, 851	91.7	325	243	56. 4	18, 250	13, 634	107. 1	岩	手	県
4, 88	2, 099	104. 0	750	323	75. 0	32, 625	14, 032	110. 3	宮	城	県
2, 05	1, 873	92.8	204	186	43. 2	14, 804	13, 488	106. 0	秋	田	県
2, 06	1, 764	87. 4	151	129	30.0	16, 733	14, 317	112. 5	山	形	県
3, 83	1, 883	93. 3	803	394	91.5	30, 634	15, 033	118. 1	福	島	県
6, 24	2, 099	104. 0	3, 365	1, 132	262. 9	52, 554	17, 676	138. 9	茨	城	県
4, 19	2, 100	104. 1	2, 989	1, 498	347. 9	36, 614	18, 345	144. 1	栃	木	県
4, 02	2, 012	99. 7	1, 685	843	195. 9	35, 853	17, 940	141. 0	群	馬	県
13, 47	75 1, 887	93.5	2, 453	344	79.8	89, 813	12, 577	98. 8	埼	玉	県
11, 77	79 1, 912	94. 7	4, 991	810	188. 1	77, 594	12, 592	98. 9	千	葉	県
30, 24			673	53	12. 3	113, 101	8, 932	70. 2		京	都
16, 39			1, 784	200	46. 5	98, 494	11, 059	86. 9		奈 川	県
4, 54			632	266	61.8	33, 412	14, 045	110. 4		潟	県
2, 03			381	348	80. 9	17, 672	16, 170	127. 1		山	県
2, 34			584	504	117. 0	18, 034	15, 544	122. 1		JII	県
1, 56	·		301	373	86. 7	12, 539	15, 549	122. 2		井	県
1, 75			941	1, 094	254. 1	13, 633	15, 842	124. 5		梨	県
3, 74			1, 071	497	115. 5	33, 559	15, 581	122. 4		野	県
3, 62			2, 026	976	226. 7	33, 911	16, 330	128. 3		阜	県
7, 38			2, 994	796	184. 9	57, 357	15, 251	119. 8		· 岡	県
14, 56			1, 786	246	57. 2	117, 736	16, 240	127. 6		知	県
3, 48			2, 258	1, 224	284. 4	28, 672	15, 546	122. 2		重	県
2, 70			1, 319	948	220. 3	18, 788	13, 507	106. 1		賀	県
4, 91			985	387	89. 8	26, 920	10, 568	83. 0		都	府
20, 93			1, 638	189	43. 8	82, 512	9, 504	74. 7		阪	府
9, 94			4, 830	866	201. 1	63, 724	11, 420	89. 7		庫	県
2, 17			981	697	161.9	16, 629	11, 821	92. 9		良	県
1, 99	·		476		107. 9	11, 915				歌山	県
1, 10			143		56. 1	7, 297	12, 321	96. 8		取	県
1, 19			165		53. 5	8, 489	11, 820	92. 9		根	県
3, 61			983		118. 0	26, 738		108. 6		山	県
5, 21			893		72. 7	34, 615	12, 134			島	県
2, 65			634		101. 2	18, 804	12, 134	101. 5		□	県
1, 49			326	413	95. 8	10, 304		101. 5		島	県
1, 43			441	437	101.5	13, 583	13, 451	105. 7		 Л	県
2, 64			513		82. 2	16, 567	11, 424			媛	県
1, 50			276		83. 7	8, 312	10, 845	85. 2		知	県
10, 61			1, 080		49.8	60, 947	12, 084			岡	県
1, 73			334		90. 7	10, 520	12, 004			賀	県
2, 68			334	230	53. 3	10, 520	9, 350	96. 6 73. 5		崎	県
3, 46			673		85. 5	22, 439	9, 330 12, 272	96. 4			
2, 35			453		87. 6	14, 829	12, 272			本 分	県
										分 崎	県
2, 21			560 467		113.3	13, 710	11, 944				県
3, 15			467	273	63. 3	18, 837	10, 990	86. 4		児島	県
2, 83			822 E4 640	582	135. 1	13, 109	9, 274	72. 9		縄	県
256, 12	2, 018	100.0	54, 648	431	100.0	1, 615, 469	12, 727	100. 0	台		計

平成22年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況(その3)

	都道府県	Į.	鉱	区税		道府県	固定資産	雀 税	自動	車取得稅	ż
		•	税 額	人口1人	当たり	税 額	人口1人	、当たり	税 額	人口1人	当たり
			(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数
北	海	道	36	7	211. 9	2, 063	375	916. 8	9, 338	1, 698	112. 5
青	森	県	3	3	80. 9	579	415	1, 013. 2	2, 198	1, 575	104. 3
岩	手	県	19	14	449. 0	-	-	-	2, 005	1, 498	99. 2
宮	城	県	3	1	48. 0	-	-	_	3, 251	1, 398	92. 6
秋	田	県	15	13	431.8	-	-	_	1, 729	1, 575	104. 4
山	形	県	5	5	150. 4	-	-	-	1, 792	1, 533	101. 6
福	島	県	13	6	201. 5	-	-	-	2, 946	1, 446	95. 8
茨	城	県	5	2	57. 6	0	0	0. 2	4, 648	1, 563	103. 6
栃	木	県	9	5	153. 4	-	-	-	3, 700	1, 854	122. 8
群	馬	県	3	2	51. 9	-	-	-	3, 824	1, 913	126. 8
埼	玉	県	7	1	29. 9	-	-	_	10, 051	1, 408	93. 3
千	葉	県	43	7	223. 6	190	31	75. 3	8, 365	1, 358	89. 9
東	京	都	3	0	6. 6	-	-	-	19, 436	1, 535	101. 7
神	奈 川	県	0	0	0. 0	106	12	29. 0	12, 640	1, 419	94. 0
新	潟	県	51	22	697. 4	83	35	85. 0	3, 939	1, 656	109. 7
富	山	県	2	2	55. 5	-	-	-	1, 787	1, 635	108. 3
石	JII	県	1	1	24. 7	-	-	-	1, 864	1, 607	106. 5
福	井	県	3	4	114. 8	-	-	-	1, 385	1, 717	113. 8
山	梨	県	0	0	14. 2	303	352	860. 0	1, 441	1, 674	110. 9
長	野	県	6	3	88. 0	414	192	469. 8	4, 063	1, 886	125. 0
岐	阜	県	26	12	399. 0	-	-	-	3, 922	1, 888	125. 1
静	畄	県	5	1	40. 4	-	-	-	6, 666	1, 773	117. 4
愛	知	県	4	1	17. 8	1, 457	201	491. 2	15, 493	2, 137	141. 6
Ξ	重	県	5	3	85. 7	-	-	-	3, 600	1, 952	129. 3
滋	賀	県	9	6	198. 0	-	-	-	2, 224	1, 599	106. 0
京	都	府	1	0	14. 8	-	-	-	3, 529	1, 385	91. 8
大	阪	府	0	0	0. 6	-	_	-	11, 178	1, 288	85. 3
兵	庫	県	5	1	27. 4	-	_	-	7, 829	1, 403	93. 0
奈	良	県	1	1	19. 5	-	_	-	1, 841	1, 309	86. 7
和	歌 山	県	0	0	7. 9	-	_	-	1, 428	1, 392	92. 2
鳥	取	県	1	1	41.0	-	_	-	826	1, 395	92. 4
島	根	県	1	2	59. 7	_	_	-	1, 061	1, 477	97. 9
岡.	山	県	13	7	211. 2	-	_	-	2, 840	1, 469	97. 3
広	島	県	5	2	58. 3	-	_	-	4, 242	1, 487	98. 5
山		県	9	7	210. 1	-	_	-	2, 279	1, 566	103. 8
徳	島	県	2	2	62. 9	-	_	-	1, 053	1, 331	88. 2
香	Ш	県	0	0	0.4	_	_	-	1, 431	1, 418	93. 9
愛	媛	県	5	4	114. 4	_	_	-	1, 672	1, 153	76. 4
高	知	県	8	10	323. 0	-	_	-	943	1, 230	81. 5
福	岡	県	7	1	42. 6	_	_	-	6, 728	1, 334	88. 4
佐	賀	県	1	1	31. 4	_	_	-	1, 055	1, 232	81.6
長	崎	県	4	3	88. 7	_	_	-	1, 452	1, 008	66.8
熊	本	県	10	6	179. 9	_	_	-	2, 117	1, 158	76. 7
大	分	県	13	11	339. 6	_	_	-	1, 501	1, 249	82. 7
宮	崎	県	8	7	229. 6	_	_	-	1, 382	1, 204	79. 7
鹿	児島	県	10	6	196. 8	_	_	-	1, 848	1, 078	71. 4
沖	縄	県	14	10	318. 5	- I 100	-	-	1, 040	736	48. 7
合		計	393	3	100. 0	5, 193	41	100. 0	191, 582	1, 509	100. 0

軽;	油引取税		狩	猟 税		その	他の道府県	税		都道府则	 B_
税 額	人口1人	当たり	税 額	人口1人	、当たり	税 額	人口1人	、当たり			15
(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数			
59, 378	10, 798	149.3	124	22	152. 5	1, 530	278	73. 0	北	海	道
14, 598	10, 458	144. 6	22	15	105. 1	15, 270	10, 939	2, 868. 5	青	森	県
14, 595	10, 904	150.8	43	32	217. 1	69	51	13. 5	岩	手	県
21, 871	9, 406	130. 1	31	13	90. 9	959	413	108. 2		城	県
9, 934	9, 050	125. 1	33	30		211	192	50. 4		田	県
10, 478	8, 965	124. 0	30	25	172. 7	159	136	35. 8	l	形	県
20, 666	10, 142	140. 2	67	33	222. 4	5, 226	2, 565	672. 5		島	県
30, 609	10, 295	142. 4	72	24	164. 5	1, 157	389	102. 0		城	県
21, 869	10, 957	151.5	54	27	184. 0	0	0	0. 0		木	県
17, 484	8, 748	121.0	58	29	196. 8	0	0	0. 0		馬	県
43, 433	6, 082	84. 1	34	5	32. 3	0	0	0. 0		玉	県
38, 688	6, 279	86.8	58	9	63. 6	0	0	0. 0		葉	県
	3, 471	48. 0		_	3. 2	1, 037	-			京	
43, 951 38, 885	4, 366	48. 0 60. 4	6	0			82	21.5			都
	-		28	3 10	21.7	18	2 507	0. 5		奈 川	県
24, 358	10, 240	141.6	44	18	124. 2 86. 3	1, 421	597	156. 6		潟	県
11, 789	10, 787	149. 2	14	13		1 000	-		富一	山 	県
10, 950	9, 438	130. 5	13	11	74. 0	1, 002	864	226. 5		Ш	県
8, 038	9, 968	137. 8	21	26	177. 6	7, 449		2, 422. 1		井	県
7, 111	8, 263	114. 3	51	59	400. 3	0	0	0.0		梨	県
18, 794	8, 726	120. 7	81	37	253. 7	0	0	0.0		野	県
16, 263	7, 831	108. 3	45	22	146. 4	22	11	2. 8		阜	県
34, 086	9, 063	125. 3	72	19	129. 9	944	251	65. 8		畄	県
56, 242	7, 758	107. 3	29	4	27. 2	753	104	27. 2		知	県
21, 483	11, 648	161. 1	44	24	160. 9	183	99	26. 0		重	県
11, 679	8, 397	116. 1	23	16		46	33	8. 6		賀	県
13, 048	5, 122	70. 8	33	13	89. 0	62	24	6. 4		都	府
42, 743	4, 923	68. 1	11	1	8. 4	1	0	_	大	阪	府
37, 261	6, 677	92. 3	61	11	73. 6	1	0	-	兵	庫	県
5, 836	4, 149	57. 4	20	14	96. 7	134	96	25. 1	奈	良	県
5, 524	5, 386	74. 5	41	40	268. 3	0	0	0. 0	和	歌 山	県
5, 382	9, 087	125. 7	15	25	172. 5	6	10	2. 6	鳥	取	県
5, 857	8, 155	112. 8	29	41	277. 3	1, 214	1, 691	443. 3	島	根	県
18, 084	9, 350	129. 3	48	25	168. 5	451	233	61. 2	岡	山	県
22, 481	7, 880	109. 0	41	14	96. 9	581	204	53. 4	広	島	県
14, 195	9, 753	134. 9	35	24	163. 1	219	150	39. 4	山		県
6, 165	7, 792	107. 7	27	34	228. 6	0	0	0. 0	徳	島	県
9, 315	9, 225	127. 6	16	16	107. 5	0	0	-	香	Л	県
10, 451	7, 207	99. 7	45	31	210. 9	2, 693	1, 857	486. 9	愛	媛	県
5, 299	6, 914	95. 6	55	72	491. 1	0	0	_	高	知	県
38, 169	7, 568	104. 6	39	8	53. 1	225	45	11. 7	福	岡	県
9, 565	11, 175	154. 5	19	22	147. 3	1, 831	2, 139	560. 8	佐	賀	県
7, 792	5, 408	74. 8	20	14	95. 7	104	72	18. 9	l	崎	県
14, 135	7, 731	106. 9	51	28	189. 8	152	83	21. 7		本	県
9, 300	7, 738	107. 0	52	44		234	195	51. 1		分	県
9, 777	8, 518	117. 8	57	50		265	231	60. 5		崎	県
13, 381	7, 807	108. 0	57	33		1, 703	994	260. 6		· 児 島	県
6, 966	4, 928	68. 1	4	3		1, 075	761	199. 5		縄	県
917, 958	7, 232	100.0	1, 871	15		48, 407	381	100. 0	_		計

平成22年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況(その4)

	都道府県	道 府 県 税 地 方 交 付 A B						
	11 但 /// 木		税額		当たり	税額	人口1人	当たり
			(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数
北	海	道	544, 485	99, 017	89. 6	698, 614	127, 046	184. 0
青	森 !	県	137, 474	98, 485	89. 1	220, 267	157, 797	228. 5
岩	手 !	県	114, 788	85, 757	77. 6	227, 554	170, 005	246. 2
宮	城 !	県	237, 822	102, 286	92. 6	180, 055	77, 440	112. 1
秋	田!	県	90, 996	82, 906	75. 0	195, 814	178, 404	258. 3
山	形 !	県	100, 503	85, 992	77. 8	183, 407	156, 926	227. 2
福	島	県	195, 867	96, 117	87. 0	220, 292	108, 104	156. 5
茨	城 !	県	324, 881	109, 271	98. 9	179, 513	60, 377	87. 4
栃	木 !	県	224, 951	112, 707	102. 0	140, 841	70, 565	102. 2
群	馬	県	211, 583	105, 868	95. 8	141, 059	70, 580	102. 2
埼	玉 !	県	700, 317	98, 071	88. 8	209, 274	29, 306	42. 4
千	葉!	県	637, 723	103, 494	93. 7	170, 479	27, 666	40. 1
東	京	都	2, 284, 051	180, 380	163. 2	-	-	-
神	奈 川 !	県	999, 548	112, 226	101. 6	92, 517	10, 388	15. 0
新	潟!	県	232, 917	97, 911	88. 6	297, 776	125, 176	181. 3
富	山 !	県	115, 938	106, 084	96. 0	125, 206	114, 565	165. 9
石	JII !	県	123, 316	106, 288	96. 2	130, 007	112, 055	162. 3
福	井 !	県	95, 641	118, 598	107. 3	123, 398	153, 018	221.6
山	梨 !	県	92, 117	107, 043	96. 9	128, 304	149, 094	215. 9
長	野!	県	213, 527	99, 140	89. 7	228, 758	106, 211	153.8
岐	阜!	県	209, 899	101, 074	91. 5	179, 023	86, 207	124. 8
静	岡 !	県	431, 959	114, 858	103. 9	168, 277	44, 745	64. 8
愛	知!	県	926, 685	127, 825	115. 7	57, 782	7, 970	11.5
Ξ	重!	県	205, 248	111, 288	100. 7	145, 126	78, 689	113. 9
滋	賀!	県	148, 471	106, 743	96. 6	110, 810	79, 666	115. 4
京	都	府	264, 845	103, 974	94. 1	158, 433	62, 198	90. 1
大	阪	府	985, 968	113, 570	102. 8	299, 453	34, 493	49. 9
兵	庫 !	県	573, 906	102, 848	93. 1	321, 893	57, 686	83. 5
奈	良!	県	119, 144	84, 698	76. 6	143, 776		148. 0
和	歌山!	県	85, 309	83, 179	75. 3	157, 267	153, 340	222. 0
鳥		県	51, 470	86, 910		125, 008		305. 6
島		県	62, 941	87, 635		175, 092	243, 787	353. 0
岡		県	192, 772	99, 672		165, 430		123. 9
広		県	300, 081	105, 191	95. 2	193, 158		98. 0
山		県	141, 449	97, 189	88. 0	172, 126		171. 2
徳		県	75, 919	95, 949	86. 8	145, 291	183, 623	265. 9
香		県	106, 102	105, 073		104, 715		150. 2
愛		県	132, 132	91, 109		170, 496		170. 2
高		県	61, 389	80, 097	72. 5	166, 744		315. 0
福		県	492, 230	97, 597	88. 3	283, 685		81.4
佐		県	79, 061	92, 365		137, 312		232. 3
長		県	110, 775	76, 881	69. 6	219, 669	152, 458	220. 8
熊		県	151, 719	82, 976		224, 174		177. 5
大		県	106, 255	88, 406		169, 902		204. 7
宮		県	93, 895	81, 799		193, 589	168, 651	244. 2
鹿		県	136, 871	79, 856		281, 457	164, 212	237. 8
沖		県	101, 296	71, 659	64. 9	203, 641	144, 060	208. 6
合	i	計	14, 026, 237	110, 499	100. 0	8, 766, 464	69, 063	100.0

地方	譲 与 税 C		合	計 \+B+C		都 道	府 県
税額	人口1人	当たり	税額	人口1人	当たり	HP X	713 715
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数		
76, 937	13, 991	111. 5	1, 320, 036	240, 054	125. 0	北海	道
18, 553	13, 291	105. 9	376, 294	269, 574	140. 3	青 森	県
19, 439	14, 523	115. 7	361, 781	270, 285	140. 7	岩 手	- 県
28, 939	12, 446	99. 2	446, 815	192, 172	100.0	宮	,
15, 867	14, 456	115. 2	302, 677	275, 766	143. 5	秋 田	l 県
17, 070	14, 606	116. 4	300, 981	257, 523	134. 0	山 形	県
28, 083	13, 781	109. 8	444, 243	218, 002	113. 5	福島	,
36, 820	12, 384	98. 7	541, 213	182, 032	94. 8	茨 坊	,
26, 139	13, 097	104. 3	391, 932	196, 368	102. 2	栃木	,
26, 215	13, 117	104. 5	378, 857	189, 565	98. 7	群 馬	,
74, 934	10, 494	83. 6	984, 525	137, 871	71.8	埼 玉	県
62, 944	10, 215	81. 4	871, 145	141, 376	73. 6	千 葉	県
178, 264	14, 078	112. 2	2, 462, 314	194, 458	101. 2	東京	都
91, 308	10, 252	81. 7	1, 183, 373	132, 865	69. 2	神奈	川県
32, 721	13, 755	109. 6	563, 414	236, 843	123. 3	新 潟	! 県
15, 701	14, 367	114. 5	256, 845	235, 016	122. 3		
16, 086	13, 865	110. 5	269, 410	232, 209	120. 9		県
11, 651	14, 448	115. 1	230, 690	286, 064	148. 9	福井	- 県
11, 575	13, 450	107. 2	231, 996	269, 588	140. 3	山 梨	!  県
29, 389	13, 645	108. 7	471, 675	218, 996	114.0	長 野	,
27, 634	13, 307	106. 0	416, 555	200, 588	104. 4	岐 阜	. 県
46, 242	12, 296	98. 0	646, 478	171, 899	89. 5	静	] 県
91, 712	12, 651	100.8	1, 076, 178	148, 446	77. 3	愛 知	] 県
24, 075	13, 054	104. 0	374, 449	203, 031	105. 7	三 重	県
17, 442	12, 540	99. 9	276, 723	198, 949	103. 6	滋賀	! 県
31, 012	12, 175	97. 0	454, 290	178, 347	92. 8		7 府
107, 201	12, 348	98. 4	1, 392, 622	160, 410	83. 5		府
64, 077	11, 483	91. 5	959, 877	172, 017	89. 5		
15, 556	11, 059	88. 1	278, 477	197, 965	103. 0		
13, 056	12, 730	101. 4	255, 633	249, 249			山県
8, 771	14, 811	118. 0	185, 249	312, 808	162. 8		. 県
11, 330	15, 775	125. 7	249, 363	347, 196	180. 7		
24, 545	12, 691	101. 1	382, 746	197, 898	103. 0		
36, 359	12, 746	101. 5	529, 598	185, 646	96. 6		
19, 783	13, 593	108. 3	333, 358	229, 049	119. 2		
10, 768	13, 609	108. 4	231, 978	293, 182	152. 6		
13, 205	13, 077	104. 2	224, 022	221, 849	115. 5		
19, 099	13, 170	104. 9	321, 728	221, 841	115. 5		
11, 088	14, 468	115. 3	239, 222	312, 126	162. 5		
59, 560	11, 809	94. 1	835, 475	165, 654	86. 2		
11, 207	13, 093	104. 3	227, 580	265, 874	138. 4		
17, 801	12, 354	98. 4	348, 244	241, 693	125. 8		
23, 246	12, 713	101. 3	399, 139	218, 291	113. 6		
16, 449	13, 686	109. 0	292, 605	243, 452	126. 7		
15, 422	13, 435	107. 0	302, 906	263, 886	137. 4		
22, 852	13, 333	106. 2	441, 180	257, 400	134. 0		島県
15, 137	10, 708	85. 3	320, 074	226, 428	117. 9		
1, 593, 264	12, 552	100.0	24, 385, 965	192, 114	100.0	合	計

21 平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況 (その1)

		市町村民税						
ż	都 道 府 県	Į.	個			注		
			税額	人口 1 人		税額	人口 1 人	
		\ <b>3</b> £	(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数
北	海	道	229, 566	41, 748	78. 0	57, 524	10, 461	68. 0
青	森	県	45, 803	32, 813	61.3	10, 890	7, 802	50. 7
岩	手	県	45, 379	33, 902	63. 3	11, 190	8, 360	54. 3
宮	城	県	101, 221	43, 534	81. 3	28, 799	12, 386	80. 5
秋	田	県	35, 292	32, 154	60. 1	9, 032	8, 229	53. 5
山 	形	県	41, 311	35, 346	66. 0	9, 979	8, 539	55. 5
福	島	県	75, 730	37, 163	69. 4	17, 937	8, 802	57. 2
茨	城	県	143, 773	48, 357	90. 3	38, 884	13, 078	85. 0
栃	木	県	95, 179	47, 687	89. 1	27, 845	13, 951	90. 7
群	馬	県	90, 607	45, 336	84. 7	27, 337	13, 678	88. 9
埼	玉	県	416, 537	58, 331	109. 0	77, 542	10, 859	70. 6
千	葉	県	381, 235	61, 869	115. 6	62, 210	10, 096	65. 6
東	京	都	1, 121, 503	88, 569	165. 5	527, 106	41, 627	270. 5
神	奈 川	県	639, 107	71, 757	134. 0	108, 382	12, 169	79. 1
新	澙	県	96, 683	40, 643	75. 9	26, 744	11, 243	73. 1
富	山	県	51, 230	46, 876	87. 6	14, 131	12, 930	84. 0
石	Ш	県	54, 599	47, 060	87. 9	15, 036	12, 960	84. 2
福	井	県	36, 925	45, 789	85. 5	12, 310	15, 265	99. 2
山	梨	県	38, 173	44, 359	82. 9	12, 465	14, 485	94. 1
長	野	県	92, 358	42, 882	80. 1	24, 345	11, 303	73. 4
岐	阜	県	97, 212	46, 811	87. 4	22, 370	10, 772	70. 0
静	岡	県	201, 277	53, 520	100.0	49, 501	13, 162	85. 5
愛	知	県	438, 511	60, 487	113. 0	118, 264	16, 313	106.0
Ξ	重	県	91, 580	49, 656	92. 8	22, 194	12, 034	78. 2
滋	賀	県	69, 922	50, 270	93. 9	22, 105	15, 892	103. 3
京	都	府	131, 963	51, 806	96. 8	37, 610	14, 765	95. 9
大	阪	府	451, 556	52, 013	97. 2	168, 449	19, 403	126. 1
兵	庫	県	302, 956	54, 292	101.4	69, 637	12, 479	81. 1
奈	良	県	72, 166	51, 302	95. 8	10, 028	7, 129	46. 3
和	歌山	県	40, 566	39, 553	73. 9	9, 462	9, 226	59. 9
鳥	取	県	21, 521	36, 340	67. 9	5, 513	9, 310	60. 5
島	根	県	27, 126	37, 769	70. 6	6, 889	9, 592	62. 3
岡	山	県	85, 614	44, 266	82. 7	24, 880	12, 864	83. 6
広	島	県	143, 397	50, 267	93. 9	43, 106	15, 110	98. 2
山		県	64, 143	44, 073	82. 3	16, 994	11, 676	75. 9
徳	島	県	31, 018	39, 202	73. 2	11, 935	15, 084	98. 0
香	Ш	県	45, 385	44, 944	84. 0	16, 427	16, 267	105. 7
愛	媛	県	56, 008	38, 620	72. 1	19, 890	13, 715	89. 1
高	知	県	27, 986	36, 516	68. 2	5, 976	7, 797	50. 7
福	岡	県	228, 414	45, 289	84. 6	66, 548	13, 195	85. 7
佐	賀	県	31, 144	36, 385	68. 0	9, 054	10, 578	68. 7
長	崎	県	52, 381	36, 354	67. 9	12, 189	8, 459	55. 0
熊	本	県	65, 185	35, 650	66. 6	16, 959	9, 275	60. 3
大	分	県	45, 413	37, 784	70. 6	12, 407	10, 323	67. 1
宮	崎	県	38, 794	33, 797	63. 1	9, 143	7, 966	51.8
鹿	児 島	県	58, 153	33, 928	63. 4	14, 773	8, 619	56. 0
沖	縄	県	43, 379	30, 687	57. 3	11, 505	8, 139	52. 9
合		計	6, 794, 981	53, 531	100.0	1, 953, 500	15, 390	100.0

<sup>(</sup>注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値で、人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

市町	村 民	税	固 定	資 産	税		
	計					都道府場	杲
税額	人口1人		税額	人口1人			
(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数	· •	
287, 090		75. 8	73, 390	13, 346	48. 7 1		道
56, 693			22, 605	16, 194			県
56, 569			24, 264	18, 127	66. 2 岩		県
130, 020		81.1	45, 370	19, 513			県
44, 324			18, 085	16, 477	60.2 利		県
51, 290			20, 738	17, 744			県
93, 667			38, 793	19, 037	69.5 福		県
182, 657			65, 497	22, 029	80.4 莎		県
123, 024			50, 872	25, 488			県
117, 944			50, 661	25, 349			県
494, 078			198, 915	27, 856	101.7 堵		県
443, 445			142, 947	23, 198			県
1, 648, 609			695, 351	54, 914			都
747, 490			280, 608	31, 506			県
123, 427			49, 334	20, 739	75.7 新		県
65, 362			24, 548	22, 461	82.0富		県
69, 635			27, 117	23, 373			県
49, 235			20, 074	24, 892	90.9 福		県
50, 638			19, 874	23, 094			県
116, 703			47, 585	22, 094	80.7 長		県
119, 582			50, 370	24, 255			県
250, 778			109, 637	29, 153			県
556, 775		111. 4	239, 326	33, 012			県
113, 774			41, 093	22, 281	81.4		県
92, 027			30, 020	21, 583			県
169, 573			72, 447	28, 442	103.9 京		府
620, 005			271, 788	31, 306			府
372, 593		96. 9	146, 626	26, 276	96.0 兵		県
82, 194			30, 112				県
50, 028			22, 605				県
27, 034			11, 771				県
34, 015			13, 497				県
110, 494			45, 600				県
186, 503			75, 001				県
81, 137			32, 883				県
42, 954			19, 090				県
61, 811			22, 483				県
75, 899			33, 894				県
33, 962			17, 375				県
294, 962			112, 107				県
40, 198			15, 555				県
64, 570			20, 003				県
82, 144			30, 724				県
57, 819			22, 918				県
47, 938			18, 379				県
72, 925	42, 547		28, 622				県
54, 884			25, 603				県
8,748,480			3,476,159 *村税相当分は道府県科				뒴

<sup>2</sup> 東京都の収入については、都が徴収する市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。 3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況(その2)

				固	定資					
	都 道 府 県	ļ		家屋	Mr. b. 11		賞却資産	Mr. b. 11		
			税 額	人口1人		税額	人口1人			
<b>-1</b> レ	>/=	· <del>Χ</del>	(百万円) 162,602	税額(円)	指数 99.3	(百万円) 51,873	税額(円) 9,433	指数 74.5		
北		道。		29, 570			i i			
青山		県	36, 493	26, 143	87. 8	15, 947	11, 424	90. 2		
岩		県	32, 241	24, 087	80. 9	13, 904	10, 387	82. 0		
宮		県	66, 556	28, 625	96. 1	26, 928	11, 581	91. 5		
秋		県	26, 058	23, 741	79. 7	10, 604	9, 661	76. 3		
山		県	28, 979	24, 795	83. 2	11, 523	9, 859	77. 9		
福		県	54, 099	26, 548	89. 1	37, 048	18, 180	143. 6		
茨		県	87, 789	29, 527	99. 1	45, 644	15, 352	121. 2		
栃		県	61, 128	30, 627	102. 8	32, 913	16, 490	130. 2		
群		県	57, 832	28, 937	97. 1	31, 682	15, 852	125. 2		
埼		県	178, 158	24, 949	83. 7	61, 473	8, 609	68. 0		
千		県	171, 704	27, 865	93. 5	77, 643	12, 600	99. 5		
東		都	510, 472	40, 314	135. 3	170, 710	13, 482	106. 5		
神		県	265, 472	29, 806	100. 0	104, 097	11, 688	92. 3		
新		県	68, 915	28, 970	97. 2	35, 706	15, 010	118. 5		
富		県	36, 325	33, 237	111.6	18, 221	16, 673	131. 7		
石		県	35, 320	30, 443	102. 2	16, 454	14, 182	112. 0		
福		県	26, 220	32, 514	109. 1	16, 428	20, 371	160. 9		
山		県	24, 978	29, 026	97. 4	12, 955	15, 054	118. 9		
長		県	63, 317	29, 398	98. 7	29, 408	13, 654	107. 8		
岐		県	58, 204	28, 028	94. 1	28, 473	13, 711	108. 3		
静		県	117, 433	31, 225	104. 8	64, 862	17, 247	136. 2		
愛		県	241, 006	33, 244	111. 6	117, 719	16, 238	128. 2		
Ξ		県	52, 834	28, 647	96. 2	42, 167	22, 864	180. 6		
滋		県	43, 584	31, 334	105. 2	23, 792	17, 105	135. 1		
京		府	71, 834	28, 201	94. 7	26, 277	10, 316	81. 5		
大		府	288, 795	33, 265	111.7	90, 110	10, 379	82. 0		
兵		県	169, 360	30, 350	101.9	70, 964	12, 717	100. 4		
奈		県	29, 348	20, 863	70. 0	10, 281	7, 309	57. 7		
和		県	24, 276	23, 669	79. 5	12, 784	12, 465	98. 4		
鳥		県	15, 809	26, 694	89. 6	6, 297	10, 634	84. 0		
島		県	17, 759	24, 726	83. 0	9, 745	13, 568	107. 2		
岡		県	51, 184	26, 464	88. 8	28, 873	14, 929	117. 9		
広		県	79, 188	27, 759	93. 2	40, 372	14, 152	111.8		
山		県	37, 824	25, 989 26, 705	87. 2	25, 202	17, 316	136. 8		
徳		県	21, 201	26, 795	89. 9	10, 951	13, 840	109. 3		
香		県	29, 546	29, 259	98. 2	9, 785	9, 690	76. 5		
愛		県	37, 680	25, 982	87. 2 70. 5	17, 892	12, 337	97. 4		
高		県	18, 150	23, 682	79. 5	6, 346	8, 280	65. 4		
福		県	145, 933	28, 935	97. 1	49, 290	9, 773	77. 2		
佐		県	21, 138	24, 694	82. 9	10, 922	12, 760	100.8		
長		県	35, 033	24, 314	81. 6	11, 605	8, 055	63. 6		
熊士		県	43, 527	23, 805	79. 9	17, 160	9, 385	74. 1		
大		県	31, 085	25, 863	86. 8	18, 486	15, 381	121. 5		
宮		県	27, 218	23, 711	79. 6	12, 607	10, 983	86. 7		
鹿		県	41, 341	24, 120	81.0	15, 058	8, 785	69. 4		
沖		県	36, 620	25, 906	87. 0	8, 031	5, 681	44. 9		
合		計	3, 781, 568	29, 791	100. 0	1, 607, 212	12, 662	100. 0		

			 資 産 税				
	交 付 金			計		都 道 府	県
税 額	人口1人	当たり	税 額	人口1人	当たり		
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指数		
4, 144	754	99. 3	292, 009	53, 103	75. 2 치		道
1, 245	892	117. 6	76, 290	54, 654	77.4 青		県
1, 684	1, 258	165. 8	72, 093	53, 860	76.3 岩		県
1, 251	538	70. 9	140, 104	60, 258	85.4 宮		県
2, 427	2, 211	291. 4	57, 173	52, 090	73.8 秋	田 田	県
996	852		62, 236	53, 250	75. 4 山		県
1, 162	570	75. 2	131, 102	64, 335	91.1 福	島	県
1, 670	562	74. 0	200, 600	67, 470	95.6 茨		県
1, 051	527	69. 4	145, 964	73, 132	103.6 栃	木	県
1, 100	550	72. 5	141, 274	70, 688	100.1 群		県
3, 608	505	66. 6	442, 155	61, 918	87.7 埼	玉	県
2, 567	417	54. 9	394, 861	64, 081	90. 8 <del>T</del>	葉	県
18, 918	1, 494	196. 9	1, 395, 451	110, 204	156.1 東	京	都
5, 425	609	80. 3	655, 603	73, 609	104.3 神	奈 川	県
1, 177	495	65. 2	155, 133	65, 214	92. 4 新	潟	県
660	604	79. 6	79, 754	72, 976	103.4富	Щ	県
1, 053	908	119. 6	79, 944	68, 905	97.6 石	. JII	県
795	985	129. 9	63, 516	78, 762	111.6 福	井	県
550	639	84. 2	58, 357	67, 812	96.1 山	梨	県
1, 395	648	85. 4	141, 706	65, 794	93. 2 長	野	県
428	206	27. 2	137, 474	66, 199	93.8 岐	阜	県
1, 374	365	48. 2	293, 306	77, 990	110.5 静	田	県
3, 634	501	66. 1	601, 684	82, 995	117.6 愛	知	県
511	277	36. 5	136, 605	74, 069	104.9 ≡	重	県
303	218	28. 7	97, 699	70, 240	99.5 滋	賀	県
711	279	36. 8	171, 269	67, 238	95. 2 京	都	府
8, 053	928	122. 2	658, 746	75, 878	107. 5 大		府
4, 050	726	95. 6	390, 999	70, 070	99.3 兵	庫	県
325	231	30. 4	70, 066	49, 809	70.6 奈	良	県
349	340	44. 8	60, 014	58, 515			
355	599	79. 0	34, 232	57, 803			県
493	687	90. 5	41, 494	57, 773	81.8島	根	県
1, 186	613	80. 8	126, 843	65, 584	92.9 岡	Щ	県
1, 497	525	69. 2	196, 059	68, 727	97.4 広	島	県
1, 069	734		96, 978				県
428	541		51, 670				県
418	414		62, 232				県
958	660		90, 424				県
702	916		42, 574				県
6, 001	1, 190			62, 126			県
384	448		47, 999	56, 075			県
2, 264	1, 571	207. 1	68, 906	47, 823			県
874	478		92, 284				県
610	508			60, 819			県
1, 075	936		59, 279	51, 642	73. 2 宮		県
3, 061	1, 786		88, 082	51, 390	72.8 鹿		
2, 320	1, 642		72, 574	51, 341	72.7 沖		県
96, 311	759			70, 597	100.0 合		計
30, 311	139	100.0	0, 301, 230	10, 531	100.0		ĒΙ

平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況(その3)

	都道府県	Į.	軽	自動車税		市	町村たばこ税	
			税 額	人口1人	当たり	税 額	人口1人	当たり
			(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数
北	海	道	6, 891	1, 253	89. 6	40, 759	7, 412	119. 5
青	森	県	2, 662	1, 907	136. 3	9, 429	6, 755	108. 9
岩	手	県	2, 685	2, 006	143. 4	7, 605	5, 682	91. 6
宮	城	県	3, 567	1, 534	109. 7	14, 988	6, 446	103. 9
秋	田	県	2, 164	1, 972	141.0	6, 312	5, 751	92. 7
山	形	県	2, 462	2, 106	150. 6	6, 329	5, 415	87. 3
福	島	県	3, 792	1, 861	133. 0	12, 840	6, 301	101. 6
茨	城	県	4, 939	1, 661	118. 7	19, 159	6, 444	103. 9
栃	木	県	3, 334	1, 670	119. 4	12, 870	6, 448	103. 9
群	馬	県	3, 833	1, 918	137. 1	12, 349	6, 179	99. 6
埼	玉	県	7, 183	1, 006	71. 9	41, 378	5, 794	93. 4
千	葉	県	6, 185	1, 004	71. 8	36, 169	5, 870	94. 6
東	京	都	5, 473	432	30. 9	92, 986	7, 343	118. 3
神	奈 川	県	6, 020	676	48. 3	50, 331	5, 651	91. 1
新	潟	県	4, 963	2, 086	149. 1	13, 946	5, 863	94. 5
富	山	県	2, 118	1, 938	138. 5	6, 259	5, 727	92. 3
石	Ш	県	1, 998	1, 722	123. 1	7, 202	6, 208	100. 0
福	井	県	1, 585	1, 966	140. 5	4, 787	5, 936	95. 7
山	梨	県	1, 866	2, 169	155. 0	5, 377	6, 248	100. 7
長	野	県	4, 876	2, 264	161.8	11, 501	5, 340	86. 1
岐	阜	県	3, 788	1, 824	130. 4	11, 123	5, 356	86. 3
静	岡	県	6, 771	1, 800	128. 7	22, 672	6, 028	97. 2
愛	知	県	9, 299	1, 283	91. 7	44, 718	6, 168	99. 4
Ξ	重	県	3, 673	1, 991	142. 3	10, 701	5, 802	93. 5
滋	賀	県	2, 584	1, 858	132. 8	8, 306	5, 972	96. 2
京	都	府	3, 082	1, 210	86. 5	15, 078	5, 919	95. 4
大	阪	府	6, 879	792	56. 6	64, 290	7, 405	119. 3
兵	庫	県	6, 445	1, 155	82. 6	30, 554	5, 475	88. 2
奈	良	県	2, 017	1, 434	102. 5	6, 679	4, 748	76. 5
和	歌 山	県	2, 296	2, 239	160. 0	6, 123	5, 970	96. 2
鳥	取	県	1, 346	2, 274	162. 5	3, 381	5, 710	92. 0
島	根	県	1, 853	2, 580	184. 4	3, 673	5, 114	82. 4
岡	山	県	4, 172	2, 157	154. 2	11, 091	5, 734	92. 4
広	島	県	4, 895	1, 716	122. 7	15, 999	5, 608	90. 4
山 #		県	2, 922	2, 007	143. 5	8, 140	5, 593	90. 1
徳	島	県	1, 794	2, 267	162. 1	4, 579	5, 787	93. 3
香	)	県	2, 205	2, 183	156. 1	5, 991	5, 933 5, 500	95. 6
愛	媛	県	3, 008	2, 074	148. 3	8, 119	5, 598	90. 2
高	知	県	1, 859	2, 425	173. 4	4, 611	6, 017	97. 0
福	岡	県	7, 358	1, 459	104. 3	32, 614	6, 467	104. 2
佐	賀	県	1, 934	2, 260	161. 5	5, 323 9, 234	6, 218 5, 715	100. 2
長能	崎	県	2, 922	2, 028	145. 0	8, 234 10, 635	5, 715 5, 911	92. 1
熊士	本ハ	県	3, 709	2, 028	145. 0	10, 625	5, 811 6, 019	93. 6
大	分	県	2, 497	2, 078	148. 5	7, 233	6, 018	97. 0
宮	崎田自	県	2, 641	2, 301	164. 5	6, 802 0, 675	5, 926 5, 645	95. 5
鹿油	児島	県	3, 875	2, 261	161. 6	9, 675 9, 705	5, 645 6, 150	91. 0
沖	縄	県	3, 155	2, 232	159. 6	8, 705 797, 615	6, 158 6, 205	99. 2
合		計	177, 577	1, 399	100. 0	787, 615	6, 205	100. 0

<b>1</b>	鉱 産 税		特	別土地保有税			都道府り	 B
税額	人口1人	当たり	税 額	人口1人	当たり	1		1
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数			
280	51	368. 5	7	1	5. 5	北	海	道
17	12	86. 2	_	-	-	青	森	県
9	7	48. 7	4	3	13. 5	岩	手	県
1	0	3. 1	8	4	15. 6	宮	城	県
61	56	403. 1	-	-	-	秋	田	県
5	5	33. 6	0	0	0. 3	山	形	県
1	0	3. 1	5	3	10. 9	福	島	県
2	1	4. 6	15	5	22. 4	茨	城	県
27	13	97. 6	0	0	0. 3	栃	木	県
4	2	14. 1	7	4	15. 9		馬	県
29	4	29. 3	5	1	2. 9	埼	玉	県
65	10	75. 8	46	7	32. 4		葉	県
5	0	2. 9	1, 740	137	596. 6	東	京	都
-	-	-	669	75	326. 4		奈 川	県
743	312	2, 260. 3	1	0	1. 4		潟	県
0	0	2. 6	0	0	0.0		山	県
0	0	0. 1	1	0	1. 9		Ш	県
1	1	7. 3	1	1	4. 0		井	県
-	-	-	0	0	0. 2		梨	県
0	0	1. 4	7	3	14. 3		野	県
9	5	32. 9	1	1	2. 6		阜	県
1	0	1. 4	11	3	12. 3		岡	県
7	1	6. 5	60	8	36. 0		知	県
12	7	48. 8	22	12	52. 9		重	県
5	4	28. 1	3	2	8. 0		賀	県
0	0	1. 3	96	37	162. 9		都	府
-	-	-	12	1	6. 1		阪	府
4	1	5. 4	81	15	63. 1		庫	県
-	-	_	0	0	1. 2		良	県
-	-	-	1	1	2. 2		歌山	県
-	-	_	_	-	-		取	県
0	0	3. 5	-	-	-		根	県
9	5	32. 6	26	14	58. 8		山	県
1	0	1. 3	7	3	11. 2		島	県
60	41	297. 1	1	1	3. 7			県
2	3	20. 5	4	5	22. 3		島	県
_	-	_	-	-	-		Ш	県
0	0	0. 1	-	-	-		媛	県
29	38	276. 5	8	10	45. 3		知	県
35	7	50. 8	64	13	54. 7		岡	県
_	-	_	<del>-</del>	-	-		賀	県
2	1	9. 3	2	2	6. 9		崎	県
0	0	0.3	1	0	1.8		本	県
45	37	270. 1	1	1	2. 5		分	県
0	0	0.0	0	0	1. 1		崎	県
249	145	1, 049. 9	6	3	14. 2		児 島	県
33	24	170. 2	0	0	0.1		縄	県
1, 754	14	100. 0	2, 923	23	100. 0	合		計

平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況(その4)

	都道府県	Ļ		入湯税		事	業所税	
		•	税 額	人口1人	当たり	税 額	人口1人	当たり
			(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数
北	海	道	2, 282	415	235. 7	9, 044	1, 645	63. 4
青	森	県	222	159	90. 2	175	125	4. 8
岩	手	県	558	417	236. 9	-	-	_
宮	城	県	533	229	130. 2	4, 709	2, 025	78. 0
秋	田	県	711	647	367. 7	1, 430	1, 303	50. 2
山	形	県	621	531	301.8	-	_	-
褔	島	県	852	418	237. 5	3, 964	1, 945	74. 9
茨	城	県	391	131	74. 6	_	-	-
栃	木	県	898	450	255. 5	3, 033	1, 520	58. 6
群	馬	県	922	461	261. 9	168	84	3. 2
埼	玉	県	64	9	5. 1	8, 335	1, 167	45. 0
千	葉	県	360	58	33. 2	10, 058	1, 632	62. 9
東	京	都	223	18	10. 0	97, 930	7, 734	298. 0
神	奈 川	県	960	108	61. 2	30, 809	3, 459	133. 3
新	潟	県	901	379	215. 2	4, 315	1, 814	69. 9
富	山	県	304	278	157. 9	3, 060	2, 800	107. 9
石	Ш	県	593	511	290. 1	2, 377	2, 049	78. 9
福	井	県	420	521	296. 0	_	_	_
山	梨	県	764	887	503. 9	_	_	_
長	野	県	1, 235	574	325. 8	1, 849	858	33. 1
岐	阜	県	798	384	218. 2	1, 528	736	28. 3
静	岡	県	1, 672	445	252. 6	7, 330	1, 949	75. 1
愛	知	県	376	52	29. 5	28, 768	3, 968	152. 9
Ξ	重	県	567	307	174. 5	236	128	4. 9
滋	賀	県	225	162	92. 0	1, 422	1, 022	39. 4
京	都	府	118	46	26. 3	6, 831	2, 682	103. 3
大	阪	府	141	16	9. 2	36, 246	4, 175	160. 9
兵	庫	県	639	114	65. 0	16, 857	3, 021	116. 4
奈	良	県	46	33	18. 6	889	632	24. 4
和	歌山	県	440	429	243. 6	2, 080	2, 028	78. 1
鳥	取	県	191	322	182. 7	_	_	_
島	根	県	198	276	156. 5	_	_	_
岡	山	県	186	96	54. 5	7, 627	3, 943	151. 9
広	島	県	234	82	46. 6	9, 357	3, 280	126. 4
山		県	233	160	91. 0	_	_	_
徳	島	県	57	72	40. 6			-
香	Ш	県	118	117	66. 2	1, 772	1, 754	67. 6
愛	媛	県	170	117	66. 4	1, 857	1, 281	49. 3
高	知	県	58	76	43. 1	1, 058	1, 380	53. 2
福	岡	県	249	49	28. 1	14, 413	2, 858	110. 1
佐	賀	県	158	185	104. 9	_	- 4 005	-
長	崎	県	211	147	83. 3	1, 449	1,005	38. 7
熊	本	県	416	227	129. 2	1, 928	1, 054	40. 6
大	分	県	527	439	249. 2	2, 903	2, 415	93. 1
宮	崎	県	182	158	90. 0	1, 029	897	34. 6
鹿	児島	県	271	158	89. 8	1, 814	1, 058	40. 8
沖	縄	県	55	39	22. 2	814	576	22. 2
合		計	22, 349	176	100. 0	329, 464	2, 596	100. 0

符 県	都道系			他の市町村税	その		市計画税	都市
			たり	人口1人当	税 額	当たり	人口1人	税 額
			指 数	税額(円)	(百万円)	指数	税額(円)	(百万円)
	海	北	-	-	-	85. 5	8, 460	46, 518
	森	青	-	-	-	10. 6	1, 046	1, 460
	手	岩	-	-	-	17. 1	1, 690	2, 262
	城	宮	1. 1	0	1	86. 6	8, 563	19, 910
	田	秋	-	-	-	2. 8	277	304
	形	山	-	-	-	67. 4	6, 662	7, 786
	島	福	-	-	-	49. 0	4, 846	9, 874
	城	茨	-	_	-	59. 8	5, 914	17, 582
	木	栃	-	_	-	79. 1	7, 821	15, 609
	馬	群	-	-	-	64. 2	6, 349	12, 689
	玉	埼	-	_	-	95. 1	9, 403	67, 143
	葉	千	0. 2	0	0	94. 6	9, 361	57, 679
	京	東	126. 5	32	403	213. 0	21, 066	266, 748
Ш			5. 1	1	11	141. 1	13, 960	124, 340
	澙	新	957. 0	241	573	55. 7	5, 510	13, 108
	山		16. 6	4	5	29. 1	2, 878	3, 146
	Ш	石	_	_	-	98. 6	9, 757	11, 320
	井	福	_	_	_	74. 0	7, 316	5, 900
	梨		47. 6	12	10	34. 4	3, 403	2, 928
	野		0. 9	0	1	62. 3	6, 166	13, 280
	 阜		49. 2	12	26	76. 7	7, 586	15, 753
	岡		591. 5	149	560	106. 8	10, 562	39, 720
	知	愛	-	-	-	133. 6	13, 218	95, 825
	重	Ξ	_	_	_	55. 3	5, 474	10, 095
	賀		7. 6	2	3	65. 1	6, 442	8, 961
	都		26. 7	7	17	119. 2	11, 790	30, 032
	阪	大		,	_	154. 2	15, 256	132, 449
	庫	兵	_		_	120. 1	11, 875	66, 264
	良	奈				63. 5	6, 280	8, 834
山						66. 4		
ш	取取	和鳥	_			14. 4	6, 570	6, 738 846
			_				1, 429	
	根	島		_	_	20. 0	1, 982	1, 424
	山 e		0.0	0	0	82. 1	8, 117 10, 167	15, 700
	島	広		-	-	102. 8	10, 167	29, 004
		山		-	-	75. 1	7, 428	10, 811
	島	徳		-	-	38. 4	3, 797	3, 004
	 ∏	香		-	-	4. 5	444	448
	媛	愛		_	-	8. 0	787	1, 142
	知		1.9	0	0	-	-	-
	岡		963. 1	242	1, 223	83. 9	8, 302	41, 871
	賀	佐		-	-	24. 9	2, 463	2, 108
	<b>崎</b>	長		-	-	63. 8	6, 308	9, 089
	本		5. 9	1	3	32. 6	3, 228	5, 902
	分	大		-	-	65. 8	6, 511	7, 825
	崎	宮		-	-	31. 2	3, 082	3, 537
島	児		819. 4	206	354	50. 2	4, 969	8, 517
	縄		17. 8	4	6	-	-	-
		合	100.0	25	3, 195	100. 0	9, 891	1, 255, 486

平成22年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況(その5)

	都道府県	1	市	町 村 税 A		地	方 交 付 税	
	HF X2 /// //	``	税 額	人口1人	当たり	税額	人口 1 人	く当たり
			(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数
北	海	道	684, 881	124, 548	77. 9	857, 889	156, 011	235. 0
青	森	県	146, 948	105, 272	65. 9	217, 911	156, 110	235. 1
岩	手	県	141, 786	105, 928	66. 3	217, 231	162, 292	244. 5
宮	城	県	313, 841	134, 981	84. 4	198, 704	85, 461	128. 7
秋	田	県	112, 479	102, 479	64. 1	203, 961	185, 826	279. 9
山	形	県	130, 730	111, 855	70. 0	165, 899	141, 945	213. 8
福	島	県	256, 098	125, 674	78. 6	218, 638	107, 291	161. 6
茨	城	県	425, 344	143, 061	89. 5	168, 417	56, 645	85. 3
栃	木	県	304, 760	152, 693	95. 5	94, 713	47, 454	71. 5
群	馬	県	289, 191	144, 700	90. 5	128, 101	64, 097	96. 5
埼	玉	県	1, 060, 369	148, 492	92. 9	150, 145	21, 026	31. 7
千	葉	県	948, 868	153, 989	96. 3	151, 396	24, 570	37. 0
東	京	都	3, 509, 567	277, 163	173. 4	56, 687	4, 477	6. 7
神	奈 川	県	1, 616, 235	181, 465	113. 5	55, 140	6, 191	9. 3
新	澙	県	317, 111	133, 304	83. 4	282, 881	118, 915	179. 1
富	山	県	160, 007	146, 408	91. 6	96, 958	88, 718	133. 6
石	Л	県	173, 070	149, 172	93. 3	116, 083	100, 054	150. 7
福	井	県	125, 444	155, 556	97. 3	71, 761	88, 986	134. 0
山	梨	県	119, 940	139, 375	87. 2	99, 009	115, 052	173. 3
長	野	県	291, 157	135, 183	84. 6	269, 519	125, 136	188. 5
岐	阜	県	290, 083	139, 686	87. 4	172, 203	82, 922	124. 9
静	岡	県	622, 820	165, 608	103. 6	111, 228	29, 576	44. 5
愛	知	県	1, 337, 512	184, 494	115. 4	87, 390	12, 054	18. 2
Ξ	重	県	275, 686	149, 481	93. 5	127, 089	68, 909	103. 8
滋	賀	県	211, 235	151, 867	95. 0	92, 802	66, 720	100. 5
京	都	府	396, 097	155, 501	97. 3	168, 080	65, 986	99. 4
大	阪	府	1, 518, 768	174, 941	109. 4	263, 918	30, 400	45. 8
兵	庫	県	884, 436	158, 497	99. 2	339, 862	60, 906	91. 7
奈	良	県	170, 726	121, 366	75. 9	126, 807	90, 145	135. 8
和	歌 山	県	127, 720	124, 531	77. 9	127, 916	124, 722	187. 9
鳥	取	県	67, 031	113, 187	70. 8	95, 334	160, 979	242. 5
島	根	県	82, 657	115, 086	72. 0	158, 327	220, 444	332. 0
岡	山	県	276, 147	142, 781	89. 3	197, 002	101, 860	153. 4
広	島	県	442, 059	154, 960	96. 9	216, 255		114. 2
山		県	200, 282	137, 613	86. 1	145, 809	100, 185	150. 9
徳	島	県	104, 064	131, 520	82. 3	101, 392	128, 143	193. 0
香	Ш	県	134, 576	133, 271	83. 4	86, 606	85, 766	129. 2
愛	媛	県	180, 619	124, 542	77. 9	166, 232	114, 622	172. 7
高	知	県	84, 160	109, 809	68. 7	146, 611	191, 292	288. 1
福	畄	県	706, 121	140, 006	87. 6	369, 520	73, 267	110. 4
佐	賀	県	97, 720	114, 163	71. 4	104, 701	122, 319	184. 2
長	<b>崎</b>	県	155, 386	107, 843	67. 5	223, 060	154, 811	233. 2
熊	本	県	197, 010	107, 746	67. 4	242, 877	132, 830	200. 1
大	分	県	151, 949	126, 424	79. 1	145, 967	121, 447	182. 9
宮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県	121, 408	105, 768	66. 2	159, 484	138, 939	209. 3
鹿	児 島	県	185, 767	108, 383	67. 8	282, 648	164, 907	248. 4
沖	縄	県	140, 227	99, 200	62. 1	146, 924	103, 937	156. 6
合		計	20, 290, 093	159, 846	100. 0	8, 427, 087	66, 389	100. 0

: 県	都道府					合 計 A+B+C				ī 譲 与 稅 C	地
214				当たり	11人		 税 額		人当たり		 税 額
				指		税額(円)	(百万円)	数	指	税額(円)	(百万円)
	海	北	124. 7		, 874		1, 577, 497	168. 4	_	6, 31	34, 727
	森	青	115. 6		, 914	265,	371, 186	120. 9	2	4, 53	6, 327
	手	岩	119. 6		, 957		368, 034	179. 7		6, 73	9, 017
	城		97. 7		, 724		522, 502	114. 2		4, 28	9, 957
	田		128. 0		, 389		323, 118	162. 3		6, 08	6, 678
	形		112. 4		, 431		302, 041	123. 5		4, 63	5, 412
	島		103. 7		, 497		486, 006	147. 5		5, 53	11, 271
	城		89. 0		, 750		608, 756	134. 5		5, 04	14, 995
	木		88. 8		, 327		407, 817	111.5		4, 18	8, 345
	馬		92. 9		, 606		426, 904	128. 3		4, 81	9, 612
	玉		74. 9		, 204		1, 229, 695	71. 6		2, 68	19, 181
	葉		79. 0		, 652		1, 119, 322	82. 5		3, 09	19, 058
	京		123. 3		, 522		3, 590, 082	50. 2		1, 88	23, 827
111			82. 6					61. 9			
Ш					, 977		1, 692, 050			2, 32	20, 676
	潟		112. 0		, 513		612, 585	141. 2		5, 29	12, 594
	山		104. 2		, 628		261, 886	120. 1		4, 50	4, 920
	ЛI 		110. 2		, 344		293, 931	109.8		4, 11	4, 778
	井		108. 3		, 017		200, 814	119.4		4, 47	3, 609
	梨		112. 3		, 370		222, 343	105. 2		3, 94	3, 393
	野		115. 6		, 961		572, 828	150. 5		5, 64	12, 152
	阜		98. 8		, 242		471, 908	123. 6		4, 63	9, 623
	岡		86. 7		, 284		749, 468	109. 4		4, 10	15, 420
	知		86. 9		, 850		1, 448, 834	88. 0		3, 30	23, 932
	重		96.8		, 630	222,	410, 596	113. 1		4, 24	7, 821
	賀		96. 5		, 919	221,	308, 674	88. 9	3	3, 33	4, 636
	都	京	97. 6		, 557	224,	571, 998	81.9	)	3, 07	7, 821
	阪	大	90. 4		, 955	207,	1, 805, 387	69. 7	5	2, 61	22, 702
	庫	兵	96. 9		, 827	222,	1, 243, 408	91.3	5	3, 42	19, 111
	良	奈	93. 3		, 561	214,	301, 823	81.3	)	3, 05	4, 290
Ц	歌	和	110.0		, 058	253,	259, 540	101.5	6	3, 80	3, 904
	取	鳥	121. 1		, 463	278,	164, 909	114. 6	7	4, 29	2, 545
	根	島	148.8		, 231	342,	245, 796	178. 7		6, 70	4, 813
	山	岡	108.6		, 841	249,	483, 207	138. 7	)	5, 20	10, 057
	島	広	102. 1		, 710	234,	669, 563	105. 2	3	3, 94	11, 248
		山	105. 1		, 780	241,	351, 886	106. 2	2	3, 98	5, 795
	島	徳	115. 0		, 408	264,	209, 211	126.6	6	4, 74	3, 755
	Ш	香	96. 7		, 497	222,	224, 676	92. 3	)	3, 46	3, 493
	媛	愛	105. 7		, 204	243,	352, 709	107. 7	)	4, 03	5, 858
	知	高	133. 0		, 788		234, 364	125. 0	7	4, 68	3, 592
	岡	福	94. 5		, 414	217,	1, 096, 527	110. 4		4, 14	20, 886
	賀		104. 7		, 788		206, 107	114. 9		4, 30	3, 686
	崎		116. 0		, 815		384, 441	111.0		4, 16	5, 994
	本		106. 5		, 017		448, 006	118. 4		4, 44	8, 119
	分		110. 0		, 926		303, 992	134. 8		5, 05	6, 076
	崎		109. 0		, 735		287, 810	160. 7		6, 02	6, 918
島			121. 1		, 579		477, 480	141. 1		5, 28	9, 065
	縄		89. 6		, 133		291, 386	79. 9		2, 99	4, 235
	ሳሜ		100. 0		, 985		29, 193, 105	100.0	+	3, 74	475, 925

(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況(平成22年度)

	都道府県	Į	地	方税収計		個	人住民税	
	AP 22 7/17 7/19	`	税 額	人口1人	当たり	税 額	人口1人	当たり
			(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数
北	海	道	1, 277, 915	232, 394	83. 8	379, 858	69, 079	77. 8
青	森	県	276, 972	198, 420	71. 5	75, 711	54, 238	61. 1
岩	手	県	267, 794	200, 068	72. 1	75, 023	56, 050	63. 2
宮	城	県	569, 896	245, 108	88. 4	167, 509	72, 044	81. 2
秋	田	県	210, 990	192, 231	69. 3	58, 356	53, 167	59. 9
山	形	県	241, 810	206, 896	74. 6	68, 279	58, 421	65. 8
福	島	県	465, 623	228, 494	82. 4	125, 032	61, 357	69. 1
茨	城	県	773, 374	260, 117	93. 8	238, 048	80, 065	90. 2
栃	木	県	545, 811	273, 466	98. 6	157, 515	78, 919	88. 9
群	馬	県	518, 474	259, 424	93. 5	149, 901	75, 005	84. 5
埼	玉	県	1, 820, 752	254, 974	91. 9	690, 123	96, 643	108. 9
千	葉	県	1, 637, 441	265, 735	95. 8	631, 742	102, 524	115. 5
東	京	都	5, 818, 225	459, 486	165. 6	1, 860, 923	146, 964	165. 6
神	奈 川	県	2, 676, 093	300, 462	108. 3	1, 057, 596	118, 743	133. 8
新	潟	県	571, 196	240, 114	86. 6	159, 862	67, 201	75. 7
富	山	県	281, 076	257, 187	92. 7	84, 778	77, 573	87. 4
石	Ш	県	305, 128	262, 995	94. 8	90, 385	77, 904	87. 8
福	井	県	220, 248	273, 115	98. 5	61, 077	75, 738	85. 4
山	梨	県	220, 736	256, 503	92. 5	63, 145	73, 377	82. 7
長	野	県	524, 696	243, 614	87. 8	152, 808	70, 948	80. 0
岐	阜	県	520, 285	250, 538	90. 3	160, 942	77, 500	87. 3
静	畄	県	1, 089, 607	289, 727	104. 4	332, 828	88, 499	99. 7
愛	知	県	2, 327, 277	321, 020	115. 7	735, 899	101, 509	114. 4
Ξ	重	県	499, 439	270, 803	97. 6	151, 630	82, 216	92. 7
滋	賀	県	370, 394	266, 293	96. 0	115, 848	83, 288	93. 9
京	都	府	677, 780	266, 086	95. 9	218, 957	85, 959	96. 9
大	阪	府	2, 559, 185	294, 782	106. 3	748, 373	86, 202	97. 1
兵	庫	県	1, 496, 110	268, 113	96. 6	502, 103	89, 980	101.4
奈	良	県	301, 251	214, 154	77. 2	119, 592	85, 016	95. 8
和	歌 山	県	221, 746	216, 208	77. 9	67, 137	65, 461	73. 8
鳥	取	県	121, 859	205, 769	74. 2	35, 580	60, 079	67. 7
島	根	県	148, 571	206, 861	74. 6	44, 868	62, 472	70. 4
岡	山	県	484, 845	250, 688	90. 4	141, 748	73, 291	82. 6
広	島	県	766, 034	268, 527	96. 8	237, 926	83, 403	94. 0
山		県	353, 556	242, 927	87. 6	106, 141	72, 929	82. 2
徳	島	県	186, 128	235, 235	84. 8	51, 312	64, 850	73. 1
香	JII	県	248, 819	246, 405	88. 8	75, 122	74, 394	83. 8
愛	媛	県	321, 028	221, 359	79. 8	92, 654	63, 888	72. 0
高	知	県	150, 433	196, 278	70. 8	46, 292	60, 400	68. 1
福	岡	県	1, 236, 282	245, 124	88. 4	378, 184	74, 984	84. 5
佐	賀	県	182, 419	213, 114	76. 8	51, 504	60, 171	67. 8
長	<b>崎</b>	県	279, 496	193, 980	69. 9	86, 650	60, 138	67. 8
熊	本	県	363, 709	198, 914	71. 7	107, 783	58, 947	66. 4
大	分	県	268, 886	223, 717	80. 6	75, 159	62, 534	70. 5
宮	- 崎 - ·	県	222, 935	194, 217	70. 0	64, 037	55, 788	62. 9
鹿	児 島	県	336, 452	196, 298	70. 8	96, 196	56, 124	63. 2
沖	縄	県	254, 217	179, 839	64. 8	71, 674	50, 703	
<b>合</b> (注)	1 人口1	計	35, 212, 992 たり指数は全国平均を	<b>277, 410</b> 100とした数値で、	100.0	11, 263, 814 3月31日現在の住民基	88, 737	100.0

<sup>1</sup> 人口1人当たり指数は全国平均を100とした数値で、人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。ただし、 岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれが把握できていない ため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。 2 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。 また、地方消費税清算後の額をベースにしている。

地力	方法 人 二 税		固	定資産税		*	郎道 府	旦
 税 額	人口1人	当たり	 税 額	人口1人:	<u></u> 当たり	┨ "		ᅏ
(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数	1		
131, 648	23, 941	66. 7	293, 042	53, 291	75. 8	北	海	道
27, 677	19, 828	55. 2	71, 421	51, 165	72. 7	青	森	県
26, 593	19, 868	55. 4	70, 674	52, 800	75. 1	岩	手	県
69, 873	30, 052	83. 7	140, 104	60, 258	85. 7	宮	城	県
21, 319	19, 423	54. 1	54, 600	49, 746	70. 7	秋	田	県
23, 769	20, 337	56. 7	61, 772	52, 853	75. 1	山	形	県
52, 096	25, 565	71. 2	129, 747	63, 671	90. 5	福	島	県
93, 671	31, 505	87. 8	200, 600	67, 470	95. 9	茨	城	県
65, 118	32, 626	90. 9	145, 964	73, 132	104. 0	栃	木	県
62, 984	31, 515	87. 8	141, 274	70, 688	100. 5	群	馬	県
178, 033	24, 931	69. 5	442, 155	61, 918	88. 0	) 埼	玉	県
154, 294		69. 8	395, 051	64, 112	91. 1	千	葉	県
1, 138, 918	89, 944	250. 6	1, 395, 451	110, 204			京	都
266, 051	29, 871	83. 2	655, 708	73, 621	104. 7		奈 川	県
66, 277		77. 6	155, 216	65, 248			澙	県
32, 838	30, 047	83. 7	74, 957	68, 586			山	県
35, 890	30, 935	86. 2	79, 008	68, 099			JII	県
29, 940		103. 4	63, 173	78, 337			井	県
32, 074		103. 8	58, 637	68, 138			梨	県
57, 632	26, 758	74. 5	141, 761	65, 819			野	県
57, 588		77. 3	136, 403	65, 683			阜	県
132, 832	35, 320	98. 4	293, 306	77, 990			岡	県
305, 721		117. 5	603, 074	83, 187			知	県
60, 803	32, 968	91.8	136, 605	74, 069			重	県
52, 791	37, 953	105. 7	97, 699	70, 240			賀	県
85, 320		93. 3	169, 104	66, 388			都	府
383, 467	44, 170	123. 1	658, 467	75, 846			阪	府
159, 196	28, 529	79. 5	390, 641	70, 006			庫	県
23, 450	16, 670	46. 4	69, 856	49, 659			良	県
22, 878		62. 1	59, 682	58, 192			歌山	県
13, 101		61. 6	32, 244	54, 446			取	県
16, 947		65. 7	39, 243	54, 639			根	県
58, 144		83. 8	126, 814	65, 569			山	県
100, 743		98. 4	196, 059	68, 727			島	県
41, 058		78. 6	96, 005	65, 965			_	県
26, 696		94. 0	51, 670	65, 303			島	県
36, 820		101. 6	62, 232	61, 628			JII	県
44, 179		84. 9	90, 127	62, 146			媛	県
13, 680		49. 7	40, 556	52, 916			知	県
148, 774		82. 2	310, 730	61, 610			岡	県
21, 968		71. 5	47, 702	55, 729			賀	県
28, 796		55. 7	68, 906	47, 823			崎	県
37, 932	20, 745	57. 8	91, 331	49, 950			本	県
29, 404		68. 2	73, 099	60, 819	86. 5		分	県
22, 538		54. 7	56, 726	49, 419	70. 3		崎	県
34, 883		56. 7	88, 082	51, 390			児島	県
29, 936		59. 0	72, 574	51, 341			縄	県
4, 556, 342	35, 895	100. 0	8, 929, 254	70, 345	100.0	+	ባግሪ	計
			等到历7的强国\ 及7的国人					βI

<sup>3</sup> 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除いたものである。
4 法人二税の税収額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いたものである。
5 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除いたものである。
6 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

#### 22 県民経済計算

	項	目		県 内 純	生 産		県月	已 所 得	(分配	)	県内	総生産
			実数(1	0億円)	増加率	(%)	実数(1	0億円)	増加率	(%)	実数(1	0億円)
ļ	県別		19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度
北	海	道	13, 468. 1	12, 978. 0	-2. 1	-3.6	13, 849. 8	13, 222. 1	-0. 9	-4. 5	18, 788. 7	18, 359. 5
青	森	県	3, 345. 9	3, 204. 3	-2.5	-4. 2	3, 453. 5	3, 297. 8	-1.5	-4. 5	4, 614. 3	4, 475. 1
岩	手	県	3, 246. 6	3, 053. 8	-0.7	-5. 9	3, 270. 4	3, 064. 3	0.3	-6. 3	4, 577. 0	4, 391. 8
宮	城	県	6, 099. 7	5, 796. 5	0.3	-5.0	6, 226. 2	5, 788. 4	1.0	-7. 0	8, 468. 2	8, 193. 4
秋	田	県	2, 785. 1	2, 551. 4	0.8	-8.4	2, 787. 1	2, 544. 7	1.9	-8. 7	3, 872. 9	3, 655. 2
山	形	県	3, 039. 1	2, 739. 4	3. 1	-9.9	3, 056. 1	2, 764. 7	3. 4	-9.5	4, 208. 6	3, 922. 4
福	島	県	5, 862. 2	5, 558. 9	-0.8	-5. 2	5, 951. 3	5, 629. 7	0. 1	-5. 4	7, 944. 5	7, 666. 9
茨	城	県	8, 561. 7	8, 346. 5	4.8	-2. 5	8, 955. 6	8, 723. 5	3. 7	-2. 6	11, 691. 0	11, 515. 7
栃	木	県	6, 291. 9	5, 892. 2	-0. 1	-6. 4	6, 344. 1	5, 866. 7	1.0	-7. 5	8, 398. 6	7, 990. 1
群	馬	県	5, 699. 8	5, 298. 3	-0.6	-7. 0	5, 896. 3	5, 418. 5	1.6	-8. 1	7, 602. 7	7, 221. 4
埼	玉	県	15, 591. 5	14, 905. 5	1. 2	-4. 4	21, 529. 2	20, 864. 5	1.9	-3. 1	21, 505. 3	20, 796. 1
Ŧ	葉	県	14, 165. 6	13, 713. 2	4. 4	-3. 2	18, 803. 8	18, 221. 4	4. 6	-3. 1	20, 095. 9	19, 688. 9
東	京	都	70, 910. 7	66, 755. 2	0.3	-5. 9	58, 551. 7	53, 349. 6	-1.0	-8. 9	93, 954. 0	89, 714. 9
神	奈 川	県	22, 365. 0	21, 457. 8	-0.4	-4. 1	29, 350. 0	28, 515. 0	1.1	-2.8	31, 794. 3	30, 898. 7
新	澙	県	6, 403. 1	6, 105. 0	-0.8	-4. 7	6, 596. 1	6, 260. 2	0. 1	-5. 1	8, 994. 6	8, 698. 3
富	山	県	3, 377. 4	3, 182. 2	-0.3	-5.8	3, 479. 6	3, 247. 4	0.8	-6. 7	4, 681. 4	4, 496. 4
石	JII	県	3, 404. 2	3, 230. 9	1.5	-5. 1	3, 505. 0	3, 291. 3	2. 8	-6. 1	4, 787. 1	4, 611. 4
褔	井	県	2, 309. 5	2, 197. 9	0.7	-4. 8	2, 342. 8	2, 212. 9	2. 2	-5. 5	3, 299. 2	3, 173. 5
山	梨	県	2, 329. 7	2, 257. 3	0. 1	-3. 1	2, 419. 5	2, 375. 8	1.2	-1.8	3, 181. 4	3, 119. 8
長	野	県	6, 153. 8	5, 824. 8	1.8	-5.3	6, 248. 0	5, 897. 6	2. 0	-5. 6	8, 335. 4	8, 034. 6
岐	阜	県	5, 404. 3	5, 217. 5	-1.1	-3.5	5, 854. 0	5, 582. 0	1.4	-4. 6	7, 423. 5	7, 265. 6
静	岡	県	12, 718. 9	12, 110. 1	-1.2	-4. 8	12, 996. 5	12, 216. 9	0. 9	-6.0	17, 044. 3	16, 452. 7
愛	知	県	26, 919. 5	23, 997. 8	1.0	-10. 9	26, 691. 5	23, 946. 3	1.8	-10. 3	37, 273. 0	33, 758. 0
三	重	県	5, 635. 6	4, 872. 8	0.9	-13. 5	6, 047. 9	5, 306. 4	2. 2	-12. 3	8, 122. 2	7, 325. 8
滋	賀	県	4, 384. 3	4, 129. 3	-3.8	-5.8	4, 464. 5	4, 183. 7	-0. 7	-6. 3	6, 070. 7	5, 773. 5
京	都	府	7, 510. 4	7, 226. 1	1.8	-3.8	7, 997. 6	7, 686. 3	4. 1	-3. 9	10, 172. 9	9, 922. 2
大	阪	府	28, 516. 6	27, 571. 6	2. 9	-3.3	27, 865. 5	26, 453. 7	4. 4	<b>−</b> 5. 1	39, 106. 8	37, 984. 6
兵	庫	県	13, 756. 9	13, 325. 2	-2. 0	-3. 1	15, 966. 4	15, 307. 3	-0. 1	-4. 1	19, 233. 0	19, 096. 6
奈	良	県	2, 756. 3	2, 586. 7	0. 1	-6. 2	3, 759. 7	3, 545. 9	1.4	-5. 7	3, 769. 5	3, 614. 8
和	歌山	県	2, 462. 2	2, 324. 8	-0.4	-5.6	2, 733. 9	2, 575. 4	0. 1	-5. 8	3, 435. 9	3, 310. 4
鳥	取	県	1, 413. 1	1, 358. 8	-3. 2	-3.8	1, 430. 3	1, 371. 2	-2. 4	-4. 1	2, 038. 6	1, 992. 7
島	根	県	1, 758. 9	1, 591. 1	3. 5	-9.5	1, 805. 0	1, 624. 7	3. 2	-10. 0	2, 517. 3	2, 374. 8
畄	山	県	5, 468. 2	5, 002. 7	-0.5	-8. 5	5, 696. 6	5, 186. 0	0. 2	-9.0	7, 656. 2	7, 223. 0
広	島	県	8, 517. 1	8, 181. 9	4. 2	-3.9	8, 814. 9	8, 128. 9	4. 8	-7. 8	11, 932. 5	11, 515. 6
山		県	4, 214. 7	3, 995. 9	1.0	-5. 2	4, 428. 6	4, 159. 9	2. 1	-6. 1	5, 919. 8	5, 721. 8
徳	島	県	2, 034. 9	1, 931. 6	-1.7	<b>−</b> 5. 1	2, 278. 6	2, 132. 1	0. 1	-6. 4	2, 740. 6	2, 654. 0
香	Ш	県	2, 681. 6	2, 563. 2	-1.5	-4. 4	2, 734. 8	2, 584. 6	-0. 4	-5. 5	3, 729. 0	3, 612. 3
愛	媛	県	3, 591. 7	3, 270. 5	-2.7	-8.9	3, 648. 3	3, 299. 4	-2. 3	-9. 6	5, 024. 7	4, 680. 2
高	知	県	1, 602. 5	1, 553. 8	-2. 2	-3.0	1, 654. 1	1, 582. 4	-3.0	-4. 3	2, 251. 4	2, 214. 8
福	岡	県	13, 794. 0	13, 185. 9	2.0	-4. 4	14, 125. 8	13, 365. 7	3. 4	-5. 4	18, 573. 9	18, 020. 0
佐	賀	県	2, 213. 3	2, 085. 7	5. 4	-5.8	2, 249. 3	2, 101. 4	6. 2	-6. 6	3, 021. 1	2, 923. 8
長	崎	県	3, 093. 6	3, 007. 3	0.8	-2.8	3, 232. 2	3, 107. 0	2. 6	-3.9	4, 379. 2	4, 310. 9
熊	本	県	4, 213. 5	3, 988. 3	2. 1	-5.3	4, 411. 4	4, 125. 0	3. 2	-6.5	5, 787. 6	5, 604. 9
大	分	県	3, 099. 2	3, 091. 5	-0.4	-0.2	3, 209. 6	3, 074. 4	1.9	-4. 2	4, 475. 1	4, 472. 4
宮	崎	県	2, 543. 3	2, 431. 2	1.4	-4. 4	2, 541. 1	2, 420. 1	2. 5	-4. 8	3, 639. 6	3, 550. 7
	児島		3, 892. 2	3, 716. 8	1.0	-4.5	4, 100. 5	3, 868. 9	2. 9	-5. 6	5, 468. 3	5, 318. 6
沖へ	縄	県 	2, 555. 1	2, 548. 2	1.0	-0.3	2, 833. 8	2, 805. 7	1.2	-1.0	3, 660. 9	3, 697. 4
合		計	382, 162. 6	361, 915. 7	0.6	-5. 3	396, 188. 4	372, 297. 3	1.4	-6. 0	525, 263. 1	505, 016. 3

<sup>(</sup>注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成23年版「県民経済計算年報」によるものである。 2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したもの である。

(名[	目 )	県内	総生産	(実	質 )	1人当たり県民所得			<del></del>	項目		
増加率	(%)	実数(1	0億円)	増加率	(%)	実数 (1,	(円000円)	増加率	(%)			
19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度		県	別
-2.0	-2. 3	20, 012. 2	19, 436. 5	-1.8	-2. 9	2, 486	2, 389	-0. 3	-3. 9	北	海	道
-1.8	-3.0	4, 771. 3	4, 605. 4	-2. 0	-3.5	2, 455	2, 369	-0.4	-3. 5	青	森	県
-0.4	-4. 0	5, 202. 3	4, 986. 3	1.6	-4. 2	2, 398	2, 267	1.1	-5. 5	岩	手	県
-1.1	-3. 2	9, 076. 3	8, 784. 6	-0. 8	-3. 2	2, 652	2, 473	1. 3	-6. 7	宮	城	県
0. 5	-5. 6	4, 376. 1	4, 102. 4	1. 9	-6. 3	2, 487	2, 297	3. 1	-7. 6	秋	田	県
2. 5	-6.8	4, 863. 8	4, 568. 3	4. 0	-6. 1	2, 550	2, 327	4. 2	-8. 8	山	形	県
-0. 2	-3.5	9, 180. 3	8, 898. 8	1. 7	-3. 1	2, 880	2, 743	0.8	-4. 8	褔	島	県
4. 1	-1.5	12, 142. 6	11, 878. 3	4. 1	-2. 2	3, 017	2, 943	3.8	-2. 4	茨	城	県
0.3	-4. 9	9, 128. 2	8, 707. 7	-0. 1	-4. 6	3, 150	2, 917	1.0	-7. 4	栃	木	県
-0.5	-5. 0	7, 922. 1	7, 472. 2	-0. 3	-5. 7	2, 924	2, 693	1.8	-7. 9	群	馬	県
1. 2	-3. 3	23, 201. 2	22, 301. 9	1. 4	-3. 9	3, 036	2, 933	1.6	-3. 4	埼	玉	県
3. 6	-2. 0	20, 914. 9	20, 555. 3	3. 5	-1.7	3, 083	2, 976	4. 2	-3. 5	千	葉	県
0.3	-4. 5	100, 982. 9	97, 500. 5	1. 4	-3.4	4, 589	4, 155	-1.8	-9. 5	東	京	都
-0. 1	-2. 8	34, 925. 8	33, 830. 5	0. 8	-3. 1	3, 305	3, 198	0. 6	-3. 2	神	奈 川	県
-1.5	-3. 3	9, 535. 0	9, 221. 2	-1. 3	-3. 3	2, 743	2, 618	0. 7	-4. 5	新	澙	県
-0. 2	-4. 0	5, 052. 8	4, 903. 1	-0. 1	-3.0	3, 147	2, 949	1. 2	-6. 3	富	山	県
1.0	-3. 7	5, 232. 1	5, 028. 7	1. 2	-3. 9	2, 996	2, 818	3. 0	-5. 9	石	JII	県
0. 1	-3.8	3, 463. 5	3, 281. 2	0. 5	-5. 3	2, 871	2, 724	2. 6	-5. 1	福	井	県
0. 1	-1.9	3, 261. 3	3, 170. 0	-0. 6	-2.8	2, 759	2, 729	1. 6	-1. 1	山	梨	県
1.1	-3.6	9, 457. 4	9, 302. 5	3. 4	-1.6	2, 865	2, 717	2. 4	-5. 2	長	野	県
-1. 2	-2. 1	7, 903. 0	7, 672. 7	-1.0	-2. 9	2, 782	2, 658	1. 5	-4. 5	岐	阜	県
-0. 7	-3.5	17, 657. 0	17, 098. 3	-0.5	-3. 2	3, 420	3, 215	0.8	-6. 0	静	岡	県
1.9	-9. 4	42, 146. 9	38, 691. 3	4. 3	-8. 2	3, 627	3, 234	1. 0	-10. 8	愛	知	県
1.4	-9.8	8, 921. 5	8, 272. 5	2. 5	-7. 3	3, 224	2, 829	2. 0	-12. 2	Ξ	重	県
-1.6	-4. 9	6, 642. 7	6, 284. 3	-3. 8	-5. 4	3, 198	2, 984	-1. 2	-6. 7	滋	賀	県
1.1	-2. 5	10, 572. 1	10, 276. 5	0. 7	-2. 8	3, 035	2, 924	4. 4	-3. 7	京	都	府
1. 7	-2. 9	41, 226. 4	39, 877. 5	2. 0	-3. 3	3, 162	3, 004	4. 5	-5. 0	大	阪	府
-1.6	-0. 7	21, 393. 4	21, 358. 4	-0. 7	-0. 2	2, 857	2, 740	-0. 1	-4. 1	兵	庫	県
-0. 2	-4. 1	3, 985. 9	3, 828. 5	0. 0	-3. 9	2, 666	2, 526	1. 8	-5. 3	奈	良	県
-0.6	-3. 7	3, 402. 4	3, 087. 3	-3. 1	-9. 3	2, 682	2, 546	1. 0	-5. 1		歌山	
-2. 7	-2. 3	2, 131. 2	2, 070. 5	-2. 9	-2.8	2, 384	2, 304	-1. 7	-3. 4	鳥	取	県
2. 7	-5. 7	2, 625. 8	2, 462. 9	2. 6	-6. 2	2, 469	2, 241	4. 0	-9. 2	島	根	県
-0.6	-5. 7	8, 196. 6	7, 811. 4	-0. 1	-4. 7	2, 918	2, 662	0. 4	-8. 8	岡	山	県
3.0	-3.5	12, 881. 2	12, 274. 2	3. 4	-4.7	3, 068	2, 834	4. 8	-7. 6	広.	島	県
1. 2	-3.3	6, 088. 6	5, 845. 9	1.6	-4.0	3, 005	2, 843	2. 7	-5. 4 5. 7	山		県
-1.8	-3. 2	2, 850. 7	2, 746. 3	-2. 2	-3. 7	2, 849	2, 685	0. 7	-5. 7	徳	島	県
-1.6	-3. 1	3, 842. 7	3, 706. 3	-2. 0	-3.6	2, 719	2, 578	-0. 1	-5. 2	香	744 ]]]	県
-1.7	-6. 9	5, 182. 7	4, 802. 1	-2. 1	-7. 3	2, 513	2, 285	-1. 7	-9. 1	愛	媛	県
-1.7	-1.6	2, 286. 1	2, 222. 4	-2. 5	-2.8	2, 116	2, 046	-2. 0	-3. 3	高	知	県
1.5	-3.0	19, 528. 8	19, 010. 1	1.5	-2.7	2, 794	2, 644	3. 4	-5. 4	福	岡	県
3.8	-3. 2	3, 158. 6	3, 040. 8	3.6	-3.7	2, 618	2, 455	6. 6	-6. 2	佐	賀	県
-0.1	-1.6	4, 764. 7	4, 533. 9	-2. 1	-4. 8	2, 224	2, 157	3.5	-3. 0	長能	崎	県
1.5	-3. 2	6, 242. 4	6, 117. 6	1.4	-2. 0 1. 7	2, 413	2, 265	3.7	-6. 1	熊士	本ハ	県
-0.4	-0. 1	4, 815. 0	4, 894. 4	-1.3	1.7	2, 668	2, 562	2. 1	-4. 0	大京	分	県
0.8	-2. 4	3, 993. 4	3, 841. 6	1.4	-3.8	2, 224	2, 130	3.0	-4. 2	宮	崎田自	県
0.7	-2. 7	5, 709. 2	5, 513. 3	0.6	-3. 4	2, 370	2, 253	3. 7	-4. 9 -1. 2		児島	
0.4	1.0	3, 933. 7	3, 984. 5	-0. 2	1.3	2, 064	2, 039	0.9	-1. 2	沖	縄	県
0. 5	-3. 9	564, 785. 0	543, 860. 9	1.1	-3. 7	3, 101	2, 916	1.4	-6. 0	合		計

## 23 主要経済指標の推移

区分	国内斜	※ 生 産	国内民間約	総資本形成	民 間 企	業 設 備
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
61	3,422,664	103.6	717,238	100.2	563,462	103.3
62	3,622,967	105.9	826,181	115.2	600,936	106.7
63	3,876,856	107.0	955,102	115.6	718,103	119.5
平成元年度	4,158,852	107.3	1,066,512	111.7	807,038	112.4
2	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
3	4,736,076	104.9	1,196,915	100.5	929,323	100.9
4	4,832,556	102.0	1,102,788	92.1	873,450	94.0
5	4,826,076	99.9	987,425	89.5	751,634	86.1
6	4,956,122	101.4	957,339	97.0	713,874	96.5
7	5,045,943	101.8	976,255	102.0	722,218	101.2
8	5,159,439	102.2	1,038,733	106.4	745,079	103.2
9	5,212,954	101.0	1,043,892	100.5	781,900	104.9
10	5,109,192	98.0	907,927	87.0	709,486	90.7
11	5,065,992	99.2	870,110	95.8	698,279	98.4
12	5,108,347	100.8	927,307	106.6	720,764	103.2
13	5,017,106	98.2	853,479	92.0	676,867	93.9
14	4,980,088	99.3	811,107	95.0	644,187	95.2
15	5,018,891	100.8	843,221	104.0	658,481	102.2
16	5,027,608	100.2	874,659	103.7	678,469	103.0
17	5,053,494	100.5	896,412	102.5	706,357	104.1
18	5,091,063	100.7	939,004	104.8	746,507	105.7
19	5,130,233	100.8	948,434	101.0	768,317	102.9
20	4,895,201	95.4	888,835	93.7	710,147	92.4
21	4,738,592	96.8	682,757	76.8	607,595	85.6
22	4,792,046	101.1	735,717	107.8	620,526	102.1
23	4,701,000	98.1	721,000	98.0	610,000	98.3
24	4,796,000	102.0	769,000	106.7	642,000	105.2

区分	民間在庫	国品 増加	民 間	住 宅	民間最終	消費支出
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
61	-6,399	-	160,175	108.7	1,854,787	103.7
62	21,219	-	204,026	127.4	1,953,447	105.3
63	18,569	-	218,430	107.1	2,067,900	105.9
平成元年度	28,738	-	230,736	105.6	2,205,700	106.7
2	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
3	33,881	-	233,711	93.2	2,499,230	104.8
4	232	-	229,106	98.0	2,572,736	102.9
5	-4,557	-	240,348	104.9	2,631,921	102.3
6	-14,574	-	258,039	107.3	2,747,092	102.5
7	12,203	-	241,834	93.7	2,796,223	101.8
8	16,335	-	277,319	114.7	2,871,189	102.7
9	34,498	-	227,494	82.0	2,881,365	100.4
10	7	-	198,434	87.2	2,880,810	100.0
11	-32,337	-	204,168	102.9	2,895,073	100.5
12	3,344	-	203,199	99.5	2,885,343	99.7
13	-9,252	-	185,864	91.5	2,890,920	100.2
14	-13,093	-	180,013	96.9	2,888,248	99.9
15	4,735	-	180,005	100.0	2,882,973	99.8
16	12,380	-	183,810	102.1	2,884,128	100.0
17	6,146	-	183,909	100.1	2,923,976	101.4
18	4,684	-	187,813	102.1	2,933,752	100.3
19	16,576	-	163,541	87.1	2,947,275	100.5
20	13,412	-	165,276	101.1	2,881,054	97.8
21	-51,257	-	126,419	76.5	2,842,276	98.7
22	-14,774	-	129,965	102.8	2,841,923	100.0
23	-24,000	-	135,000	104.1	2,827,000	99.5
24	-18,000	-	145,000	107.3	2,854,000	101.0

区分	鉱工業生		企 業 物	価 指 数	消費者物	
	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)
昭和45年度	45.6	110.8	57.9	102.1	33.0	1
50	49.6	95.6	89.4	102.3	57.0	110.4
55	67.0	102.2	117.7	112.5	78.1	107.6
60	79.7	102.5	115.7	98.3	88.4	101.9
61	79.6	99.8	109.6	94.7	88.4	100.0
62	84.4	105.9	107.7	98.3	88.9	100.5
63	91.7	108.9	107.1	99.4	89.6	100.8
平成元年度	95.7	104.3	109.9	102.6	92.1	102.9
2	100.4	105.0	111.3	101.5	95.0	103.3
3	99.7	99.3	111.8	100.4	97.6	102.8
4	93.8	93.7	110.6	99.0	99.2	101.6
5	90.4	96.0	108.6	98.2	100.5	101.2
6	93.2	103.0	107.2	98.7	100.8	100.4
7	95.2	102.1	106.0	99.2	100.6	99.9
8	98.4	103.4	104.5	98.5	101.0	100.4
9	99.5	101.1	105.5	101.0	103.1	102.0
10	92.7	93.0	103.2	97.8	103.3	100.2
11	95.1	102.6	102.4	99.2	102.8	99.5
12	99.2	104.3	101.8	99.9	102.1	99.5
13	90.1	90.9	99.4	97.6	101.1	99.0
14	92.7	102.8	97.7	98.4	100.5	99.4
15	95.4	103.5	97.2	99.5	100.3	99.8
16	99.1	103.9	98.7	101.5	100.2	99.9
17	100.7	101.6	100.5	102.1	100.0	99.9
18	105.3	104.6	102.5	102.0	100.2	100.2
19	108.1	102.7	104.9	102.3	100.6	100.4
20	94.4	87.3	108.2	103.2	101.7	101.1
21	86.1	91.1	102.6	94.8	100.0	98.3
22	93.8	108.9	103.3	100.3	99.6	99.6
23	_	98.1	-	101.9	-	99.8
24	=	106.1	-	100.7	-	100.1

(注) 平成22年度までは実績、平成23年度及び平成24年度は「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成24年1月24日閣議決定)によった。
なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降で成6年度までは平成12年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものである。

164

# 参考

- I 平成24年度地方財政計画
- Ⅱ 平成24年度租税及び印紙収入予算額
- Ⅲ 平成24年度の税制改正(内国税関係)による 増減収見込額
- IV 平成24年度主要経済指標

# I 平成24年度地方財政計画

## 【通常収支分】

(単位:億円)

区分	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	336, 569	334, 037	2, 532	0.8
Ⅱ 地 方 譲 与 税	22, 615	21, 749	866	4.0
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2, 803	2, 778	25	0.9
2 石油ガス譲与税	113	119	$\triangle$ 6	△ 5.0
3 自動車重量譲与税	2, 884	2, 968	△ 84	△ 2.8
4 航空機燃料讓与税	127	131	$\triangle$ 4	△ 3.1
5 特 別 と ん 譲 与 税	124	112	12	10. 7
6 地方法人特別譲与税	16, 564	15, 641	923	5. 9
Ⅲ 地 方 特 例 交 付 金	1, 275	3, 877	$\triangle$ 2,602	△ 67.1
Ⅳ 地 方 交 付 税	174, 545	173, 734	811	0.5
V 国 庫 支 出 金	117, 604	121, 745	△ 4,141	$\triangle$ 3.4
1 義務教育職員給与費負担金	15, 575	15, 666	△ 91	△ 0.6
2 その他普通補助負担金等	74, 315	77, 533	△ 3,218	$\triangle$ 4. 2
(7) 生活保護費負担金	28, 299	26, 044	2, 255	8. 7
(4) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	5, 474	5, 378	96	1.8
(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	9, 767	8, 503	1, 264	14. 9
(エ) 子どものための金銭の給付交付金	14, 585	21, 226	$\triangle$ 6, 641	△ 31.3
公立高等学校授業料不徴収交付金 (オ) 及び高等学校等就学支援金交付金	3, 906	3, 867	39	1. 0
(カ) その他の補助負担金等	12, 284	12, 515	△ 231	△ 1.8
3 公共事業費補助負担金	24, 984	25, 656	$\triangle$ 672	△ 2.6
(7) 普通建設事業費補助負担金	24, 565	25, 182	△ 617	$\triangle$ 2. 5
(イ) 災害復旧事業費補助負担金	419	474	$\triangle$ 55	△ 11.6
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	267	267	0	0.0
5 施設等所在市町村調整交付金	68	68	0	0.0
6 交通安全対策特別交付金	715	733	△ 18	△ 2. 5
7 電源立地地域対策等交付金	1, 319	1, 455	△ 136	△ 9.3
8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	305	311	$\triangle$ 6	△ 1.9
9 石油貯蔵施設立地対策等交付金	56	56	0	0.0
VI 地 方 債	111,654	114, 772	△ 3, 118	$\triangle$ 2. 7
Ⅷ 使 用 料 及 び 手 数 料	14, 037	14, 279	$\triangle$ 242	△ 1. 7
VⅢ 雑	40, 444	40, 861	△ 417	△ 1.0
IX 緊急防災・減災事業一般財源充当分	$\triangle$ 96	_	△ 96	_
歳 入 合 計	818, 647	825, 054	$\triangle$ 6, 407	△ 0.8

				(単作	立:億円)
F	平成24年度	平成23年度	増減額	増	減率
区 分	(A)	(B)	(A)-(B)		(%)
B 歳 出	000 760	010 604	A 0.004	_	1 4
I 給 与 関 係 経 費 1 給与費(地方議会議員共済会負担金	209, 760	212, 694	$\triangle$ 2, 934	$\triangle$	1.4
及び退職手当を除く)	187, 154	189, 340	△ 2, 186	$\triangle$	1.2
(7)義務教育教職員	58, 532	59, 508	△ 976	$\triangle$	1.6
(4) 警察関係職員	23, 104	23, 371	<u>△</u> 267	$\triangle$	1. 1
(ウ) 消 防 職 員	12, 184	12, 320	$\triangle$ 136	$\triangle$	1.1
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並	93, 334	94, 141	△ 807	$\triangle$	0.9
いに特別城寺					
2 地方議会議員共済会負担金 3 退 職 手 当	857	1, 347	$\triangle$ 490	$\triangle$	36. 4
3 区 職 于 ヨ 4 恩 給 費	21, 513 236	21, 733 274	$\triangle$ 220 $\triangle$ 38	$\triangle$	1.0
II 一 般 行 政 経 費	311, 406	308, 226	3, 180		13. 9
1 国庫補助負担金等を伴うもの	158, 820	157, 481			1. 0 0. 9
	•	· ·	1, 339		
(ア) 生 活 保 護 費   (イ) 児 童 保 護 費	37, 731	34, 726	3, 005		8.7
(ウ) 障害者自立支援給付費	10, 949	10, 756	193		1.8
***	19, 534	17, 005	2, 529		14. 9
	21, 309	19, 844	1, 465		7.4
(オ) 介 護 給 付 費 (カ) 子どものための金銭の給付交付金	22, 442	20, 925	1, 517	_	7. 2
(*) その他の一般行政経費	20, 730	26, 691	$\triangle$ 5, 961	$\bigwedge$	22. 3
	26, 125	27, 534	△ 1,409	$\triangle$	5. 1
2 国庫補助負担金を伴わないもの 3 国民健康保険・後期高齢者医療制	138, 095	138, 601	$\triangle$ 506	$\triangle$	0.4
5 国氏医尿环族 · 该别同副有区原间 度関係事業費	14, 491	12, 144	2, 347		19.3
Ⅲ 地域経済基盤強化・雇用等対策費	14, 950	15,000	△ 50	$\triangle$	0.3
IV 公 債 費	130, 790	132, 423	$\triangle$ 1,633	$\triangle$	1.2
V 維 持 補 修 費	9, 667	9,612	55		0.6
VI 投 資 的 経 費	108, 984	113, 032	$\triangle$ 4, 048	$\triangle$	3.6
1 直 轄 事 業 負 担 金	5, 876	6, 415	$\triangle$ 539	$\triangle$	8.4
2 公 共 事 業 費	51, 478	53, 059	$\triangle$ 1,581	$\triangle$	3.0
(ア) 普通建設事業費	50, 901	52, 406	$\triangle$ 1, 505	$\triangle$	2.9
(イ) 災害復旧事業費	577	653	$\triangle$ 76	$\triangle$	11.6
(直轄、補助事業計)	57, 354	59, 474	△ 2, 120	$\triangle$	3.6
3 一般事業費	33, 222	34, 936	$\triangle$ 1,714	$\triangle$	4.9
(7) 普通建設事業費	32, 852	34, 566	$\triangle$ 1,714	$\triangle$	5.0
(4) 災害復旧事業費	370	370	0		0.0
4 特 別 事 業 費	18, 408	18, 622	$\triangle$ 214	$\triangle$	1. 1
(7) 過 疎 対 策 事 業 費	8, 055	7, 606	449		5. 9
(4) 地域活性化事業費	559	593	$\triangle$ 34	$\triangle$	5. 7
(ウ) 旧合併特例事業費	7, 722	8, 312	$\triangle$ 590	$\triangle$	7. 1
(工) 防災対策事業費	1, 034	1,073	$\triangle$ 39	$\triangle$	3.6
(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	1, 038	1, 038	0		0.0
(地方単独事業計)	51,630	53, 558	$\triangle$ 1, 928	$\triangle$	3. 6
VII 公 営 企 業 繰 出 金	26, 590	26, 867	$\triangle$ 277	$\triangle$	1.0
1 収益勘定繰出金	13, 239	13, 553	$\triangle$ 314	$\triangle$	2.3
2 資本勘定繰出金	13, 351	13, 314	37		0.3
₩ 地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	6, 500	7, 200	△ 700	$\triangle$	9.7
・	818, 647	825, 054	△ 6, 407	Δ	0.8
**************************************	010, 011	220, 001			•••

(注) 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された 「地方再生対策費」(3,000億円)及び「地域活性化・雇用等対策費」(1兆2,000億円)の合算額である。

#### (参 考)

#### 歳入歳出の構成比

#### (1) 歳 入

		平成 2	4年度	平成23年度		
区 分		計画額	構成比	計画額	構成比	
		億円	%	億円	%	
地 方	税	336, 569	41. 1	334, 037	40.5	
地 方 譲 与	税	22, 615	2.8	21, 749	2.6	
地方特例交付	金	1, 275	0. 2	3, 877	0.5	
地 方 交 付	税	174, 545	21. 3	173, 734	21. 1	
国 庫 支 出	金	117, 604	14. 4	121, 745	14.8	
地 方	債	111, 654	13. 6	114, 772	13. 9	
使 用 料 及 び 手 数	料	14, 037	1.7	14, 279	1. 7	
雑   収	入	40, 444	4. 9	40, 861	4. 9	
歳 入 合 計		818, 743	100.0	825, 054	100. 0	

<sup>(</sup>注)上記の計数の合計(81兆8,743億円)は、緊急防災・減災事業一般財源充当分△96億円を含まない。

## (2) 歳 出

			平成 2	4年度	平成23年度				
	区 分			e <i>i</i>			構成比	計画額	構成比
						億円	%	億円	%
給	与	関	係	経	費	209, 760	25. 6	212, 694	25. 8
_	般	行	政	経	費	311, 406	38. 0	308, 226	37. 3
地地	地域経済基盤強化・雇用等対策費		14, 950	1.8	15,000	1.9			
公		債	責		費	130, 790	16. 0	132, 423	16. 0
維	持	袝	甫	修	費	9, 667	1. 2	9, 612	1. 2
投	資	白	勺	経	費	108, 984	13. 3	113, 032	13. 7
公	営	企 第	<b>美</b> 縛	東 出	金	26, 590	3. 3	26, 867	3. 2
	地方交付税の不交付団体における平 均水準を超える必要経費		6, 500	0.8	7, 200	0. 9			
	歳	出	合	計		818, 647	100.0	825, 054	100.0

<sup>(</sup>注) 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」 (3,000億円) 及び「地域活性化・雇用等対策費」 (1兆2,000億円) の合算額である。

# 【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

		区		分		平成24年度 (億円)	構 成 比 (%)
A 点	轰		入				
I	震	災 復 興	特 別	交 付	税	6, 855	38. 5
II	玉	庫	支	出	金	10,772	60. 6
Ш	地		方		債	127	0. 7
IV	雑		収		入	34	0.2
	歳	入 合	計			17, 788	100.0
B	轰		出				
I	給	与 関	係	経	費	145	0.8
П	_	般 行	政	経	費	9, 496	53. 4
Ш	公		債		費	33	0.2
IV	投	資	的	経	費	8, 091	45. 5
V	公	営 企	業繰	出	金	23	0.1
	歳	出合	計			17, 788	100.0

## (緊急防災・減災事業)

()[,10,1)		1909 ( 1 910)		1	
		区 分		平成24年度 (億円)	構 成 比 (%)
A 克	支	入			
I	_	般 財 源 充 当	分	96	1.5
$\Pi$	玉	庫 支 出	金	2, 059	32. 5
Ш	地	方	債	4, 173	66.0
IV	雑	収	入	1	0.0
	歳	入 合 計		6, 329	100.0
B 苈	轰	出			
I	_	般 行 政 経	費	120	1.9
П	公	債	費	30	0.5
Ш	投	資 的 経	費	5, 743	90.7
IV	公	営 企 業 繰 出	金	436	6. 9
	歳	出 合 計		6, 329	100.0

# Ⅱ 平成24年度租税及び印紙収入予算額

(単位 億円)

		<u>\forall.</u>		24	 年	<u>(単位 億円)</u> 度
税目	平成23年度 当初予算額	前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額	現行法による収入見込額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額
	(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5) = (3) + (4)	(6)=(5)-(1)
(一般会計)						
所 源 泉 分	111,720	△ 950	110, 770	170	110, 940	△ 780
得   申	23, 180	810	23, 990	△ 20	23, 970	790
税計	134, 900	△ 140	134, 760	150	134, 910	10
法 人 税	77, 920	10, 070	87, 990	90	88, 080	10, 160
相続税	14, 230	70	14, 300	-	14, 300	70
消 費 税	101, 990	2, 240	104, 230	-	104, 230	2, 240
酒税	13, 480	△ 90	13, 390	_	13, 390	△ 90
た ば こ 税	8, 160	1, 290	9, 450	_	9, 450	1, 290
揮 発 油 税	26, 340	△ 230	26, 110	_	26, 110	△ 230
石 油 ガ ス 税	120	△ 10	110	_	110	△ 10
航空機燃料税	460	△ 20	440	-	440	△ 20
石 油 石 炭 税	5, 120	△ 50	5, 070	390	5, 460	340
電源開発促進税	3, 460	△ 170	3, 290	-	3, 290	△ 170
自動車重量税	4, 280	350	4, 630	△ 460	4, 170	△ 110
関税	8, 150	940	9, 090	10	9, 100	950
と ん 税	90	10	100	-	100	10
印 収 入 印 紙	7, 570	△ 210	7, 360	10	7, 370	△ 200
紙 現 金 収 入	3,000	△ 50	2, 950	-	2, 950	△ 50
入】計	10, 570	△ 260	10, 310	10	10, 320	△ 250
合 計	409, 270	14, 000	423, 270	190	423, 460	14, 190
<ul><li>交付税及び譲与税配 付金特別会計</li></ul>						
地方揮発油税	2,818	$\triangle$ 25	2, 793	-	2, 793	△ 25
石油ガス税 (譲与分)	120	△ 10	110	-	110	△ 10
航空機燃料税(譲与分)	131	Δ 5	126	-	126	Δ 5
自動車重量税(譲与分)	2, 938	239	3, 177	△ 315	2, 862	△ 76
特別とん税	113	12	125	-	125	12
地方法人特別税	15, 657	926	16, 583	4	16, 587	930
合 計	21,777	1, 137	22, 914	△ 311	22, 603	826
(国債整理基金特別会計)						
たばこ特別税	1, 262	200	1, 462	_	1, 462	200
東日本大震災復興特別会計(仮称)						
復興特別所得税	_	495	495	-	495	495
復興特別法人税	-	4, 810	4, 810	_	4, 810	4, 810
合 計	_	5, 305	5, 305	_	5, 305	5, 305
総計	432, 309	20, 642	452, 951	Δ 121	452, 830	20, 521

# Ⅲ 平成24年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税 (1) 給与所得控除の上限設定 (2) 退職所得課税の見直し (3) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し (4) 住宅ローン減税の拡充(認定省エネ住宅に係る措置の追加)	842 89 7 ▲ 6	143 21 3 <b>△</b> 1
個人所得課税 計  2. 資産課税 (1) 山林に係る相続税の納税猶予制度の創設 (2) 会社分割に係る登録免許税の特例の見直し 資産課税 計	932 <b>A</b> 4  17  13	166  166  7 6
3. 法人課税 (1) 環境関連投資促進税制の拡充 (2) 福島復興再生特別措置法(仮称)に係る税制措置 (3) 社会・地域貢献準備金制度の廃止 (4) 関西国際空港整備準備金制度の改組 法人課税 計	▲       5         ▲       154         185       ▲         2       24	▲ 5 ▲ 100 185 0 80
4. 消費課税 (1) 車体課税 ①自動車重量税の見直し ②衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物自動車に係る自動車重量税の軽減 (2) 地球温暖化対策のための税	▲ 548 ▲ 2 2,623 2,073	▲ 458 ▲ 1 391 ▲ 68
(2) 沖縄発電用特定LNGに係る石油石炭税の免税 沖縄関連税制 計 一般会計分計	<b>▲</b> 4 12 3,030	<u>↑</u> 2 7

<sup>(</sup>注1) 上記のほか、「4. (1)車体課税」による特別会計分の減収見込額は、平年度▲378億円、初年度▲315億円と見込まれる。

<sup>(</sup>注2) 「住宅ローン減税の拡充 (認定省エネ住宅に係る措置の追加)」の平年度減収見込額は、適用対象となる平成24年及び25年 居住分について、控除が行われる期間全体にわたる減収見込額の合計の平均額を計上している。

## Ⅳ 平成24年度主要経済指標

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対前年度比増減率					
	(2010年度)	(2011年度)	(2012年度)	平成2	平成22年度 平成23年度			平成24年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2010	年度)	(2011年度)		(2012年度)	
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	479.2	470.1	479.6	1.1	3.1	<b>▲</b> 1.9	▲ 0.1	2.0	2.2
民間最終消費支出	284.2	282.7	285.4	▲ 0.0	1.6	▲ 0.5	0.3	1.0	1.1
民間住宅	13.0	13.5	14.5	2.8	2.3	4.1	2.9	7.3	6.3
民間企業設備	62.1	61.0	64.2	2.1	3.5	▲ 1.7	▲ 1.1	5.2	5.1
民間在庫品増加()内は寄与度	<b>▲</b> 1.5	▲ 2.4	<b>▲</b> 1.8	(0.8)	(0.8)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(0.1)	(0.1)
政府支出	117.1	119.8	120.3	0.1	0.5	2.3	2.3	0.4	0.6
政府最終消費支出	95.8	97.9	98.3	1.6	2.3	2.2	2.5	0.4	0.8
公的固定資本形成	21.4	21.9	21.9	▲ 6.1	▲ 6.8	2.0	0.9	0.1	▲ 1.0
財貨・サービスの輸出	73.8	72.5	77.2	14.4	17.2	▲ 1.8	0.0	6.6	6.5
(控除)財貨・サービスの輸入	69.5	76.9	80.2	15.5	12.0	10.7	4.6	4.2	3.3
内需寄与度				1.1	2.4	▲ 0.1	0.6	1.7	1.8
民需寄与度				1.1	2.3	▲ 0.6	0.0	1.6	1.6
公需寄与度				0.0	0.1	0.6	0.6	0.1	0.2
外需寄与度				▲ 0.0	0.8	▲ 1.8	▲ 0.7	0.3	0.4
国民所得	349.3	342.3	349.4	2.0		▲ 2.0		2.1	
雇用者報酬	244.3	244.5	246.9	0.5		0.1		1.0	
財産所得	19.8	19.1	19.7	▲ 7.7		▲ 3.5		2.7	
企業所得	85.2	78.6	82.9	9.2		<b>▲</b> 7.7		5.4	
労働•雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力人口	6,587	6,538	6,551		▲ 0.3		▲ 0.7		0.2
就業者数 	6,257	6,243	6,269		▲ 0.1		▲ 0.2		0.4
雇用者数	5,469	5,474	5,518		0.2		0.1		0.8
   完全失業率	%	%程度	%程度						
ルエスネー	5.0	4.5	4.3						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	8.9	<b>▲</b> 1.9	6.1						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	0.7	1.9	0.7						
消費者物価指数・変化率	▲ 0.4	▲ 0.2	0.1						
GDPデフレーター・変化率	▲ 2.0	▲ 1.8	▲ 0.2						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度
貿易・サービス収支	5.2	▲ 3.6	▲ 1.7						
貿易収支	6.5	<b>▲</b> 1.6	0.1						
輸出	64.5	64.2	69.1		16.0		▲ 0.4		7.6
輸入	58.0	65.8	69.0		18.4		13.6		4.8
経常収支 	16.1	9.9	12.2						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.4	2.1	2.5						

<sup>(</sup>注1) 消費者物価指数は総合である。 (注2) 労働・雇用については岩手県、宮城県及び福島県を含む全国値。なお、平成22年度は、一定の仮定の下で内閣府が試算したもの。 (注3) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府 としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成22年度 (実績)	平成23年度	平成24年度
世界GDP(日本を除く)の 実質成長率(%)	4.3	3.0	3.1
円相場(円/ドル)	85.7	78.5	77.5
原油輸入価格(ドル/バレル)	84.4	113.2	113.0

#### (備考)

- 1. 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 2. 円相場は、平成23年11月1日~11月30日の1か月間の平均値(77.5円/ドル)で同年12月以後一定と想定。 3. 原油輸入価格は、平成23年11月1日~11月30日の1か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(113.0ドル/バレル)で 同年12月以後一定と想定。